

令和五年十二月定例会

令和 5 年第 4 回

菊陽町議会 12 月定例会会議録

令和 5 年 12 月 5 日～12 月 15 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

令和5年第4回定例会議会会期日程

| 月 日 | 曜 日 | 内 容 |
|-------|-----|---|
| 12／5 | 火 | 開会・行政報告・提案理由説明 議案審議（承認第8号）質疑・討論・表決、（報告第18号）質疑・研修報告 |
| 12／6 | 水 | 一般質問（4人） |
| 12／7 | 木 | 一般質問（4人） |
| 12／8 | 金 | 一般質問（4人） |
| 12／9 | 土 | 休会 |
| 12／10 | 日 | 休会 |
| 12／11 | 月 | 休会（議案調査） |
| 12／12 | 火 | 総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会 |
| 12／13 | 水 | 休会（議案調査） |
| 12／14 | 木 | 休会（議事整理） |
| 12／15 | 金 | 議案審議（議案第58号～議案第63号）質疑・討論・表決・発議・閉会 |

令和5年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|----|-----------------|------------------|--|
| 1 | 吉村 恭輔 (P28～) | 1. 給食費・副食費について | 給食費の無償化について、早期に開始すべきと考えるが町はどのように考えているのか。 |
| | | 2. 不登校の児童・生徒について | (1) 昨年度、熊本県内の小学校から高校で不登校だった児童・生徒は6,130人だったとの報道があったが、菊陽町の小中学校において不登校と思われる児童・生徒は何名いるのか。 (2) 不登校になった原因を町は把握しているのか。把握している場合、どのような原因が多いのか。 (3) 不登校にある児童・生徒に対し学校や町はどのような対応をしているのか。また、支援体制はあるのか。 (4) 不登校の児童・生徒に対し学習やカウンセリング等が出来る場所を提供するためにフリースクールの設置をするべきと考えるが町はどのように考えているか。 |
| | | 3. 公民館の在り方について | (1) 全行政区の中で、公民館が無い行政区はいくつあるか。 (2) 公民館が無い行政区において、公民館建設を希望している行政区はいくつあるか。 (3) 公民館建設を希望する行政区における進捗状況はどうか。また1年以上、進展が無い行政区はあるのか。 (4) 1年以上進展がない行政区がある場合、どういった問題があるのか。また問題点に対する対応策はあるのか。 |
| | | 4. 消防団の在り方について | (1) 菊陽町消防団における現在の団員数は。また定員に対して過不足はあるか。 (2) 町が把握している消防団の問題点や課題はあるか。 (3) 地域によっては消防団のなり手が少ないという話や、職業の多様化により火事等の災害時に団員の集まる数が少ないという話を聞くが、将来的にも消防団を維持するために分団の再編等も含めて検討するべきではないか。 |

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|----|-----------------|----------------------|--|
| 2 | 上田 茂政 (P39～) | 1. 高齢者福祉政策について | (1) 本町の高齢化率は、65歳以上19.64%、75歳以上8.86%（平成29年9月末）と全国的には低い方だが、今後の高齢化、高齢人口の推移について問う。 (2) 第9期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定における、現在の課題と重点的取り組みについて問う。 |
| | | 2. 白水台地の有害鳥獣被害対策について | (1) 有害鳥獣被害の現状について問う。 (2) 地域連携による対策をどう進めていくか。 (3) 白水台地の南側山沿い、道明から戸次区間における防獣対策による電気柵の導入の考え方について問う。 |
| | | 3. 町財政について | 今後も大きな事業に取り組まなければならないが、町の財政状況について問う。 ①財政硬直化について問う。 ②将来負担比率の推移今後の計画について問う。 |
| 3 | 西本 友春 (P49～) | 1. 公共施設の予約について | (1) 公共施設予約のプライオリティはどのようになっているのか。 (2) 町内幼稚園・保育園等が公共施設を予約するときはどのようになっているのか。 |
| | | 2. 町営住宅について | (1) 令和6年度の中代団地の改修計画はどのようになっているのか。 (2) 中代団地は令和5年度の長寿命化計画ではどのような位置づけとなるのか。 (3) 最近の物価高騰で、改修後に大幅な家賃変更等の対策はどのように考えているのか。 (4) 改修後の町営住宅の応募をどのように進めていくのか。 (5) 高齢者のための新たな居住空間の提供を提案するがどのように考えているのか。 |
| | | 3. 行政手続きについて | (1) 書かない窓口の進捗状況はどのようになっているのか。 (2) 行かない窓口も推進すべきと提案するがどのように考えているのか。 |
| | | 4. 施設管理の一元化について | (1) 総合体育館を含めたエリアにある施設の管理はどのようになっているのか。 (2) 今後、様々なイベントが開催されるが特に、駐車場の管理を一元化する事についてどのように考えているのか。 |

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|----|-----------------|----------------------|---|
| | | 5. 給食費・副食費の無償化について | 次年度の無償化へのステップをどのように考えているのか。 |
| | | 6. AED装置の配備について | (1) 町が配備しているAEDの配備状況はどのようになっているのか。 (2) 公共施設においてAEDの操作演習を定期的実施することを町はどのように考えているのか。 (3) 消防団積載車へのAED配備を提案するが、町はどのように考えているのか。 |
| 4 | 廣瀬 英二 (P63～) | 1. 県道大津植木線道路整備事業について | (1) 今後のスケジュール(案)が示され、工事開始は令和7年度以降となっているが、令和何年ごろの完成を目指すのか。 (2) 菊陽空港線は令和8年度に完成予定であるが、立体交差完成はいつ頃になるのか。また、残り2箇所の立体交差は優先順位をつけて進めるのか。 (3) 整備事業についての工事予算額は明らかにされていないが、総額でいくらを見込んでいるのか。 |
| | | 2. 当面の渋滞対策について | (1) セミコン企業内の時差出勤等の拡充を考えているか。 (2) 西花立地区から試行的に運行されるセミコン通勤バスの乗車推進の取り組みを町はどのように考えているか。 (3) 自転車(電動自転車含)利用促進の対策を考えているか。 (4) 南方大人足線交差点改良の進捗状況はどうなっているか。 |
| | | 3. 区長・自治会長の現状について | (1) コロナ禍は地域活動等において、甚大な変化、影響を及ぼした。町は自治会運営を担う区長・自治会長の業務をどのように把握しているか。 (2) 町は区長・自治会長への行政事務委託のあり方について、どのように考えているか。 |
| | | 4. 敬老会年齢について | (1) 令和3年9月定例会の回答として、行政区への交付額が減少するなど開催運営に支障が生じることもある。今後各行政区の意見をしっかりと聞いていくとのことであった。行政区の意見はどうだったのか。 (2) 菊陽町における敬老会対象年齢を75歳以上に見直し交付額の減少分を高齢者の生きがいつくり活用に活用できないか。 |

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|----|-----------------|---------------------|---|
| 5 | 矢野 厚子 (P80～) | 1. ユニバーサルなまちづくりについて | <p>(1) がん治療の放射線治療や外科手術により外形的変化を受けた人の、社会生活の質の向上のサポート策はあるのか。</p> <p>(2) 言語障害のある子供の早期発見と訓練について</p> <p>①早期発見につながる健康診断はあるのか。</p> <p>②診断後の相談窓口や適切な訓練場所はあるのか。</p> <p>(3) 日本語を母国語としない人とのコミュニケーションについて</p> <p>①役場窓口の書類は、日本語が読めない人に対応して改善されたか。</p> <p>②町内放送が日本語のみだが、改善する予定はあるか。</p> <p>③今後外国籍の人が増える中、町の広報誌やホームページは、日本語が読めない人への対応は考えているか。</p> <p>(4) 総合体育館の建設で、健常者のスポーツの場所は増えたが、障害や高齢化で身体が思うように動かせない人も楽しめる「eスポーツ」が常時できる場所の設置は考えているか。</p> |
| | | 2. 総合的な危機管理について | <p>(1) 町の安全管理について</p> <p>①職員の物損事故が数件続いたが、町の公用車の台数と安全管理者はどのようになっているか。</p> <p>②ドライブレコーダーの搭載台数と今後の搭載予定はどうなっているのか。</p> <p>③町は町民の安全管理については担当課ごとに行っていると思うが、他の課で起きたトラブルなど横の情報の共有はどのようになっているか。</p> <p>(2) 庁舎内の安全管理について</p> <p>①以前に比べて、多方面からの来庁者も多く、受付の交代制度の女性も忙しくなっている。安全上で、男性のロビーパトロールが必要ではないか。</p> <p>②庁舎への不審者の来訪時に対応することはできるのか。</p> <p>また、女性が多い保育園の防犯対応として訓練など行っているのか。</p> <p>(3) 職員の安全管理について</p> <p>①職員の車の事故について、原因分析はおこなったのか。</p> <p>②車の事故以外に、職員の勤務中のけがなどは発生していないのか。</p> |

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|----|------------------|-----------------------|---|
| 6 | 甲斐 榮治 (P97～) | 1. 第7期総合計画について | (1)土地利用関係で熊本県の検討状況はどうか、町はその状況を把握しているか。 (2)第7期総合計画の主な柱(コンセプト)は何か。 (3)どのような人員構成で総合計画策定を進めるか。 (4)第7期総合計画策定についてどのような手順を採るか。 (5)計画の策定を業者に委託するのか |
| | | 2. 町民との対話について | (1)総合計画を新たに作るにあたっては、アンケートによって要望を集約するのみならず、住民の生の声を聴き、町の主体的考え方も伝えることのできる対話集会を持った方がよいと考えるが、どうか。 (2)住民が町政に参画することについて、町長の基本的考え方を問う。 |
| | | 3. 多文化共生について | (1)菊陽町に在住する外国人の国籍及び人数の構成はどうか。 (2)多文化共生のために、町はどのような対策を実施しているか、また、将来に向けてどのような施策が必要と考えているか。 |
| | | 4. 職員の起こす事故について | (1)最近、職員による事故の事後処置に関する専決処分がやや目立っている。これまでに起きた職員による事故の原因について、どのように分析しているか。その原因は何か。 (2)事故を起こした職員の事後指導や他の職員に対する注意喚起はどのようにおこなっているか。事故防止について今後どのような対策をとるか。 |
| 7 | 藤本 昭文 (P111～) | 1. 消防団の維持と団員の確保について | (1)町長は72の政策提言の中で、「消防団応援の店」なる政策をかかげているが、その進捗状況はどうか。 (2)消防団員数不足という現在の状況を改善するために行なっている対策と、今後の人口増加を見据え、団員定数の見直しや、各種手当の見直しを行う予定はあるか。 |
| | | 2. 防災力の向上に向けた取り組みについて | 町が主体となり、防災に関わる機関・団体を束ねる扇の要としての役割を担う必要があると考えるが、町長の考えはどうか。 |

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|----|------------------|-------------------------------------|---|
| 8 | 馬場 功世 (P119～) | 1. 町長の政策提言にある「町民が楽しめる総合運動公園の整備」について | 町として、総合運動公園の整備計画はあるのか、あるとすれば具体的には、どのような運動公園の整備を計画しているか。 |
| | | 2. 教職員の働き方改革について | (1) 超過勤務について把握できているか。 (2) 持ち帰り業務及び土日勤務とタイムカードについて現場指導の実態と改善は、はかられているか。 (3) 教職員の定数について、確保できているか。 (4) スクールロイヤールの活用をどのように考えているのか。 |
| | | 3. 鼻ぐり井手の取り組みについて | (1) 鼻ぐり井手の名称の商標登録は考えていないか。 (2) 視察や見学者多い中で、記念品や土産品の開発は考えていないか。 (3) 見学コースの中で以前は見学していた場所を、危険性がある為に除外しているが、整備して全体を見せることはできないか。 |
| 9 | 布田 悟 (P138～) | 1. J A S Mの第2工場誘致について | (1) 誘致の目的と理由は何か。 (2) 現段階で道路や排水の整備に追われている。これ以上の整備を要する第2工場誘致は町民生活の犠牲の上になされるものと思うが、町はどう考えているのか。 |
| | | 2. 北朝鮮による日本人拉致問題について | 教育の中では拉致問題をどのような形でとらえ、啓発・認識させているのか。 |
| | | 3. 国民保護法に基づく当町の取り組みについて | 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」は2004（平成16）年に成立し、公布されている。有事の際地方自治体は住民の避難措置や災害への対処などについて国民保護の計画を立案・整備することとされているが、当町においての取り組みはどうなっているか。 |

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|----|-------------------|---------------------|--|
| 10 | 鬼塚 洋 (P150～) | 1. 空家等対策について | <p>(1)本町においては、菊陽町空家等対策計画を策定し、空家等に関する対策に取り組んでいるが、計画期間の最終年度を迎える中、成果指標（具体的な目標値）に照らし、以下の各方針の取組み状況はどのようなになっているか。</p> <p>①空家等の発生予防 ②空家等の利活用の促進、支援 ③管理不全な空家等の解消</p> <p>(2)地域住民や事業者との連携、空家等対策協議会からの助言等を踏まえ、本町は現状の空家等に関する課題についてどのように捉えているか。</p> |
| | | 2. 防犯カメラについて | <p>(1)近年の人口増加や道路新設等の状況を踏まえ、本町は防犯カメラの有用性についてどのように認識しているか。</p> <p>(2)近年の区や自治会、地域住民から本町に対する防犯カメラ設置の要望、申請状況はどのようなになっているか。</p> <p>(3)(2)を踏まえた本町の対応状況（防犯カメラの設置費用の補助と本町自身での防犯カメラの管理・運用）はどのようなになっているか。</p> <p>(4)現状の町の防犯カメラの設置状況について、本町はどの程度、区や自治会、地域住民に共有できているのか。</p> |
| | | 3. 地域おこしについて | <p>(1)現在の地域おこし協力隊の活動状況はどのようなになっているか。</p> <p>(2)今後、協力隊員の増員や協力先の拡充を図っていくことはできないか。</p> <p>(3)商店街等の活性化に向けた本町の支援状況はどのようなになっているか。</p> <p>(4)今後、商店街等に対する支援の拡充（支援対象や費用補助の拡大）を図っていくことはできないか。</p> |
| 11 | 佐々木理美子 (P169～) | 1. 地下水の保全・地下水貯水について | <p>(1)町は地下水保全のために水田湛水事業についてどのように進めているのか。</p> <p>(2)水循環型営農推進事業についてどのように見直していくのか。</p> <p>(3)農業用水への影響はどのように考えるか。</p> |

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 |
|----|------------------|------------------------|--|
| | | 2. 防災の取り組みについて | <p>(1) 菊陽町内の区単位で、自主防災組織の組織状況と活動状況はどのようになっているのか。</p> <p>(2) 取組の進んでいない区に対してはどのような働きかけを行っているのか。</p> <p>(3) 防災士連絡協議会の会員数及び活動状況はどのようになっているのか。</p> <p>(4) 自主防災組織と防災士連絡協議会をつなげて、地域における防災力の強化を図るべきと提案するが町はどのように考えているのか。</p> <p>(5) マイタイムライン作成の啓発はどのように行っているのか。</p> |
| | | 3. 町内の施設のトイレ整備について | 各小中学校、町民センターのトイレの整備計画はどのようになっているのか。 |
| 12 | 小林久美子 (P182～) | 1. 重度心身障がい者医療費助成制度について | 重度心身障がい者医療制度について、償還払い制度から現物給付制度に変更できないか。 |
| | | 2. 給食費無償化に向けて | 今年度から給食費への月1,000円の補助が実施されているが、今後完全無償化に向けてどうすすめていくのか。 |
| | | 3. 介護保険制度について | <p>(1) 町の第9期介護保険事業計画については、どのような検討がされているのか。</p> <p>(2) 介護保険料・利用料の負担軽減はできないか。</p> <p>(3) 介護従事者の待遇改善について、町としてどう取り組んでいくのか。</p> |

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和5年12月5日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和5年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和5年12月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出承認第8号から議案第63号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度菊陽町一般会計補正
予算(第5号))

日程第8 報告第18号 専決処分の報告について(物損事故による損害賠償の額の決定及び和
解)

日程第9 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鬼塚 洋 さん

2番 吉村 恭輔 さん

3番 藤本 昭文 さん

4番 馬場 功世 さん

5番 廣瀬 英二 さん

6番 矢野 厚子 さん

7番 大久保 輝 さん

8番 西本 友春 さん

9番 佐々木 理美子 さん

10番 中岡 敏博 さん

11番 布田 悟 さん

12番 佐藤 竜巳 さん

13番 甲斐 榮治 さん

14番 岩下 和高 さん

15番 上田 茂政 さん

16番 小林 久美子 さん

17番 坂本 秀則 さん

18番 福島 知雄 さん

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 吉本 孝寿 さん

副町長 小牧 裕明 さん

教育長 二殿 一身 さん

総務部長 板楠 健次 さん

住民生活部長 矢野 和幸 さん

健康福祉部長 東 桂一郎 さん

産業振興部長兼
農業委員会事務局長
総務課長
財政課長
子育て支援課長
教育部長

山 川 和 徳 さん
梅 原 浩 司 さん
澤 田 一 臣 さん
石 原 俊 明 さん
吉 永 公 紀 さん

都市整備部長 井 芹 渡 さん
総合政策課長 吉 本 雅 和 さん
福祉課長 氏 家 良 子 さん
総務課総務法制係長 高 山 智 裕 さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時57分

- 議長（福島知雄さん） ただいまから令和5年第4回菊陽町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（福島知雄さん） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番布田悟さん、12番佐藤竜巳さんを指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

- 議長（福島知雄さん） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
今定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（福島知雄さん） 日程第3、諸般の報告を行います。
本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。
次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査8月、9月、10月分の結果報告は、配付のとおりです。
次に、今回受理しました陳情書は、配付のみとします。
次に、町村議会議長会全国大会が11月29日、東京都渋谷区のNHKホールで開催されました。大会内容については、配付のとおりです。
次に、先般議員派遣を行いました研修概要については、配付のとおり報告します。
これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

- 議長（福島知雄さん） 日程第4、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申出があります。これを許可します。  
吉本町長。  
○町長（吉本孝寿さん） 皆様、おはようございます。  
それでは、行政報告を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和5年第4回菊陽町議会定例会をお願いいたしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況について報告をいたします。

まず、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金についてであります。

本町では、国の決定に基づき、電力、ガス、食料品等の物価高騰により家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対し、1世帯当たり3万円の支給を行いました。本給付金の申請受付は令和5年10月31日で終了し、給付金の支給額は令和5年12月1日時点で3,197世帯、9,591万円となっております。

次に、令和5年度物価高騰対応重点支援給付金についてであります。

国の補正予算による物価高騰対応重点支援給付金は、所得税と住民税が非課税の世帯に対して、1世帯当たり7万円を支給いたします。本町では給付金が少しでも早く支給できるよう準備をしており、必要な予算については、速やかに支給の手続を進めるために、この事業に係る補正予算を専決処分させていただきました。

次に、セミコンテックパーク周辺の道路整備についてであります。

県道大津植木線多車線化、合志インターチェンジアクセス道路の整備計画については、県において、9月の道路整備計画発表後、スピード感を持って進められているところでございます。10月には道路整備の概要、今後のスケジュールについて説明会が開催され、11月には都市計画素案の説明会が開催されたところです。今後、当該路線は今年度中の都市計画決定に向けて進められると聞いており、引き続き本町も県としっかり連携し、事業推進を図ってまいります。

次に、半導体関連産業の集積に伴う排水対策における基本協定の締結についてであります。

現在、セミコンテックパーク周辺では、TSMCの進出を契機に、今後もさらなる半導体関連産業の集積が見込まれ、工場排水対策についても早急な整備が必要となります。そのため、11月6日に、熊本県に対しまして、半導体関連産業の集積に伴う排水対策における要望書を合志市との連名で提出いたしました。要望の内容は、熊本県を事業主体とした特定公共下水道事業の施行、並びにそれが完成されるまでの期間、熊本北部流域下水道で排水を受け入れるために必要な施設の改築等についてであります。この要望を引き受けていただき、11月20日に熊本県と本町、合志市の3者にて、県を事業主体とし、市町と連携、協力し、迅速に排水対策を実施することの基本協定を締結したところであります。

本町におきましても、国家戦略である半導体産業の強化を担うこの事業が円滑に進むよう、町としての役割をしっかりと果たしてまいります。

次に、総合体育館についてであります。

総合体育館につきましては10月6日に落成式を行い、これまで落成記念事業として菊陽福幸スポーツフェス、Bリーグ熊本ヴォルターズ公式戦を実施し、町内外から多くの皆様に総合体育館へ御来館していただいております。また、昨日は落成記念事業の締めくくりとして大相撲

菊陽場所を開催し、来場されました方々に大相撲の迫力ある取組を実感していただきました。

今後は、体育館施設の一般の方々への供用を12月11日から開始するとともに、町の防災の拠点、そして町内スポーツ振興の拠点として運営を行ってまいります。

次に、きくよう防災フェスタ2023についてであります。

例年、小学校区ごとに地域住民の皆様や消防団などに参加をしていただきまして総合防災訓練を開催していましたが、今年度は10月29日に、家族で楽しみながら防災について学ぶことができる体験型のイベントとして、杉並木公園一帯を会場に、きくよう防災フェスタ2023を開催いたしました。初めての開催となった今回の防災フェスタでは、体験型防災アトラクションや防災士によるAED救命講習、倒壊家屋からの救出訓練、警察や消防、自衛隊の装備品展示などを行いました。当日は天候にも恵まれ、多くの家族連れでにぎわい、町民の防災意識の向上につながったと思っております。

次に、すぎなみフェスタ2023についてであります。

11月11日に開催をいたしました第36回すぎなみフェスタ2023では、姉妹都市屋久島町から荒木町長をはじめ9名をお招きし、天候にも恵まれ、約7,900人の来場者でにぎわいました。また、メイン会場に近接して設けられましたニンジン収穫体験では、535名が参加されるなど、本町の特産であるニンジンをPRすることができたと思っております。会場内のコーナーでは、地元産の農産物や加工品の販売及び各種団体の展示や体験コーナーなど、内容の充実を図ったところでもございます。商工会青年部では、労働学習の一環として物づくりを体験できるジョジョキッズコーナーが人気でありました。

今後も、菊陽町の基幹産業であります農業や各種産業の振興、そして健康、福祉、環境といった分野を含めた総合祭として、町民相互の交流を促進しつつ、菊陽町の魅力を内外に発信してまいります。

次は、鼻ぐり井手祭についてであります。

11月19日に、鼻ぐり井手公園を主会場として、第13回鼻ぐり井手祭を開催いたしました。4年ぶりの本格開催でしたが、当日は約1,000人の来場があり、馬場楠の獅子舞や菊陽南小学校児童による鼻ぐり井手をめぐる劇、熊本県警察音楽隊による演奏などのステージで盛り上がりました。また、ボランティアガイドの会や子どもたちによるガイドも行われ、地域の活性化とともに、町の宝である鼻ぐり井手をPRすることができました。

以上、最近の主なものについての報告をいたしました。町民の皆様がいつまでも住み続けたいまちを目指し、まちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

○議長（福島知雄さん） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出承認第8号から議案第63号までを一括議題

○議長（福島知雄さん） 日程第5、町長提出承認第8号から議案第63号までの8件について一括

して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（福島知雄さん） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、令和5年第4回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は8件でございます。内訳は、承認が1件、報告が1件、議案が6件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

承認第8号は、令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

国の施策に関連して実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、早期に給付を開始するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年11月21日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に2億5,307万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を200億6,248万4,000円と決めました。

報告第18号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、交通事故に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め、和解することについて、令和5年11月10日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

議案第58号は、菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、世界最大級の半導体メーカーの本町への進出や近年の急激な人口増加などにより職員への事務負担が増加しており、複雑、多様化する行政ニーズに応えるため、職員定数の見直しを行うものであります。

議案第59号は、菊陽町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてであります。

内容は、企業版ふるさと納税による寄附金をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てる基金を設置するため、本条例の制定を行うものであります。

議案第60号は、菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、国の放課後児童健全育成事業の実施に係る通知が改正され、放課後児童支援員とみなすことのできる研修修了予定者の範囲が変更されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第61号は、令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に8億7,365万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を209億3,613万8,000円と定めるものであります。

議案第62号は、令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に268万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億1,535万5,000円と定めるものです。

議案第63号は、令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、支出の事業費用を4,221万1,000円増額し、14億753万4,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額において、収入を2,153万円増額し、7億5,123万8,000円と定め、支出を75万円増額し、11億4,131万6,000円と定めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第5号））

○議長（福島知雄さん） 日程第7、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） おはようございます。

承認第8号の専決処分の承認を求めることについては、令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてです。国の施策に関連して実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、早期に給付を開始するため、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年11月21日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じ、お答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に2億5,307万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を200億6,248万4,000円と決めました。

8ページをお開きください。2の歳入について御説明します。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の8物価高騰対策事業費補助金、説明欄の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、住民税非課税世帯等に

対する臨時特別給付金に係る補助金で、2億5,307万8,000円計上しています。

下の9ページが3の歳出になります。補正額の大きなものを御説明します。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の14物価高騰対策事業費、節区分の19扶助費、説明欄の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税非課税世帯に対して7万円を給付するもので、2億4,500万円計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第8号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 報告第18号 専決処分の報告について（物損事故による損害賠償の額の決定及び和解）

○議長（福島知雄さん） 日程第8、報告第18号専決処分の報告について（物損事故による損害賠償の額の決定及び和解）を議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん） おはようございます。

報告第18号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、公用車の物損事故発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和5年11月10日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容について説明をいたします。

1枚おめくりいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第19号。専決処分書。専決処分日は令和5年11月10日です。

1、事故発生日時、令和5年9月14日木曜日午前8時20分頃。2、事故発生場所については

記載のとおりでございます。3、相手方住所、氏名については記載のとおりでございます。

4、事故の概要ですが、職員が公用車を運転中、左折時に左側に寄せ過ぎたため、車体左側がガードレールにぶつかり、ガードレールを損傷したものでございます。幸い、職員にけがはございませんでした。5、損害賠償の額、15万5,000円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後一切の請求、異議の申立ては行わないというのが和解の内容でございます。

参考資料に、当該事故の発生箇所の位置図と車体及びガードレールの損傷の写真をつけております。

本件は、町立保育所なかよし園の職員1名が、保育園の運動会のリハーサルのため公用車のキャラバンを使用し県道207号線瀬田竜田線を大津町方面に進行中、なかよし園入り口の交差点を左折していたところ、車体の左側面がガードレールに接触した物損事故でございます。事故の原因は、左折する際に左側のミラーなどでの確認が不十分であったため起こった事故でございます。

子育て支援課では、これまでも所属職員に対し常日頃から交通安全に心がけるよう意識づけを行っておりましたが、今後もさらに事故防止に努めるよう、注意喚起を行いながら職員の指導監督を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 今、なかよし園の先生がキャラバンをということで、先ほど、今後注意するとあるんですけど、キャラバンというと、ワゴン車と、多分ふだん乗用車では、運転の、これが乗用車だとこの感覚で切っても、ワゴン車だとそれで切ると左側を必ず削るというのは普通だと思いますんで、今後そういう、ふだん乗らない方が乗る場合の運転技術のところもしっかりと研修するなり、そういうところを運転する場合は、ふだん運転した人がしてくださいとかというような注意喚起も必要かと思っておりますんで、その指導もよろしくお願ひを、私からはそれです。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） ここ数か月にわたり、公用車の事故、相手があるからこういった損害賠償事件になるんでしょうけど、今回は県と、前々回は熊本市の民家のブロック塀だったと思います。それから、あとは県外、宮崎に行かれたときの電柱に掲示してある看板を損傷したと、私が覚えてるだけでも3件あります。そのたびに町内の公用車使用、各課それから各職場を通じて公用車を運転する上での注意のところを徹底すると言われたように記憶しておりま

す。

なぜこういった事故が多いか、公用車を使った。自分の車、マイカーならばもっと注意して運転するはずであります。これが公用車ということで、事故に遭って、自損それから対物で相手方に対する損害賠償事件となった場合でも、自分は身銭を切らなくて保険で処理されると、町が入ってる保険ですね。そういった安易な気持ちで運転しているから、こういった気の緩みが起きて事故につながってると思いますけれど、熊本市でも市電の事故が続いておりますけれど、そういったところを町執行部としては、特に町長ですけど、これは厳しく公用車運転については特に指導されないといけないと思いますけど、その点いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、布田議員の質問、御意見についてお答えをいたします。

おっしゃるように、気の緩みというのはあるのかなと思います。ただ、事故を起こした職員は、副町長、私のほうに事故の経緯、どうやって起きたのかというのを説明に来ます。その都度、注意をするようにというところで注意をしておりますが、日頃からおっしゃるような気持ちも多少は全くないと言ったらそれは分かりませんが、ただそれは私も含めて日々注意をしなければいけないというふうには思いますので、これは菊陽町全職員を挙げてもう一度注意喚起をしつつ、こういった事故がないようにしなければいけないというのは思っているところでもございますし、そういったことがないようにしなければならぬというふうには思います。

皆様方に対してこういった報告がないように、私も努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第18号専決処分報告について（物損事故による損害賠償の額の決定及び和解）の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 研修報告

○議長（福島知雄さん） 日程第9、研修報告について、これから議員派遣において9月26日から29日まで台湾宝山郷などにおいて研修されました件について報告をお願いします。

副議長、坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 皆さん、こんにちは。

それでは、9月26日から29日の3泊4日で行われた台湾研修の報告を、参加者を代表して行います。

研修内容については、議会だよりNo.117で先行して2ページにわたり詳しく報告されていま

すので、研修での感想を簡単に報告いたします。

まず、宝山郷表敬訪問についてです。感想として、熱烈歓迎で大変恐縮しました。できたら時間をかけ、経済、産業、教育、文化等、もっと深く研修したいと思いました。それと、邱郷長から、今後小・中学生のスポーツ文化の交流をぜひ実現したいとの強い要望がありました。今後の交流に期待いたします。

続きまして、宝山第2ダムですが、ここは見学のみでした。感想として、上流側の水源地、また第1ダムとの関連、送水方法等、詳しい説明を聞きたかったです。

続きまして、新竹サイエンスパークについてです。

国による超大規模土地利用開発には驚きと感銘を覚えました。日本が半導体産業で遅れたのは国家戦略の甘さからと痛感いたしました。無料バス、電線地中化等、再度研修したいと感じました。

続きまして、十七公里海岸です。

台湾海峡を望む大変長い距離の環境整備保全管理、とてもすばらしかったです。しかし、年々予算は増加していくんじゃないかなと不安も覚えました。

続きまして、TSMCについてです。

感想として、サッカー場6面分の水処理施設は、12年も経過しているのに大変きれいで、メンテナンス等には感動いたしました。この設備以上の施設をJASMCに設置するとのことで、水処理、再利用に関しては安心して帰ってきました。ぜひともここは研修に行っていない方に研修してもらいたいと思います。また、ここは町長の計らいで見せてくれたということで、大変ありがとうございました。

続きまして、TSMCミュージアムについてです。

TSMCの半導体製造技術の歴史と進化に感動いたしました。あとは、創業当時の長い歴史、大変苦勞もされたと感じました。

全体的な感想ですが、次回研修がかなうならば、委員会ごとでじっくりと研修したいと思います。それと、先ほど申しましたが、邱郷長の小・中学生のスポーツ等文化交流を、町長、教育長、ぜひとも早期の実現に向け、働きかけをよろしくお願いいたします。

なお、研修内容等は議会だよりに2ページにわたり詳しく報告されておりますので、そちらを御覧ください。

以上、台湾研修報告を終わります。

○議長（福島知雄さん） 副議長の報告を終わります。

次に、11月24日から26日まで台湾宝山郷において開催されたスポーツ大会への参加の件について報告をお願いします。

文教厚生常任委員長大久保輝さん。

○文教厚生常任委員長（大久保 輝さん） 皆さん、こんにちは。

11月24日から26日の3日間で台湾の宝山郷へ、菊陽町議会からは、福島議長及び文教厚生常

任委員会の正副委員長であります私と鬼塚議員の3名で、台湾宝山郷との文化交流等に関する視察をさせていただきました。2泊3日の日程ではありましたが、3日目は早朝より宿泊先を出発し、帰国いたしましたので、実質は2日間の視察研修となっております。

両町の交流協定の効果もあって、あと、先ほど坂本副議長のほうからも報告がありましたように、9月の視察研修もありまして、本年9月より熊本台湾間の直行便が就航しており、初日は熊本空港を出発して、台湾の桃園空港へ到着後、宝山郷へ移動いたしました。

初日夜には、学校施設を利用した懇談会場にて、宝山郷の職員の方々など、あるいは地域住民の方々が交流するイベントに参加いたしました。宝山郷長や新竹県の県議の方なども出席される中、我々は過分なる歓待を受け、交流と懇談を深めてまいりました。

2日目は、40年ぶりの開催ということでお聞きしております三郷の総合運動大会に来賓として出席させていただきました。

こちらの大会は、三郷総合運動大会ということでお聞きしておりますが、スポーツ大会以外にも、飲茶や音楽、陶芸等、文化的な催しも行われており、これらを郷長自ら様々御案内いただきました。また、台湾のマスコミ各社の取材も来ておりまして、菊陽町と宝山郷との今後のさらなる交流について、福島議長よりマスコミの方々に向けてお話をさせていただきました。議長のお話がマスコミを通して台湾の方々へ発信されており、台湾における菊陽町の認知度も大いに高まったものではないかというふうに考えております。

その後、宝山郷公所——こちらで言うところの役場ですね——を訪問、また新竹サイエンスパーク周辺を視察し、TSMCの立地状況や工場周辺の交通状況などを視察させていただきました。

以上が、11月24日から26日までの3日間の視察研修の報告となります。

○議長（福島知雄さん） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時38分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和5年12月6日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和5年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和5年12月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |    |     |    |     |    |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番  | 鬼塚  | 洋   | さん | 2番  | 吉村 | 恭輔  | さん |
| 3番  | 藤本  | 昭文  | さん | 4番  | 馬場 | 功世  | さん |
| 5番  | 廣瀬  | 英二  | さん | 6番  | 矢野 | 厚子  | さん |
| 7番  | 大久保 | 輝   | さん | 8番  | 西本 | 友春  | さん |
| 9番  | 佐々木 | 理美子 | さん | 10番 | 中岡 | 敏博  | さん |
| 11番 | 布田  | 悟   | さん | 12番 | 佐藤 | 竜巳  | さん |
| 13番 | 甲斐  | 榮治  | さん | 14番 | 岩下 | 和高  | さん |
| 15番 | 上田  | 茂政  | さん | 16番 | 小林 | 久美子 | さん |
| 17番 | 坂本  | 秀則  | さん | 18番 | 福島 | 知雄  | さん |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |     |     |    |          |    |     |    |
|----------------------|-----|-----|----|----------|----|-----|----|
| 町 長                  | 吉本  | 孝寿  | さん | 副 町 長    | 小牧 | 裕明  | さん |
| 教 育 長                | 二殿  | 一身  | さん | 総 務 部 長  | 板楠 | 健次  | さん |
| 住民生活部長               | 矢野  | 和幸  | さん | 健康福祉部長   | 東  | 桂一郎 | さん |
| 産業振興部長兼<br>農業委員会事務局長 | 山川  | 和徳  | さん | 都市整備部長   | 井芹 | 渡   | さん |
| 総 務 課 長              | 梅原  | 浩司  | さん | 危機管理防災課長 | 阪本 | 幸昭  | さん |
| 総合政策課長               | 吉本  | 雅和  | さん | 財 政 課 長  | 澤田 | 一臣  | さん |
| 町民課長兼<br>光の森町民センター所長 | 中村  | 康幸  | さん | 介護保険課長   | 和田 | 征   | さん |
| 子育て支援課長              | 石原  | 俊明  | さん | 農 政 課 長  | 阪本 | 和彦  | さん |
| 商工振興課長               | 今村  | 太郎  | さん | 建 設 課 長  | 矢野 | 博則  | さん |
| 都市計画課長               | 阿久津 | 友宏  | さん | 教 育 部 長  | 吉永 | 公紀  | さん |
| 学 務 課 長              | 平   | 征一郎 | さん | 生涯学習課長   | 岡本 | 勇人  | さん |
| スポーツ振興課長             | 鍋島  | 二郎  | さん | 図 書 館 長  | 坂田 | 悟   | さん |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄さん） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 皆様おはようございます。議席番号2番の吉村恭輔でございます。

まず最初に、お寒い中、傍聴にお越しくださしまして、皆様ありがとうございます。

前回、初めての一般質問で、あまりにも緊張し過ぎて汗だくになって、昼休みに着替えに帰りました。今回はあまり失敗しないようにと思ってたんですけど、何と今回トップバッターということで、正直、前回以上に緊張しております。今回は、給食費、副食費の無償化についてと不登校について、公民館の在り方についてと消防団の在り方について、以上4つの項目を質問します。前回同様、いろいろとやらかすかもしれませんが、最後までよろしく願いいたします。

質問は、質問席で行います。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 最初に、給食費、副食費の無償化についてお尋ねします。

昨今の物価高騰はなかなか落ち着かず、家庭を直撃したままとなっております。ガソリンの値段に関しては少しずつ下がってきたようですが、食料品等の値段はまだまだ上昇するのではないかと予想しております。町長の72の提言、8つの政策分野の1、未来への投資の中に書かれております、子育て世代の負担軽減を目的として、ふるさと納税を活用した給食費の無償化、副食費の無償化と、町長就任直後の広報きくように掲載されておりました。前回の一般質問において鬼塚議員がふるさと納税に関して質問されておりましたけど、町からの答弁を聞いておりますと、ふるさと納税を活用して給食費、副食費を無償化するにはかなりの時間が必要になるのではないかと感じました。活用と書かれてますので、全額ふるさと納税で賄うのか、またはその一部を賄うかというのは町長のお考えなので、そこは私には分かりませんが、ここでは一応、全額をふるさと納税で賄うことを前提として質問させていただきます。

ふるさと納税の額だけを見れば、近い将来には可能となるかもしれませんが、ふるさと納税自体を獲得するのも経費がかかりますし、他の市町村へふるさと納税をされる町民の方もいらっしゃるというのが現実だと思います。全額をふるさと納税で賄うとすれば、ふるさと納税の収支ですね、ふるさと納税をされた額から経費と他市町村に出た額を引いて出しますと、給食費、副食費を賄えるぐらいにプラスにならないと実行は不可能ではないかと考えておりま

す。やると決めて無償化してしまえば、財源は別として、今度は無償化を止めるという判断はなかなか難しいでしょうし、今後、人口が増えていくことが予想されている中で、給食費、副食費を無償化した場合の費用が膨らんでいくというのは十分考えられることではないかと思っております。

ここは町長も判断がなかなか難しいところではないかと思いますが、早期に子育て世代の負担を軽減するためにもしっかりと予算化し、給食費、副食費の無償化に踏み切るべきだと私は考えております。何より保護者の皆さんがそれを望んでいらっしゃいます。保護者の皆さんからは、給食費はいつ無償化になるのかというお声をたくさんいただいております。町長、いかがでしょう。たくさんの保護者の皆様が期待をしております。給食費、副食費の無償化を早期に開始するべきだと私は考えておりますけど、町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、吉村議員の質問にお答えいたします。

まずは、給食費の無償化、私が政策で提案をしましたふるさと納税を活用してということですが、皆様御存じのように、総務省が新しくふるさと納税の在り方というところで、私どものほうにも当然通達がございました。それを考えると、ふるさと納税だけで給食費を賄うというのは非常に厳しい状況なのかなというふうに思っているところでございます。

現在、町内の小・中学校における給食費は、小学校が1人当たり月額4,300円でございます。中学校が1人当たり月額の5,000円と定めております。また、認定こども園、保育所、幼稚園等の副食費につきましては、菊陽町では国が定めている単価を参考に各施設で徴収額を定めており、1人当たり月額4,500円となっております。学校給食費と副食費につきましては、今年度から1人当たり月額1,000円の補助を実施しているところでございますが、それとは別に、昨今の食材の物価高騰に対する支援として、国及び県の交付金を活用して、学校給食費においては小学校で1人当たり月額480円、中学校で1人当たり月額510円、副食費におきましては1人当たり月額200円の補助を行うこととしており、給食費を値上げすることなく現在の徴収額を保っているところでございます。

学校給食費と副食費の無償化につきましては、先ほど議員のお話からもありましたが、令和5年の、これは6月議会の廣瀬議員の一般質問におきまして、学校給食費と副食費については今年度から1人当たり月額1,000円を補助しており、来年度以降におきましても引き続き財政状況を勘案しながら一部補助をしていくなど、任期中の完全無償化の実現に向けて取り組んでまいりますと答弁をさせていただいたところでございます。学校給食費と副食費を無償化にした場合、総額で約3億円の財源の確保が必要となる見込みでございます。現段階で無償化に伴う財源を全額確保するのは困難な状況でございます。しかしながら、令和6年度におきましては、物価高騰による給食食材の値上がり分も含め、できる限り保護者の負担を軽減できるよう、今年度よりも手厚い支援を考えており、補助金額については当初予算を編成する中で決定

をしまいにしたいと考えているところでございます。

学校給食費と副食費の無償化につきましては、私が公約として掲げております未来への投資の重点政策でもあるため、税収が大きく見込める令和7年度から完全無償化に取り組みます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 今、答弁いただきまして、令和7年度から無償化に取り組むというのは令和7年度からスタートするという認識でよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） そのようになろうかと思えます。令和6年度に、まずはそういったところの準備をしっかりとしていくというところでございます。町としての体制をしっかりと整えて、令和7年度からスタートしてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 保護者の方にとりましては非常にありがたいお話で、負担軽減、1人子どもがいらっしゃる方、2人いらっしゃる方、いろいろいらっしゃるかと思えますけど、浮いたお金、言い方はおかしいですけど、給食費を払わないでよくなった分のお金でいろんなことを、家族で旅行に行ったりとか、ほかの新しい学びを得たりとか、そういうことに活用できるようになると私は思いますので、あと一年半ぐらいですか、あるかと思えますけど、非常にありがたいお話だと思います。ありがとうございます。

すいません、次に行かせていただきます。

次が、前はヤングケアラーについて質問させていただきましたけど、今回は不登校について質問させていただきたいと思えます。

昨年度、全国の小・中学校において不登校の児童・生徒数が29万9,000人。熊本県においては、小学校から高校まで入れた数でありますけど、昨年度6,130人だったとの報道がございました。学校別でいうと、小学校が1,914人、中学校が3,439人、高校が777人であり、過去21年間で最多だそうです。こんなに不登校の児童・生徒がいるのかと、ある意味ショックでしたし、何らかの手を打つべきなんじゃないかということ強く感じました。

まず、(1)をお聞きします。菊陽町の小・中学校において不登校または不登校と思われる児童・生徒数は何名いますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

昨年度の不登校児童・生徒は3月末で107名、今年度は10月末時点で100名でございます。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） すいません、分かればいいんですけど、全児童・生徒に対する不登校者の割合的なものは分かりますか。全生徒数からする。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 御質問にお答えいたします。

割合的には約2.2%でございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 100名で、菊陽町で生徒数からして2.2%。多いのか少ないのかというのは判断が難しいところですけど、人数でして100名の児童・生徒が学校に行けないでいるというのが現実ですね。不登校になった原因というのはいろいろあるかと思います。いじめであったり、勉強についていけないであったりとか、人間関係がうまくいかないとか、ただ単に学校が嫌いとか、先生と合わないとか。ほかの原因も、もしかしたらあるかもしれません。

(2)をお聞きします。不登校になった原因というのは、町ほどの程度把握されているでしょうか。把握してる場合は、どのような原因が多いのか教えていただきたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

教育委員会では毎月、欠席が30日以上になる児童・生徒、欠席が連続7日以上または断続10日以上の子童・生徒についての状況を、また不登校の子童・生徒に対して各学校のどの先生がどのように連携して関わっているかなどの報告を受けまして、不登校状況を把握しております。

今年度、不登校になっている子童・生徒の主な理由でございますけれども、様々な要因が複合的に含まれておりまして、それぞれの子童・生徒によって理由は異なる状況でございます。例えば、生活のリズムの乱れによる昼夜逆転。登校の意思はあるんですけども、様々な不安で登校ができない、または登校する意欲や気力が湧かないなど、本人に関わる要因が一番大きいようなんですけれども、そのような状況になった要因としては、学校での友達関係をめぐるトラブルや学習についての不安など、学校に関わる状況が上げられる場合もあります。また、家族の離婚とか単身赴任など家庭生活環境の急激な変化、また虐待や親の叱責、過干渉や放任など親子の関わり方、また家庭内の不安など、家庭に関わる状況が理由として上げられる場合もございます。また、学校や家庭でも理由が分からず、医療機関につながって理由が分かるというような場合もございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 先日、偶然、高校時代の担任の先生にお会いしまして、お互い時間があつたんで立ち話をしてたんですけど、そのときに、自分たちの高校時代と比べて今の生徒ってどう、ということ聞いてみたんですね。その返答が、おまえらの時代はろくでもにやあやつぱかだったって。悪さばっかして、停学食らうやつらも多かったけど、ちゃんと言えばちゃんと答えると。ある意味、素直だし、分かりやすかったと。今の子は、表面上は素直でいい子

ばかりだと。しかし、いじめの質が違くと。インターネットとかの発達によって、教員が気づかないところで問題が進行してしまっていて、表に出たときには事が大きくなり過ぎて手に負えなくなると。そういうことになってしまっていて、対応に苦慮をしていると。そんなことを言われておりました。

事の大小はあるかもしれませんが、今の先生方の大変さを物語ってるんじゃないかなという感じを受けました。また、先生方のフォローですね。特に、経験が浅い若い先生方のフォローが非常に必要んじゃないかということを感じます。

次に行かせていただきます。

学校に行けない、不登校になってしまった場合、学校に行かなければならないというストレスからは逃れることができるかもしれませんが、勉強が後れてしまったり、規則正しい生活が送れなくなってしまったりとか、本人が不登校から復帰を考える上でいろいろな不都合が生じる可能性というのが否定できないと思うんです。不登校となってしまった児童・生徒を無理に学校に行かせようとしてもなかなかうまくいかないでしょうし、さらに悪い結果になってしまうおそれもあると思います。本人が行きたいと思ったときにスムーズに復帰できる環境というのは、大人がつくってあげるべきじゃないかと考えております。

そこで、3の質問をお聞きします。不登校にある児童・生徒に対し、学校や町はどのような対応をしていますでしょうか。また、支援体制はありますでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えします。

先ほどありましたけども、先生が1人で不登校の子どもたちに関わるということではなくて、学校の対応としましては、不登校や不登校傾向の子どもたち、児童・生徒に対して、校内の不登校対策委員会を実施しまして、定期的に不登校対策のコーディネーターを中心に児童・生徒のアセスメントを行いまして、不登校児童・生徒をどのように支えていくのかというのを協議しております。また、このような不登校対策会議には、教育委員会が配置しておりますスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、すぎなみ教室の相談員なども必要に応じて参加しております。また、家庭でもICTを活用した授業に参加し、家庭と学校が連携してサポートをしている場合には出席扱いとしております。

次の町の対応としましては、学校への適応や不登校児童・生徒への学習機会の保障、そして相談も行うことができる適応指導教室であるすぎなみ教室に教育相談員を4名、各中学校に心の教育相談員を1名ずつ配置しております。さらに、教育委員会で配置しているスクールカウンセラー1名やスクールソーシャルワーカー3名が、こども総合相談室と連携しながら、不登校状況にある児童・生徒や保護者の相談支援を行っております。このように、児童・生徒の状況に合わせまして、どのように支援することが望ましいのか、一人一人の自立に向けて状況改善を行う取組をきめ細やかに進めているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） もう一つお尋ねさせていただきたいんですけど、不登校の児童・生徒の保護者からの相談も、同様にその課といたしますか、そこで受けることができるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） それは保護者からの相談を受けることもございます。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） じゃ、すいません、次に行かせていただきます。

対応と支援体制の答弁をいただきました。前回の一般質問でお聞きしたヤングケアラーと不登校の違い、説明するまでもありませんけど、ヤングケアラーが外的要因に対し、不登校は本人の問題が中心ということになるかと思えます。極端な言い方かもしれませんが、ヤングケアラー問題は要介護者の介護をしてくれる方がほかにいれば解決するのに近づくのに対し、不登校の場合は、本人が受けたと思われる問題の解決、学校に行きたいと思う意識です。そう簡単に進むものではないのかと思えます。担任の先生も1人の児童・生徒に対して時間を割くというのは現実的に難しいでしょうし、児童・生徒だけではなく保護者とも話さないといけなと。さらに、学校の先生の負担が増えた結果、今度は学校の先生が病んでしまうと。で、学校に行けなくなるという、この悪循環が現実には起きているのではないかと心配になっております。

先生の負担を減らすという意味も含めて、4番の質問をさせていただきます。不登校の児童・生徒に対し学習やカウンセリング等ができる場所を提供するためにも、フリースクールの設置、誘致、あっせんも含めてですね、すべきだと考えておりますけど、町はどのように考えていらっしゃるでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

学校の設置については学校教育法で定められておりまして、フリースクールは文部科学省が定める学校機関ではないため、菊陽町が設置することはできません。現在、教育委員会では、不登校児童・生徒の学校以外の場における学習活動に対する出欠の取扱いに関する確認事項を定めまして、インターナショナルスクールやフリースクールの一つであるWING SCHOOLについては学校への出席と同じように扱っておりまして、日々の学習状況を含め、当該フリースクールと学校が情報の共有をしております。今後、ほかのフリースクールについても、学校から申出があった場合には、フリースクールの見学を教育委員会と学校が行いまして、活動状況や施設の環境などについて確認を行った上で、出席にするかどうか個別に判断していくこととしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 当然の答弁だと思いますけど、町でのフリースクールの設置はできないということですけど、100人不登校の、今現時点で。人員の限られてる、職員さんの限られてる中で全生徒のフォローというのはなかなか難しいですし、フリースクールにみんなが、菊陽町にフリースクールが現状ないということは聞いておりますけど、熊本市内ですかね、フリースクールがあるのはですね。そこまで現実的に全員が通えるわけではないと私は思いますので、何らかの受皿的なものが必要に今後なってくるのかなという考えを持っております。

今回、不登校という質問を入れたというのは、学校に行ってくれるのが一番いいんですけど、問題を解決していくためには、学校と行政と保護者、この連携をもって問題解決に当たらないといけないということではないかと感じたので、今回質問させていただきました。

先日、東京でフリースクールをされてる講師の方からお誘いを受けまして、講演会に行ってみました。その中で、不登校となった本人も、そりゃ悩んでるのは当たり前でしょうけど、保護者も悩んでるということですね。強く言われてたのが、子どもに100点を求めてはいけないと。点数じゃなくて、生活であったりとか、小学生らしさといいますか、学生らしさというのを求めてはいけない。反対に、保護者も100点を目指さなくていいと。それを強く言われてました。だから、あくまでも自然体でということ強く言われて、100点を目指すということでプレッシャーになって学校に行けなかったりすることをなくすと。中身を割愛しておりますので、話のですね、薄っぺらく聞こえてしまうかもしれないですけど、悩める保護者の皆さんというか、その講演会のとき皆さん泣いてらっしゃいました。終わった後はすっきりされた顔をされてたのがとても印象的でした。それを見て、保護者の皆さんてなかなか相談する、不登校というのは、言い方は悪いですけど、親から見たら恥と思う部分があるのかもしれないので、外になかなか相談ができなかったりとかするんじゃないかと私個人的には思ってますんで、そういったところのフォローもぜひしていただけたらと思いました。

だから、今後、不登校の問題に当たるときには、児童・生徒さんはもちろんのこと、保護者にも少し目を向けていただけるようお願いをしてから、次の質問に移らせていただきます。

次は、公民館の在り方についてお伺いします。

先日、総合体育館が落成し、スポーツ等で利用されるのはもちろんのことですが、災害時の指定避難所にも活用されると。町内の避難所の中では最大の850名の受入れが可能ということを知っております。とはいえ、避難所まで移動手段がない方もいらっしゃいますし、人が多いところが苦手な方とか、ペットがいて自宅から遠く離れられないという方も、理由はほかにもいろいろあるかもしれませんが、指定避難所には行けないという方がいると思います。そういったときでも避難所として使えるし、日頃は地区の方々の憩いの場であったりとか、会合等でも集まる場所として使われるのが公民館じゃないかと。地区にとって集まる場所というのは非常に重要でありまして、公民館というものは大事なものではなかろうかと考えております。

質問の1と2を一緒にお聞きします。全行政区の中で公民館がない行政区というのは、今現状、幾つありますでしょうか。公民館がない行政区において、公民館建設を希望されている行

政区は幾つあるでしょうか。2つ一緒にお答えをお願いします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

まず、公民館がない行政区につきましては、町内全64行政区のうち、光の森1町内から7町内、それと新町西区の8行政区となっております。

次に、公民館がない行政区のうち公民館建設を希望されている行政区としては、現在、町が把握してるのは新町西区の1地区でございます。なお、光の森2町内自治会においては、公民館を建設するかどうかを自治会の中で検討されているとお聞きしております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） すいません、これ分かればいいんで、お答えいただきたいんですけど、公民館の改築とか耐震補強とかというのを希望されているところというのはありますか。分かればいいです。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） 改築につきましては把握しておりませんが、熊本地震の後、公民館の中で耐震性がない地区については調査をしております、その地区につきましては意向調査をしておりますけれども、順次、耐震の設計及び工事には入られるということでお聞きはしております。詳しく、あとどれぐらいというのは分かりませんが、そういった状況でございます。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） すいません。変化球を投げて申し訳ない。公民館がないところが8と、その中で建てたいと考えてるところが、相談中ですが、光の森の2町内と、新町西は具体的に動いてるということで、光の森2町内は新しくできた地域ですね。新町西は新町から分区された地域と、ちょっと地域性は違うという認識です。

続けて3をお聞きします。公民館建設を希望する行政区における進捗状況はいかがでしょうか。また、1年以上進展がない行政区はありますかでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

先ほど申しましたとおり、公民館建設を希望されている新町西区においては公民館用地を探されていますけれども、なかなか思うように進まず、難航しているというふうにはお聞きしております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 難航しているという総務部長の答弁でしたけど、難航しているって、4番の質問にそのまま行きますけど、どういった問題が新町西区にはあるんでしょうか。お答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

公民館用地を探されております新町西区においては、特に戸建て住宅やマンション建設などの需要が高い地域であることから空いている土地が少なく、また公民館に適した用地があった場合にも様々な事情により地権者との交渉が難航し、用地取得の見込みが立たないといった状況でございます。町としても、用地取得に係る資金面において地区の負担を軽減するための公民館建設用地の貸付制度の案内や、地区が候補地の地権者との交渉の際に同席するなどの協力を行っており、引き続き公民館建設に向けて可能な限り支援をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 最近の地価高騰をはじめとして、資材や人件費等が高止まりしてるといのが現状であり、これがいつ落ち着くのかって、恐らくそう簡単には落ち着かないと思いますし、落ち着いたとしても値段が高止まりのままという可能性が高いんじゃないかと思います。条件がそろったとしても、費用の問題で、すぐすぐにどうにかなるような問題ではないのかなと感じてはおります。ただ、建設を希望されて待っているほうにとっては、それが3か月でも長いと感じるものなんじゃないかと思います。職員さんもほかの仕事を抱えながら公民館建設に向けていろいろとお手伝いをされているかと思いますが、現状がなかなか変わらない中ででも小まめに連絡を取っていただいたりとか現状を報告されたりとかで、今後も公民館建設を希望されている地区の方々に寄り添って対応していただけるようお願いをいたしまして、次に行きたいと思います。

最後に、消防団についてお伺いさせていただきたいと思います。

火が発生した際には消火活動に当たられる、災害時の活動や警戒活動等、地域にはなくてはならない消防団ではないかと思いますが、近年、消防団員を集めるのに苦労されているという話を私よく聞きます。

まず、1の質問をさせていただきます。菊陽町消防団における現在の団員数は何名でしょうか。また、定員に対する過不足はあるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

現在の菊陽町消防団の団員数は、条例定数460人に対し362人であり、条例定数より98人少ない状況となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 約100名の不足ということで、なかなか厳しい現状ではないかと思います。

続けて、次の2番目をお聞きします。町が把握している消防団の問題点や課題というのはありますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

消防団の一番の課題は団員の確保であります。本町に限らず、全国的にも消防団員数は減少傾向にあり、大きな課題となっております。令和4年4月1日時点の全国の消防団員数は初めて80万人を下回っております。ここ10年間で約10万人、11.3%の減少となっております。消防団は住民の生命、財産を守る重要な役割を担っておりますので、団員数の減少は町の防災及び消防体制に大きな影響を及ぼすと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 地区によって人員不足だったり人員を確保できてたり、様々かとは思いますが。先日、下津久礼の消防団に加入してる方とお話をさせていただきましたが、若干数、人数のずれはあるかもしれませんが、現在13名の団員がいて、職業を聞いてみますと、農業をされてる方が1名、自営業が2名、会社員が10名ということでした。9月だったか10月だったか、武蔵ヶ丘北のほうで誤報があったかと思うんですけど、そのときに消防小屋に集まったのが2名ということでした。そのときは誤報だったのでよかったものの、時間帯と曜日によっては非常に集合するのが難しいという現状をお聞きしました。極端な例にはなるかと思えますけど、下津久礼で平日の昼間に火事が発生した場合、消防団OBの自衛消防団の方もいらっしゃいますが、一番近くにある3分団の2班ですね、下津久礼の。が出勤してないという状況に例えなるとすると、これはこれで問題があるかと思えますし、職場にいて出勤できないという団員が、地域の方から何をやっとなんと責められる結果になりかねないんじゃないかということをお聞きしました。

ここで次の3番目をお聞きしますが、地域によって消防団の成り手が少ないという話や、職業の多様化により火事等の災害時に団員の集まる数が少ないという話を聞きます。将来的にも消防団の維持をするために、分団の再編等も含めて検討すべきではないかと考えておりますけど、町としての考えをお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

先ほど答弁しましたとおり、本町の消防団員数は条例定数を下回っており、議員が申されたように、就労形態の変化等により大幅な団員確保も難しい状況にございます。現在、団員数の少ない班では操法大会に2班合同で出場されるなど、消防団活動で連携、協力した取組も行われており、今のところは分団及び班の再編成は考えておりませんが、今後、団員不足により消防団活動に支障が生じることになれば、班や分団の再編成も検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 町の見解をお聞きしましたけど、町も団員の減少等にかかなり苦慮されてるなという感じを受けました。再編は現時点で難しいというふうなことですけど、会社員主体の団員が多い地域ももしかしたらあるかと思えます。

先日、下津久礼の区長と一緒に、下津久礼の危険箇所というのを見て回りました。そのときに、古びたホースの格納庫、中には扉が壊れてロープで結んであるものもありました、実際。格納庫に関しては、今後、町から補助を受けて更新をしていくという話は区長のほうから聞いておりますが、格納されているホースに関して、点検しなくてはいけないというのは分かってるけど、人が集まることができずに、なかなかできないという話を聞いております。やってないというのが一番悪いというのは十分私も理解しておりますけど、これだけ職業が多様化している。また、勤務時間もばらばら。じゃ、できる人間だけでやればいって、そうやってしまうのは簡単でしょうけど、そこには不公平感が生まれて、先々で嫌気が差して、自分ばかり何でせなんとやて。特に、日曜日やりますと言って、日曜日仕事の方は一生やらなくていいと。そういう感じになってしまうんで、やっとなるほうは嫌気が差してやめてしまう団員が出てきてしまうんじゃないかと。さらに悪循環になってしまうんじゃないかということをお心配しております。

そうならないためにも、消防団また団員さんの負担軽減策とか、消防団に誇りを持って活動ができるような策を検討していただけるようお願いをしまして、私からは終わらせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 吉村議員が一旦質問を終わるということでしたけども、あえて、消防団の問題や課題はあるかというところで御答弁をさせていただきます。

今、議員がおっしゃったように、様々な課題があります。特に、団員不足というのは非常に大きな問題でございます。課題や問題点は非常に多くありますけども、吉村議員の先輩の坂本議員も今まだ消防団員として御活躍をされていらっしゃるというところでございます。年齢に制限はございませんので、ぜひとも吉村議員にも消防団に入団をしていただいて、そして問題や課題を団員として、そしてまた議員として私どものほうに御提案をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

（2番吉村恭輔さん「すいません、返答していいですか」の声あり）

○議長（福島知雄さん） 終わったんじゃないですか。

（2番吉村恭輔さん「あと一言だけお願いします」の声あり）

吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） すいません。私、実は消防団に勧誘されたことが一回もありません、何  
でかは分かりませんが。多分、飲食業にずっと就いておりましたんで、あやつは忙しいけ  
ん、かわいそうだけんという、誘っても来れんどけんというのがあったのかもしれないです  
が、今、町長からやったらどうかと言われたんで、やります。終わります。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） おはようございます。上田茂政でございます。

今回は、高齢者福祉施設、鳥獣被害対策、最後に町財政についてお尋ねいたします。よろし  
くお願いいたします。

通告に従いまして、質問に入りたいと思います。ちょっと言葉が、私、中代弁になるかもし  
れませんが、その辺のところはよく理解していただきたいと思っております。傍聴の方がお二  
人か3人来ておられますけど、ちょうど私のところにたまたま来られまして、私が今回またし  
ますということで、大変緊張しておりますが、よろしくお尋ねいたします。

それではまず、高齢者福祉対策についてお尋ねをします。

本町の高齢化率は、65歳以上19.64%、75歳以上8.86%、これは平成29年9月、と、全国的  
に若い方だと人口増、2025年問題など、今後一気に増加することを考えると、高齢化、老齡化  
人口の推移について問うとしておりますが、町の公表してるデータでは、平成32年、令和2  
年、2020に町民総数4万861人、65歳以上9,133人、高齢化率22.4%ということで、平成37年、  
令和7年、2025、町民の総数4万1,822人、65歳以上9,952人、高齢化率23.8%ということで、  
平成42年、令和13年、2030、町民総数が4万2,514人、65歳以上1万653人、高齢化率25%と推  
計されておりますが、お分かりのとおり、令和2年には既に人口予測を大きくずれておりま  
す。本町では予測を上回るほどの人口増です。これは平成29年以前の推計になるかと思いま  
すが、町民の提示している予測とは大きく外れております。現段階で高齢化率、老齡人口の予  
測、見通しを把握しているかお尋ねをしたいと思います。

今後、予測以上に上回っている人口増に合わせて高齢化も一気に進みます。その都度、上  
方修正しながら的確な対策をしていかなければならないと思っておりますが、そこでお尋ねしま  
すが、ここに骨子案があるので、大変私は便利になっております。これをベースにして、おと  
いの夜だった、昨日ちょっと、私は行き詰まらんとせんタイプですけども、これが一番答えが  
出ておりますので、これについて私は少しお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

上田議員の御指摘のとおり、本町は令和4年10月時点で高齢化率が21.5%、後期高齢者の人口割合が10.5%、ともに県内の市町村の順位で最も若い町であり、高齢化率では県平均が32.1%との比較で10%以上下回っております。しかし、県内で最も若い本町であっても高齢化の影響は受けており、同じ時点での高齢者数は9,497人で、県内で15番目に多くなっております。

御質問の高齢化等の今後の推移につきましては、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画の策定作業の中で、高齢者数や高齢化率などの推計を行ったところでございます。推計作業は、現在の2023年から27年後の2050年までの期間で行いました。今回の推計作業では、高齢者数の増加ペースは12年後の2035年度までは毎年100人強で増加しますが、2036年度から2045年度までのその後の10年間は毎年200人程度で増加する見込みとなっております。また、高齢者数の増加ペースは2046年度以降、毎年150人程度に落ちますが、高齢化率は伸び続け、2050年度の高齢化率は25.2%になり、本町の総人口の4人に1人が高齢者になる推計となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 一問一答というふうな感じで答えは出ておりますが、推計は分かりました。今後どのようにするかも尋ねていかなければなりません。予想を上回っている人口増に合わせて高齢化も一気に進みますので、今後、その都度上方修正しながらしっかりとやっていただきたいと思っております。

西部地区の高齢化対策は第二保育園の中で現在されておりますので、それと併せて、ハード面もいろいろあるかもしれませんが、今後、その都度考えていただきたいと思っております。

それでは、2番目の、第9期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定における現在の課題と重点的取組についてお尋ねしますが、第8期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画が今年度末までに、新年度から9期に入ります。本町における課題と重点的な取組は何をされるかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

先ほどの答弁のとおり、27年後の2050年の本町は総人口の4人に1人が高齢者になると予測しております。介護サービスを必要とする高齢者の増加に対応した介護基盤の整備が、第9期計画期間以降も継続して重点取組の一つになります。

市町村介護保険事業計画策定の際のガイドラインとなります国の第9期基本指針におきましては、本町のように高齢者人口が増加する地域で介護基盤整備の検討を行う際は次のことが重要であるとしております。1点目は、特別養護老人ホームなど従来の介護サービスに加え、有

料老人ホームなども含めた効果的な介護基盤の整備の検討を行うこと。2点目は、1点目の介護基盤の整備を検討する際は、有料老人ホームなど高齢者向け住宅の地域の設置状況を把握すること。3点目は、在宅サービスの充実を図る観点から、必要なサービスに柔軟に対応しやすい地域密着型サービスを地理的配置バランスも勘案した整備を検討すること。この3点の国の基本指針を基に、第9期計画期間中に本町が主導で整備を行う介護基盤の検討を行いました。

まず、基本指針の1点目と2点目は、令和6年2月から、本町に民間主導の整備による新たな有料老人ホームが開所予定であります。基本指針の3点目は、旧武蔵ヶ丘第二保育園跡地に整備中の地域密着型サービス、看護小規模多機能型居宅介護が令和6年度末に開所予定であります。第9期介護保険事業計画に当該サービスの整備を位置づける必要がございます。また、介護保険料の上昇の抑制の観点からは、第9期の介護保険料基準額は引上げの方向であります。新たな地域密着型サービスの整備は介護保険料のさらなる引上げ要因になることから、整備には慎重になる必要があります。これらのことから、第9期計画期間中に本町が主導で行う介護基盤の整備は、西部地区に位置する旧武蔵ヶ丘第二保育園跡地の地域密着型サービス1か所とする方針でございます。

また、第9期の地域密着型サービスの整備において旧武蔵ヶ丘第二保育園跡地を活用する手法を用いた背景には、本跡地が高齢者数が多い住宅地に位置していた事情があります。南部地区、東部地区において同様の手法を用い、本町が主導で介護基盤の整備を行う場合は、同地域に新たな用地の確保が必要になりますので、令和6年度から令和8年度までの第9期計画期間中の整備は困難な見込みでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） この答えを見ますと、9年度までは困難な見込みということで、先ほど吉村議員が言われたように、7年度から給食費の無償化をやるというふうな、プライマリーバランスというか、これができるということの推定で言われたと思います。ですから、8年度まではしないということです。その後はお金がたまっただけからやりますよって、プライマリーバランスがありますからというふうな感覚で言われたんだろうと。それはどの意味で言われたか分かりませんが、今、TSMC関係があっただけで、それぞれの土地取得のお金、それから建物、それから中身の、いろいろ固定資産税関係があるのを加えてこれの計画になったかなと、言われたかなと思うんですけども、これも重要な問題で、見捨ててはならないところがたくさんあるわけですね。菊陽町が発展しなくて町民の発展はなかつたですよ。年寄りもしっかりと大事にして、何よりも武蔵ヶ丘第二保育園のような形で、それをベースにしてやっていかないと、今後お金をどれに使うかと。やはり重点的なことは大事だろうと、こう思っておりますので。

私これずっと書いておるんですけども、できれば東部地区とか南部、北部、西部もあるんですけど、それぞれ施設が。施設に対してはハード事業ではある。しかし、給食無償化の3億円、その他プライマリーバランスに対しての話だったろうと私は思うんですけども、そしてま

た、特に前期高齢者、例えば元気な方々は使っていただいて、できるだけ医療のかからない、デイサービスも要らないというふうな感覚で町も指導していかなければならないと思います  
が、町長、それに対しまして施策を、できればお答えをお願いしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 上田議員の質問にお答えをいたします。

御質問の中で答弁をさせていただきました、令和6年度から8年までの間、第9期計画期間中の整備は困難という答弁でございましたが、整備の期間をしっかりと準備をしまります。そして、おっしゃるように、高齢者対策というのは菊陽町が今後やらなければいけないというところで、子育て同様やっていかなければならないという認識ではございますので、そういったことを考えると、まだ準備期間、整備期間ということで、しっかりとこれは考えて、積極的に進めていく事業にしていかなければいけないというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 町長の内容はよく分かるんですけども、財政が、今の状況では恐らく、3番目に入るんですけども、どれだけ入るか、どれだけ今後支払っていかんか、山ほどあると思うんですけども、そのバランスを取っていく必要があるということで答えられたと思うんですけども、今後、お年寄りが菊陽町で頑張ってもらわんと菊陽町の発展はないと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、これは終わりたいと思います。2番目の白水台地の有害鳥獣の対策についてですけども、この件につきましては平成29年度の9月に阪本俊浩議員が質問されておりますが、その後の進捗状況や対策についてお尋ねしたいと思いますが、まずは現状の駆除の状況ですね。これは聞いても同じだけん、言わんちゃよかるか。書いとるばってん、答えは出してあるけんね、こけ。時間もあるけん、ちょっと聞いてみろか。はい、どうぞ。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 一応、答えを準備しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、御質問にお答えします。

まず、有害鳥獣の駆除に当たる捕獲体制でございますが、鳥獣被害が拡大してきた平成27年12月から熊本県猟友会大津支部へ本町の有害鳥獣駆除業務を委託し、鳥獣害の駆除事業を開始しております。現在では、6名の町内在住者で構成される菊陽町駆除隊において本町全域の駆除活動を行っていただいており、これらの活動を補完するため、熊本県猟友会大津支部にも協力を要請し、駆除業務を委託しております。駆除実績としましては、平成27年度から令和4年度までにおいて鹿55頭、イノシシ28頭を捕獲し、年間としましては鹿10頭程度、イノシシ4頭程度の実績であり、令和5年度におきましては10月末現在で鹿14頭、イノシシ7頭を捕獲しております。鹿、イノシシともに年間平均の捕獲頭数を上回っている状況になっております。

有害鳥獣による被害は、鹿、イノシシによるカンショやニンジンなどへの被害、タヌキなどの小動物によるメロンやイチゴなどへの被害が年々拡大してきております。このような中、被害を未然に防ぐため、平成29年11月に有害鳥獣侵入防止柵補助金交付要綱を制定し、30万円を上限に防止柵設置に係る経費の2分の1を支援する事業を展開してきており、これまでに14経営体、総面積12.1ヘクタールの農地に侵入防止柵が設置されております。侵入防止柵が設置されている農地につきましては被害を防止することができておりますが、設置されていない農地が被害を受けるなど、全体的には被害が拡大傾向にあると考えております。直近の令和4年度の被害額は、ニンジン、カンショなど7品目で約226アール、207万8,000円となっております。

鹿やイノシシは繁殖力が強く、近年急激に増加している感がありまして、鳥獣による被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加や離農者を誘発するなど、深刻な影響を及ぼしていると推察するところでございます。年々、鹿、イノシシなどの目撃情報は多数寄せられており、行動範囲はかなり広範囲になっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 地域連携と一緒に私はいきますので。3番目は削除させていただきますが、(3)ですね。だけん、1と2はそれぞれ一緒に答え、もう一回答えてもらうけど。

例えば、答えはここに書いてあるけん簡単ですけども、私たちが思うのは、阪本議員が言われたように、鹿の繁殖力は年に1回、イノシシは120日だけん3か月で生まれっしまう。7頭か8頭生まれます。ですから、一番恐ろしいのはイノシシだろうと思う。うちの議員の馬場議員のところにはイノシシが家さん来るといふ、いや、本当ですよ。ですから、食い荒らすものとか一番迷惑ですけども、農家の方々が畑に来て被害を受けたとか、そういうことがあるかもしれん、今から先は。鹿なんか、朝方行くと、発情のときなんかはとてもおられんような恐ろしい声がします。そして、ニンジン、カライモとかじゃなくて、麦も食べるし、そしてまた牧草の新芽も食べるし、それから戸次に神さん花ば育てて販売しておんなさるところの新芽も食べてしまうし、とにかく畑にある品物はみな食ってしまうと。そういうふうな感じで、実際そうであります。

したがいまして、電気柵ですね。これが、私が聞いたところによると3人に1人だったですかね。課長から後でまた説明お願いするんですけども、これの説明についてお願いしたいんですけど。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 2番の地域連携による対策をどう進めてきたかと併せて回答させていただきますと存じます。

それでは、御質問にお答えします。

有害鳥獣被害対策は、1つ目に鳥獣の保護による個体群管理、2つ目に柵の設置等による侵

入防止対策、3つ目に餌場となる廃棄ニンジンなどの植物残渣と鳥獣が身を隠せる潜みの場をなくすための除草作業などの生態環境管理、の3つを併せて実施することが基本となります。この3つが調わないと、なかなか鳥獣対策には行き着かないということになります。これらの活動を地域ぐるみでいかに徹底できるかが効果を大きく左右するところでございます。

行政としましては、菊陽町鳥獣駆除隊への捕獲実績に対する補助奨励金の支払いや侵入防止柵の設置に対する支援を実施したことによりまして一定の効果はあるものの、鳥獣の増加や行動範囲の拡大により被害は拡大傾向にあると判断するところでございます。より一層の鳥獣被害対策を実施するために、6月定例会の坂本議員の一般質問で答弁しましたように、侵入防止柵の設置につきましては、これまでの単体農地での取組に加え、3戸以上の農業者で組織する団体が3筆以上の連続した農地へ設置する侵入防止柵を補助対象として追加しております。これは、補助率を5分の4まで引き上げるよう、要綱をこれまで改正をしたところでございます。この改正を受けまして、11月16日に関係農業者へ事業の説明会を開催しております。既に、白水台地の耕作農業者の有志によりまして事業の取組の意向が示されており、有害鳥獣対策のモデル地区として実施され、この取組が町全域に広がり、効果的な対策につながるよう推進をしていくところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さんに告げます。質問の場合は挙手の上、議長と叫んでください。

上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 最後の取組が町内全域に広がることにより、効果的な対策につながるよう推進する。町内の方々が、この対策は知らない人が多い。3戸以上でないといけないということで、極端に言えば、大農家というか、そういう人たちは簡単に3戸以上できるというふうな感覚で柵ができると。しかし、今農家をやっておられる方々は年金も少なく、今だけんあかぎれで、どうしてもニンジン採ったりカライモ掘ったり、そして生活ばしていかなん。そういう零細農業のお年寄りがやってもかかわらず、やっぱり被害を受けると。年金が月3万円ぐらいしかない、国民年金。ですから、やはり仕事をせにやいかん。そういう方々を保護するためにも全般的にね、モデル地区で、そういうことを最終的に考えてますじゃなくて、積極的に、要望があれば取り組みますと。そういうことで町長お願いしたいんですけども、町長いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、上田議員の質問にお答えをいたします。

現在の要綱につきましては、改正に際し、3戸以上かつ3筆以上で取り組む場合は補助率を2分の1から5分の4へと高めております。補助率を高く設定した背景には、被害対策に取り組む多くの農業者の賛同を得て、事業対象規模を大規模かつ団地化することで被害対策の効果を高めるとともに、設置に関わる経費を抑える狙いとしているところでございます。また、規

模を大きくすることで、被害とは無関係な耕作者もおられますので、これらの耕作者の協力を得やすくするために補助率を高く設定したところでもございます。3戸以上との規定につきましては、被害とは無関係な耕作者の負担をなくす必要もあると考えられますので、同意のみにとどめ、筆数要件のみとするこも検討してまいります。

なお、1戸の単独農業者への対応として、被害対策の取組ができるよう、30万円を上限に防止柵設置に関わる経費の2分の1を支援する従来の制度も継続しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） あまりすかっとせんだったですけども、先ほど私がちょっと、貯金といますかね、プライマリーバランスという言葉はあまり使いたくないんですけども、そういうことがありますので、それを使って、できれば1年でも2年でも早く実現してもらいたいと思います。

それでは、財政についてお尋ねしたいと思います。

令和5年11月16日に、熊日の朝刊に、県内自治体の財政状況について報道がなされております。皆さん御覧のとおり、見られた方もおりますが、市町村財政の硬直化が進むと心配されております。見出しに、朝刊1面に記載されたこともあり、町民のほうからも関心を持って質問されました、私にですね。ちゃんと私も答えることはなかなか厳しかったです。

9月の議会でも義務的経費の増加についてお尋ねしましたが、経常収支比率については、各年度で増減はあるが、全国平均を下回っているとの答弁でした。本町の経常収支率は88.6%、前年比5.3%増の、ほぼ県内市町村の平均値にあります、高い数字でもあります。以前であれば、国から80%未満ですべきと言われ、財政硬直化、いわゆる柔軟性がなく、自由が利かないという懸念があります。社会インフラ整備に財源を使うことが求められたからですが、今や子育てや福祉、教育の充当が、大きく経常収支率が上がっております。ちなみに、全自治体の半数は80%を超えており、その半数は90%を超えております。本町もその中にあります。

経常収支率と言っても町民の皆さんにはなじみがないと思いますが、私なりにかみ砕いてみますと、家計に例えれば、毎月、食費、光熱費、子どもの学費、医療、保険、通院費、住宅ローン、その他いろいろあります。これらの支出の割合が収入の88%ほどとすると、50万円の収入がある場合、44万円支出となり、残りは6万円。これから貯蓄やリフォーム、家族旅行などに充てなければならないこととなりますが、足りない分は借金をしなければなりません。

質問に入りますが、本町の経常収支率の特徴といたしましては、主に原因として押し上げているものは何かお尋ねします。人件費なのか公債費なのか。お願いします。

○議長（福島知雄さん） 上田議員に告げます。通告外ですので、次の質問に移ってください。

上田議員。

○15番（上田茂政さん） 財政硬直化についてを問うよ。1番です。(1)。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、上田議員の質問にお答えします。

1 番の質問の答弁でございます。自治体の財政構造の弾力性を示す指標といたしまして経常収支比率がでございます。この比率が高くなりますと、自治体が自由に使用できる一般財源が少なくなり、財政の硬直化が進むということになります。令和4年度決算におけます菊陽町の経常収支比率は88.6%であり、前年度との比較では5.3%の増となっております。また、熊本県内の平均が88.3%でございますので、菊陽町は平均的な数値となっております。この経常収支比率につきましては、過去の状況を見ても、平成30年度、令和元年度で90%を超えているような年度もあり、令和4年度の数値が前年度比で増加をしておりますが、財政の硬直化が特に進んでいる状況ということではありません。

また、町では、大企業の進出に伴う環境整備のため、交通渋滞対策や住環境整備などを進めておりますが、今後、税収増も見込めるため、高齢者支援や子育て支援など、町民の皆様の福祉の向上についてもしっかりと取り組んでまいります。これらの事業を実施するに当たっては、次年度に作成する中期財政計画における財政収支見通しを踏まえ、計画的に進めてまいりますので、今後、財政の硬直化が進み、行政サービスの提供に影響を及ぼすようなことはないと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 私は、あまり簡単過ぎるけん、この問題提起について言わなかったことは失礼しました。

今、答えの中で、財政の硬直化が特に進んでいる状況ということはないということで、一般的に大体普通に、市町村が普通に88%で、熊本平均は88%。この言葉が言えるということは、プライマリーバランスがあるということですかね。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 上田議員の質問にお答えをいたします。

議員のほうからよくプライマリーバランスという言葉が出ます。釈迦に説法かもしれませんが、こちらは、社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費を税収等で賄っているかどうかを示す指標でございます。

現在、令和6年度以降の投資的経費の方向性につきましては、ハード、ソフト事業について議論、整理を行っております。私は、町が提案をし、実行する予算は、先ほど上田議員からも家計簿の話がございましたが、御家庭で管理をされる家計簿とは若干違う性質だというふうに思っているところでございます。こちらは、大胆に投資をするべきところはするべきだと思いますし、それができる町が菊陽町だというふうに考えております。それを議員の皆様方に御提案させていただき、そしてしっかりと議論をしていただき、新しい菊陽をつくってまいりたいと考えております。税収が見込めるときだからこそ、その財源を町民の皆様方に実感をしていただくために、これまで以上に慎重に町の財政につきましては議論をしてまいりたいと思っております。

ところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 慎重に取り組んでいくということで、私も安心しましたが、ある程度は柔軟にやっていかなければ町民の民意に応えることができませんので、それは私は考えておるんですけども。今後どのような政策を展開していくのかは、詳細な制度設計や必要な予算などを整理しながら、財政状況を見ながら実施時期を決めるとか、9月議会で私が答弁しました町長の提案政策も予算がかかると思いますので。

それはそれといたしまして、インフラ整備も今から大変なことになると思います。造るよりもインフラのほうが大事じゃないですかね。例えば、学校の整備、インフラはまた造らにゃんですね。学校とか、いろいろ今まで造ってきた品物を変換していかなん、また造り替えてもいかなん。造るよりも支払っていくほうが多くなる可能性あるんですよ。そう思いませんか、副町長。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） これまでもいろいろこの点については答弁をさせていただいたところでございますが、今年4月に町長のほうから指示を受けまして、今後の公共施設の在り方ということで、今後、例えば人口増に伴っていろんな施設整備が必要になってきます。そういったものを今後どのような計画でやっていくのか、これを、検討委員会をこれまでプロジェクトでやっております。このプロジェクトについては、現に、学校だからということで例えば教育委員会だけではなくて、部局横断で今プロジェクト検討をしております。先ほど答弁もありましたように、当然、そういった計画とその後の維持管理。今後やっていく、例えば給食の無償化も含めたところでのソフト対策。それと、中期財政見通しがどうなるのか。その辺をしっかりと見極めながら取り組んでいきたいと思っておりますので、先ほど議員が言われたものもしっかり私のほうも頭に入れながら取り組んでいければと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 私も議員生活25年になりますが、一般質問もあまりしたこともありませんが、財政の面については私もそれなりに勉強といたしますか、自動的にある程度皆さんもみんな分かっておられると思っておりますので、こういうことはあまり言わんちゃよかるかて思んなさる議員さんもおられるかもしれませんが、ある程度はやはり言うておかないと、何かしら、うちの町はどぎゃんかったか分からんということはないですけども、T SMCが私が議長時代からずっと話が来て、そして今の現状で、建物もたくさん建ちましたし、6年度から事業開始ということでめどは、本当によその町村から羨ましく言われておりますので、その辺の財政の扱いかた、お金の使い道は十分分らんじやないと思っております。今後、職員と一緒にあって、やはり職員がおらなければ三役も務まらないと思っておりますので、その辺のところはしっかりと町長が

指導していかれるといいかなと思います。

最後に、3番目ですね、将来負担率の推移についてお尋ねします。

朝刊では将来負担率が下がっているように記載されてますが、21.1%、前年比に比べますとマイナス4.3ですが、数年前よりも増えております。これは、広域連合、当時の環境保全組合の清掃工場の負担が大きかったと思われます。将来負担率は、本町だけではなく、公営事業会計に関係する一部事務組合、広域連合、第三セクターなどを入れた実質的負債の標準財政規模に対する比率です。これから返さなければならぬ実質的な借金と残高を把握したのですが、この指標が大きければ、将来返済しなければならぬ借金が多く残っているということです。もちろん、本町も含めた近隣自治体との比率も問題ないと思いますが、ちなみに熊本市が、熊本市のことは要らんこつばってん、102.2%と高いですが、いろいろと要因はあると思いますが、私が学んだというか、私がちょっとあれしたあれでは、熊本市の場合は公立病院が経営の大きな負担になっているんじゃないかということでございます。

これからの、先ほど私が言いましたようにTSMCの関連ですね。それが、本町だけではなくて広域行政の中で投資が行われますが、今後も大きな事業に取り組む計画はあるのか。これは町長にお願いしたほうが早いかもしれません。町長、お願いします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、上田議員の質問にお答えをいたします。

将来負担比率の推移でございますが、将来負担比率につきましては増減が大きい財政指標となっておりますが、過去10年間を遡って見ますと、平成26年度に24.2%となっており、そこから標準財政規模の増加などに伴い年々減少を続け、平成29年度にゼロ%となっております。その後、ごみ処理施設の整備に係る地方債の増加などで令和2年度に10.5%となり、令和4年度におきましては20.1%となっております。

この将来負担比率につきましては、早期健全化基準である350%以上の場合に財政健全化計画を定めなければならないとされているものでございます。また、今後の計画で将来負担比率に影響を及ぼすものとしましては、交通渋滞対策や学校等施設の整備、その他住環境の整備などがございますが、先ほども答弁させていただいたとおり、次年度に作成する中期財政計画における財政収支見通しを踏まえ、計画的に進めてまいりますので、今後、将来負担比率が大きく増加をし、将来世代の負担が過度となることはないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 先ほどから私は同じこつぱっかり言いよるばってん、私にとっては、1日前でもいいですから、この答えが出るということは、時間も早く終わるし、いろんな能書き、私の言葉でいうと能書きになりますので、私はそれが、こけ書いとるばってん、言わんでええごんなどです。言っても、同じこつぱまた言わなんということになるけん、これに対しで少し私が言う分ぐらいでいいかなと思って、これは本当にためになります。今回はこれはや

めてくれと言いましたけども、まだやまっとらんけん、私は大変うれしく思っております。今後もずっとやっていってもらいたいと思います。

これにつきまして、町長が今の答弁の中で、過度にならないことと考えていると。これはすばらしいことです。これをベースにやっていかなければならないんですよ。これを通じて毎回毎回、来年3月の当初予算関係ですね、これをまたしっかりと検証しながらやっていきたいと私も思っておるんですけども、一般質問につきましては私もあまりしたくはないんですけども、今までやまっとらんけん、やらんといかんかなじゃなくて、ぜひやらなければならぬと思っております。

ところで、私はやはりTSMCのおかげだなというふうに思っておりますが、お金はあればあるほど使い道が分からんようになってしまっていて、あいた、しもた、お金がないということになれば、企業ですから、いつどこでどうなるか分かりませんので、その辺のところは考えながらお金を使う、支払いをするとか、そういうことをしっかりと考えていただきたいと思えます。

これは私ごとでございますが、上田茂政の時代はもう終わったと。ある議員が言われたということです。私は、吉本町長とは深い関係にはありませんが、長い付き合いがあります。町長選ではいろいろありましたが、吉本町長とは感覚も一緒です。これは議員の皆様にも言ったって分かります。ですから、私は今後、吉本町長と一緒に、執行部と一緒に、そして町民の声に耳を傾けながら、しっかりと政策なり、またそしてしっかりと行政の皆さんとやっていきたいと、こう思っておりますので、どうかお考えを酌んでいただきたいと。吉本町長は、ほかの議員よりも私のほうが一番知つとつとです。うそですか、本当ですか、それはもう聞きませんが、またよろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さんの一般質問を終わります。

これで昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時44分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 皆さんこんにちは。議席番号8番、公明党の西本友春です。

傍聴に来ていただいている方には本当にありがとうございます。

私、今まで、まず御挨拶の中で、ロシア、ウクライナ問題のことにも触れさせていただきましたけれども、世界の中においては、皆さん御存じのように、最近ではパレスチナ、イスラエ

ル問題もあって、世界中、紛争の絶えない状況になっております。世界では紛争の難民として1,000万人がいらっしゃいます。その一方、気候変動による難民、これが世界で3,000万人いるということで、2050年までには気候変動の難民が2億人を超えるというふうに言われております。その中で、先般GXの推進法とかも決定いたしました。世界的なGX、グリーン・トランスフォーメーションの取組が進むことを願って、質問に移ります。

今回の質問は、公共施設予約、町営住宅、行政手続、施設管理の一元化、AED装置の配備についてです。特に、町営住宅については、居住者の皆様の声を届けることができると考えております。

質問は、質問席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） それでは、公共施設の予約についてお伺いをいたします。

最初に、公共施設予約のプライオリティーはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

まず、公共施設、公民館や町民センター及び体育施設の通常予約につきましては、利用日の2か月前から町内在住者及び町内在勤者等の町内の方を受付し、町外の方を1か月前から受付を行っております。なお、図書館ホールにつきましては、町内外関係なく6か月前から受付を行っております。また、イベントや各種大会については、どの施設においても町内外関係なく6か月前から受付を行っております。

次に、公共施設のプライオリティー、いわゆる優先的利用についてでございますが、町が主催や共催する行事以外で優先的に許可しているものに、町民センター等においては自主講座がありまして、スポーツ施設においてはNPO法人クラブきくよのスポーツ教室がございます。これらは、住民のコミュニティー活動の推進や健康維持、子どもたちの体力向上やスポーツの推進に貢献する活動であるという観点から、年間を通して優先的に特別に利用の許可を行っております。また、そのほかには、区や自治会、町が関与する団体のイベントについても優先的に予約受付を行っております。

なお、総合体育館の予約につきましては、今後、民間による興行やプロスポーツ大会なども予想されますが、このような大規模イベント開催の場合、通常は1年以上前からの計画や準備が必要でございまして、6か月前での予約では間に合わないため、予約を断念される場合も想定されますので、今後、優先的予約に関する取扱いを明文化し、利用希望者との調整を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） ありがとうございます。教育部長からの回答とは想像してなくて、ごめんなさいね。

12月からネットでの予約が可能となりました。利用申請書の申請状況はどのようになっているのか。また、ネットでの予約は現在で何件あるのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

インターネット予約可能な町民センターや体育施設、合計12施設の11月末までの状況を申し上げます。まず、利用登録申請件数が166件、12月から1月までのインターネットからの施設予約件数が136件でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 利用申請も予想より結構多いなど。私も、まだ申請書を提出してませんが、申請書はダウンロードしておりますので、予約も順調に入っているのかなというふうには思っております。

施設を予約する場合は構成メンバー表を提出することになっておりますが、個人情報保護における保管、管理、廃棄体制をどのように行うのかをお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

窓口で提出していただいたメンバー表につきましては、特定の個人を識別できる個人情報として認識しております。入手しました個人情報は、人目に触れない鍵のかかる書庫に保管しております。また、処分につきましては、町の文書規程に基づき、上司の決裁を経て機密文書として廃棄しております。廃棄された機密文書につきましては、専門業者が回収し、溶解処理の後にリサイクルされております。以上のような方法で、個人情報の流出などによる情報漏えいがないように十分注意をしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 通常の個人情報保護にのっとりた廃棄という形で処分されておりますが、行政に応じて名簿の保存とか資料の保存期間というのがある程度定められてるというふうに思っておりますが、この場合の保存期間は、あまり長期は要らないと思ってるんですが、どのぐらいを想定されてますか。あれば教えてください。

○議長（福島知雄さん） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡本勇人さん） お答えします。

名簿の提出があって、基本的に1年保管ということで、それを過ぎまして処分という形を取っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 了解しました。

続きまして、町内幼稚園、保育園等が公共施設を予約するときは、先ほど少し回答ぎみなの

がありましたけれども、どのようになってるのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

これまで町内の保育園等の公共施設への利用は、図書館ホールや各町民センターでの発表会、町民体育館での運動会、光の森町民センターでの卒園式のほか、各町民センターでは会議室等を利用しております。その予約につきましては、運動会や発表会、卒園式等の大きなイベントについては6か月より前から特別予約として優先的に受付をしておりますが、複数の園で希望された日が重なった場合は園同士で調整をさせていただいております。

なお、総合体育館の予約に関しては、先ほど答弁しましたが、今後、優先的予約に関する取扱いについて明文化し、その中で保育園等の取扱いや調整方法について検討してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） ある程度の融通を利かせていただいているようではございますが、他の団体等の予約が入って施設利用が不可能なケースがあったと。そういう声を頂戴いたしました。幼稚園や保育園は、多くが菊陽町内の園児さんです。また、年間を通じてイベント等の計画を立てているので、先ほども総合体育館は1年前ぐらいからということがございましたが、同じ町内の園児を預かるという意味では、保育園、幼稚園さんが計画を立案したときに行政と調整を行えるといいかなというような声も頂戴しておりますが、そういうときに調整を行うことについて町はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

事前調整につきましては、町公共施設は、先ほど答弁しましたとおり、一般通常予約をイベントや各種大会の場合は6か月前から受付を行っております。また、町民センター等では年間を通しての自主講座や、体育施設ではスポーツ教室を開催していることから、保育園等のイベントにつきましては、利用を希望される日の6か月より前に利用を希望される施設に相談していただければ、他の年間優先予約団体との調整は可能であると考えております。

なお、総合体育館の予約に関しましては、繰り返しになりますが、今後、保育園等の取扱いや調整方法について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 一応、柔軟に、半年以上前でも特に町の保育園さんの行事とかになれば調整が可能ということで、相談された方にもそういうふうにしっかりとお伝えをしたいというふうに思っておりますので、調整のほう、またよろしく願います。

それでは続きまして、町営住宅についてお伺いをいたします。

令和4年9月の一般質問では、令和5年度の計画見直しの際にはほかの未改修である馬場団

地、入道水団地と共に改修対象の団地として位置づけることになる予定で、整備については以前住民説明会を開催した経緯もあり、令和6年度以降に改修工事を計画できないか検討を進めるといふ回答でございましたが、令和6年度の中代団地の改修計画はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えいたします。

中代団地の改修計画につきましては、来年度の国の社会資本整備総合交付金を活用し、改修工事に着手できるよう、取組を進めているところでございます。現在、5年ごとに見直しが必要である菊陽町営住宅長寿命化計画において改修対象の団地として中代団地を位置づけるため、年度内に策定できるよう見直し作業を進めているところです。改修等の具体的な計画についても現在実施設計を進めており、改修の具体的な進め方や総事業費の算定など、検討を進めております。今後も引き続き、入居者への説明会の開催など必要な取組をしっかりと進め、来年度速やかに改修工事に着手できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） そのような形でしっかり取り組む、改修工事にとということですが、あそこ棟数を、ごめんなさい。51棟。ありがとうございます。それ全ての改修を行う予定かどうかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） お答えいたします。

中代団地は2戸1棟の構造で、現在56戸を管理しております。改修を行うための政策空き家は、現在17戸となっております。改修計画に当たっては、現時点では56戸のうち44戸を改修し、12戸を解体する計画としています。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 改修に当たっては社会資本整備総合交付金ということで、交付税措置のやつ、補助金ですね。分かりました。

中代団地は令和5年度の長寿命計画ではどのような位置づけになっているのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 先ほども申し上げましたけれども、現在、5年ごとに見直しが必要であります菊陽町営住宅長寿命化計画において改修対象の団地として中代団地を位置づけるため、年度内に策定できるよう見直し作業を進めているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 再度の確認という形にはなりましたが、それから、私自身、自分の議会だよりを作成し、中代団地の1軒ずつ訪問させていただき、皆様の考え方や思いを聞かせていただきました。居住者の8割以上の方からはお会いしてお伺いすることができたというふうに思っております。12月の一般質問で皆様の声をしっかりと町に届けさせていただきますというふうに訴えさせていただきました。

多くの方が年金暮らしで、改修した場合に家賃が上がるのは理解できるが、大幅に上がると支払いが厳しくなり、住めなくなるが、ほかはもっと高いので行くところがない。高くなるなら必要最低限の改修でも構わないというような切実な声もお伺いいたしました。改修となりますとの回答ですが、最近の物価高騰で、改修後に大幅な家賃変更等の対策はどのように考えてるのかをお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

公営住宅の家賃は、入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、その他の事項に応じ、かつ近傍同種の住宅の家賃以下で、政令に定めるところにより事業主体が決めることとなっております。中代団地改修に当たっては、現在入居者の家賃が増額となることから、建て替えか改修か、それぞれに応じた家賃の試算を行うなど慎重に検討したところですが、建て替えは2倍を超える家賃となり、改修は約50%から60%の家賃増となりました。このため、入居者への負担増加に配慮し、改修に決定したところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 総合的に勘案してもらって、居住者の方の負担増にならないような形ということでの改修というような回答でございましたので、そのことはまたしっかりと皆様にお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。

改修のために政策的に空き家を確保したこともあり、中代団地に住んでいる人からは、人が減り、寂しい状況となっており、できれば子育て世代に来ていただきたいとの声を多く頂戴いたしました。改修後の町営住宅の応募をどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

中代団地につきましては、改修を予定していたことから、平成29年度から、政策空き家を確保するため、募集を中断している状況です。今回の改修は令和9年度までに完了する予定としており、改修後につきましては、空き家がある場合は募集を再開したいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） できるだけ若い世代の方も入っていただければ、正直、あそこは今寂し

い、小学生が1人だけしかいない。ほかは子どものいないようなところになっておりますので、そういうのもしっかりと考えていただければというふうに思っております。

中代団地に住まわれている人で高齢者の1人世帯や2人世帯の人たちからは、4DKの部屋は広く、1LDKの部屋でも十分だとおっしゃる方もいらっしゃいました。また、公明党としても、政策提言アンケートとして皆様から、あなたの声を聞かせてくださいということで、菊陽町から約400名の声を聞かせていただき、その声の中には、有料の老人ホームがあちらこちら建っているが、高くて入居できない。午前中も高齢者福祉対策として老人ホームの建設というようなこともございましたが、そういうところにも入れないという方。また、軽費老人ホームは入れなくて困っている。御存じのように、誰かが減らない限りは入れないというようなところがあって、そういう部分で困っている。公営の安価で安心して暮らせるようにしてほしいとの声も頂戴しております。高齢者のための新たな居住空間の提供を提案いたしますが、町はどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。また、入居者資格には、同居親族要件、入居収入基準、住宅困窮要件があります。その上で、議員御質問の町による高齢者に限定した新たな居住空間の取組につきましては、公営住宅制度の趣旨や入居資格要件等になじむのか、ほかの高齢者社会福祉関連事業との重複はないか、他自治体の取組事例等、今後整理し、判断してまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 公営住宅制度の入居資格要件になじむとか、ほかの自治体の取組を見てということなのですが、この質問に当たりましては、新たな空間の提供ということで、私自身、吉田宣弘衆議院議員の秘書を通じて、国土交通省から可能性についてメールで正式に回答いただいております。まずは建設は可能か、それと独り暮らし専用としての入居希望を募集しても問題はないかということで、国土交通省からは、国として特に妨げる規定はありませんというような回答をいただいております。この情報は町のほうにも提供させていただいてはおります。

私のほうとしましては、町長公約のところにもありますが、他の自治体の事例は私自身も探しましたが、今のところ、国土交通省からも、そういう観点での調査はしておらず、事例としても把握はしていませんという回答ではございました。それ以外にもネットで調べましたが、なかなかそういう類いのものはございませんでした。町長の政策提言では、他の自治体が示していないことが幾つもあり、72の具体策の中に、スマートシティの形成、それから町の均衡

ある発展の久保田台地の発展も含めて今後見直される総合計画がありますが、そこにしっかり反映されることを提案して、質問はしません。次に移ります。

それから次に、行政手続についてでございます。

各課においてデジタル化を推進する施策の検討を行う職員を選定し、全庁的なワーキンググループを立ち上げて、デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用や地方公共団体の情報システムの標準化の進捗状況を見据えながら、書かない窓口の導入を進めるとのことでした。書かない窓口の推進状況はどのようになっているのかをお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 御質問にお答えいたします。

書かない窓口は、窓口に来られた住民がマイナンバーカード等を利用し、その記載事項を読み取ることで、住所、氏名等の複数回の記入を避けたり、各種申請書が最初の受付窓口で一度に発行できたりするなど、住民の手間を省き、かつ職員の窓口業務の軽減にも資するものとなっております。御承知のとおり、今年度、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して書かない窓口システムを導入することにしており、9月下旬にプロポーザル方式による事業者選定を行い、現在は契約した事業者と打合せをしながら環境構築を行っているところでございます。今後、テスト環境での動作確認を経て、来年3月には、町民課、健康・保険課、子育て支援課等の9つの課と西部支所において書かない窓口による業務を始める予定としております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 分かりました。ワーキンググループを立ち上げてるということで回答がありました。ワーキンググループの会合はどのくらい実施したのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 御質問にお答えします。

菊陽町デジタルファースト推進本部内に窓口業務改革ワーキンググループを設置しており、これまで5回実施しております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 分かりました。しっかりとワーキンググループの活動も推進していただきたいというふうに思っております。

書類の発行に長時間待つ、申請書の記入が面倒だ、こうした自治体の窓口手続でよく見られる利用者の負担を緩和しようと、デジタル技術を活用し、申請書を記入せずにワンストップで手続できる書かない窓口の推進状況は現在確認いたしました。最近ではさらにその先の、スマホ等を使ってオンラインだけで申請が済む行かない窓口を目指す自治体も存在しております。オンラインでできる代表的な手続として、水道使用の開始・停止、12月から開始された公共施設の予約、要介護・要支援認定の申請、子ども医療証の交付などがありますが、行かない

窓口も推進すべきと提案するが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 御質問にお答えいたします。

役場に行かなくても目的が達成できる行かない窓口の一つの例として、インターネット上で住民票の申請を行い、町から住民票を自宅へ郵送するというものがございます。住民票等の証明書につきましては手数料が発生することから、オンライン決済の仕組みを用意する必要があります。このオンライン決済については、菊陽町デジタルファースト推進本部キャッシュレス決済ワーキンググループで導入に向けた検討を11月から始めており、その議論を踏まえ、例規整備や環境構築を行い、早ければ来年度には導入したいと考えております。

今回、西本議員から御質問のありました申請書等の手続についてでございますが、例えば現在総合政策課で行っております省エネ家電製品購入促進補助金では既に電子申請の方法を実施しているところであります。このように、可能なものから順次実施し、行かない窓口の実施に向け、全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 私自身も省エネ家電は今年が一番最初に申し込み、自分でも申請はしておりますので、よく分かります。全庁的に今後取り組むということでしたが、先ほど住民票の自宅送付というようなこともおっしゃってたんですが、私からすると、職員の稼働と郵送費が発生するというので、これはDXにはそぐわないというふうに私は、個人としてはそういうふうに思っております。

公共施設の予約、先ほどもありましたが、施設の予約システムに関しましても、今は申請書の提出というふうな形になっております。それ以外にも幾つか、申請書の送付、申込みというのがあるので、それは逆に言うとネット上で整理ができるというふうに私も思っていますので、申請書のデジタル化も行かない窓口の一つということで、それもしっかり取り組んでいただきたいと提案して、次の質問に移ります。

続きまして、施設の一元化についてでございます。

総合体育館を含めたエリアにある施設の管理はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

現在、当該エリアにある総合体育館、杉並木公園、図書館及び総合交流ターミナルにつきましては、町直営または指定管理者により、各施設において施設の設置目的に沿って管理運営が行われております。各施設において開催される各種イベントにつきましては、イベント主催者側で使用する施設の予約や申請を行っていただいております。事業規模が大きくなれば、来場者の駐車場やサブ会場としての利用など、エリア一帯を総合的に利用されるため、各施設において連携、協力して事業を展開しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 今年、4年ぶりに開催されました夏祭りでは、図書館は夕方には閉館となり、第1駐車場は一切利用することができなく、関係者の車両が第2駐車場利用で、一般の方は第3駐車場かその他に駐車することとなっており、参加者の方から、駐車可能な場所がありながら駐車できないのはおかしいとの声を頂戴いたしました。駐車場をそれぞれのところが管理する場合、イベントが重なった場合、個々の対応となり、総合的な融通が利きにくいことも考えられます。今後、様々なイベントが開催されるが、特に駐車場の管理を一元化することについてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

まず、議員御指摘の夏祭りの際の駐車場の利用について、夏祭りの開催に合わせて、これは図書館を閉館し、出店関係者に事前に確認した必要台数から、第1駐車場を夏祭り出店関係者の駐車場としたところでございます。しかしながら、当日、出店関係者の車両が予定台数を下回ったこと及び、来場者の安全を確保するため、会場周辺において午後5時から午後10時まで車両の通行止めの規制に伴い、一般車両が第1駐車場へ進入することができず、空き駐車場が発生する結果となったところでございます。

各施設の駐車場可能台数は、総合体育館400台、杉並木公園474台、総合交流ターミナル245台であり、当エリア内での駐車場可能台数は合わせて1,449台となっております。当然、大きなイベントの開催に際してはエリア一帯を総合的に活用する必要があり、各施設が計画するイベントなど、各施設の利用調整を行う必要がございます。これまでも各施設間で情報の共有及び調整を図り、総合体育館及び杉並木公園に提出される年間の利用計画を基に、各種イベントが重複せず、多くの方に来場していただけるよう、駐車場の確保には細心の注意を払っているところでございます。

今後、総合体育館も加わり、各施設で多種多彩なイベントが計画され、多くの方が来場されることが想定されます。各施設の有効利用を図る上で、各施設間の調整はさらに重要となりますので、一元管理も含めた管理体制について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） できるだけ一元管理すれば、それだけスムーズに物事が進むかと思いますので、しっかりと一元管理体制についての検討も進めていただけるよう提案をして、次の給食費、副食費の無償化についてでございますが、午前中、吉村議員に対する回答がございましたので、私からは、まず町民の皆様の声と、それから完全無償化の実施と7年度からなりますので、それに伴う行政手続の方法についてお伺いしたいと思います。

まずは町民の声ということで、昨年12月の一般質問で段階的に無償化を提案し、本年4月から1,000円の補助が確定いたしました。自身の議会だよりを持参し、多くの保護者の方とお会いすると、3月、6月の議会だよりで話をしたときには1,000円でも助かりますとの声でしたが、9月の議会だよりを持参したときには、最近様々な物価が高騰しており、生活も厳しくなっており、給食費、副食費の無償化をぜひ早急に進めていただきたいとの多くの保護者の声を頂戴したのを紹介をさせていただきます。

それから、先ほど言いました7年度からの無償化に向けての行政手続をどのような形で進めていくのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今後の7年度に向けての手続ということでございますけれども、市町村の無償化の状況を少し紹介しながら説明したいと思います。

現在、12の市町村で無償化が行われてるところでございますけれども、それぞれ見てみますと、人口規模が小さかったり、児童数が少ないというようなところが無償化に踏み込まれている傾向にあると思っております。そういうことから、やはり財政負担が大きく伴うということでございますので、財政負担の裏づけがある7年度からというのが先ほど答弁したところでございますけれども、財源の裏づけをする一方で、もう一つ特徴として言えますのが、見ますと、全てセンター方式で取り組んでいる市町村、一部、自校とセンター方式に取り組んでいる市町村がありますけれども、ほとんどセンター方式で行っている市町村が多いということでございます。

そういったところからいきますと、私どもは自校方式をこれからはしっかりと進めていく中でございますが、自校方式になりますと、例えば補助金になりますと各学校に多額の補助金を交付する必要がありますので、これは管理上、あまり好ましくないのではないかと。そうなりますと、公会計で処理する必要が出てくるんだろうと思っております。まさに、食材の入札の業務であったりとか、支払い業務であったりとか、そのための条例等の整備も必要になってこようかと思っております。そのため、来年度、教育委員会のほうに人員を増加いたしまして、そちらのほうで、7年度からの無償化が円滑に進むような体制で臨んでいきたいと思っております。

それから、1点だけ付け加えさせていただきますが、今後、6年、7年、ほかの自治体が仮に無償化を行わなかったという前提でございますけれども、菊陽町の児童数が今、小学校、中学校、約4,533名だったと思います。そこから、完全に無償化いたしますと、児童数の最も多い無償化を行った市町村ということになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 私も、同じ公明党の議員の中では、菊陽だけがよかねという、確かに副町長がおっしゃるように、言い方悪いんですけど、生徒さんの小さいところということで、逆に言うと、合志市とか大津の議員さんからは、菊陽はええばってん、うちはできんとたいねと

というような声も頂戴しております。そういう中でしっかりと取り組んでいただいているということは、菊陽町としては子育てに優しい町ということが最もPRできることではないかなというふうに思っておりますので、またしっかりと無償化に向けた手順を準備して進めていただきたいというふうに考えております。

それでは、最後になりますが、AED装置の配備についてお伺いをいたします。

10月末に開催されましたきくよう防災フェスタ2023で、私は防災士として心臓マッサージやAEDの使用方法を来場者の方に説明し、体験していただきました。100名以上の人に体験していただき、大人や子どもも心臓マッサージを体験されて、こんなにきついとは思わなかったとの言葉と、体験ができてためになったとの声を頂戴しました。そのときに、菊陽町におけるAEDはどこにありますかと聞かれ、公共施設にはあると回答はいたしましたが、町が配備しているAEDの配備状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えをいたします。

AEDにつきましては、現在、ほぼ全ての公共施設等に配備しております。また、町が配備していない施設においても、管理委託している事業所などでAEDを所有し、緊急時に対応できるよう備えている状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） AEDのある場所ということで、My SOSというアプリがありまして、それを開くとAEDの設置してあるところがある程度は、届出してあるところですね、その。だから、公共機関、町のは全部入ってましたけれども、若干、コンビニでも入ってるところと入ってないところがあるので、これは今後の提案ではございますが、AEDは、5分以内だったかな、作動するのが大切だと言われておりますので、コンビニにAEDを設置していないところとの提携をどのようにするのかというのは今後の課題として考えていただければというふうには思っております。

町内の町民センターを訪問し、AED設置場所を確認した際にセンターの人に確認を行ったときに、以前AEDを操作したことはあるが、新しくなったAEDは、メーカーの説明を受けたが、操作したことはないとのことでした。AEDを緊急で借りに来る人は操作はできないので、職員の方に操作を依頼されるケースが想定されます。町には、AEDを訓練する筐体として4体ほど防災士連絡協会のほうであります。各センター等からAEDを持参し、操作演習することで、いざというときに救命活動に役立てることができると考えております。

また、AEDの適正配置に関するガイドラインのAED設置関係者に対する教育と訓練では、AED設置関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日頃から施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的を受けておくことが必要であると記されております。公共

施設においてAED操作演習を定期的を実施することを、町はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

AEDは誰でも使える機器であり、使用に際して特に資格等は必要ございませんが、議員が申されるとおり、初めて使用する方が操作に戸惑うのは当然のことと思われるので、AEDを設置している施設職員が操作することが想定されます。

本町においてのAEDを使用する講習会につきましては、令和元年度に施設職員を対象に、消防署の出前講座を利用した救命救急講習を実施しておりますが、定期的な講習は実施に至っておりません。各施設において突然、心肺停止等の事案があった際に、消防署へ通報し、救急隊が到着するまでの間、施設職員が心肺蘇生やAEDを効果的に使用して救命措置を行うことにより、救命率を向上させることにつながりますので、今後はAED操作も含めた、より内容の充実する救命救急講習を定期的を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 私も防災士として、なかなか防災士としてもふだん、言い方は悪いですけど、定期的にやってないというところもありまして、定期的にやってないと、いざというときにはできないというのが現実です。防災士としても1年に1回やってると全然覚えてないというケースがございますので、定期的な演習はしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

この提案をするときに、消防団の人から公民館にもAED配備をと言われましたが、先ほど述べましたAEDの適正配置に関するガイドラインでは、分かりやすい場所、入り口付近、ふだんから目に入る場所、多くの人を通る場所、目立つ看板、それから誰もがアクセスできる、鍵をかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいるとのことで、公民館配備については課題の解消方法が確定できないと無理ですが、消防団の出動は火災や災害時及び行方不明者などの捜索です。そのような場面ではAEDの必要性が想定されます。消防団積載車へのAED配備を提案するが、町はどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

火災現場等においてけが人が発生していることが想定されている場合は、消防署から、消防車と併せてAEDを搭載した救急車が現場に出動いたします。行方不明者の捜索に当たりましたが、状況に応じ、AEDを搭載した救急車が現場に出動しますので、現在のところ、消防団積載車にAED配備は考えておりません。

また、各班の消防倉庫に配備することも考えられるところですが、先ほど申されたとおり、管理上の課題がございます。消防団へのAED配備については、今後、消防団との意見交換を

行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 今の答えの中で、火災の場合は救急車も来る、救急車においてはAEDが配備されているということではございましたが、行方不明者の捜索では必要に応じて現場にAED搭載の救急車というようなことをおっしゃってましたが、現実的には、発見したときには救急車はまだ来ていないというのが現実というふうに思っております。そういう部分ではAEDの必要性はあるというふうに考えておりますし、消防団の倉庫に配備するというところをおっしゃっていましたが、私は倉庫に配備しろという提案ではございません。積載車に配備したらということで、積載車には、多摩市のほうでも消防団の積載車に配備してありますが、乗るところの間にAED装置はきちんと配備してありますので、消防団倉庫に配備する必要はございませんので、そこをもう一回考え直してもらって、それから消防団との意見交換というふうにおっしゃられました。消防団積載車へのAED配備については坂本副議長とも以前話したことがあって、坂本さんは消防団員でもございます。それは大事なことだ、ぜひ積載車への配備は進めていってくださいというふうな声も頂戴しておりますが、消防団との意見交換を行っていくということでございましたので、いつぐらいまでに消防団との意見交換を行われる予定かをお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 消防団の幹部とは定期的に会合を行っておりますので、できるだけ早急に、この課題につきましては意見交換をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 定期的に行っているということであれば、次回の打合せのときに、こういうことがあって、消防団としては積載車への配備をどのように考えてるのかというのをしっかり、それも町としては、どちらかという、消防団の意見も必要でしょうけども、町の考えを示しながら意見をお伺いする必要があると思いますので、私としてはぜひ配備が必要ということを提案しておきますので、そういう趣旨を踏まえた上、しっかり相談されて、結果をまた教えていただければと思ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時53分

再開 午後2時3分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 皆さんこんにちは。議席番号5番の廣瀬英二でございます。

本日は、たくさんの傍聴ありがとうございます。

日本経済の安全保障を担う国家事業として始まったJASMEの事業開始もいよいよ来年12月に迫ってきました。これまで、大手企業TSMCの進出による道路渋滞、水、農地問題等について、一般質問を含め、活発な議論が展開をされてきました。菊陽町における最大の課題である道路渋滞、水問題については、町長、議長による国や県への活発な要望活動をはじめ、行政、議会も台湾研修を含め、問題解決に向けて真剣にこれまで取り組んでまいりました。渋滞緩和の取組については、セミコン通勤バスの増便、企業の時差出勤などの取組により一定の渋滞緩和策になってることは承知のとおりでございますが、町民の皆様が渋滞解消を実感できるまでの道のりは程遠いのが現状でございます。本日の一般質問は、1番目に、県道大津植木線道路の整備事業。2番目に、整備事業が完成するまでの当面の渋滞対策。3番目に、自治会の運営を担う区長、自治会長の現状。最後に、敬老会年齢についての質問をいたします。

質問については、質問席にて行います。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） まず1番目に、県道大津植木線道路整備事業についてお尋ねをします。

先般の全員協議会で、抜本的な渋滞対策として説明を受けました。傍聴者の方もたくさんいらっしゃいますので、簡単に整備事業計画を説明します。TSMCの前の道路、これを多車線化して、それに交差する交差点を立体交差化するというのが大まかな概要でございます。都市計画法に基づく都市計画素案の住民説明会は、菊陽、合志、それから大津町でそれぞれ終わっております。今後は、審議会で審議され、都市計画が決定。その後、現地立会等のプロセスを経て、令和7年度以降の工事着工スケジュールとなっております。

ここまでの段取りに至ったのは、町長、議長の積極的な国、県への要望活動がここまで持っただけなのかなというふうに感じております。要望活動の大切さ、これは本当に効果があるんだなというふうに実感をしていただいております。

それでは、お尋ねします。県が事業主体でありますので、分かる範囲で回答をいただきたいと思っております。

まず1番目に、今後のスケジュール案が示され、工事開始は令和7年度以降となっておりますが、令和何年頃の完成を目指しておられるのか、それをお尋ねします。工事完成は町民にとって一番関心のあるところでございます。この渋滞がいつまで続くのか、早く解消してくれという声がたくさんありますので、この辺も併せてよろしく願いをします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

まず、県道大津植木線道路整備事業の経緯につきまして申し上げます。

本町では、以前から、熊本県に対しまして4車線化の要望を継続して議会と共に行ってきたところでございます。本年6月には、本町と合志市合同で、本町からは吉本町長、福島議長、

合志市からは荒木市長、辻常任委員長が県庁を訪問し、地元県議会議員にも参加いただき、蒲島県知事、田嶋副知事、木村副知事、関係部長へ、セミコンテックノパーク近隣における渋滞対策の強化について要望を行っております。この要望の際には、吉本町長から、渋滞の抜本的解消のため、立体交差などを検討するよう要望したところです。

県においては、令和4年7月に渋滞緩和に向けた道路整備計画となる大津植木線多車線化、合志インターチェンジアクセス道路の整備計画が発表され、本年9月には道路整備の幅員やイメージパースが発表され、6車線も可能な4車線化計画が示されました。さらには、10月にはセミコンテックノパーク周辺の道路整備事業の説明会において、県道大津植木線の主要な交差点の立体交差についても方針が示され、11月には都市計画素案説明会を開催されたところであり、半導体産業集積の拠点性を支える道路ネットワーク早期構築に向けてスピード感を持って取り組んでおられます。本町としましても、要望について対応していただき、大変喜んでいるところでもあります。引き続き、県が進める道路整備事業についてはしっかり連携し、渋滞緩和に向けて取り組んでまいります。

御質問につきましては、建設課長より答弁させます。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 議員御質問の県道大津植木線道路整備事業の完成年度につきましては、部長答弁にありましたとおり、都市計画素案の説明会が終わった段階でございます。完成年度については、今後、都市計画決定後の事業認可の手続の際に示されるものと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬さん。

○5番（廣瀬英二さん） 今、回答ございましたけども、完成年度については今後、都市計画決定後の事業認可の手続の際に示されるという話でございました。これは、従来のやり方であれば理解できます。従来の工事完成までのプロセスを変えたのが、熊本地震で崩壊した設備の復旧工事でございます。阿蘇への主要幹線道路、国道57号線が寸断され、代替えとして北側ルート道路を建設。また、物流や観光の重要な役割を持つ立野阿蘇大橋崩落により、場所を移して新しい阿蘇大橋道路が開通をしました。いずれも本震から5年で完成しておるんですね。地震があつて、そしていろんな調査もあまりなかったでしょう。それが5年後には完成をしたんですね。国の災害復旧工事との違いはありますけれども、今回の道路整備事業は国家戦略の事業でございます。

TSMCの第2工場建設も現実味を増す中で、県における経済効果は10年で約7兆円とも言われている反面、菊陽町は100年に一度の迷惑災害という話もございます。このことは、非常に重い声でございます。それにどう応えるかというのは、私たち議員に課せられた課題でもあるというふうに思っております。一日も早い整備事業計画の完成が必要であり、町長、議長のさらなる要望活動を求めるものでもございます。このことが、本日の1番目の質問の趣旨でござ

ございます。

次の2番目の質問です。菊陽空港線は令和8年度に完成予定ではあるが、立体交差はいつ頃になるのか。また、残り2か所、一つは町道との交差点、これファミリーマート付近でございます。2つ目は合志インターチェンジアクセス道路との交差点、の立体交差は優先順位をつけて進めるのかについてお尋ねをします。1つの立体交差道路が完成をすれば、それだけ渋滞は大きく緩和されるというふうに私は思っております。よろしく御回答お願いします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） お答えいたします。

まず、菊陽空港線の整備につきましては、全ての用地補償契約が完了し、令和8年度の完成に向けて取り組んでいるところでございます。現在、県から立体交差の計画が示されたことを受け、県と協議を進めているところでございますが、現段階では立体交差の完成時期については決まっていない状況でございます。また、御質問がありました町道の南方大人足線、合志インターチェンジアクセス道路の立体交差につきましても同様で、協議中でございます。現段階では、完成時期については決まっていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 今回の段階では、町の立場とすれば言えないと思います。

それでは、3番目の質問です。整備事業についての工事予算額は明らかにされていない。総額で幾らを見込んでいるのか。状況により予算額が変わることは、これは理解できます。予算額のない工事スケジュールはないと思います。これから詳細設計などがあり、具体的に言えない事情も理解できますが、分かる範囲で教えていただきたいというふうに思います。

吉本町長の要望を受け、蒲島知事は、今年の7月だったですかね、岸田総理にTSMCに伴うインフラ整備についての財政支援を要請されております。岸田総理からは全面的に支援をするというお答えをいただいて帰られたということを知っております。10年間で1,140億円程度の事業費が必要と言われることも承知をしています。今回説明を受けた県道大津植木線の整備事業については明らかにされておられません。これはまだ分からないのでしょうか。お尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） お答えいたします。

道路整備に要する事業費につきましては、今年8月に県において、TSMCの進出に伴うインフラ整備について、今後10年間で総額1,140億円程度の事業費が必要とし、そのうち新工場周辺道路の整備には約300億円という試算を発表されております。県道大津植木線道路整備事業につきましても、この新工場周辺道路の整備に含まれております。その上で、御質問の整備総事業費についてでございますけれども、現段階では明確には示されておられません。今後、都市計画決定後の事業認可の手続の際に示されるものと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 了解しました。次の質問に参ります。

2番目の、当面の渋滞対策について。企業の時差出勤などで慢性的な交通渋滞は幾分か緩和されたと認識しています。さらなる渋滞緩和対策についてお尋ねします。

大規模な道路整備事業は、今のままのやり方では完成まで10年はかかると思います。それまでの渋滞対策をどうしていくのか。まず1番目に、セミコンテクノパーク内の時差出勤等の拡充を考えているのかについてです。もちろん、行政でお答えできるものはあまりないと思いますが、今まで連携をされてここまで実行されてきたわけですが、企業に求められているのかお尋ねをします。

これまで、ソニーや東京エレクトロン、渋滞対策について取り組まれてきました。セミコンテクノパークには約20社があります。全体の取組が必要です。これはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、お答え申し上げます。

企業が実施されている時差出勤やフレックスタイムの導入は、渋滞対策のソフト事業として即効性もあり、高い効果が期待できるものでございます。渋滞対策につきましては、企業側もその必要性を強く認識されており、セミコンテクノパーク内の主要企業であるソニーセミコンダクタマニュファクチャリングでは4月から勤務時間を全く指定しない完全フレックスタイムを、東京エレクトロン九州では7月から時差出勤を導入されています。これは御存じのことかと思えます。議員の皆様も御承知のとおり、これらの渋滞対策への取組につきましては、都市整備部が中心となって行った渋滞実態調査の結果、多くの交差点で車の滞留長の長さが減少しております。このことから、高い効果が得られたというふうに認識してるところでございます。

引き続き、企業側とも連携しながら、時差出勤の完全フレックス化への取組の拡充や推進を促していくとともに、町全体となって進めておりますセミコン通勤バスの利便性の向上、輸送力の強化、熊本県警で実施されることが予定されています信号制御の適正化などによる行政側の対策など、さらに渋滞緩和に向けた対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） ソニーとか東京エレクトロン以外の企業もこれは実施されておるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎さん） 今の御質問にお答えさせていただきます。

ソニーさんとエレクトロンさん以外の企業につきましては、一部の企業さんにおいて時差出

勤を導入されてるということはお聞きしております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 時差出勤とフレックスタイム、これは非常に効果が出ておるわけですね。ですから、セミコンテクノパーク内の約20社と言われておりますけれども、その取組も私は必要じゃないかなというふうに思っております。

○議長（福島知雄さん） 質問ですか。

○5番（廣瀬英二さん） はい、質問です。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） この取組は非常に重要だというふうに認識しております。ただ、どのレベルまでやればというところがあります。全部が全部行ってしまったら、今度は逆効果になる可能性がございますので、そのところは状況を見ながら、やはり全体の中で、セミコンテクノパークの中も協議会がございまして、きちっとした話合いが行われてると思っておりますので、そこはバランスを取りながらやられていくというふうに認識してるところでございまして、状況を見ながら、こちらをお願いすべきところはお願いしていかないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） それでは、2番目の質問です。西花立地区から試行的に運行されるセミコン通勤バスの乗車推進の取組を町はどのように考えているのかについてお尋ねをします。

今年の9月、西花立地区から熊本住吉線を通してセミコンテクノパークに行くセミコン通勤バスが、朝8便、夕方9便、計17便が無料で試行的に運行されました。県の調査によると、9月11日から15日まで、延べ利用人員は824人の利用があったということでした。私も、利用動向が気になり、9月11日、住吉熊本線の途中にある飯高山駐車場で朝の便を調査しました。多いときには1つの便で数十名乗車されておりました。1日平均で見ると165名、1便当たりの乗車人員が約9.7人になる計算でございます。県によると、来年1月から2月にかけて第2弾の運行が有料で計画されています。これが定着していけば、渋滞緩和に向けた大きな戦力になると確信しています。朝夕の公共交通機関の拡充は効果的であると考えています。

それでは、西花立地区からのセミコン通勤バスを定着させるために、町としてどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

それと、今日の朝の朝刊に、大津町のほうで、肥後大津駅から本田製作所まで朝10便、帰りが13便ですか、を試行的に運行するという記事がございました。こういう取組は、菊陽町と、それから大津町、それから合志、これが一体となった取組で渋滞対策を考えていくということは、私は非常に価値のある取組かなというふうに思っております。

それでは、どのように定着させるために取り組んでいかれるのかお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

御質問の西花立地区からセミコンテクノパークへ運行された通勤バスの実証実験は、熊本県が主体となってU X事業として実施されております。今回は、実証実験の第1弾として、9月11日月曜日から9月15日金曜日までの5日間の日程で、朝は6時20分から8時20分までの間に15分から20分間隔で8便、夕方は17時から21時までの間に30分間隔で9便、運賃を無料として運行されております。利用者としましては、全体で824人、これは議員がおっしゃったとおりです。1日平均で164.8人、1便当たり8.6人の乗車人数となっております。今後は、今回の第1弾の結果を踏まえて運行内容を調整した上で、第2弾として年明け、1月から2月の一定期間に運賃有料で実施される計画と伺っております。

これまで廣瀬議員をはじめ議員各位からの御質問に答弁させていただいたとおり、町としましては、企業、熊本県、周辺市町、バス事業者などの関係者と連携して、渋滞対策の事業について各種実証実験などを行い、効果の高い事業の実施につなげていくべきと考えており、今回の熊本県の取組もその一つと理解しております。今回の熊本県のU X事業の実証実験につきましては、年明け第2弾の実施後に利用状況や渋滞への効果、そして費用対効果などを分析されることとなりますので、その結果を熊本県からお聞きした上で、合志市やセミコン企業関係者と今後の事業の必要性を協議していくこととなるというふうに想定してるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二議員。

○5番（廣瀬英二さん） 御答弁ありましたけど、今、試行的に運転されたセミコン通勤バス、この路線というのは非常に渋滞がひどいということで、前町長におかれても何とか改善してほしいという要望を熊本県のほうにされております。だから、いろんな試行的なという部分もちろんあると思いますけれども、ここは一番重点路線じゃないかなと思うんですよ。その辺はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） もちろん、重要性は認識しております。ここの渋滞の状況もちろん承知しておりまして、この実態調査がうまくいけば事業化へつながるものというふうに考えておりますけども、まずは県が実施しておりますので、この状況を確認すると。そして、関係市町、熊本県も含めたところですが、当然。その中で検討協議をされるというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） それで、まず実績を残すために、町の取組、これはもちろん県が事業主体というのは分かります。しかし、それは県任せじゃなくして、町はどのように、要するに試

行的に運転されるセミコン通勤バスにいかに乗ってもらおう工夫をするかというのは、私は大切ではなかろうかと思えます。それが一つの県に対する訴え方でもあるんじゃないかというふうには私は思っております。その辺、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎さん） 今の御質問にお答えさせていただきます。

今回のUX事業につきましては、県が開始する前に町のほうにも意見を求められた経緯がございます。いろいろなことを御提案させていただいております。その中では、単純にバスを走らせるだけではなくて、パーク・アンド・ライドなども並行して実施すべきじゃないかという御提案もさせていただいておりましたが、今回、残念ながら場所等の確保ができなかったということで、その点が利用者が伸びなかった要因の一つになってるかなと思っております。今後も、町としましては、セミコンの企業様に対しましてこの利用を促していくというようなことも考えておるところでございますが、今後、有償運行になりますと500円ぐらいの運賃になるというふう聞いております。その辺の費用なんかに関しましても企業様のほうからは少し懸念の声等もいただいておりますので、そういった意見も聞きながら、利用者が伸びるというようなことであれば積極的に関わっていく必要があるかなというふうには思っております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） それでは、次の質問に参ります。

3番目の自転車、これ電動自転車も含むですけども、利用促進の対策を考えているのかについての質問です。

今回の質問は、セミコンテクノパークに向かう自動車の数を少しでも減らす対策として自転車等の利用促進を促すもので、菊陽町にある3つの駅を軸としたサイクル・アンド・ライド推進の対策をどう考えているのかのお尋ねでございます。先ほど紹介しましたが、今日の熊日新聞にも載っておりました。ここが天津町と菊陽町の連携を一番密にするところなんですよ。JRの3駅が持つ役割というのは非常に大きいと思えます。だから、いかに駅を利用しながら原水まで行くのか、それから肥後天津まで行ってバスに乗り換えて本田技研まで行くのかというのは、私は大切な取組ではなかろうかと思えます。

本田技研の社員さんは、うちの地区にも20人近くいらっしゃいます。近くの駅は光の森か三里木駅ですね、そこまでは自転車でもいいし。そういう取組が私は今から必要でなかろうかというふうには思います。今までは自動車でセミコンテクノパークに行くのではなく、自転車で行けると。原水駅に行けばセミコンバスがあると。78台の駐輪スペースもあるということでございます。そういうことで、この取組についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） それでは、この点につきましては私のほうからお答えさせていただきます。

きます。

自転車の利用促進の対策については、過去に自転車シェアリングの導入を検討した経緯がございます。具体的には、シェアサイクル事業を広く展開している事業者に複数回、事業内容、事業展開状況、導入経費、運営経費などの聞き取りを行うとともに、事業を行っている熊本市の担当部署にも、導入経緯、事業内容、事業の効果等を確認いたしました。

自転車シェアリングの導入メリットですが、利用者にとっては自転車の所有コストや管理負担を軽減することができますし、環境保護や健康増進などの多面的な効果も期待できます。県内では、熊本市が令和4年4月から約2年間の実証実験をされています。費用は全て事業者が投資的負担をされ、市からの負担がなくても事業が成り立っていると伺っております。しかしながら、熊本市のように事業者だけで費用を負担するビジネスモデルを本町で成り立たせるためには、1台約20万円する専用自転車を300台から400台規模で導入し、1日4回転以上する必要がありますが、セミコン内への出退勤利用だけでは現実的には難しいと考えております。

なお、町負担で、原水駅をはじめとする町内各駅、近隣の商業施設、公共施設やセミコンテクノパーク内にポートを設置し、約70台で運用した場合、導入に約1,500万円、維持に年間約500万円の費用が必要と想定されますが、この規模で導入を行っても交通渋滞緩和対策としてはあまり費用対効果がないと考えているところでございます。

そのほかに、自転車の利用促進キャンペーンなどの実施が考えられます。自転車の利用促進キャンペーンを実施することで、自転車の利用のメリットや楽しさを広く知らせることができます。また、自転車の利用者に対するインセンティブやサポートを提供することで、自転車の利用継続率を高めることも可能です。

なお、自転車の利用促進キャンペーンを成功させるためには、自転車の利用者や関係者の協力や参加が必要不可欠であると考えております。本町としましては、自転車の利用促進キャンペーンの効果や手法について今後研究してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 今、お話がありましたけども、シェアサイクリングというのは将来的に向けて大切なことだと思います。今回私が質問したのは、そのずっと手前のほうで、駅と自転車をどう結びつけていくかと。そういうことの質問でございます。その辺も明確に質問の中に入れとけばよかったけど、私の質問の趣旨はそういう趣旨でございます。

皆様も御承知のとおり、自転車の利用促進というのは、今は絵空事に聞こえるかもしれませんが、COP28か、今ドバイで開催されておりますね。温暖化、CO<sub>2</sub>の削減。日本は2050年までにゼロという取組を宣言しておりますけども、それに向けてこういう取組は今からしていかないと、ばたばたで達成できないと思います。そういう意味も含めて、ドバイの会議もあったということで、それに引っかけて今回の質問をしたわけでございます。ありがとうございました。すいません。

次に、4番目の南方大人足線交差点改良の進捗状況についてお尋ねをします。

この計画は短期的な渋滞対策として期待されているもので、国道57号線側の約400メートルに及ぶ拡幅、町道南方大人足線200メートルの拡幅など、交差点改良の進捗状況についてお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

南方大人足線交差点改良事業につきましては、セミコンテクノパーク方面への朝、夕方の通勤渋滞対策として昨年度から交差点改良事業に着手しており、国土交通省及び交通管理者との協議を終えたところでございます。協議終了を受けて、国土交通省熊本河川国道事務所では、国道57号の朝の渋滞対策として左折専用レーン約400メートルの整備を事業化していただき、本年11月には整備工事に着手されたところでございます。

町の進捗状況につきましては、令和6年度工事着手を目指して、南方大人足線の右折レーン約200メートルの増設に必要な道路用地の今年度中の取得に向けて取り組んでいるところでございます。国の事業進捗に合わせて、今年度中に一部工事区間において、令和6年度工事着手の準備のための関連工事に着手する予定としております。今後、関係地権者の皆様には当該事業への御理解と御協力をいただけるよう丁寧に説明を重ね、引き続き国としっかりと連携しながら、当該事業の令和6年度中の完了に向けてスピード感を持って取り組んでまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） ありがとうございます。私は今、4つの質問をしました、当面の渋滞対策ということで。これらが一つ一つ改善されていけば、かなりの渋滞緩和対策にはなると思っております。これで当面の渋滞対策についての質問を終わります。

続きまして、大きい3番の区長、自治会長の現状についてお尋ねをします。

まず1番目に、コロナ禍は地域活動等において甚大な変化、影響を及ぼした。町は、自治会運営を担う区長、自治会長の業務をどのように把握しているかについてでございます。

新型コロナウイルス感染症は、現在2類から5類に移行しましたが、人の命やつながりさえも奪う恐ろしい災害でした。人と接することが悪の風潮が定着した時期もあり、みんなが集い、語り合うことで地域、町の活性化が図られてきたよき文化に甚大な悪影響を及ぼしてきました。そういう中で、自治会運営を担う区長、自治会長は地域コミュニティー維持に大変な御苦労をされているように伺っております。

それでは、1番目の質問です。回答をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、区や自治会の活動が制限され、区・自治会長の皆様も地域コミュニティーの維持に大変御苦労されたことをお伺いしております。町としまして

も、多くの方が集まる地区の行事の多くが中止や延期を余儀なくされ、地域の連帯感が薄れてしまう状況を支援するために、令和4年度から菊陽町新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域行事再開支援事業補助金の制度を設け、行事の再開に対し補助を行っておりますが、コロナで一旦中止した行事を再開するにも様々な意見があり、御苦労されている地域もあるとお聞きしております。

御質問の、町は自治会運営を担う区長、自治会長の業務をどのように把握しているのかについてですが、町は行政区運営補助金により区、自治会における地域づくりの運営の支援を行っており、その実績報告などにより地区の行事や活動などを把握しております。また、この実績報告に記載されているもの以外でも、日頃から地域住民からの様々なお困り事の相談や報告を受けるなど、地域における業務は多岐にわたっていることをお聞きしております。町としましては、このような様々な区・自治会長としての業務に取り組んでいただいていることで地域の自治会活動を支えていただいている、また地域と町のパイプ役として大変重要な役割を担っていただいているということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 私の経験からですが、私も、2016年4月に前震、本震ございましたけども、その当時は区長をしておりました。瓦屋根は落ちて、道路は通れないと。そういう箇所が何か所もございました、塀は倒れてですね。それに対して、地区の皆様は自主的にそれを何とかしようということで、早く車が通れるようにしようということで尽力をいただきました。災害を体験して、人のつながりのありがたさ、みんなが助け合うありがたさ、それから自治会の組織のありがたさ、これを本当実感したところでございます。それぞれの区長さん、自治会長さんも私の気持ちと同じであつたらうというふうに思っております。

近年、自治会離れが顕著になっております。これからも増加する可能性は大いにあると危惧しています。また、これから外国人の転入も多くなります。文化の違い、言葉、ごみ問題など、そういう中で区長、自治会長の役割は以前にも増して大きくなっていくと思われまふ。区長、自治会業務の把握については今お答えがありましたけども、様々な困り事の相談、業務が多岐にわたっております。私も経験上、大変な思いをしたことは実感しております。今後もコミュニケーションを深めていただいて、自治会運営を担う区長、自治会長の後押しをいただきたいというふうに思っております。

それでは続いて、2番目の、町は区長、自治会長への行政事務委託の在り方についてどのように考えていらっしゃるのかの質問でございます。

区長、自治会長は、町からの委託を受け、行政情報の周知や住民からの問合せの対応、災害時の対応などを行っておられます。これは、先ほど申し上げた内容でもございます。行政事務委託契約の委託料は、行政の円滑な運営を図るため、均等割、世帯割の2つから成り立っており、委託料として支払われています。全戸配布が業者委託に変わり、区長、自治会長の業務が

軽減されたことを受け、委託料について当時の区長会と約1年間かけて話し合いを行い、決定したと聞いています。区長、自治会長への行政事務委託の在り方についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

地方公務員法の改正により、令和2年度から従来の嘱託員制度が廃止されたことから、それまでの嘱託員の活動に対しての嘱託員報酬から、町からの事務を区・自治会長へ委託する行政事務の委託契約を結び、委託料をお支払いする方法に変更しています。この嘱託員制度が廃止されることから、町と区長会は、先ほど議員が申されたとおり、令和元年に約1年間かけて延べ26回の説明会と協議を行っております。この中で委託料の算定についても幾度となく協議を重ねており、それまで嘱託員にお願いしていました町広報紙などの全戸配布物を業者委託することで負担を減らすことなどにより、行政事務委託料については月額で均等割1万5,500円、世帯割1世帯当たり50円とすることで合意がなされたものと認識しております。

一方で、区、自治会における活動や行政事務委託の業務などで区・自治会長の負担が大きいことから、後継者の成り手を見つけるのが容易ではないという課題を抱えておられることも認識しております。そのため、今年度において、区・自治会長の成り手不足解消に向けた協議を開催し、区長会役員と事業担当課とで課題となる現状の聞き取りやその改善策について協議を行ってまいりました。その結果、区・自治会長の負担軽減につながる改善策について、実施できるものは来年度から実施することとしております。また、課題の中には行政事務委託料の処遇改善も掲げてありますので、来年度において引き続き協議を進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 今、回答いただきました。その中で3点ほどお尋ねをします。

まず1番目に、区、自治会においては成り手不足というのが言われております。この前のきくよう広報ですか、それには、64地区の中で23地区で区長が交代をされております。その中で交代がスムーズにいった事例、それを御紹介できれば、何点か御紹介いただければと思います。それが一点、まず。

2点目が、区・自治会長の負担軽減につながる改善策について、実施できるものは来年度から実施するとありました。この具体的な内容について教えてください。

それと、3点目が、行政事務委託料の処遇改善についても来年度において引き続き協議を進めていくとありましたが、これは早い時期に結論を出すお考えなのか、それとも時間をかけて結論を出すお考えなのか。それも併せて、この3点についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） それではまず、1点目の自治会長等の交代についてですけれども、廣瀬議員からありましたように、今年は64の区、自治会のうち23の地区で区・自治会長の交代が

あっております。区・自治会長の選任の方法としましては、それぞれの地区で制度や方法が違いますので一概には言えませんが、例えば会計の次に区長代理、区長代理の次に区長といった役員からの持ち上がりとする方法。また、区長にふさわしい人をお願いするといった方法。各組から代表者を選考し、その中から選出するといった方法。ほかには、年功序列、輪番制、くじ引といった方法で選任されたということをお聞きしております。

2点目の、負担軽減についての来年度から実施する具体的な内容はという点でございますが、区・自治会長の成り手不足解消に向けた業務改善につきましては、本年度、区長会から要望がありましたので、区長会役員と事業担当課との協議を行い、課題となる現状の聞き取りやその改善策についての協議を行ってきたところであります。その要望に対する町からの正式な回答は、12月議会定例会の終了後に機会を設け、行うこととしておりますので、この場では具体的にはお答えできませんが、民生委員・児童委員の選任について、回覧などの配布物の在り方について、外国人へのごみの分別の周知などについての改善策を提示することとしております。

最後に、3点目の処遇改善の時期等についてですけれども、町長含め、町としましては、区・自治会長を取り巻く環境が変化し、課題や問題が多様化していることから御苦労が多いことは認識しております。行政事務委託料の見直しといった処遇改善につきましては、来年度の早い時期から始め、具体的な内容でお互いが納得のいくような結果になるよう協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） ③の回答をいただきました。協議を進めていくということでございますけれども、これは協議をして決めていくものなのか、行政主導で決めるものなのか、その辺はどうなんでしょうね。私は、ある程度リーダーシップを持って判断されるのも一つの方法かなというふうに思っております。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 今の御指摘の点につきましてですけれども、令和2年に事務の委託料を決めるときにも、区長会の役員の方々と町とで約1年かけて、協議も23回行ってまいりました。お互いが納得するような話の中で委託料が決めていかねばというふうに思っておりますので、できるだけ早く早急にとということもありますけれども、できるだけ納得していただけるような方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 了解をいたしました。

最後の質問になります。敬老会年齢について質問いたします。

菊陽町における敬老会対象年齢を75歳以上に見直すことについて。これにつきましては、

(1) 番で、令和3年9月定例会で一般質問をしました。回答として、行政区への交付額が減少するなど、開催運営に支障が生じるということもあると。今後、各行政区の意見をしっかりと聞いていくとのことでありました。行政区の意見はどうだったのかお尋ねをいたします。

長年にわたって社会貢献されてきた高齢者の長寿をお祝いし、高齢者の知恵や知識を尊重してまちづくりをしていく敬老会の在り方について提案したものでございます。理由としましては、補助金交付要綱ができた当時と比べると健康寿命が顕著であり、70歳を超えても現職で頑張っている人、趣味を生かし、はつらつとした生活を送られている人たちが増えていること。また、敬老会70歳は早いよねという町民の声が多くございます。先般開催されました福祉のつどいがありましたけども、その中で、橋本先生の講義の中で、参加者に高齢者の基準は何歳と思いますかという問いに、会場から80歳という声が多くありました。それだけに、年は取っても自分はまだ若いんだという意識を持っていらっしゃるのではないのでしょうか。それが健康寿命をつくっていく源になっていくのではないのでしょうか。そういうことで、よろしく回答をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

敬老会の補助事業の補助対象者につきましては、町では原則70歳以上としながらも、各行政区の判断で75歳以上としても差し支えないとする取扱いを行っております。しかし、実際は全ての行政区で70歳以上を対象とする判断がなされております。また、敬老会の対象年齢を75歳以上に引き上げる問題は、区長、自治会長の判断に任せるのではなく、町の責任において判断してほしいといった御意見があることは把握しております。さらに、団塊の世代の方が全員75歳以上となる2年後の令和7年度以降の敬老会開催の状況予測において、行政区によっては既に75歳以上の方が180人を超えるところもあり、各行政区での御苦勞がますます増えることは予測できます。

このような状況であることから、敬老会補助事業の補助対象者は、令和6年度以降は原則75歳以上に引上げを行う方針でございます。ただし、行政区によっては75歳以上の方が10人に満たないところもあり、各行政区の判断で対象者を70歳以上にしても差し支えないとする経過措置を当分の間、設ける考えでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 令和6年度から実施をしていくということで、これが時代の流れに合ったやり方かなというふうに思っているところでもあり、町の努力に対して大いに評価をするものでございます。

それでは、(2) 番の質問です。菊陽町における敬老会対象年齢を75歳以上に見直し、交付額の減少分を高齢者の生きがいづくりに活用できないかの質問です。

菊陽町における敬老会対象年齢を75以上に見直すことについては先ほど回答がございました

んで、後段の、交付額の減少分を高齢者の生きがいつくりには活用できないかということについての質問です。よろしくをお願いします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

敬老会補助事業の補助対象者は、先ほど、令和6年度以降、原則75歳以上に引上げを行う方針であると答弁をいたしました。令和6年度補助金予算において、全ての行政区が経過措置を用いず、敬老会の対象者を75歳以上とした場合、令和5年度の補助金予算との比較で補助金予算に余剰が生じます。しかし、2年後の令和7年度は団塊の世代の方が全員75歳以上になり、再び敬老会補助事業の補助対象者になります。また、令和5年8月時点の本町の人口ピラミッドを見ますと、現在70歳から74歳までの年齢層に約2,500人程度の大きな人口の山があり、数年後には敬老会補助事業の補助対象者がさらに増えます。

こうしたことから、敬老会の対象年齢の引上げに伴う交付額の減少分は数年後には補助対象者数の増加に相殺され、敬老会補助事業の補助単価に上乘せするなど、継続的に確保できる財源としては十分とは言えません。よって、高齢者の生きがいつくりにつきましては、本日の上田議員の一般質問で町長が答弁しましたとおり、今後見込まれる税収増により高齢者支援策にしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 町の御努力に感謝をしたいというふうに思います。

どうも傍聴者の皆様ありがとうございます。今日、一般質問の中で、実施できるもの、また早急に結論を出していくという答えもいただきました。行政と町が同じ両輪として、町の発展に尽くしていくということは当然のことであると思っております。今日、たくさんの傍聴者においでいただいて、非常に私も力になっております。今まで一般質問をしてきた中で、これから検討していくというのも多々あります。今まで議員生活4年近くなりますけど、その中で検討していくという事柄があります。それについては、機会を見て質問をして、そして改善ができるように頑張っていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時2分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和5年12月7日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和5年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和5年12月7日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番 | 鬼塚 | 洋 | さん | 2番 | 吉村 | 恭輔 | さん |
| 3番 | 藤本 | 昭文 | さん | 4番 | 馬場 | 功世 | さん |
| 5番 | 廣瀬 | 英二 | さん | 6番 | 矢野 | 厚子 | さん |
| 7番 | 大久保 | 輝 | さん | 8番 | 西本 | 友春 | さん |
| 9番 | 佐々木 | 理美子 | さん | 10番 | 中岡 | 敏博 | さん |
| 11番 | 布田 | 悟 | さん | 12番 | 佐藤 | 竜巳 | さん |
| 13番 | 甲斐 | 榮治 | さん | 14番 | 岩下 | 和高 | さん |
| 15番 | 上田 | 茂政 | さん | 16番 | 小林 | 久美子 | さん |
| 17番 | 坂本 | 秀則 | さん | 18番 | 福島 | 知雄 | さん |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|----------|------------------------------|-----------|
| 町 長 | 吉本 孝寿 さん | 副 町 長 | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長 | 二殿 一身 さん | 総 務 部 長 | 板楠 健次 さん |
| 住民生活部長 | 矢野 和幸 さん | 健康福祉部長 | 東 桂一郎 さん |
| 産業振興部長兼 農業委員会事務局長 | 山川 和徳 さん | 都市整備部長 | 井 芹 渡 さん |
| 総 務 課 長 | 梅原 浩司 さん | 危機管理防災課長 | 阪本 幸昭 さん |
| 総合政策課長 | 吉本 雅和 さん | 財 政 課 長 | 澤田 一臣 さん |
| 町民課長兼 光の森町民センター所長 | 中村 康幸 さん | 健康・保険課長兼 新型コロナウイルス感染症対策室長 | 岩下 美穂 さん |
| 介護保険課長 | 和田 征 さん | 福 祉 課 長 | 氏家 良子 さん |
| 子育て支援課長 | 石原 俊明 さん | 農 政 課 長 | 阪本 和彦 さん |
| 商工振興課長 | 今村 太郎 さん | 都市計画課長 | 阿久津 友宏 さん |
| 教 育 部 長 | 吉永 公紀 さん | 学 務 課 長 | 平 征一郎 さん |
| 生涯学習課長 | 岡本 勇人 さん | | |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（福島知雄さん） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 皆様おはようございます。議席番号6番、矢野厚子です。

今日は、師走のお忙しい中、朝早くから傍聴においでいただき、ありがとうございます。

今日、12月7日は、個人的ではありますが、私が所属する商工会女性部の設立50周年の記念日となっております。今日の午後は、世界最高年齢81歳でのアプリ開発をした若宮正子さん、現在は88歳ですが、記念講演と設立祝賀総会があります。その若宮さんの発言に、たとえ物にならなくても、やってみることに価値があるという言葉があります。とても心強い言葉です。いつもこの場所に立つたびに、これでいいんだろうかと思いつつながら、準備の勉強不足を思いながら、不安に思っています。でも、若宮さんの言葉に背中を押されながら、今日の一般質問をしたいと思えます。

質問は、質問席で行います。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 1番のユニバーサルのまちづくりについて行います。

まず、1番のがん治療の放射線治療や外科手術により外形的変化を受けた人の社会生活の質の向上のサポートについて、何か町のサポート策はあるか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

まず、現状についてでございますが、町では、健康増進法に基づく健康増進事業として、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんなどの各種がん検診を実施しております。この各種がん検診受診者のうち、がん発見者数は、令和元年度は23人、令和2年度は19人、令和3年度は8人となっております。なお、町のがん検診では、検診ごとに対象年齢が異なり、また受診率も対象者に対し15から30%程度ですので、実際に治療をされている方の人数は、それ以上であることが予想されます。

御質問のがん治療の放射線治療や外科手術により外形的変化を受けた人の社会生活の質の向上のサポート策についてでございますが、現在、町では、一例を挙げますと、大腸がんが原因で人工肛門を造設され、身体障害者手帳を所持された方に対し、日常生活用具給付事業に基づき、排せつ管理支援用具としてストーマ用器具購入費用の助成を行っているところであります。

一方、がん治療の放射線治療や外科手術による外形的変化に対する医療用ウィッグ、かつらになります。かつらや乳房補装具等のいわゆるアピランスケア用品の助成については、県内では大津町と益城町の2つの自治体で、医療用ウィッグ、かつら購入費の助成が実施されております。

現在、熊本県は、がん患者のアピランスケアの助成を、令和6年度中の実施に向け、検討中であると伺っております。本町としましては、その動向を注視し、積極的に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 県が助成を実施した場合は、積極的に対応するというのであれば、県が実施した場合、町もプラスして助成を行うのか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 健康・保険課長。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） 御質問にお答えいたします。

現在、県のほうで補助事業を検討中でございますので、その補助に基づいて実施をする予定でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） じゃあ、確認ですけど、県とプラスしてということではないんですか。

大津とか益城は、もう既にやっているの、県がやればプラスした形で行われると思うんですけども、お伺いします。

○議長（福島知雄さん） 健康・保険課長。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） まず、町がプラスしてということなんですけれども、まず県の補助の内容等を確認の上、そちらのほうに基づいて実施をしていこうと思っております。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 今回、熊本県の予算の提案をされた県議とお話をする機会がありました。県議が放射線治療で苦しまれる奥様をお持ちで、脱毛で外出できなくなる姿を間近で見て、必要性を強く感じられたそうです。現在、がんの罹患率は、男女ともにおおよそ2人に1人の統計が出ています。5人家族であった我が家では、3人ががんで亡くなりました。研究が進み、種類によって平均余命は違い、完全に治癒する人も増えて、男性は4人に1人、女性は6人に1人の死亡率です。

しかし、治療中の副作用や治療後の生活は、当人でなければ分からない苦労や苦しみがあります。私の友人も乳がんの手術を受け、さらに放射線治療が続いています。そのために髪の毛は抜け落ち、外出時には布の帽子を着用しています。別の友人は、冬場だったのでニットの帽子を着用していました。私自身も、ストレスによる円形脱毛症、何回か経験しているので、女

性にとって髪の毛を失うことは、外出する意欲を失う原因になることを痛感しています。また、片方の胸を失うことも、言葉では表せない思いです。実は、私も、先日の町の集団健診で引っかかり、再検査を受けてきました。十数年前に検査を受けた病院で、その後数年通っているので、前のデータと比較して問題ないという結論ではありましたが、待っている間はやはり緊張しました。胸の傷は、服を着ているから見えないと思うかもしれませんが、服のバランスが悪くなるので、着る服も限られてきます。治療に伴うアピアランス、外見の悩みをカバーするために、医療用のかつらや補整下着があります。でも、決して安いものではありません。治療にもお金がかかります。御存じのとおり、大津町や益城町では、既に医療用のかつらの助成金を実施されています。ぜひ、菊陽町でも、一日も早く実施していただきたいと思います。またさらに、補整下着についても同様に、福岡県や福島、大阪など、全国的に実施が広がっています。

また、ピンクリボン温泉ネットワークというのがあります。乳がんの方用の入浴用の下着を身につけて温泉に入るんですが、今その下着を身につけて入れる温泉がほとんどありません。町には、かなり補助金を出しているさんさん温泉があります。町長、ぜひほかの地域に先駆けて、乳がんの治療の跡を隠す入浴下着を身につけてゆっくり温泉に入らせてもらえませんか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、矢野議員の御質問にお答えをいたします。

入浴のときの傷をというか、そういったところをカバーする下着でということですが、この場で私がこれができるできないと言うのは非常に厳しいかと思えますけども、そういった方々がいらっしゃるということは、しっかりと私どもも理解した上で、それが可能かどうかというのは議論していかなければならないというふうに思っております。私も、今初めて矢野議員からの質問で、そういった温泉の利用の仕方というのがあるなというふうには知りましたので、そういったところ、私自身しっかりと考えて、念頭に置いて、今後しっかりと議論をしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 町は、いろいろ追いつけないところもあるかもしれませんが、しっかりと認識をして、一日も早く取り組んでいただきたいと提案します。

2番の言語障害のある子どもの早期発見と訓練について質問いたします。

言葉の障がいは、ひきこもりの原因となったり、将来の職業の選択の幅も狭めてしまいます。昨日、不登校のこともありましたけども、こういうことも原因になっているんじゃないかなという気がします。先日、小学校に勤務されている先生から、子どもたちの訓練の様子や訓練前とその後の様子のビデオを見させていただきました。訓練を行うことによって、急激ではありませんが、言葉が明瞭になり、明るくなる姿がありました。

そこで、お尋ねします。

1の町では早期発見につながる健康診断があるのですかと2番の診断結果後の相談窓口や適切な訓練場所はあるか、続けてお伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

現在、町では幼児期における健康診査として、母子保健法に基づき、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施しております。それらの健康診査では、身長、体重などの身体的発育や運動機能の発育状況、視覚、聴覚の検査に加え、言語理解、言語表現、社会性や行動の発達状況などの確認を行い、早期発見及び早期支援に努めております。

また、健康診査において、発音がはっきりしないなどの相談を受けることがあります。その際には、相談窓口として、健康・保険課の心理相談事業や福祉課のこども総合相談室への紹介等を行い、家庭、保育園等での対応方法や専門医療機関への受診勧奨及び言語訓練などの紹介を行うなど、早期支援につなげているところであります。

なお、令和4年度においては、健康・保険課における心理相談事業では、言葉に関する相談51人のうち、発語については14人から相談がありました。また、福祉課におけるこども総合相談室では、言語障害の疑いのある子どもや保護者等から19件の相談がっております。このような相談を受けた場合は、こども総合相談室で委託をしている言語聴覚士が各施設の巡回を行い、子どもの状況をモニタリングし、必要に応じて、医療機関等や訓練できる施設を案内しております。

また、18歳未満の子どもにつきましては、障害者手帳、医師の意見書などを基に、療育が必要な子どもが障害児通所支援サービスで療育を受けられるようになっております。障害児通所支援サービスの事業所の中で、言語聴覚士を有し、言語訓練を伴う療育を行っている事業所は、本町に児童発達支援事業所で3か所、放課後等デイサービスで3か所あります。

学校につきましては、教育部長より答弁をいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

言語障害は、日常の生活や教科等の学習への影響が少ないと考えやすく、障がいが見逃されがちであり、そのために対応が遅れがちになる場合がございます。学校教育におきましては、就学時健康診断の中での面談で、発話が気になった児童については、学校内で共有し、園に問合せをするなど、早期の発見と対応につなげております。

また、小学校への入学後は、担任などの観察により気になった児童については、養護教諭や特別支援コーディネーターに相談を行い、保護者と面談をするケースやこども総合相談室による観察につながる場合もございます。

学校で対応するケースでは、言語障害が知的障害などほかの障がいに起因する場合とほかの障がいに起因しない場合とで対応が変わります。例えば、知的障害などに起因する場合は、知的障害学級で障がいの特性に応じて、発音、発語指導などを行っております。他の障がいに起

因しない場合は、地域の医療機関での訓練を紹介しております。

また、言語障害通級指導教室がそれに当たるかと思えます。言語障害通級指導教室は、構音の改善に当たる指導や吃音等話し言葉の流暢性を改善する指導、話す、聞くなど言語機能の基礎的実行に関する指導を行い、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別の指導を必要とする程度の者を対象としております。

現在、菊陽町では、言語障害通級指導教室を設置しておりませんが、今後、児童・生徒の状況から保護者が要望し、言語訓練のような指導が必要と考えられる児童・生徒が複数いた際には、学校からの情報や保護者の希望を踏まえまして、教育支援委員会での審議を経た後に、言語障害通級指導教室の新設を県に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 本当に、早い段階での積極的な健診は、とても大事です。発達障害などは、有名人の告白やマスコミなどで取り上げられることも多く、認知度が高く、保育園の先生の気づきで病院で検査を受けるように案内されるというふう聞いております。知人のお孫さんも診断を受けて、最初はショックを受けられたようですが、今は応じた教育を受けているということです。

しかし、別の方は、園のほうから手がかり過ぎて困るような発言を受けて、かなり苦しめられたと聞きました。町がせっかく子ども総合相談室をつくっていても、どこに行ってもよいかわからないという保護者もいます。人と関わるのが苦手な保護者も多く、役場の敷居を高く感じる人もいます。子育ての不安や悩みがあっても、相談できずに不幸な事件を招くことが時折あります。分かりやすい窓口のアピールを提案します。

就学児については、県の特別支援教育課で少しお話を伺いました。熊本県では、病院に常駐している言語聴覚士を町から依頼があれば派遣して、先生に指導したりしておりますが、町では県に求められたことはありますか。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） まず、菊陽町の中にも言語聴覚士の方がおられて、月1回来られているという状況があります。そのような形ではありますが、県のほうに教育委員会のほうから求めたということはありません。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 県は、相談があればちゃんと対応しますという言葉もいただいております。大津の養護学校にも先生がいらっしゃると聞きました。派遣してもらうには費用が発生しているということを聞いたんですけども、幾つかの町村で予算を持っているということでしたけど、町ではそういう予算というのは持っているのですか。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 特別支援学校の先生が特別に学校のほうに来ていただいて、巡回指

導というのをする場合には、菊陽町の教育委員会で予算を取っておりますので、そのような形で、今でも支援学校の先生が学校に来ていただいて御指導いただくということをしておりません。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 本当にしっかりされていることなので、そして指導が必要な子どもが複数いたら、通級指導教室の新設を県に要望するというお言葉もいただきました。今後もさらに丁寧な対応をよろしく願いいたします。

子どもたちは、未来を担う大事な人材であり、宝であります。一人も取り残すことなく健やかに育つように、配慮をお願いします。

では、次の日本語を母国語としない人のコミュニケーションについてです。

TSMCの進出が話題になり、台湾に対しては、商工会や各種団体でいろんな取組が行われています。私も、先日商工会の勉強会に参加して、具体的な習慣の違いや実際に起きたトラブルを学ばせていただきました。

そこで、お尋ねします。

1番の役場窓口の住民票等の書類は、日本語が読めない人に対応して改善されましたか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 御質問にお答えいたします。

現在、本庁には、令和5年11月末現在、907人の外国籍の方が町内で生活をされております。このような中、町では、5月から外国人相談窓口を開設し、町内に在住される外国籍の方々の日常生活での困り事や行政サービスについての相談を受け付けております。

御質問のありました日本語を読めない方への対応についてでございますが、各課で使用しております申請書やお知らせ文書の翻訳を外国人相談窓口の相談員にお願いし、英訳もしくは繁体字へ訳したものを作成し、外国籍の方々へ行政サービスの周知を行っているところでございます。今後につきましても、外国籍の方々へよりよい行政サービスを発信できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 先日、住民課のところで書類を確認しましたが、記入見本なんかは全くないんですよね、私たちが書くのも。申請の日付も、西暦で書くのか、元号で書くのか、日本人でも迷うんですけども。外国人相談窓口の相談員にお願いして翻訳したものを作成しているということですけども、どこに置いてあるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 御質問にお答えします。

これまで記載台のスペースの関係上、記載例については、お尋ねがあった場合にお渡しして

おりました。御指摘のあったとおり、申請書の記入に迷われる方もおられますので、記載台のスペースを考慮した上で、早急に記入の仕方を記載台に配置してまいります。

なお、外国籍の方につきましては、英語版と繁体字版の記入の仕方を準備しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 記入見本を作っていただけるというのは、本当にありがたいんですけど、本当に早く出してほしかったと思います。

相談員の方は、月、水、金が英語、火、木が中国語で、そこにいろんな外国の方が来られると思いますけども、内容は行政の手続、転入とかそういうことだと思うんですけども、あと生活に関することとかが多いと思いますけど、それが来たときに、横のほかの課との連携というのはどういう形になっているのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 御質問にお答えします。

まず、転入手続の場合等の場合でしたら、町民課に来られますので、その際、町民課のほうから外国人相談窓口へ依頼をして、言語の壁を排除しながら業務を行ってまいります。これが、ほかの問題についても、担当する課のほうから外国人相談窓口へ依頼をしていただいて、同じように通訳をしていく。場合によっては、多言語通訳サービスを介して業務を行っていくというふうにしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 必要な課に相談員の方が移動して対応しているということですか。

○議長（福島知雄さん） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 必要に応じて、現在は、結構その担当する課のほうに行って対応しているような状況です。まず、例えば転入手続だったら、外国人相談窓口のブースがありますが、町民課のほうに来ていただいて、町民課のほうのカウンターのほうで説明するような感じで行っております。基本的に、外国人相談窓口は、外国人の方が来てくれるのを待つんじゃなくて、積極的に行くような体制を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 本当にしっかりと、トラブルがないように、丁寧な対応をお願いいたします。

じゃあ、2番の町内放送が日本語のみだが、改善する予定はあるかをお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

町内放送とは、行政防災無線のことだと思いますけれども、防災行政無線は、地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて平常時には一般行政事務に使用できる無線局でございます。

災害時などの緊急放送の内容は、国が発信するJアラートや緊急地震速報、菊池広域連合消防本部からの火災発生情報、そして町からは、大雨や台風の際の避難指示や避難所開設の情報などがございます。現在のところ、いずれの情報も日本語のみの放送でございます。災害時の放送は、迅速かつ正確に情報を伝える必要があり、多言語で放送することになると、放送するまでに外国語への翻訳などに時間がかかり、また正確に訳せるかの課題もございます。災害時の緊急放送や訓練放送については、多言語での放送の有効性や実現性について、今後研究してまいります。

次に、それ以外の放送についてですが、生活様式の多様化などにより、夜勤などで昼間に就寝されている町民の方も多く、昼間の放送でも、放送がうるさいなどの苦情が多くございます。また、昼寝をしていた乳児が起きたなどの苦情もございます。そのため、災害時の緊急放送や訓練放送以外の放送は、できるだけ短く簡潔に放送を行っているところであります。

お尋ねの日本語と外国語の多言語の放送になると、かなりの長さになりますので、影響を受ける方も多く、現在多言語での放送は難しいと考えております。

なお、防災行政無線での放送内容については、町のホームページやLINE、きくよう安心メールにて配信を行っておりますので、まずはその配信の多言語化に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 今までも放送に対しては、夜勤の人が寝ているから、苦情があるから少なくしていると聞いています。でも、訓練でJアラートなどを急に鳴らされ、意味の分からない人がどれほど不安になるか、分かりますか。火事の放送もそうです。子どもたちの見守りにについても、放送が日本語のみですが、これからは英語の放送もすべきだと思います。

ただ、有線放送も、町に高いマンションが増加して、それに遮られて音が聞こえない状況も生まれています。町のホームページでは、放送内容を記載しているようですが、スマホを持たない人はそれを見ることができません。先日、グランメッセの防災フェアで、RKKのテレビのデータ放送を利用した住民情報サービス、データポンというのを紹介していました。チラシを持っており、名刺も頂いておりますが。これは、人吉市、山鹿市、合志市、美里町が既に利用しています。これを利用して町の情報を流してはいかがでしょうか。議会の日程なんか、それで知ることができます。テレビを持たない家庭は、ほとんどないと思います。耳の不自由な人にも画面を通じて伝わります。今後の取組として提案します。

次の3番の今後外国籍の人が増える中、町の広報紙やホームページについて、日本語が読め

ない人に対応して改善を考えているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

本町におきましては、外国籍の方々が本町で安心して快適に暮らしていただくためにも、ホームページや広報紙の外国籍の方々への対応は必要だと考えております。

まず、ホームページの多言語対応についてお答えをします。インターネットの世界では、インターネット上に掲載されている様々なウェブサイトの情報を閲覧するために必要なブラウザソフトというものがございます。これらのほとんどのソフトには、翻訳機能が搭載されております。そのため、本町のホームページを多言語化していなくても、その翻訳機能を利用することで、現在でもある程度の翻訳が可能となっているところでございます。

次に、広報紙の多言語対応についてですが、手法については、ホームページに掲載した広報紙のデータを専用のアプリケーションソフト等を用いて読んでいただくという方法がございします。現在の町のホームページの契約期間が令和6年度末までであり、令和7年度から新しいホームページへリニューアルいたしますので、今よりもっとよいものをつくりたいと考えているところでございます。そのため、準備期間となる令和6年度は、先進事例や新しい技術の導入などをしっかりと調査検討し、外国人の方々が翻訳作業を意識しなくても済むような改善を行い、令和7年度からのリニューアルに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、町のホームページには、外国人の方々の生活に必要な手続についてまとめた英語、中国語の簡体字と繁体字の生活ガイドブックを掲載しており、外国籍の方が転入手続をされる際に、町民課窓口で周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 日本語が分からない外国人に対して困って悩んでいる方は、地域の方も同様です。地域の情報をどうやって伝えようかと、区長さんたちも悩まれています。先日、台湾の通訳の方が、ごみの分別が分からないということで深夜に電話をもらったというお話を聞きました。夜だから、何の電話だろうと思ったら、明日のごみ出しに分別の仕方が分からない。本当に真面目にしようとされているから、余計悩まれるんですけども、そういう状態も起きています。原水駅前のお店には、道などを尋ねる方が増えています。駅前には何の案内図もありません。私も、以前、地図アプリを見ながらうろろうろしている女の子に会って、お互いに片言で道案内をしたことがあります。今の菊陽町に大事なものは、自分たちの当たり前がみんなの当たり前ではないことを感じるのだと思います。同じ日本人であっても、生まれ育った地域で習慣や言い回しが違います。誤解を招く言い方をしないためにも、分かりやすい言葉で表現することの大切さをお互いに再認識したいものです。

また、台湾の慣習についても、冊子などを作成し、地域での勉強会などを町の主催で開いていただきたいとの地域の声もあるので、これも要望したいと思いますが、町長の御意見はどう

でしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、矢野議員の質問にお答えをいたします。

最後のほうの町民の方々からの御意見で、いろんなコミュニティーを形成するための町主催のということですが、そちらもしっかりと考えてまいりたいというふうには思います。対話をしていきながら、いろんなところの問題を解決していこうというところは、私も同感でございます。

それと、前段でおっしゃいました、外国人の方々の対応でございますが、それも町としても進めてまいります。

ただ、やはり迅速に進められていないというのが状況ではございますが、多分皆様方も台湾に行かれた際に、自分、御自身たちが日本人として外国に行かれたときに、どのような対応がなされているかということをおっしゃっていただきたいと思います。我々が外国に行ったときに、ほぼほぼ100%に近い状況で、じゃあ観光ですとか、いろんなところができるかということ、そうではない。学んでいくということが重要だというふうには思います。我々も、当然外国に行ったら不便なことがたくさんあります。

ただ、それはそれで、じゃあ菊陽町に来られたときにそういった不便をまたそのまま菊陽町で体験、体感をしてもらうのかというのは、若干違うというふうには思いますので、これは、グローバルなスタンダードとしては、まずそういったことが考えられますけども、菊陽町における外国人のおもてなしですとか受入れ方に対しましては、矢野議員が御質問されたように、ちょっとほかとは違った、踏み込んでいくところをやっていかなければならないというふうに思いますし、ただそれには若干の時間がありますので、じゃあ来年ここまでできる、あそこまですることができるというのは、なかなか言いづらいところがありますけども。ただ、正確に、これは情報を外国の方々にお伝えしなければいけないので、その正確さを求めるために時間がかかっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 町長の前向きな発言、ありがとうございます。

本当に住むことと観光で行くこととは大分違うので、その辺、私たち、それぞれに自分事として考えていきたいと思っております。

では次、4番の健常者のスポーツの場所は増えたが、障害や高齢化で体が思うように動かせない人も楽しめるeスポーツを常時できる場所の設置は考えているかをお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

eスポーツに関わっての本町での取組は、令和5年度、今年度から、高齢者向けサロン事業の一環で、UD eスポーツ事業を実施しております。UD eスポーツとは、ユニバーサルデザ

インエレクトリカルスポーツの略で、電子機器を用いて、コンピューターゲームなど、誰もが参加できる娯楽スポーツのことであります。UD e スポーツの特徴は、利用者同士が対面ではなく、遠隔、オンラインで交流できることにあります。

また、高齢者向けサロン事業は、移動に制限がある高齢者であっても、歩いて立ち寄れる地域公民館などで、高齢者同士が交流できることに特徴があります。令和6年度からは、本町が合志市と山鹿市との合同でUD e スポーツによる交流事業を計画しており、その際も、歩いて立ち寄れる高齢者向けサロン事業の特徴を生かし、年齢や障害の有無に関わらない遠隔、オンラインによる交流を予定しております。

このように、本町では、UD e スポーツの特徴は、遠隔、オンラインで交流できることと捉えており、常設でeスポーツができる場所を設置した場合、移動に制限がある高齢者等において、移動の手間が新たに発生することから、eスポーツ会場を常設化する考えは、現段階ではありません。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 今回の回答の中でちょっと触れられたように、私も地域のふれあいサロンで体験しました。高齢の方というか、私も高齢者ですが、80歳前後の方が夢中になってゲームをされて、大きな声で笑ったり、何度も挑戦されたり、心も体も温まる様子でした。年齢に関係なく一緒に楽しめるUD e スポーツです。気軽にできて、世代間交流ができたらと思います。移動の手間がということですがけれども、動けない人ばかりを対象にしているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） お答えします。

動けない人だけという意味ではなくて、当然、遠方に行く場合は、車での移動が必要であったりとか、そういった方もいらっしゃると思いますので、そこも含めてのところの話で考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） また、6年度から本町が合志市、山鹿市との合同でという、交流というのがありますけど、それはどこの場所でされるつもりですか。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） 今現段階の計画では、基本的には、ふれあいサロン事業の中でやろうというのが1つと、もう一つは、今度は障害の施設も含めたところでもできないかというところで検討しているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 特定の場所で、またそこにも機械を持っていったりとか、いろいろ手間はかかると思うので、逆にいつでもやりたいときにできる、そういう場所、私は、個人的には、さんさんの湯のスポーツの部分をちょっと使わせていただければと思うんですけど。常設していれば、そこに例えばふれあいサロンの、私は新町ですけど、新町区と南のほうの区と、そこで集まって区同士の対抗戦をすとか、その前後にお風呂に入ったり御飯を食べたりとか、そういうことができればいいのかなというふうには思っておりますが、町長、いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、矢野議員の質問にお答えをいたします。

今、「さんふれあ」の横のジムのところだと思いますが、そこを活用して常設をというところでございますが、この事業の一番の特徴は、先ほど部長も答弁しましたが、遠隔、オンラインで交流というところでございます。いろんなところで交流ができるという特色がございますので、先ほど御提案がありました「さんふれあ」の横で常設というのは、非常に厳しいというか、いろんなところでできますので、そちらのほうに目を向けたほうがいいのかというふうには思います。合志と山鹿でやりますけども、それは市、町のレベルではなくて、いろんなところで対抗戦ができればいいのかなというふうに思いますし、ひょっとしたら議会の皆さん方と町民の方々での対抗戦ですとか、いろんな喜びとか楽しみを含めた事業だと、eスポーツだと思いますので、そういったところに広がりを持って行って、そしてまた高齢者と、そして私ども、そしてまた議員の議会の皆様方との交流なども深めながら、eスポーツに取り組んでいくべきだというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） では、6年度の事業の様子をしっかりと見させていただいて、またその中で意見を述べさせていただきたいと思っております。

では、次の総合的な危機管理についてのまず1番の町の安全管理についてお尋ねします。

今回の議会でも、専決処分の報告として上がっていますが、職員の物損事故が数件続いています。町の公用車の台数と安全運転管理者はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

町の公用車の台数は、庁用車として業務に使用しているのが66台、消防積載車が26台で、合わせて92台となっております。

安全運転管理者につきましては、道路交通法の規定により、自動車を使用する事業所ごとに1人を選任することとなっております、総務課長を選任しております。

また、副安全運転管理者につきましては、自動車の台数で選任する人数の定めがあり、本町の台数の場合は4名以上選任する必要がありますので、総務課人事秘書係長、危機管理防災課

消防交通係長、財政課の管財係長、それと建設課の維持管理係長の4人を選任しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） では、2番のドライブレコーダーの搭載台数と今後の搭載予定はどうなっているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

現在、町の公用車の台数は66台となっており、そのうちドライブレコーダーを搭載しているのは27台で、全体の41%になります。このドライブレコーダーについては、出張などの長距離移動に利用される公用車に優先的に搭載し、そのほかの公用車については、更新の際に搭載してきました。また、消防積載車は26台あり、そのうちドライブレコーダーを搭載しているのは21台で、全体の81%になります。ドライブレコーダー未搭載の公用車につきましては、今後計画的に搭載をしていくこととしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） もう台数も多いので、一挙にはできないと思いますけども、しっかりと配備してください。

では、3番の町民の安全管理について。コロナウイルスなどは健康・保険課、道路の陥没などの危険箇所は建設課、災害時の危険箇所や不審者などについては危機管理防災課など、各担当課で行っていると思いますが、横の情報の共有はどのように行っているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

町としましては、町施設でのけがや各種イベントでのトラブルなどが発生した場合には、内容にもよりますが、部長等会議や定例課長等会議などで、他の課の職員へも情報を共有するようにしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） しっかりと共有して、安全対策をお願いいたします。

では、2番の庁舎内の安全管理についてお尋ねします。

1番、以前に比べて、多方面からの来庁者も多くなっており、受付の交代制度の女性の仕事も忙しくなっております。安全管理上、男性によるロビーパトロールも必要ではないかと思っております。お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

町では、不審者等が役場に来庁した際に、どのような対応をすべきかを定めた菊陽町危機管

理マニュアルを策定しております。犯罪者は、声をかけられることで犯行に及びにくくなるという意識が働くため、マニュアルでは、まずはこちらから相手に声かけを行うといった対応をすることや不審者と判断した場合には、複数人で警察への通報役、監視役、対応役、来庁者の安全確保役といった役割を分担し、対応することなどを定めております。男性に限らず、ロビーパトロールも有効とは思われますが、このことについては、昨年度安全管理の観点から庁舎内に防犯カメラを設置し、対策を講じたところであり、今後防犯カメラを設置していることを認識させることも、犯罪を未然に防ぐといった面で大変有効であると考えておりますので、そういった対策も強化してまいります。

あわせて、総合案内の職員も含め、不審者に対応できるよう、不審者対応訓練などを実施してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） どのような訓練を行うかも後で聞きたいと思いますが、危機管理マニュアルで、こちらから相手に声をかけるということですが、あまり現実的とは思えません。なぜなら、受付をしながら代表電話の応対をして、手が離せず、来庁した町民が待っている状態を何度も見ております。こちらから声をかける余裕なんてないと思います。受付の女性も、それを気にしながら何とか早く電話を終わらせようとしていますが、電話の相手はその状況が見えるわけではなく、対応する女性側も相手に不快な思いをさせまいと、一生懸命に対応しています。また、かかってくる電話は様々で、セクハラめいた内容もあり、大変なようです。総合案内所とはいえ、何もかも1人で対応するのはかなり大変ですし、外部からの電話の受付が見られているのは、万一電話に不満を持った人が直接来庁して、何かの行動を起こす可能性もあります。外部からの電話対応は、パワハラ、セクハラの被害を受けないためにも、見えないところにあったほうがよいのではないかと思います。また、その対応のために、自動音声による電話案内をするということも考えられます。大阪の吹田市では、それによって45%の不要な電話を削減できたそうです。また、男性の庁舎案内を兼ねたロビーパトロールは、腕章を巻いたりすることにより、存在を周囲に意識づけることができるし、助けが必要な人が来庁したときに、総合案内所が忙しいときにサポートができます。ぜひ、体制の見直しを提案します。町としては、どう考えますか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 先ほど声かけということをお申しましたが、こちらについては、総合案内の職員が声かけをするという意味ではなくて、窓口のある課の職員が気をつけて声かけをするというような意味で申し上げました。

それと、自動の電話ですか、音声、こちらについては、いろいろ課題もありますけれども、非常に役場のほうに緊急的な電話もかかってまいります。そういった場合に自動電話で対応するということになる、なかなか難しい対応ということもございまして、そのあたりは先進

自治体を参考に研究して、今後どういったことが一番できるのか、その辺を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 訓練は、どのような訓練をされるんですか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えいたします。

具体的に、今こういった訓練ということは今持っていることではございませんけれども、考えているのは、不審者が役場に来て、よくあるのは、刃物を持って暴れたりだとか、暴言を吐いて回りに迷惑をかけるとか、そういったことが想定されますので、そういったことを想定して、まず職員がどういった対応ができるか。どういった対応をしなければならないか。その辺を、町には危機管理監もおりますので、そういった専門の意見も聞きながら、訓練を実施したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 一応、庁舎の不審者の来訪の対応は今聞きましたので、2番に行きます。女性が多い保育園の防犯対応訓練などは行っているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

保育園における職員や児童に対する安全対策につきましては、国が定める保育所保育指針により、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備えて必要な対応を行うこととされております。このことから、各保育園において、年間計画に位置づけし、不審者の侵入を想定した実践的な訓練や園内研修を行っております。

なお、町立保育所では、本年7月に、危機管理防災課の危機管理監を講師に、各保育士が園児誘導役、連絡役、対応役、監視役及び応援役に分かれて、不審者対応訓練を実施し、訓練終了後には、危機管理監から不審者への声かけやさすまたの使い方など、より具体的な助言や指導をいただいております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 保育園のほうはしっかりされていると思うんですけども、私は、町の庁舎内の安全管理が驚くほどされていないというのに、いろんな思いをしております。まず、防犯訓練がされていないという、ここ何年か。マニュアルはあるとのことですが、訓練していなければ多分動けません。最近の事件で活躍しているさすまたについても、保管場所を職員の何人が知り、何人が触ったことがあるのでしょうか。これでは、何か起きたときにどう行動するのかと思いました。

昨年秋は、熊本市で、市民が感情的になり、包丁を振り回した事件もあり、今年も、東京荒川区で職員が刺された事件もありました。宝塚市役所では、受付で火炎瓶が投げられて火災になったということも聞きました。町の防災センターですけれども、どこからでも入れます。トイレに盗撮のカメラを仕掛けたりとか、爆発物を置こうとすれば、誰からもとめられることなく行動ができます。監視カメラがあっても、事が起きてからでしか確認はしないのではないですか。監視カメラがあっても、事が起きてからでは、もう何にも意味がありません。保育園は、本当に園長先生たちもみんな子どもを守ろうという意識があるので、いろんなことに対してしっかり神経をとがらせてやられているんですけれども、本当に新しくできた防災センターなのに、これではと思って、男性のロビーパトロールとか、掃除の際の不審物の発見の訓練などが必要ではないでしょうか。

菊陽町の人口が増加し、国際化するのには、一方では多様な考えと行動する人が増え、犯罪も国際化する可能性があるのではないのでしょうか。それを未然に防ぐためにも、しっかりと危機管理体制を見直し、本当に安心・安全な町にしていく必要があると思いますが、町長、いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 矢野議員の質問にお答えをいたします。

非常に訓練というのは重要だということで、改めて矢野議員の質問をお聞きして、今私も実感をしたところであります。

ただ、訓練というのは、これは目的ではなくて手段でありまして、目的というのは、町民の方々、そしてここで仕事をする職員の生命、身体を守ることとございまして、その訓練の内容というのは、これからしっかりと議論をして、どのような訓練をしていくのか。そして、実のある、そして何かあったときのためにしっかりと守れるような訓練をするためには、少し時間はかかりますが、そういったところで訓練をやりながら、皆様方に安心・安全で、そしてまた楽しく菊陽町に住んでいただけるような体制を整えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 本当に、実践するには時間がかかりますけれども、まず意識づけ、職員のみんが意識をする。危険箇所についてとか、不審な者に対する意識とか、そこからだったらあしたからでもできる、今日からでもできる、お金もかからないということなので、そこからやっていってほしいと思います。

最後に、3番の職員の安全管理についてお尋ねします。

1番の職員の事故について、原因分析は行いましたか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

職員の公用車での交通事故に伴う損害賠償額の決定及び和解につきましては、議会への報告が続いており、大変御心配をおかけしております。本年度、議会へ報告しました交通事故について、原因分析を行いました。事故の概要としましては、バック中の接触事故、左折時や離合する際の車両側面の接触事故、前方車両への追突事故であり、事故の原因としては、当事者などにも確認をいたしましたけれども、バック中の後方及び周囲の確認不十分、10人乗りワゴンなど、ふだん乗り慣れない車両による車幅の見誤り、前方不注意及び車間距離が不十分だったことに起因するものでございました。日頃から定期的に公用車に限らず、職員が運転する際には、交通ルールや交通マナーを守り、事故防止に努めるよう周知徹底を図っているところではありますが、改めて運転する際には、車間距離を十分取り、周囲を注意し、また時間にゆとりを持って運転するなどの指示を行い、安全運転をさらに徹底してまいります。

また、今月から全ての事業所での運転前のアルコールチェックが義務づけられ、本町でも開始したところでございます。具体的には、運転する前に所属長の前でアルコールチェッカーによる確認を行いますが、これに併せて病気や寝不足ではないかなどの職員の体調確認や安全運転を心がけるよう指示を行い、交通事故の防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） アルコールチェックを公用車に乗る前にとのことですが、そのときに上司がいなくて困るので、まず出勤してきた時点で全員がアルコールチェックをするのがよいと思います。なぜなら、まず大多数の方が車で出勤してきて、酒気帯び運転で出勤するのはあり得ないことなので、その時点でチェックをすれば、もうその後は、まさか日中アルコールを飲む人はいないと思いますので、そこまでやっていただくと、もう朝の行事として、ルーチンとしてできるのではないかと思います。

時間的にあれですけども、職員の安全管理として、車の事故以外に職員の勤務中のけがなどは発生していないか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

職員の勤務中におけるけがにつきましては、正職員の場合は公務災害、会計年度任用職員の場合は非常勤職員公務災害または労災保険が適用されることから、その報告書により把握しております。本年度は、これまでに3件発生しており、内容は、小学校での児童との接触によるけが、中学校での作業中の転倒による腰の打撲、給食調理員の調理中のやけどとなっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さん。

○6番（矢野厚子さん） 本当に、生活の中でもついうっかり1つ手を抜いてけがをしたりします。予想しないことも起きます。大きな事故が起きないように、私たち議員は、町長や職員と

一緒に町民が安心して暮らせるまちづくりをしたいと願っています。本当に、J A S Mの稼働に向けて、世界に恥じない菊陽町になるように頑張ってまいりますので、よろしく願います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 矢野厚子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 皆さんおはようございます。

傍聴の方、早朝よりおいでいただきましてありがとうございます。

議席番号13番、甲斐榮治、一般質問を行います。

さて、今回は、町の総合計画について主に質問いたしますけれども、町の総合計画に触れるときには、私は必ず昭和55年に出されました魅力ある町と里をつくる菊陽町総合計画への提言を読み返します。九州大学の都留大治郎教授を中心とした学者7人による提言書です。これですけれども、まだこの写真は、菊陽町が全部緑色、緑一色です。その時代に出された提言書です。

前文と菊陽町の将来像5ページの後に、いわゆるH字型構想と呼ばれる具体的な提言が数十ページにわたって展開されていますが、私は、この5ページ分に変えるだけで十分だと思っています。なぜなら、ここに、地方自治に対する哲学とまちづくりの基本的な考え方が凝集されているからであります。先々代の富永町政は、この提言を大幅に取り入れ、大胆に実践して、菊陽町町政の基本路線とされました。T S M Cの進出は、まさにこの路線の延長線上にあります。

そして、この提言書が、私における菊陽町の原点です。私は、山都町に生まれて、御船町、熊本市を経由して、四十数年前に菊陽町に定住いたしました。この町で家庭を持ち、子どもを育てました。祖先から子々孫々にわたってこの地にお住まいの方とは少し違うかもしれませんが、この地は、私の愛する第二のふるさとであります。

そして、私の菊陽町の原点は、この44年前の提言であります。この提言は、これだけの年月を経ても、少しも古くなく、現代的意味を持っております。後でまた触れます。この提言を読み返すにつけ、菊陽町の今日に至る発展を見るにつけ、私は、まちづくりは芸術だと思います。豊かな情報を集め、それを既に持っている知識や未来への予測を基に、整理、整序して構想を組み立て、政策化し、実践し、検証していく。この過程とそこから出てくる果実は、まさ

に郷土を舞台にした芸術作品とすることができます。

そして、その土台となるものは、郷土愛であり、確固たる地方自治の哲学を支える協調の精神と揺るがぬ自立の心であります。私の見る限り、菊陽町のまちづくりは、この昭和55年の提言に基づき、それを検証、改善、発展させながらなされてきたと認識いたします。

今回、町執行部は、第6期総合計画を前期半ばで中断し、新たに第7期総合計画に取り組むことを決断されました。菊陽町の伝統を踏まえながら、TSMCの我が町への進出をめぐる社会状況の変化に対応しようとする、まさに英断であると思います。その新たな計画に、昭和55年提言の精神が生かされることを願って、一般質問を行います。

質問は、質問席より行います。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 熊本市の東北に本地域は位置しておりますけれども、大津町を除いて、菊陽町と合志市は、熊本の都市計画の範囲内にあつて、市街化調整区域や農業振興法の規制によって、開発行為が簡単にはできない構造になっております。従来から、農地を保全することと開発行為のせめぎ合いは、この地域の大きな課題でしたが、TSMCとそれに関連する企業群のこの地への進出は、その問題の存在を際立たせております。進出しようにも土地がないとの声が新聞紙上からも悲鳴のように聞こえてきます。土地利用等に関する許認可権は、県に属する部分が大ですが、そこで1番目の質問に移りたいと思います。

まず、土地利用関係で、熊本県の検討状況はどうなっているか。町は、その状況を把握しているか、お答えいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん） それでは、御質問にお答えします。

JASMの熊本県への進出を契機としまして、土地需要の増加、特に農地の工業用地等への需要が急激に増加したことを受け、熊本県では、令和4年12月26日に熊本県農地・担い手支援課を幹事課とした半導体拠点推進調整会議を設置されております。本会議は、農業振興と企業進出の両立を図りつつ、企業進出を迅速かつ円滑に進めるため、市町村と協力し、農用地の集団化、農業の効率化に支障がないよう、農地法等の特例措置が適用される農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく市町村計画などを活用して、基盤整備が行われていない農用地に進出企業や宅地を集約、誘導するとされております。これらの計画や土地利用に関しては、県ではなく町で計画を策定するものであり、県では、町の計画策定に当たり、農業振興と企業進出の両立を図る観点から、適切な計画となるよう、土地利用調整への支援や助言、指導を行うものでございます。

本町では、令和4年9月30日から、原則として、土地改良事業、いわゆる基盤整備事業でございます。または、かんがい排水事業が実施された農地で、現にその機能を有している農地、これを守るべき農地と定め、農地の保全に努めるとともに、町の発展に資するため、他の用途で活用すべき場合は、効果的な土地利用を行うこととしております。

次に、昨今の新聞報道で報道されておりますけども、規制緩和に関する記事が10月4日にも熊本日日新聞に記載されております。その内容では、1番としまして、市街化調整区域で自治体が工場の立地計画を許可できるようにする。2番目としまして、農地転用に関わる期間を短縮する。約1年かかっている手続を4か月程度まで短縮するというものについて検討するというものという記事でございました。

現在、国において、11月2日に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策を受け、地域未来投資促進法基本方針の改正手続が行われております。改正案につきましては、都市計画法の特例としまして、市街化調整区域において、適用可能な施設として、都市計画マスタープランに即して高速自動車道等のインターチェンジ、または幹線道路の近傍に立地する工場、研究施設または物流施設が追加されます。このほか、順を追って行うべき作業が同時並行で進めることができるようになるということでございます。例えば、従来、農業振興地域、これからの除外が完了した後に、開発許可申請へと作業が進められますが、これらの作業が同時並行で進められるようになるということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） ただいまの答弁によりますと、半導体拠点化推進会議が県に設けられて、それが活動しておるということですが、これは、この会の主体的な担い手は、熊本県の農地課、それから担い手支援課ですね。としますと、私は、この拠点化推進協議会のニュースを聞いたときに、農地転用、そういったものが非常に緩和されるのかなという感覚で見えておりましたが、今の部長の説明からいたしますと、どうもこの拠点化推進協議会というのは、今言ったような農業関係の課が主管課になっておって、運営されているということで、何かを県が企画をして、それによって規制を緩和するとかというのではなくて、市町村から上がってきた課題に対して、それを調整するという性格のようですが、そういう理解で間違いはないですか。

○議長（福島知雄さん） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん） そのとおりでございます。具体的には、先ほど申しました、いわゆる農業産業法とか、地域未来投資促進法とか、こういった部分で法律がございます。こういったやつを活用しまして、農地の転用だとか農振の除外を円滑に進めていくという内容のやつでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） そうしますと、どうでしょうか。県のことですから、直接は分からないと思いますけれども、部長の感覚として、この推進調整協議会というのが、何を軸に動いているのか。要するに、農地を保護する、守るというのが中心なのか、あるいは進出企業に対して、規制を緩和していくということが中心なのか。あるいは、その両方のバランスを取ることなのか。何を軸に動いていると思いますか。

○議長（福島知雄さん） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん） 農業委員会としましては、なかなか答えづらいところがございますけども、基本的に言えば、やはりTSMCの進出、これはチャンスでございます。こういった部分をいかに生かしていくか。これは、守るべき農地はしっかり守る。これは、当然の話でございます、こういったバランスをいかに保つか。これを調整していく。町としましては、県の意見を聞きながら、町としてきちっとしたところで、今後マスタープランあたりの見直しも行いますので、この中できちっとした議論を行って、調整、整理していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 半導体拠点推進調整会議には、たしか菊陽町からも農政部局、都市計画部局、誘致企業部局が参加しているというふうに理解をしておりましたが、その中で、県の協議会が調整機関であるとするれば、菊陽町から何らかの要望を既に出したか。あるいは、出しているのか、今後出すつもりがあるのか、その辺についてお答えいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん） 調整会議には、メンバーとしては入っておりません。この中は、あくまでも熊本県庁内の調整会議でございます、我々が例えば計画する、あるいは相談を持ちかけた段階で、意見を聞いて、指導、助言をされる内容でございます。今まで2つの案件を、協議会といいますか、相談に伺った経緯がございます。2つの案件、これにつきましては、民間の開発の内容でございますけども、これは、農産計画ということで、計画の件で相談に乗っていただいて、今現在計画がもう実際に行われているところでございます。今後、こういった計画につきましては、事あるごとに意見を伺いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 私が誤解しておったかもしれませんが、参画しているのではなくて、あくまでも町としては何かの要望を出すとか調整をお願いするとか、そういう立場であるというふうに理解しておっていいですか。

○議長（福島知雄さん） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん） 要望とか、そういった部分で、町が計画をつくった段階で、この計画について御意見をいただく。方法論として御指南いただくというのが正しいかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） それから、先ほどの部長の答弁の中で、熊日の記事に関する言及がご

ございました。市街化調整区域で自治体が工場の立地計画を許可できるようにする。農地転用に関わる期間を短縮する。1年をたしか4か月ぐらいだったと思いますが、これの、私も忘れましたが、この行動主体はどこでしょうか。国ですか、県ですか。

○議長（福島知雄さん） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん） 先ほども申しましたように、今議論がなされております。具体的には、先ほど申しましたように、農村地域の産業の導入の促進に関する法律と、今議論があつてますのは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、これは、いわゆる地域未来投資促進法でございます。この法律を活用することで、また繰り返しになりますけど、農地法に基づく農地転用、農振法に基づく農振除外の特例の適用を受けることができるようになります。こういった部分をうまい具合に活用してということでございますので、事業主体は、あくまでも、この計画はあくまでも市町村ということになります。そういったことで計画をつくりながら、計画をつくる中でやっていくということでございますので、1年かかるやつを半年ということは、この計画の中で円滑に農振除外、開発まで進めるという内容だというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） それともう一点、国地域未来投資促進法基本方針の改正というのがありました。これは、都市計画マスタープランに即して、高速自動車道のインターチェンジまたは幹線道路の近傍、近くに立地する工場、研究施設または物流施設が追加されると、この法律の中に。それから、本来は順を追って作業を行うだけけれども、期間を短縮するために同時並行で進めることができるというのがありましたが、これが施行された場合に、町としてはどのような影響を受けますか。

○議長（福島知雄さん） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん） 本町におきましては、地域未来ではなくて、農村産業法、いわゆる以前は工業導入促進法と申しました。工業導入促進法は、第1原水、第1じゃないですけど、原水工業団地のときに適用しております。どちらかといえば、こういった法律は、菊陽町は率先して活用してきた経緯がございます。それに伴いまして、今議論されておりますのは、地域未来投資促進法でございますけども、我々としましては、これまで農村産業法を活用してきておりますので、追加される施設については、もう依然として入っている内容でございます、地区計画だとかそういった活用する中で。同法がある程度改正されたとしまして、特段の影響はないというふうに考えているところでございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） お聞きのとおりなんですけど、農地保全と開発行為のせめぎ合い、これは菊陽町のような立地条件にある地域にとっては、もう避け難い問題だというふうに思います。これからも続いていく。ただ、私たちの理解として、菊陽町の基幹産業は農業でありま

す。近隣に大消費地を控えた優良農地が菊陽町には存在しております。これは、熊本市という大消費地を隣に控えた我が町の宝と言っていいかというふうに思います。もうちょっと大きく言えば、食料安全保障の観点からも、優良農地というのは守られなければならないというふうに考えます。

しかし一方、TSMC問題に象徴される半導体の生産も、これも我が国や世界の経済安全保障の観点から、非常に大事である。同時に、日本の半導体産業にとっては、もうこれはラストチャンスではないか。そういうところに来ておるといふふうに思います。このバランスをどう取るかが、結局は第7期総合計画の非常に重要な部分になるというふうに理解をしておりますが、計画の作成に当たる人だけではなくて、私たち町民の一人一人もこの問題に真剣にやっばり向き合う、そういうことが必要な時期が来たというふうに理解をしております。

次に移ります。

第7期総合計画をつくるというふうに英断をくださりましたが、その主な柱、コンセプト、一番中心になる考え方というのはなんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、甲斐議員の質問にお答えをいたします。

9月議会の甲斐議員からの御質問でも答弁をいたしておりますが、令和3年11月にTSMCの進出が決定をし、本町を取り巻く状況の変化は著しく、町の抱える課題や必要とする施策も大きく変化をしているところでございます。TSMCの進出をはじめといたします半導体産業の集積は、重要な国家プロジェクトでもあり、今後本町は、その一端、一翼を担っていくこととなります。国や県も様々な支援を表明されているところでございます。

そのような中で、本町におきましては、特にハード、ソフトによる交通渋滞対策、地下水保全や下水処理におきまして不安視されている課題への対応、新たな区画整理事業、教育環境の整備、多文化共生への積極的な取組など、迅速な対応が求められるところでございます。

そして、何よりもこの進出効果を町民の皆様に実感していただけるよう、日本一のまちづくりを力強く進める必要がございます。本町としましては、町民の皆様や関係者の方々の御意見もしっかり聞きながら、新しい総合計画にしたいと考えているところでございます。

そのために、新しい総合計画の主な柱、コンセプトにつきましては、私が政策提言に掲げております未来への投資やスポーツと文化への投資、教育への投資など、8つの政策分野が大きな柱と考えているところでございます。また、冒頭に甲斐議員がお話をされました、昭和55年当時の富永町長がつくられました総合計画、その後、後藤前町長が引き継がれた総合計画の総仕上げ、これが第7期の総合計画になっていこうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） おおむね理解できましたが、といいますのは、町長は、立候補される

前に、魅力ある町と里をつくるという本を熟読されているというのを私も知っております。その上で、8つの政策分野の提案も出てきているというふうに理解しておりますが、私の質問の出し方が漠然とし過ぎておったようで、少し食い違いますが、大事なことです、非常に簡単に55年提言のさわりの部分だけ申し上げたいと思います。町長は十分に御存じと思いますが、どうぞその中、それを引き継いで前に進めていただきたい。

これは、もう皆さんも御存じだと思いますけども、柱が4本ございます。1本目が、緑あふれる生活都市という柱です。簡単に申しますと、菊陽町を単なるベッドタウンにはしないぞと。昼人口ばかり増えて、夜人口はがたっと減るといような町にはしない。それから、生活機能と生産機能を併せ持つ。要するに、これはもう企業誘致と関連してくるんです。そういう町にする。それから、職場と住宅、住居の秩序ある近接。近くに、これをひっ離れたものじゃなくて、近くに持ってくるという考え方です。そして、そのためには、環境を損なわない程度の企業事業を誘致し、生きた緑と生きた清流の中に造形するとうたわれております。

2番目です。新しい顔を持つ町と。菊陽町には、その当時顔がなかった。だから、独自の顔をつくりたいと。この顔というのは、放っておけば変な顔になってしまう。計画的に自分たちで手を加えて、しっかり考えて、これが菊陽町の顔だという、そういうまちづくりをしたい。熊本の都市圏の中で、独立性と、それから連帯性、協調する部分です。これをしっかり考えていく。

それから、3本目の柱として、活力ある諸産業を持つ町と。これがいわゆるTSMCにも結びついていきますが、1番目に挙げてあるのは、しかしながら農業であります。国と国民の安全、安定の基礎だと。しかも、農業というのは、オーナーと所有者と経営者と労働が一体化されている、そういう産業である。菊陽町の場合には、大きい市場に近接をしている。そういう状況を生かせというふうに書いてあります。それから、一方では、工業と流通産業を、職場と住宅の近接ということで、企業を誘致したいということです。

そして、4番目に、一番最後ですが、住民のために住民が手作りしていく町と。地方自治体の主人公は住民自身であるということです。それから、国、県から縦割りに下ろされる行政事務を自治体は横に受け止めるべきだと。説明がありまして、縦割り行政を一旦飲み込み、これを消化しつつ、許容範囲の中で菊陽町独特の解釈と方式で住民サービスに変えていく。もうこの辺が非常に大事だというふうに思います。それから、議会制民主主義を基本にしながらも、住民の多様化した要求に耳を傾ける。話す口よりも聞く耳が大切だと。住民のほうも、単なるエゴではなくて、コミュニティーの中で個人的な要求を共通共同の要求として練り上げることが必要であると。こういう精神の中で、昭和55年の提言がなされた。そして、これに基づいて、菊陽町のまちづくりは、ずっとこのルールの上を走ってきている。このことをもう当然町長も、副町長も多分勉強されていると思いますが、今日は傍聴者もいらっしゃいますので、確認をさせていただきました。

ここにあるものというのは、地方自治体という一定の可能性の限度と枠がございます。それ

をよく知りながら、できないところ、上部団体もありますし、そこと協調しつつも、独自の考えを持って住民の福祉を実現しようという非常にしたたかな精神がここにあるというふうに思います。縦割りで下りてくる国や県の方針を一旦は飲み込んで、これを消化しつつ、許容範囲の中で菊陽町独自の住民サービスに変えていくというのは、まさにこの精神であると思います。町長の住民に密着する姿勢を保っていければ、このしたたかな精神に当然行き着かれるというふうに思います。

昭和55年精神を第7期総合計画の中に受け継いでいってほしいと切に希望をして、次に移りたいと思います。

3番、どのような人員構成で総合計画策定を進めるか。4番、第7期総合計画策定について、どのような手順を取るか。5番目、計画の政策を業者に委託するのか。関連がありますので、併せて聞きたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） それでは、3番から5番までまとめて答弁させていただきます。

まず、計画策定を進めるに当たっては、外部、内部の組織を設置いたします。まず、外部については、諮問機関として、菊陽町総合計画の策定に関する条例に基づき、町議会議員や外部有識者などで構成される総合計画策定審議会を設置します。審議会の構成人員は20人以内となっており、町が作成した基本構想や基本計画の素案などについて、御意見をいただいくこととなります。

次に、内部については、基本構想や基本計画の素案などを作成するための役場内の推進体制として、菊陽町総合計画の策定に関する規定に基づき、総合計画策定委員会を設置します。委員長は副町長となり、委員は、全ての課長以上の職員で構成されます。総合計画は、町の個別計画の最上位計画であります。そのため、策定に当たっては、町民の皆様や関係者の方々の御意見もしっかり聞きながら、より地域の実態が新しい総合計画に反映できるよう、町長の下、職員一丸となって取り組んでまいります。

続きまして、4番の策定はどのような手順で行うのかということでございますけれども、まずは、今年度中にプロポーザル方式により策定支援業者を選定し、年度内に町民アンケート調査を行いたいと考えております。

そして、来年度に入り、町民座談会などで意見交換を行うとともに、必要に応じて、複数回策定委員会と策定審議会を開催しながら、基本構想と基本計画の素案を作成し、パブリックコメントを実施した上で、最終案を確定します。その後、令和7年3月の議会において、基本構想を上程させていただき、令和6年度中に第7期総合計画を策定する予定でございます。

5番目の計画の策定を業者に委託するのかについてでございますけれども、繰り返しになりますが、策定に当たっては、町民の皆様や関係者の方々の御意見をしっかりと聞きながら、より地域の実態が総合計画に反映できるよう、町長の下、職員一丸となって取り組んでまいります。

ただ、一方で、計画策定にはかなりの事務作業も発生しますので、基礎調査の整理、分析や人口推計、各会議の運営支援、素案の作成支援などを策定支援業者に委託したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） それでは、ただいまの答弁に対して少しお聞きいたしますが、計画策定を進めるに当たって、内部の推進体制はよく分かりましたが、外部の諮問機関、総合計画策定審議会、これは、どのような構成員になるのか。その中で、我々の議会は、この審議会とどういうスタンスになるか、その辺についてお聞かせいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） お答えします。

審議会の委員の方々につきましては、これまで学識経験者、大学の教授、それと議会の議長及び副議長、それと企業の代表者、また区長会、地域女性の会の会長、老人クラブ連合会の会長、PTA連絡協議会の会長、商工会の会長、ほかにも各団体の代表者の方、あと公募委員の方で組織されております。

議会のほうの立場でございますが、先ほど言いました審議会のほうには、議長、副議長のほうに入らせていただいております。また、基本構想の策定に当たりましては、先ほども部長のほうから答弁がありましたが、令和7年3月の議会のほうに上程させていただいて、議決をいただくということになっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 学識経験者、それから議会の正副議長、各種団体、いろんな面から代表にさせていただいてということですが、委員長はどういう方をお考えですか。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） お答えします。

これまでは、大学の教授に会長のほうを受けていただいております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） それから、次はもう感想になりますが、手順について、かなり精密に考えていらっしゃるみたいで、7つぐらいの段階を経て、令和6年度中に完成をさせると、こういう理解でおります。

それから、先ほど議会の立ち位置の問題も出ましたが、これは、もう私は個人の立場ですから、何も言えませんけれども、いずれまた議会のほうでそれは議論がされるだろうというふうには思います。個人的な意見を申し上げれば、もうできるだけ議会を参画をしていって、協力する形を取ればなど。これは、個人的な見解ですので、そういうふうには思います。

それから、業者への委託ですけれども、これまで危惧されたことは、要するに町のことをよく知らない、そういう業者にこういったことを委託して、それでいいのかという意見がずっとこれまでのあれで出てきましたけれども、よくよくいろいろ考えてみますと、こういう計画をつくる時の専門知識、それは、役場の職員だけでは不足するところがありませんか。実情については、役場の職員がよく知っていますけれども、専門知識、法的な知識とかそういったものについては、業者の専門性というのを生かしたらいいのかなと。

それから、アンケートの集約であるとか、いろんな事務を役場職員の本来の事務以外でまたこなさなくちゃいけない。その辺から考えると、そういうところについては、業者に委託するというのが効率がいいのかなというふうには思いました。

しかし、もうよく町長も考えていらっしゃると思いますけれども、我々の町でありますので、できるだけ現実に即した、そういう総合計画になるようお願いをしたいというふうに思います。

では、次に移ります。

総合計画をつくるについても、あるいはその他のことについても、非常に大事なのが、先ほどから出ていました、聞く耳の問題です。町民との対話について、非常に大事な問題だと思いますので、1に併せて聞きます。総合計画を新たにつくるに当たっては、アンケートによって要望を集約するのみならず、住民の生の声を聞き、町の主体的考え方も伝えることもできる対話集会を持ったほうがよいと考えるがどうか。それから、住民が調整に参画することについて、町長の基本的な考え方を聞きたいと。

こういうことで、少し理解していただきたいのは、私は、聞くほうだけを今まで強調しましたけれども、どんな会議でもそうですが、何にも考えがなくて、皆さんいかがですかという会議は、一番愚の骨頂で、一定の主体的な考え、リーダーシップというのはきちんとしながら、しっかり耳を傾けていくというふうには、そういう意味で書いておりますけれども、この辺について、町長の考え方をお聞かせいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、甲斐議員の質問にお答えをいたします。

1番と2番と関連がございますので、併せて答弁をさせていただきます。

町民の皆様と一緒にこれからの菊陽町を考える、つくっていく、これが私の信条であり、思いでございます。私は、就任してからこれまで、菊陽町にお住まいの皆様が心を満たし、人生を楽しむために、この菊陽町の魅力を高め、人々が感動を分かち合い、満足のいく未来となるよう、対話を通してその実現を目指しますとお話をさせていただいているところでございます。町民の皆様の声をしっかり聞いて、そしてそれを政策に反映させていくことは、私の政治活動においても、最も大切にしているところでございます。そのため、先ほどの第7期総合計画に関する御質問への答弁でも触れさせていただいておりますが、計画を策定するに当たっては、しっかりと町民の皆様や関係者の方々の御意見を聞きながら策定をしていきたいと考え

ているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 先ほどの55年提言に戻りますけれども、情報は下からも沸いてくるものだという記載がございました。話す口よりも聞く耳であるという言葉もあります。もう皆さん御存じのとおり、役場の庁舎の古い字体、役場の庁舎の古い字体の家の構えの真ん中は、古い字体の聴くですね。英語では、何となく聞こえるはヒアーと言いますが、しっかり耳を傾けて聞くというのはリスンです。古い字体は、聴、視聴者の聴、これが役場の庁舎に当たる漢字、古い漢字に当たります。聞く耳が一番だというふうなところだろうと。そこから知恵も沸いてくるというふうに思います。

吉本町長を見ておりますと、僭越ですが、非常にそういった面はたけていらっしゃると。我々よりもはるかに聞く耳を持っていらっしゃると思いますので、どうぞよろしくお願いをしたい。

ただ、先ほど申し上げましたように、情報量を一番多量に持っているのは町執行部であります。我々も情報を持っておりますけど、それはある程度断片的なものになる可能性がある。だけど、役場は、数百名の職員の中で、情報を相互して持っていらっしゃいますので、執行部が主体となってリーダーシップを発揮して、しかも聞く耳を持って総合計画なりでもつくり上げていってほしいと、よろしくお願いをしたいと思います。

次に移ります。

多文化共生についてです。これは、矢野議員が先ほどかなり具体的に一般質問されましたので、私はそういう面ではなくて、情報の正確な伝達等については、もう矢野議員の質問のとおりなので、あとはそれを大きく支えるスキームと国際交流の心について質問をいたしたいというふうに思います。

まず、第1点目、菊陽町に在住する外国人の国籍及び人数の構成はどうなっているか。よろしくお願います。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 御質問にお答えいたします。

菊陽町の外国籍住民は、令和5年11月末現在で32の国と地域、907人となっており、1年前である令和4年11月末現在と比較し、7か国の増、378人の増となっております。御質問のありました外国籍住民の国籍及び人数の構成についてでございますが、人数の多い順で国と地域及び人数を言いますと、一番多いのは台湾の315人、2番目が中国人で157人、3番目がベトナムで111人、4番目がフィリピンで87人、5番目がインドネシアとミャンマーで43人、7番目が韓国で37人となっております。ちなみに1年前と比較しますと、台湾からの方が276人の増と最も多くなっております。

以上となっております。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 私など不勉強で存じ上げませんでしたが、1,000人近い外国人の方が菊陽町にいらっしゃるというふうなことで、ちょっとびっくりしております。

これは、質問の中に入ってませんでしたので、概略でも結構ですが、概略、どのような理由で菊陽町にこういう方たちがいらっしゃるのか、分かればお知らせください。分からなければ、もう質問項目に入っていませんので、省略しても結構です。

○議長（福島知雄さん） 通告外質問につきまして、答弁できますか。できないのであれば、次へ進みます。

じゃあ、質問、次に移ってください。

甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） それでは、それはまた私も勉強して調べたいと思います。どういった理由でこの菊陽町に1,000人近い方たちがいらっしゃるのか。その辺を知ることも交流の第一歩になると思いますので、今後調べたいと思います。

それから、多文化共生のために町はどのような対策を実施しているか。また、将来に向けてどのような施策が必要と考えているかについてお答えいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えします。

まず、現在本町が実施している多文化共生に関する施策を御紹介させていただきます。

本町では、外国人の方々が増加している状況を受け、外国人の方々が地域住民の皆様と共に協力し、安全・安心に暮らせるよう、関係する機関、団体等の皆様と情報や課題を共有し、連携していく取組を進めていくことを目的に、多文化共生連絡会議を本年3月末に設置し、これまで2回の会議を開催いたしました。7月には、台湾・宝山郷と友好交流協定を締結しており、御存じのように、まずは行政、議会において交流が始まっているところでございます。そのほかにも、外国人の方々の日常生活のサポートが行えるよう、外国人相談窓口の設置や通訳コールセンターを活用した約20か国語に対応する多言語通訳サービスの導入、外国人生活ガイドブックの作成、ごみ出しルールなどの各種リーフレットや様式の多言語化などを行ってまいりました。

また、教育面では、拠点校となっている武蔵ヶ丘小学校及び武蔵ヶ丘中学校に日本語指導加配教員や日本語指導相談員を配置し、外国にルーツを持つ子どもや保護者に対して支援を行っているところでございます。中央公民館や町民センターなどの主催講座では、日本人向けの外国語講座や優しい日本語講座、外国人向けの日本語講座も開催しております。

次に、将来に向けて必要と考えている施策についてですが、今後も本町に多くの外国人の方々が住まわれることが想定されることから、新たなにぎわいや多様性が生まれることを期待するとともに、多文化共生のまちづくりを一層進めていくことが重要だと考えております。そのため、本町としましては、次の段階として、町長の政策提言にもあります、国際交流協会の

設置に向け、検討を始めており、現在、先進自治体や関係機関への調査、相談も行っております。

ほかにも、台湾・宝山郷との友好交流協定を基に、今後、教育、産業、文化、スポーツ、観光などの様々な分野において交流を促進することで、多文化共生のまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 幾つかお尋ねしたいことがあります、多文化共生連絡会議ができているということですが、どのような構成員になっておりますか。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 町の執行部以外には、消防署と警察と郵便局と社会福祉協議会、あと区長会と、あとオブザーバーで県とか国際交流を個人的にされている方に参加をいただいているところです。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 次の質問に移ります。

台湾の宝山郷と友好交流協定を締結した。今、町と、それから議会のほうとの交流は、もう既に始まっておりますが、民間レベルの交流はどういうふうと考えていらっしゃるか、お答えいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 今現在、民間での交流というのは、具体的には決まっておりますが、町としましては、来年度予算の中で、そういった交流をされる団体などに支援をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 支援するという形になるだろうということですね。

それから、あと最後に言及されました国際交流協会の構想があります。これは、どういったものになるのか。民間レベルなのか、自治体主導でやるのか、その辺についてお聞かせいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 現在、本町のほうで考えております国際交流協会につきましては、民間であるのか、自治体であるのか、そちらのほうもまだ現在検討中でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 国際交流というのは、取っかかりは自治体あたりが主導しないとなかなか始まらないというところがあると思います。けれども、発展段階では、民間にだんだん移

行していったほうが、非常に豊かになるし幅も広がる、そういう形がいいんじゃない、これはもう提案ですけれども、そういうふうに思います。

それから、先ほど矢野議員から、いろいろ言語関係の質問がありました。言葉の壁というのが一番大きいので、大変大事な質問だというふうに思いましたが、ただ一方、国際交流というのは、私も経験がございます。高等学校が運営しておりましたけれども、生徒のホームステイ等で国際交流をやっておりましたが、話を紹介しますと、こんな話がありました。生徒をホームステイに出すんです。そのときに、ホームステイを立候補制にしたものですから、手を挙げた生徒の中に英語が赤点だらけの生徒がおったんです。職員会議でも、この人は大丈夫かという危惧の声が上がって、大分紛糾しましたけれども、結局は出しました。私の考え方は、言葉の壁というのは確かにあるけれども、交流する心があれば通じていくものだというふうに信じておったものですから、赤点のままに出しました。その子は、交流する気持ちが、たくさん情熱を持っていたものですから、結局英語の成績のいい生徒よりもいい結果を出して帰ってきたんです。そういうことも一面ではありますので、言葉に対する対応というのは、情報の正確さの面から大事ですけれども、一方では心が大事なんだなということも銘記しておきたい。その中で、いろんな先ほど矢野議員が出された小さなきめ細かな対応、これも時間をかけて整えていくというスタンスでいいんじゃないかというふうには思います。

それでは、次に移ります。

職員の起こす事故について、これも先ほど矢野議員から出まして、もう私も大して聞くことはありませんが、何か付け加えることがありましたら、よろしくお願いします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 付け加えるというよりも、重複する形にはなりますけれども、お答えしたいと思います。

先ほどの事故の概要といいますか原因は、先ほども申しましたとおりでございます。不注意、確認不足とか、そういったことが多かったと思います。

次に、職員に対する注意喚起、そちらのほうですけれども、事故を起こした職員は、速やかに事故報告書を作成し、本人と所属長が持ち回りで町長、副町長まで報告するようにしております。事故の概要やその原因などを説明しており、その際に、町長などから注意喚起もなされております。職員への注意喚起ですが、日頃から定期的に、公用車に限らず、職員が運転する際には、交通ルールや交通マナーを守り、事故防止に努めるよう周知徹底を図っているところでございます。

また、年に1回、各所属長により、運転免許証の免許の種類や免許の条件、有効期限が切れていないかなどについて確認を行っております。

あわせて、今年度は公用車の事故が続いたことから、部長会議等で職員の安全運転について注意喚起を行い、所属長から所属職員へ周知を図っております。

先ほど、アルコールチェッカーの件も申しましたけれども、今月から導入されておりますの

で、その際にも改めて所属長が注意をするように行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） もう大きな事故が起きる前という思いで一般質問に取り上げました。誰も好んで事故を起こす者はありません。ほんのちょっとした自分の慣れ、油断、これが事故につながりますので、今のところ、幸い、こういったことを言ったら怒られるかもしれませんが、小さな物損事故になっております。この機会に、しっかり、これはもう職員だけじゃなくて、我々も含めて、反省の機会にして、大事故につながらないように自分を戒めなくちゃいけないというふうに思います。そういった意味で、一般質問に取り上げました。どうぞ、一般質問で、大事故が起きたみたいなの、その追求にならんような、そういうふうをお願いをしたい。自分もそういうふうと考えていきたいというふうに思います。

以上で大体私の一般質問を終わりますが、1点だけ申し添えておきたいと思います。

これも本当にもう皆さんよくお分かりのことだと思いますけれども、今後のTSMC関連のいろんなこと、それからそれを受けた第7期総合計画の策定、非常に大事な時期に行われるというふうに思います。その際に、いつも、ほかの議員もおっしゃっていましたが、単なる菊陽町だけではなくて、熊本市の東北部に隣接する地帯一帯、それとひいては熊本県、それから場合によっては、もう日本の国の経済に関わるような、そういう事業に我々は今携わっているということをしっかり肝に銘じていかなくてはいけないんじゃないかなろうかというふうに思います。いろいろ、投資の問題とかなんとかも出てきたみたいですが、何かこういうときに初期投資をあまり惜しむと、後で結局大きなツケが回ってくる。逆の場合もあると思いますので、大胆かつ繊細に進めていただきたい。そのことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さんの一般質問を終わります。

これで昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時9分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 皆さんこんにちは。議席番号3番、藤本昭文です。

師走のお忙しい中にもかかわらず、傍聴にお越しいただきました皆様、心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。

本日は、1、消防団の維持と団員の確保について、2、防災力の向上に向けた取組について

て、この2点について質問させていただきます。

災害は忘れた頃にやってくると申しますが、まさに言葉どおりで、私たちは熊本地震を経験し、地震直後は、各家庭においても、例えば棚の転倒防止、災害袋の常備、非常食また飲料水を常備するなどの対策を、非常にどこの家庭でも関心を持って行われていました。ただ、今見ますと、地震の記憶も薄れ、災害に対する危機感、そういうものが少し薄れてきているのではないかと考えています。それは、行政としても、例えば消防団、防災に関わる様々な機関、団体、平時の取組、この中にも少し、油断ではありませんが、地震直後のような緊張感が薄れてきているのではないかと感じています。災害に対する備え、これは、災害が発生したときに考えても間に合いません。そういった意味でも、この住民の安心・安全に関わる大切な問題です。そのことについて、しっかりと質問させていただきます。

質問は、質問者席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） それではまず、1番、消防団の維持と団員の確保についてお伺いします。

(1)、町長は、72の政策提言の中で、消防団応援の店なる政策を掲げているが、その進捗状況はどうかについて伺いたいと思います。これは、今全国的にも消防団員の減少、これは非常に大きな問題とされています。地域防災の要と言える大切な消防団が、今存続の危機に直面しています。先日の吉村議員の質問の中でも、全国の消防団員数は、10年間で10万人減少し、80万人を割り込んだとの話がありました。これは、10年間で実に11.3%の減少になります。当然、菊陽町においても、この問題、消防団員不足は顕著なものであり、定数460名に対し、現在は362名、98名の不足が生じているとお伺いしました。

そんな中で、吉本町長が提唱する消防団の店、これについて、消防団員減少に対する施策の一つとして大いに期待しているところではありますが、その進捗状況をお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

消防団員の確保が大きな課題となる中、地域ぐるみで消防団員を応援することで、消防団員の士気の高揚及び加入促進を図り、本町の活性化につなげる取組として、町長の72の政策提言の中で、菊陽町消防団応援の店が掲げられております。現在、消防団員が利用しやすく、賛同いただく店舗等にとっても有意義な事業になるよう、実施要綱の作成に取りかかっているところでございます。

また、事業を開始するに当たり、先にスタートしました菊陽町ロアツ熊本応援キャンペーン事業に協力いただいた菊陽町商工会や町内の各事業組合にも事業説明を行い、賛同団体を募っていく予定としております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 今、ロアツの協力店というお話がありましたが、ロアツの店は、私
が知る限りでは、ロアツの公式戦が行われる日程に合わせて、ロアツグッズを身につけて
来店される方に対し、賛同する、キャンペーンに参加する店、それぞれのお店ごとに提供する
サービスを決めて実施されていると認識していますが、これは、お店にとっても、確かに集客
であったり宣伝であったり、メリットと言える要因が大きいものです。確かに、協賛、賛同さ
れる店舗もあると思います。

しかし、消防団を応援となりますと、これは通年、年間を通して、そのサービス、キャンペ
ーンを継続するべきではと思われま。そうなれば、お店側の負担、かなりデメリット的な部
分も出てくるのではという心配もあります。この点、町長は、年間を通して継続的なサービス
として実施を考えておられるのか。また、消防団協力の店の事業を賛同、協力していただける
お店の努力のみで実施されるおつもりなのか。それとも、しっかりと町で予算を確保し、しっ
かりとした事業として実施されるおつもりなのかをお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、藤本議員の質問にお答えをいたします。

まず、消防団応援の店ということは、やはり通年で行う必要があるというふうに思います。
ロアツの応援のお店というのもありますけども、お話を聞くと、なかなかロアツの試合の
当日、前日の利用客は、いらっしゃいますけども、そこまで多くはないというお話を聞きます
ので、私が提案、政策提言にもあります消防団応援の店というのは、通年で行うべきだと思
います。

そして、町の負担はということではございますけども、町の負担ではなくて、賛同される店
舗の方々の御自身の努力というか、経営努力というか、そういったところで今のところ行って
いただきたいというふうには思いますし、そのほかのサポートは当然やっています。ロアツ
の店同様、啓発ですとか、そういった部分に関してはやっていく必要があるかと思いき
けども、協力していただく店個人個人に町の予算を使つての負担は、今のところ考えていないと
いう状況でございます。私も、この政策に当たりまして、実は先週も、対象となり得る、ロア
ツ応援の店を今されている、賛同されている店舗の事業主さんとお話をしました。藤本議員
がお話しされるように、デメリットというのはあるのかなというお話をしましたが、いや、店
舗主さんはそうは捉えていない。ぜひともやってほしいと。これは通年でやったほうがいいの
か、ロアツみたいに間隔を空けてやったほうがいいのかというと、通年でやってほしいとい
う御要望がありましたので、またそういった店舗がどれくらいあるかというのは、調べてみな
ければ分かりませんが、そういったお店の要望があったというのは、私も承知をしてお
りますので、今まで答えたような政策の下に、この事業は進めてまいりたいというふうに思っ
ているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 通年の事業として考えられているということで理解いたしました。

消防団応援の店で、この趣旨に賛同いただくお店に協力を願い、実施されるということですが、飲食店を利用ということを考えますと、消防団員が例えば水防訓練や非常呼集訓練、出初め式、あと操法大会、そういった主となるイベントといたしますか、活動の主となる節々において、飲食店の利用等が考えられますが、これを通年のサービスと考えれば、例えば分団であったり、各班、これがそれぞれ通年を通して消防団活動を行っていく中で、それに合わせて飲食店の利用、また消防団活動に限らず、私的な場面での利用、そういうことも想定されると思います。そういう消防団、利用する側にとっても、しっかりと利用しやすい、そしてまたそのことが消防団の魅力につながるような事業として、しっかりとやっていただきたいとお願いして、次の質問に移らせていただきます。

(2)、消防団員数不足という現在の状況を改善するために行っている対策、現在行っている対策と、今後菊陽町においては、J A S Mの進出等による急激な都市化や人口増が十分考えられます。これを見据え、団員定数の見直しや各種手当の見直し、こういったことを行う予定、これがあるかについてお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えをいたします。

消防団員数不足を改善する取組としては、町広報紙への消防団員募集記事の掲載、地区の掲示板や消防詰所への消防団員募集ポスターの掲示、きくよう防災フェスタ会場内での消防団員募集パンフレット配布などを行っております。

消防団各班では、地域の総会での消防団活動報告や団員募集活動、夏祭り会場での団員募集活動、新築住宅への戸別訪問による団員勧誘活動などが行われております。

また、今年、菊陽町のPR大使の方に消防団のはっぴを着てもらい、町のハザードマップやきくよう安心メールの紹介を行ってもらう活動やロアッソのタウンデーのハーフタイムに消防団員によるコートへの水まきを通してのPR活動も実施しております。

次に、団員定数の見直しですが、昨日の吉村議員の質問でお答えしましたとおり、本町の消防団因数は、条例定数を下回っている状況です。現時点での定数条例の見直しを行う予定はございませんけれども、引き続き消防団と協力して団員確保に努めてまいりたいと思っております。

最後に、各種手当の見直しについてでありますけれども、令和3年4月に消防団員の報酬等の基準の策定等についての通達が国から出され、非常勤消防団員の報酬等の基準も示され、消防団員の処遇改善に取り組むよう通知がありました。これに基づき、本町でも令和4年度に団員の年額報酬を2万円から3万6,500円に引き上げ、出動報酬の創設も行っております。なお、年額報酬及び出動報酬の金額につきましては、菊池広域連合管内の2市2町と協議を行い、統一した金額で見直しを行っております。

また、本町では、消防団活動助成金として、班に対し、団員1人当たり9,000円の支給や積

載車管理補助金、積載車修理補助金、ポンプ修理補助金などの交付も行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） この消防団員の不足、この問題は全国的な問題です。特に問題となっているのが、菊陽町には該当しないんですが、人口減少や高齢化、そういった様々な要因が考えられています。

ただ、災害に対して、実際、熊本地震のときもそうでした。本当に防災の要として誠心誠意活動、危険を顧みず活動していただけるのは、消防団です。私は、31年間、菊池広域連合消防本部において、常備消防の一員として働いてきました。その31年の消防人生の中で、災害予防、災害対応、これに深く携わってきたわけですが、いずれにしても、災害に対して最も有効な対抗手段、これは、例えば最新の装備や高価な機材、そういうものでは決してありません。あくまで人の力、マンパワー、これである。そのことを痛感させられました。災害活動においては、まさに人の命を守る、命を救う、その活動です。住民の皆さんの中には、災害が発生しても消防署があるじゃないか、そう思われている方も少なくないと思います。ただ、常備消防、消防署というのは、何を基準に配備されているか。これは、あくまで通常の災害、大地震や自然災害、そういった大規模災害、また広域的な災害に対応する能力は、そもそも有していません。通常の災害を想定して配備されている常備消防には、通常の想定を超える大規模災害、広域災害に、いわゆる公助という意味においては、大きな力を持ち合わせていません。その意味でも、消防団、この存在意義、その活動には、大きな意味があると思います。広報紙への団員募集、詰所への団員募集ポスター掲示、きくよう防災フェスタ会場内での消防団員募集パンフレット配布、いろいろ対策を実施されているとのことですが、消防団員不足の問題、これはもう本当に今待ったなしの大きな問題だという認識が町の中で持たれているのであれば、この様々な対策が行われていますけど、当然、どういった効果、どれぐらいの効果を予想し、対策を実施した上で、ではその対策が実際にどれだけの効果が出たのかという結果に対する検証、そういったものも行われているものと思います。それぞれの対策について、検討の段階でどういった成果、効果を予想し、実際の成果がどうであったのか。また、検証した結果、これ分かる範囲で構いませんので、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さんに通告します。

ただいまの質問は通告外と判断します。次の質問に移ってください。

藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） では、各種手当の見直しについてお伺いします。

消防団員の年額報酬を2万円から3万数千円に増額されていますが、これは、団員個人への支給ということで間違いありませんか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

2万円から団員報酬3万6,500円に引き上げているものにつきましては、団員に対する年額報酬になりますので、個人支給の分になります。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 個人支給ということですが、消防団は組織です。団員個人が個々にそれぞれ活動するわけではないと思います。また、個人に対して、年間の報酬とするならば、3万6,500円が消防団員として活動する上でのモチベーションにつながるかという疑問もあります。

また、消防団に加入する際、報酬目当てで加入を考えることは少ないと思います。消防団活動における最大のモチベーション、これは、自分の町は自分たちで守る。この消防団員としての誇りややりがい、ここにあると思います。そのために、各分団や各班、この活動を充実させることが団員一人一人のモチベーションにつながると考えます。町としても、魅力ある消防団づくりのため、定数や分団編成、各種手当の見直しも含めて、今後の対策を検討していただくことを期待して、次の質問に移ります。

それでは、2の防災力の向上に向けた取組について。

町が主体となり、防災に関わる機関、団体を束ねる扇の要としての役割を担う必要があると考えるが、町長の考えはどうか。これについては、6月の定例議会でも1度お話をさせていただきました。菊陽町の防災力向上のためには、防災に関わる機関、団体が平時においてしっかりと連携することが必要不可欠であると考えています。

しかしながら、現状は、必ずしも十分連携が取れているとは思えない状況にあります。万が一、大規模災害が発生したとき、その被害を最小限にとどめるためには、防災に関わる機関、団体が個々に活動するのではなく、自助、共助、公助の連携の中で機能的に連携し、活動する必要があります。もちろん簡単なことではありません。それには、膨大なマニュアル、その周知徹底のため、年間を通して相当数の訓練の実施、またその継続、そういった大きな労力があれば、それなりの成果を期待できるかもしれませんが、それはさすがに現実的ではないと考えます。そうであるならば、平時から町が主体となり、様々な災害を想定した連携について、各機関、団体に対して指導や助言を行い、全体をコントロールできる体制づくりが必要だと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、藤本議員の質問にお答えをいたします。

まずは、関係団体と連携が取れているかということですが、私は取れているというふうに断言をさせていただきます。そういったところで御質問にお答えをいたします。

防災力の向上のためには、関係機関等と日頃から連携を図る関係づくりが必要と考えております。今年11月に初めてきくよう防災フェスタを実施をし、自衛隊、警察、菊池広域連合消防本部、菊陽町消防団、国土交通省熊本河川国道事務所、菊陽町防災士連絡協議会、菊陽町社会

福祉協議会、NHK熊本放送局、大津菊陽水道企業団、熊本県キッチンカー協会などをはじめ、多くの団体に賛同をいただき、開催をしたところでございます。

防災フェスタにつきましては、私も上京した際に、国土交通省はじめ関係団体から高い評価を受けたところでもございます。今後も防災訓練等を通して、関係団体と日頃から顔の見える関係の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 防災に関わる機関、団体との協力関係、連携はしっかり取れているとの回答であったと思いますが、平時の様々な取組、訓練等を行われているのは分かりますが、これが実際に災害が発生したときに、機能的な連携として、例えば、これは行政区の役員の方から何件か御相談いただいた話ですが、例えば消防団、自主防災組織、自衛消防組織、団体がいろいろあるんですが、災害時の活動の線引きはどうすればいいんですかという。例えば、じゃあ消防団は何をするんですか。自主防災組織はつくったんですけど、自主防災組織では何をすればいいんですか。そういった相談を何件も、先ほども申しましたけど、私は消防本部のほうに31年間勤めておりましたので、元消防士ということでそういった相談をいろいろ受けることがあるんですが、これは、町のほうでしっかり各団体に対し、役割的な部分、原則この部分は消防団ですよ、ここは自主防災組織が担ってくださいというような指導や訓練等、計画時の相談窓口とか、そういったものはあるんでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えします。

各種団体との実際の災害時の対応につきましては、1つは、防災会議等で各団体の方に集まっていたいただき、災害時の対応についてお話等をさせていただいているところであるかと思えます。あと、自主防災組織で、実際どういった活動を地域のほうでするかというところで、なかなか疑問に思われている地区等もございます。そういった場合には、お話をいただいた際には、こちらの危機管理防災課からも職員のほうが代表の方とお話をしながら、もしくは地域の訓練のほうに参加しながら、実際の自主防災組織としての取組、どういった取組をすればいいかということをお話のほうを行っておりますし、これからもそういった形で助言等を行っていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 今のお話ですと、相談があれば個別にという回答だったと思いますが、町として防災を考えるときに、各行政区の自主防災組織個別に、個々に相談があれば受動的にというやり方で果たして十分なのか。ある程度の対応、基本的な対応、ベースになる部分だけでも、町のほうで協議されて、それを能動的に行政区にフィードバックして、自主防災組織を育てていく、そういう取組が必要ではないかと思いますが、町長はどうお考えですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 藤本議員の質問にお答えします。

自主防災組織のことなんでしょうけども、私も消防団時代、いろんなところに行きました。一緒に訓練もさせていただきました。若干消防団とは、活動の濃いさといいますか、は違うなというのは認識をしております。そういった中で、御指摘のように、自主防災組織をもう少し組織力として向上させるというのは、私どもが担っていかなければいけないところかなというふうには思いますので、そういったところをもう一度、いま一度、しっかりと自主防災組織の長の方々、お話をしていたのは区長さん方になるかと思えますけども、そういったところの方々も含めて、日頃の訓練、そういったところも含めて、消防団と一緒に、町も一緒に、訓練をやっていく必要はあるのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 町長としても、自主防災組織の育成、災害時の有効な活動につなげていきたいというお話であったと理解させていただきました。

もう一つなんですけど、防災士連絡協議会が菊陽町に組織されていると思います。6月にも少し御質問したんですが、防災士の例えば、うちは鉄砲小路なんですけど、鉄砲小路区に防災士っているんだろうかという、これは鉄砲小路に限らず、ほかの行政区さんからもいまだにそういうお声があります。6月に質問した際には、防災士と行政区をしっかりとつないでいく取組をというお話があったと思うんですが、具体的にどういった方法で、どういった手順、プロセスでそれを進めていかれているのかについてお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

まず、菊陽町の区長会の防災研修のほうは、今年3か年計画の最終年を迎えております。次年度からにつきましても、今度は、町主体となりまして、区長会の防災研修については、継続して実施をしていくところで、今区長会の役員の方とお話のほうをさせていただいております。その役員の方とのお話合いの中でも、今議員から御質問のありました、防災士の方が顔も分からないと。関係があまり築けていないということで、いろいろ御質問等もいただいたところでございます。今後、研修の中でも、防災士の方の御紹介を含め、また各自治体のほうで実施される訓練におきましても、こちらのほうから主体となりまして、防災士と区の方をつなぐような、今後顔が見えるような関係が築けるように、対応のほうをしていきたいと考えているところでございます。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） いずれにしても、この問題は、万が一、起きてはならぬ大きな災害、これに対応するために、平時からの取組の一環と思えますので、その点については、しっかりと

町のほうでも危機感を持って、今後も対応していただきたいと思います。

本日は、町民の安心・安全に関わる消防団、また防災力の向上、この2点について質問させていただきました。今後も、町民が安心・安全に暮らせるまちづくり、そのために行政と議会一体となり励んでまいりたいと思います。本日は、御清聴ありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時36分

再開 午後1時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 皆さんこんにちは。

4号席に座っております馬場功世と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、傍聴者の皆さんには、お忙しい中においでいただきまして、本当にありがとうございます。また、菊陽町以外からもお越しをいただいているところでございます。本当にお世話になります。

さて、この場を借りて、お礼を一言申し上げておきたいと思います。

11月3日に、文化祭を町と菊陽町の文化協会と合同で実行委員会を形成して開催をいたしました。それで、町の執行部の皆さんをはじめ、町議の皆さんについても、出席をしていただきまして、文化祭を盛り上げていただいたことに感謝を申し上げます。

それから、教育長自ら、文化祭については、馬場楠の獅子舞の出演をいただきまして、本当にありがとうございました。それからまた、集客の改善等についてもアドバイスをいただいたところでもあります。今後の文化活動に生かしていきたいというふうに思っております。

そして、今日は、3項目にわたって質問を行っていききたいというふうに思っています。いずれも地域の皆さん、あるいは支援者の皆さんから、議会でぜひ質問をしていただきたいということで要望がありましたので、それを今回の質問にするわけですけれども、なかなか今回3回目ということで、ベテランの議員さんみたいには突っ込みが足りないかというふうに思いますし、傍聴の皆さんも食い足りない部分があるかというのもありますけれども、その辺も差し引いて精いっぱい努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。質問については質問席のほうから行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） それでは、質問の1番でございますが、町長の政策の提言の72の中の一つであります。町民が楽しめる総合運動公園の整備についてということで出しております。町として、総合運動公園の整備計画はあるのか。それから、あるとすれば、どのような運動公園

の整備を考えているかということを知りたいと思います。

これは、10月に総合体育館も完成したわけでありますので、その後は、私としては、総合運動公園の整備ができるのではないかということで、質問をするところであります。答えについては、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、馬場議員の質問にお答えをいたします。

本町では、T S M Cの進出によりまして、今後さらなる経済発展や人口増加が見込まれ、それに対応するための都市整備を進めていく必要がございます。そのため、道路整備や土地区画整理事業と併せて、誰もが住みやすい豊かなまちづくりのための憩いの場として、また新たな観光、にぎわいの拠点として、菊陽杉並木公園周辺にスポーツ施設やグラウンドを整備したいと考えておるところでございます。当該地域は、現在でもふれあい広場やスポーツ広場、総合体育館などがあり、交流やスポーツの拠点となっているところでございます。これらに今後都市再生整備計画に基づく交付金を活用して、整備を検討していく施設を含めて、菊陽町総合運動公園として、住民の憩いの場、そして新たな観光、にぎわいの場をつくっていきたいと考えているところでございます。

町として、今後の経済発展や人口増加を見据えた豊かで発展性のあるまちづくりを進めていくところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 総合計画ということで、都市再生の整備事業交付金というのがあるようですが、私としては、公園というのは、今スケボーとか、あるいはロッククライミングとか、いろんな形で多種多様なスポーツができていますし、またオリンピックでも取り入れられている競技でもあると思います。特にスケボー等については、公園辺りですると、騒音とか、あるいはいろんな地域の皆さんの苦情等もあって、子どもたちが遊ぶ場所がだんだん減っていくような状況であるわけであります。その中で、こういう施設を造っていったらというのは、大変ありがたいというふうに思っております。

せっかく造るなら、今までの菊陽町の施設を見ると、中央公民館にしる、図書館ホールにしる、造れと言われて造ったというか、そういう帳面消し的に見えて、非常に利用者のことを、利用者の考えとか、そういうものがあまりにも取り入れられていないというふうに思っております。それで、せっかく県庁から、県庁の重鎮でありました小牧副町長、それから新参与スポーツ専門の招聘であります。こういう方たちをお招きしていますので、せっかく造るならば、全国大会ができるような、オリンピックとは言いませんけれども、全国大会ができるような施設を考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今先ほど町長からも答弁がありました。都市再生整備計画、これに基

づくもので、今国と協議をさせていただいているところでございます。施設の中身については、まだまだ現在協議中でございますけれども、菊陽町については、人を呼び込めるような観光施設が非常に少ないと思っております。スポーツツーリズムというのも立派な観光資源でございますので、そういった観光資源をぜひ菊陽町に呼び込んでいきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） ぜひ、立派な施設を造っていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

続いて、2番目の教職員の働き方改革について、4項目質問を出しているところであります。順を追って質問していきたいと思えますが、超過勤務について把握できているのかということ、非常に学校の先生も過重労働になっているという中での状況を聞きたいと思えます。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中で、教師の長時間勤務の実態が看過できないものになってきておりまして、学校における働き方改革の一環として、令和2年1月に文部科学省から、超過勤務命令に基づく業務以外の時間も含む在校等時間について、上限時間などが示された指針が出されました。現在、教育委員会では、その指針に基づき、教職員の業務量の適切な管理を行うために、菊陽町立小中学校管理規則において、在校時間の上限を定め、町の会計年度任用職員を含めた全ての職員の勤務状況について、毎月各学校から報告していただき、超過勤務者数の実態把握を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 超過勤務については、把握しているというようなことでありますけれども、学校の先生の勤務時間というのが、非常に働き過ぎというか、そういうものがあります。普通の公務員であれば、また企業であれば、労働基準法で週48時間、32条で決められております。それから、この時間を超える場合は、36条で労使協定を結ぶようになっております。それも上限が決められております。37条で、時間外については、それ相応の対価を払うというか、時間外手当を出すというふうになっておりますけれども、学校の先生については、給与の特法というのがあります。教職員については、給与の4%の調整数をつけると。これは、ボーナス等にも反映する給与体系でありますけれども、あまりにも時間外手当は払わないで、仕事だけはさせるというような実態になっているのではないかというふうに思っております。

こういう労働基準法に適用しない部分のところがつくられているわけですがけれども、先生も人間でありますから、ある程度、手当等も考えるべきではないかというふうに思いますが、こういう縛りがあって、近年は、仕事始めの4日から勤務だし、夏休みも当たり前前に学校

に出て勤務するというような状態になっているわけです。以前は、夏休みがあるからとか冬休みがあるからという形で、ある程度先生も我慢されていたというふうに思いますが、近年は、そういうことも世論に負けてというか、そういうことになっておりますので、その辺をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それから続きまして、2番のほうに移りたいというふうに思います。

持ち帰り業務及び土日の勤務とタイムカードについて、現場の指導の実施の改善は図れているかということで質問をいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えします。

教育委員会では、菊陽町立小中学校管理規則において、1か月の在校時間等については、超過勤務時間が45時間以内、1年間の在校等時間については、超過勤務360時間以内としており、また児童・生徒に係る特別な事情により勤務せざるを得ない場合の上限として、1か月の超過勤務が100時間未満、1年間の長時間勤務が720時間以内、連続する複数月の平均超過勤務が80時間以内、超過勤務が45時間以上超える月は年間6か月までと定めております。

今年度の超過勤務者の状況としましては、4月から10月までの合計延べ人数で、小学校においては月45時間以上の者が525人、うち80時間以上の者が46人、うち100時間以上の者が6人となっております。

また、中学校においては、月45時間以上の者が340人、うち80時間以上の者が94人、うち100時間以上の者が36人となっております。

昨年度の同月と比較しますと、小学校では大幅な減少は見られませんでした。中学校においては、特に80時間以上と100時間以上の者について、約3割から4割の減少が見られました。

教職員の在校等時間につきましては、毎日職員の出退勤時にシステムへ打刻することで、その管理が行われております。

議員御質問の持ち帰りの時間につきましては、在校等時間に含まれませんが、土日や祝日などに校務として行っている勤務時間については、在校等時間に含まれますので、職員の健康や安全を守るために、正確な記録を残すように指導をお願いしているところでございます。

現在、児童・生徒の出欠連絡や行事のお知らせなどについては、学校と保護者間でメールやアプリで連絡する方法をICT支援員に作成してもらうなど、教職員の負担軽減につながっているものもあり、教育委員会としましては、特定の職員に集中して過度な負担にならないように、また教師が上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することがないように、適切な業務量の設定や校務分掌の分担の見直しなど、校長会を通じて積極的に指導を行い、業務削減等の取組をさらに進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） いろいろ業務量の削減とか、いろいろおっしゃいましたけども、私どもも現役のときは、なかなか自分でやっている仕事を減らすというのは非常に難しい部分があって、スクラップ・アンド・ビルドということで全体的なプロジェクトチームをつかって、そういう作業をした経緯があります。なかなか自分では捨て難いものがあるものですから、その辺を校長とか、あるいは教育長あたりで取捨選択をして、削減をしていったらばというふうに思います。

その中で、1つ特徴的なところに触れておきたいと思いますが、教育論文の作成というのが5年度までは行われたというふうに思っておりますが、それも、校長会では、もう要らんですばいと言われたのを、教育長が今年は予算がついとるけん何とかと言われたそうですが、ただそういう中でも、教育論文の作成については、6年度からは廃止しますということで、教育長の英断でできました。学校の先生も、非常に助かったというふうに言われておりますが、今年受けた人は、もうちょっと早う決断してほしかったなというのが実情であろうというふうに思います。業務の削減、それからどうしても部活動とか、あるいはいろんな問題の生徒というところと何でございませうが、そういうものの対応で、学校は本当に大変な思いをされているというふうに思いますので、これについても、しっかり削減できるものは削減する、そういうのが大事かというふうに思っております。

それで続いて、3番目の教職員の定数について、確保できているかということで質問したいと思います。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

小・中学校の現状につきましては、今年度当初において、小学校で10名、中学校で5名の計15名の配置ができていない状況でございましたが、年度途中でその全てにおいて一応職員不足は解消されたところでございます。

しかしながら、新たに休職の先生や産前休暇を取得する先生方、職員が出てきたため、現時点では、小学校で2名、中学校で1名の計3名の配置ができていない状態でございます。

本来、教職員の任命は、県教育委員会が行うものではあります。町でも積極的に教員不足の解消に向けた取組や支援を進めております。具体的には、現在各学校に町の会計年度職員である教育支援員を59名配置し、担任のサポートや児童・生徒の学習支援などの業務に従事していただいております。

また、町の教育支援員から県の臨時採用職員になられた後、翌年度以降において町の教育支援員を希望した場合は、特例的に給与や年給等を継続したものとみなすなどして、人材の確保に努めますとともに、それによって欠員が生じた場合は、速やかに募集を行い、採用を進めております。

今後も県教育委員会や学校から積極的に情報をいただき、教員配置に向けて粘り強く声かけを続けながら、学校運営を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 定員確保はできているというふうにおっしゃられますが、私も、学校の現場にたまに訪問させていただきますと、1人の先生が、特に小規模の学校においては、1人先生が休まれる、特にコロナのときは大変だったろうというふうに思います。1人休まれておるですもんでというて、教頭先生と校長先生がばたばたして、私は次の授業がありますとかという感じで対応されているのを見ると、とても定数が確保されているというふうには、私としては実感できません。

それで、数字だけでは分からない部分もあると。それで、いろんな支援の先生も確保していますというようなことでありますけれども、今後とも、ただ数字的にじゃなくて、学校の現場の実態、そういうものをしっかり見ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 今議員が申し上げられましたとおり、学校現場だと、本当に忙しい中で先生方が一生懸命働いてくださっています。いろんなお休みを取りたいという状況があっても、なかなか取れないというようなことをお聞きすることも事実でございます。そういうときに、いろんな先生方を、それぞれの先生がカバーしながら、お休みが取れるような状況を学校の中で工夫をしていただいている状況でありますし、教育委員会も、そういう人の配置を含めて、精いっぱい今努力をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 本当に学校も教育委員会も大変な思いをされているというふうに思います。特に近年は、育休代替とか、あるいは産休代替を見つけるのは、どこの職場も町でも大変だろうと思いますし、私どもも、現役のときは、いろいろそういう人を見つけるのに本当に苦労した経緯がありますので、学校の苦労は分かりますが、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

では、4番目に移っていきたいというふうに思います。

スクールロイヤーの活用をどう考えているか。これは、先般、熊日にも載っておりましたが、こういう不登校の相談とか、あるいは保護者からの相談とか、いろんなものが項目として熊日に出されておりました。私も、PTAの役員をしております、これはもうPTAではどうにも、学校の先生でも解決できないような問題を体験したことがあります。そのような中で、どうしても法律に沿ってというか、そういうものが必要だろうというふうに思いますので、その考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

教育委員会では、学校が抱える諸問題や課題を迅速に解決し、児童・生徒が安心して学び、

楽しめる学校を目指すことを目的に、県内では先駆けて令和5年7月からスクールロイヤー制度を導入しておりまして、月1回の相談日を設け、学校や教育委員会からの様々な相談に対応していただいております。これまで各学校などから22件の相談がっており、主な相談内容は、保護者への個別対応に関することやPTAに関する課題などであります。学校現場からは、スクールロイヤーから法的助言をいただいたことで、保護者の対応がスムーズに解決でき、業務の軽減が図られたなどといった声が聞かれております。

また、10月には、スクールロイヤーの弁護士を講師に招き、教職員やPTA役員を対象に、PTA活動をテーマにした研修会を開催し、法的な観点から課題や問題点などについて情報共有を行い、これからの活動の在り方について確認をしたところでございます。

教育委員会としましては、学校だけでは解決できない問題や課題も、法律の視点で迅速かつ最善の対応ができ、教職員の負担軽減にもつながり、効果が得られているものと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） ここで具体的に言っていていいかどうか分かりませんが、一部の保護者の方から、給食費の集め方とか、あるいはそういうのを公務員がしていいですかとか、いろんな陳情が上がっていることは承知だろうというふうに思いますが、今までお互いになあなめで済んでいたようなものも、法律を振りかざして持ってこられると、なかなか対応も厳しいものがあるというふうに思いますが、研修だけじゃなくて、どういうふうに対応してきたかとか、まだほったらかしている部分もある、そういう言い方はいけません、あるんじゃないかというふうに思いますが、いろいろ手に負えない部分もあるというふうに思っております。法律だけでも対応できないような部分も近年は起こっていますので、大変だろうというふうに思います。

そして、私も、今新任の先生が着任した早々からもう辞めたかって、次の就職を見つけていますとかということをおっしゃいます。石の上にも三年だけ、3年ぐらい辛抱できんだらうかと、私どもも入ってすぐは、これはこういう役所じゃなかったって思うことも多々ありました。

しかし、そういう中で、今の情勢は、私としては、非常に政策的な部分もあって、ある面では、ブラック学校とか、学校がブラック学校と言われるようなことも言われますし、これはもう先生にとっても非常に嫌な言葉だろうというふうに思いますが、学校がブラックではなくて、私は、文科省の政策の中身がブラックだろうというふうに勝手に考えています。教育長としてはうなずけないだろうと思いますが、そういうのがあると思います。

何年前かは、免許の更新とか、あるいは研修とか、いろんな形で持ってこられました。これは、もう教育長でははねのけられないような問題もあって、それがいつの間にか、人気が悪いとか、評判が悪くなると手を引つ込めるといことが多々あるわけで、これは、完全にブラック政策と言わざるを得ません。そういう中で、学校の先生が安心して仕事に打ち込める

と、子どもたちも安心して勉強ができる。教育の場は、人間の尊厳を育てる教育だろうというふうに私は思っているところであります。

今までいろんなところで、教育長の裁量ではねのけられる部分は、裁量で整理ができればしていただきたいというふうに思っておりますが、今ひっくるめて、学校現場のこと、あるいは政策的なことを質問してまいりましたけれども、教育長のほうから思いを聞かせていただきたいと思うわけですけれども。政策的な部分では、整理できる部分は整理しないと、本当に学校の先生たちは、もう萎縮をしてしまう。もう本当に子どもたちにこういうことを教えたいと言っても、もう時間が取れないというようなこともありますので、それも含めて、教育長からの思いをひとつ聞かせていただきたいと思いますが、十分時間はありますので、思いの丈を全部、10分ぐらいありますので、よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） まず、馬場議員が冒頭申し上げられました、文化祭等での獅子舞の件、獅子舞を踊れる教育長ということで、お褒めの言葉をいただきましたことに改めてお礼を申し上げたいと思います。また、これからも地域の宝でございますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

また、今馬場議員のほうから、先生方を守る、またその先にある子どもたち、これから未来を担うであろう子どもたちをしっかりと育成するためには、学校現場、先生方が一番大事だと。時々、学校に行かれています様子も、私、特に南小でお会いすることもあります。それを非常にうれしく思っています。応援していただいていることに感謝申し上げます。

少し私の思い等を語らせていただきます。

ただいま教育部長のほうからは、教職員の超過勤務時間の把握や現在の状況、教職員の定数の確保やスクールロイヤーの活用等についてお答えさせていただきました。私からは、教職員の働き方改革についての私の考え、それから教育委員会が取り組んでいる主なものについて述べさせていただきます。

吉本町長が掲げる新しい菊陽へ、日本一のまちづくりにおいて、私は、まちづくりは人づくり、人づくりは教育から始まると考えます。教育の主役は子どもたちであり、人づくりの主役は先生方です。菊陽町で働く先生方が、子どもたちに夢を語りながら、いつも楽しくやりがいを持って日々の指導に当たっていただく環境をつくっていくのが私と教育委員会に課せられた使命であると考えております。

教職員の働き方改革とは、一言で言えば、先生方が働きやすい、働きがいがある環境づくりであると考えます。7月に行われました教員採用試験において、教員志願者は、残念ながら今年も減少しました。しかし、教員志願者が減っているからといって、教職の魅力自体が落ちているわけではないと考えます。子どもと共に活動し、子どもの成長を実感するという教職の喜びは、今も昔も変わるものではありません。子どもがやがて成長し、結婚式や同窓会に招待されることがありますが、もうこれは、表現できないぐらいの喜びです。教師冥利に尽きるとこ

ろです。教職は、それぐらい魅力がある仕事なのですが、今は、残念ながら、学校に求められることが増え、保護者や世の中の目も厳しくなっていることを感じています。そのため、超過勤務時間が増え、精神的疲労など、教職員への負担が大きくなっているんです。

そこで、菊陽町教育委員会では、次のような働き方改革を行っていますし、これからまた行う準備もしております。

まず、働き方改革の一番は、仕事の総量を減らす取組だと考えます。菊陽町では、国や熊本県に先駆けて、先進的な取組として、令和3年度から小学校での教科担任制を導入しています。これについて少し説明しますと、例えば1学年に3クラスあったとします。その学年のA先生は、3クラスの国語を全部担当する。B先生は、3クラスの算数を全部担当すると、このようなやり方です。このようなやり方をしますと、先生の教材研究をする時間とか、授業の準備をする時間を削減することができます。

また、校務支援システムの導入による成績処理、ICTを活用した教材の共有化を図っています。

今年度から、町主催の音楽発表会は中止しました。やめました。音楽発表会自体は素晴らしいものです。しかし、過剰な練習や移動に要する時間、そういうものを考慮してやめました。馬場議員がおっしゃられたように、来年度からは教育論文や個人論文もやめます。これまで菊陽町では、教育論文、学校論文は学校から研究主任を中心にして1本ずつ出されていましたが、個人論文を書いていただいていたいました。教職2年目、3年目、そして中堅に当たります11年目の先生は、菊陽町ではマスト、必須条件にしておりました。いろんな考えがあったことも事実ですし、先生方からの御意見もいただいております。実は、私も、教育論文につきましては、37年間の教職生活の中で、十数本書いてまいりました。これについては、今年度は、2年目が10本、3年目が10本、11年目が12本、今書かれています。あとは希望者なんですけど、残念ながら希望者は2本、計34本が今書かれているところです。来年度からやめる、今年度、もっと早く決断しておけばよかったと、そうだったかもしれませんが、5月にもう学校のほうではこれを提案しまして、進んで、各学校ではそれに取り組んでいただいておりますので、年度途中でやめるということは、せっかくそこまで考えをまとめ、資料等を集めている段階、もう12月に入られましたので、書かれている先生は、もう半分ぐらい進まれているかもしれません。今週、月、火、水で、県の学力調査、町の学力調査を行いましたけど、この結果が出てくるのが1月の末です。教育論文は2月の中旬を締切りにしていますので、県学力調査、町学力調査の結果、それが研究等の成果としてということで、論文をまとめられる先生もいます。教育論文については、そのような形です。

さらに、昨日町長が申しました、令和7年度からの学校給食費の無償化に伴い、給食費の公会計化を進めることによって、教職員の負担軽減にもつながります。あらゆる課題や問題の背景となっている構造を端的に言い表しているワードは、ビルド・アンド・ビルドです。先ほど馬場議員がビルド・アンド・スクラップと、そうなんです。先生方の負担を減らすために、現

在スクラップにも積極的に取り組んでいます。今後、中学校部活動の地域移行にもしっかり取り組んでまいりたいと考えます。

次に、人材、すなわちマンパワーを充実する取組が2つ目です。

教員免許を持つ町雇いの教育支援員59名を全ての学校に配置し、先生方の支援をしていただいています。ICT機器の操作を支援するICT支援員を町で3名配置し、学校現場の要望に応じていただいております。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを4名配置し、子どもが抱える様々な問題の解決に向けて、家庭の支援や関係機関との連携、調整に当たっていただいております。スクールロイヤーの配置と活用については、教育部長が述べたとおりです。法的に守られているというところから、先生方からは大絶賛です。

最後に、文部科学省が推進します学校。教師が担う業務に関する3部類の徹底を行っております。これは、学校が担ってきた業務のうち14項目を、基本的には学校以外が担うべき業務などに分けたもので、例えば地域ボランティアとの連絡、調整、登下校に関する対応等に教育委員会ですっきり取り組んでまいりたいと考えております。また、ある部分についてはしっかり取り組んでおります。

最後に、今後も教職員の働き方改革を強力に進め、菊陽町の学校で働いてよかった。これからも菊陽町の学校に勤めたいという先生方を増やし、応援し、子どもたちの現在と未来のために、学校が質の高い教育をし続けられるように取り組んでいく覚悟です。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 崇高なお話を聞かせていただきまして、ぜひ菊陽町が、そういうふうには、議員も職員も、それから教育委員会も、子どもたちを育てるという基本方針は変わらないわけでありますので、決して学校の先生を責めるとか、教育委員会を責めるとかというんじゃないで、本当に改善をされるべきだろうというふうにして、質問をさせていただきました。そういうことで、今後とも、またいろんな形で質問をさせていただきますので、よろしく願いをしたいと思います。

では、質問の3番のほうに移っていきたいというふうに思います。

鼻ぐり井手の取組ということで、3項目出しております。

まず、鼻ぐり井手の名称の商標登録を考えていないかということで、近年は少なくなったと思いますが、本当に名所、旧跡を商標登録して身動きが取れないような事案もありました。それで、商標登録のところがひもといってみますと、早い者勝ちというふうには書いてあります。内容は別にして、以前は吟味をせずに受け付けていたんじゃないかなという懸念がありましたので、これを出した次第であります。それについて質問しますので、よろしく願います。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えします。

商標は、事業者等が自分の取り扱う商品、サービスを他人のものと区別するために使用する

文字や図形等のマークです。このような商品やサービスにつけるマークやネーミングを財産として守るのが、商標権という知的財産権です。商標権を取得するためには、特許庁へ商標を出願して、商標登録を受けることが必要であり、商標登録がなされると、権利者は、指定した商品または指定した役務について、登録商標を独占的に使用できるようになります。

御質問の鼻ぐり井手の商標登録についてですが、特許庁の歴史的・文化的・伝統的価値のある標章からなる商標登録出願の取扱いにおいて、公益的観点から、文化的所産等を表す標章からなる商標登録について、原則として公の機関により登録または指定等がなされているものは、広く一般に知られているものとして、商標登録を受けることができないとされております。このことから、県指定史跡でもあり、古くから地域に周知されている鼻ぐり井手については、第三者による商標登録は極めて難しいと思われまますので、町による商標登録は考えておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 私の危惧だったというふうに解釈をさせていただきます。非常に近年はそういうことはなかったんですが、以前あったもんですから、その辺を心配して質問をさせていただきました。広くこの鼻ぐり井手というのは、もう熊本県あるいは世界遺産として登録をされていますので、まねされることはないというふうに思っております。

続きまして、鼻ぐり井手の取組の中の2番で、視察や見学者が多いということで、記念品や土産品の開発は考えていないかということで出しております。私としては、議員になる前から、菊陽町で土産は何ですかと聞かれては、ニンジンとからいものを持たせてやるわけにはいかんわけです。何か特産品みたいなやつ、大津町で言うなら、阿蘇の白雪とか銅銭糖とか、もうこれは私どもが小まかときからありました。そういうのが菊陽町で、菊陽町の土産は何ですかと言われたときにぱっと浮かばないような状況であります。そういう面で、開発等については考えていないか。特に海外からの台湾とか、あるいは中国あたりから来られます。そういうときに、お土産の一つでもと。そうすると、ボランティアのほうからも言われたんです。今年は、2,000から3,000人ぐらい見学者が来とるもんなど、何か記念になるものはないですかというようなことを聞かれます。それで、何か開発を考えてくれんですかというようなことを言いながら、またボランティアの人たちも、いろんなアイデアを蓄積をされて、こんなのはどうだろうかというのも考えられておりますので、その辺について、考えを伺いたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、御質問にお答えします。

町の貴重な文化財である、正式には馬場楠井手の鼻ぐりでございます。この鼻ぐりは、農業用かんがい施設として、世界かんがい遺産、施設遺産に登録されたこともあって、大変注目をいただいております。通称鼻ぐり井手のボランティアガイドの利用者数は、令和4年度では年間1,547人であり、多くの方々に見学いただいているところでございます。

御質問の記念品や土産品を開発する目的としては、鼻ぐり井手の文化財としてのPRや認知度の向上を目的としたもの、そして町の特産品として販売などを目的とした商業的な位置づけがあると考えております。

鼻ぐり井手の文化財としてのPRや認知度向上においては、記念品や土産品ではなく、ボランティアガイドの皆様の丁寧な説明、そして鼻ぐり井手交流センターにおける見学、パンフレットの配布などにより、しっかりと進められているというふうに考えているところでございます。

また、特産品とした記念品、土産品の開発や製造には、一定の費用やマンパワーが必要となる上、開発後において、需要が確保できなければ赤字が膨らむこととなります。あわせて、販売方法や販売場所なども課題であり、現時点では、鼻ぐり井手に特化した記念品や土産品などの開発は、現在としては考えておりません。

しかしながら、町全体として土産品などの特産品開発は必要と考えており、鼻ぐり井手をPRする内容の土産品などの特産品は、今後開発を行う上で、当然検討の中に入ってくるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 全体として考えるというふうに言われました。以前、ニンジン焼酎が有名な人がイラストを描かれたニンジン焼酎が菊陽でも出ました。ところが、いつの間にか消えてしまったという経緯があります。非常に取組としては難しい部分があるかというふうに思いますけれども、パンフレットをいつも見ているんですが、こういうパンフレットを菊陽で作っておられます。非常にいい品物です。議員の皆様も、ぜひ、町長が、一人一人がPR大使になってくださいと言われているわけですので、どうか皆さんもこういうのを片手に、出張するときは、菊陽ってこやんとこですばいというような説明ができるような資料であると思いますので、活用していただきたいというふうに思います。

それから、台湾に行きましたときに、台湾の宝山郷の村長さんからお土産に頂きました。マグカップなんですけど、もうデザインが非常に分かりやすいデザインになっています。ほかにもトレーとか何かコップ敷きみたいなのもありましたが、こういう感じで村を挙げてというか、宝山郷挙げて、宝山郷はこういうところですよって。これは、特に村長さんの名前まで入ってるから、菊陽じゃ使えませんけども、そういうことで、こういうデザインもできますので、ぜひ考えていただきたいというふうに思いますし、またTシャツとかいろんなことでできるというふうに思っております。私も、この質問の前に鼻ぐり井手とか南郷往還の写真をプリントして、皆さんにお見せしようと思いましたが、時間がなくて、やってみなきゃ分かんない。ただ、もう赤字になるかもしれないかということもありますが、民間の、役場自体があまり手を出さず、民間でも出ているようなものは民間にもお願いして、ぜひもう一つは、ニンジン焼酎のあれももう一回復活できないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） お答えします。

ニンジン焼酎、これは何回か製造させていただきまして、販売をさせていただいた経緯がございます。今現在では、ゴロツと！にんじんカレーという、農政課のほうで、これは本当に多分食していただきたいと思うんですけど、ニンジンのごろつとしたやつが中に入っています。非常においしいという評判と、ちょっと厳しい評判をいただくところもございますけど、年々々々、味を改良をかけまして、食べやすくおいしいものに変えていっているのが今の現状でございます。

ありましたように、特産品というと、非常に菊陽町をPRする、あるいは商品をPRするというのでは、非常に必要だというふうに考えておりますので、職員レベルでも、マスコットのキャロッピー、このマークをモチーフにしたポロシャツを作りまして、販売した経緯もございますので、こういったところから一步一步特産品の販売だとか、そういった部分については検討を考えていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 非常に今後考えていかれるだろうというふうに期待をしているところですが、よその地域を見ますと、鍋の平とか、あるいは私は菊池溪谷とかいろいろ行きますと、かなり入場料を取られます。そうすると、旭志の蛸は、近頃コロナで来んでくださいと書いてありますが、そういうところでも300円入園料で、環境整備のためとかという感じであります。鼻ぐり井手のところで、決して入場料を取れとは言いませんけれども、いろんな形でパンフレットも、これは印刷代が大分かかるわけです。これをただで持っていかれるわけです。そういうところで、いろんな形で、こっちの支出ばかりではなくて、稼ぐというか、ある面では、行政でも収入を得るといふか、そういう形の取組をぜひしていただきたいというふうに思います。

続いて行きたいと思いますが、3番目に鼻ぐり井手の見学コースについて質問するわけですが、非常にボランティアガイドの人から、もう少し整備をしていただけたらという要望がありまして、別に私は、ここは現役の農業施設ですので、そんなんいろいろな形で開放はしなくていいというふうに思いますけれども、イベント等で、ボランティアガイドの人たちも丁寧に説明をしたいというようなことで、鼻ぐり井手の渦巻いているところだけじゃなくて、大水が来たときにはこっちははけますよとかというのが幾つもつくられておるわけです。そういう面を含めて、安全で安心して視察ができるような対応ができないかということで質問する次第です。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えします。

熊本県史跡でもあります鼻ぐり井手には、白川との間に岩盤を掘り残して残された中須山が

ございます。中須山の見学については、安全上の問題を考慮し、イベント時の限定的な開放や要望があった場合のボランティアガイドによる引率を伴った見学を行っているところでございます。議員が申されるとおり、中須山の管理用道路のうち、井手を渡る橋や通路の木製の部分については、設置から20年を経過し、老朽化が見られますので、ボランティアガイドが安心して案内できるように、傷んでいる部分については随時修理を行い、滑るなど危険な箇所については安全対策を行ってまいります。

また、見せるための中須山の竹や樹木の伐採については、ボランティアガイドの意見を聞きながら、必要な範囲で実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 非常に老朽化をして、ボランティアガイドの人も心配をしながら案内をするというような状況でありますし、また樹木が非常に繁茂しているというか、曲手地区とか辛川地区の皆さんも、非常に努力をされて整備をされているわけですが、なかなかそれでも追いつかない状況だろうというふうに思いますし、またぜひ見せたいという部分が、危なくて、そこはよけて通るとかということもボランティアの皆さんは苦勞されていますので、ぜひその辺を考えていただきたいというふうに思いますが、その辺について、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡本勇人さん） 御質問にお答えします。

議員が申されておるとおり、中須山、先ほども部長のほうで答弁がありましたが、整備、約20年前に展望台と併せて中須山のほうも一度整備はしておりますが、20年経過しており、管理用の通路とかも傷んでおります。また、見せたい部分ということで、ボランティアガイドさんのほうにイベント時、また要望があったときに御案内をして、見ていただいておりますが、やはり御指摘のとおり、樹木が茂っているという部分は否めないところではございます。

ただ、樹木の伐採については、鼻ぐり井手そのもの全体が指定されている部分というのが全体で1万5,000平米もあり、管理するという部分で、きちっと見せたい部分についての必要な部分での伐採ということをやっていければというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 非常に苦勞されているし、面積は広いので、大変な思いをされているわけですが、そういう中で、何とかボランティアガイドの皆さんも、見せていきたい、あるいは広く知らしめていきたいというようなこともありまして、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

質問の終わりにしゃべらせていただきますので、壇上に上がらせていただきます。

今日は、3項目にわたって質問をさせていただきまして、真摯に答弁をいただきました。私としても、今後皆さんの答弁に対して、また地域の皆さんには、お話をしていきたいというふうに思っておりますし、町長の思いあるいは教育長の思い、そして執行部の皆さんの思いも、こういう菊陽町にしたいんだというのを議員の皆さんと共に、今後とも活動の中で生かしていきたいというふうに思いますので、今後ともよろしく願いしまして、私からの質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さんの一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時41分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和5年12月8日（金）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(令和5年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和5年12月8日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |    |     |    |     |    |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番  | 鬼塚  | 洋   | さん | 2番  | 吉村 | 恭輔  | さん |
| 3番  | 藤本  | 昭文  | さん | 4番  | 馬場 | 功世  | さん |
| 5番  | 廣瀬  | 英二  | さん | 6番  | 矢野 | 厚子  | さん |
| 7番  | 大久保 | 輝   | さん | 8番  | 西本 | 友春  | さん |
| 9番  | 佐々木 | 理美子 | さん | 10番 | 中岡 | 敏博  | さん |
| 11番 | 布田  | 悟   | さん | 12番 | 佐藤 | 竜巳  | さん |
| 13番 | 甲斐  | 榮治  | さん | 14番 | 岩下 | 和高  | さん |
| 15番 | 上田  | 茂政  | さん | 16番 | 小林 | 久美子 | さん |
| 17番 | 坂本  | 秀則  | さん | 18番 | 福島 | 知雄  | さん |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |          |                      |          |
|----------------------|----------|----------------------|----------|
| 町 長                  | 吉本 孝寿 さん | 副 町 長                | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長                | 二殿 一身 さん | 総 務 部 長              | 板楠 健次 さん |
| 住民生活部長               | 矢野 和幸 さん | 健康福祉部長               | 東 桂一郎 さん |
| 産業振興部長兼<br>農業委員会事務局長 | 山川 和徳 さん | 都市整備部長               | 井 芹 渡 さん |
| 総 務 課 長              | 梅原 浩司 さん | 危機管理防災課長             | 阪本 幸昭 さん |
| 総合政策課長               | 吉本 雅和 さん | 財 政 課 長              | 澤田 一臣 さん |
| 人権教育・啓発課長            | 弓削 浩昭 さん | 町民課長兼<br>光の森町民センター所長 | 中村 康幸 さん |
| 介護保険課長               | 和田 征 さん  | 福 祉 課 長              | 氏家 良子 さん |
| 農 政 課 長              | 阪本 和彦 さん | 商工振興課長               | 今村 太郎 さん |
| 下水道課長                | 丸山 直樹 さん | 教 育 部 長              | 吉永 公紀 さん |
| 学 務 課 長              | 平 征一郎 さん | 施設整備課長               | 荒牧 栄治 さん |
| 生涯学習課長               | 岡本 勇人 さん |                      |          |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄さん） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 今日は早朝より傍聴の皆様、おいでいただきましてありがとうございます。布田悟でございます。

今日は、3項目にわたり質問させていただきます。

その前に、昨日菊陽町商工会女性部の設立50周年の記念式典、講演会などがありました。菊陽町からは吉本町長、それから福島議長にも来賓としておいでいただき、私も商工会の役員をやっていた関係上、出席いたしましたけど、ありがとうございます。立派な講演会もありまして、成功裏に終わったと思っております。その中で記念講演においでいただきました若宮正子さんの話を聞きました。私も初めてこの方のお話を聞いたわけでありまして、58歳にしてパソコンの勉強を独学で始め、2017年に80歳でゲームアプリ *h i n a d a n* というのを公開され、現在はデジタル庁デジタル社会構想会議の構成員などを務めておられ、88歳の現在もIT分野においては広く活動されている方でありました。

私もどんな話だろうかと思いましたが、とにかく人生は、これからも100年時代と言われておりますけど、実り多い豊かな人生を自治体も一緒になって、DX化などを推進しながら創造的に取り組んでまいりましょうというような話もありまして、これは執行部の皆さんはもちろんでありますけれども、私たち議員もこの話を聞きまして、新しく、情緒的ではなく冷静な判断を持ってDX化に取り組み、町民の幸福の在り方を追求していきましようというような話もありました。

今日は、私このような話をするわけではありませんけれども、やはり町民にとりましては、自治体の執行部、議会の議員の在り方というのが、その町における住民の暮らしを安全に、そして幸福にする、ハッピーにする。その重大な役割を担っている、よく言われますけれども、車の両輪であると思っております。

今日はそのような観点からも3点について質問したいと思います。

質問につきましては、質問席よりさせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） まず、質問事項の1番でありますけれども、現在T S M C——J A S M でありますけれども——の工事が着々と進み、事務棟は完成し、来年2024年12月頃には操業が始まるというふうに言われております。

台湾のTSMCにおきましては、日本に、できるなら熊本にということでも第2工場の進出も決定しており、つい先ほど第3工場も日本に造りたいと、それも具体的に九州というようなことまで何か発表したようでもありますけれど、そこはちょっと定かではありませんけれど、そのように第2、第3のTSMC関係の半導体製造の工場が進出するということでもあります。いかなる企業の立地であろうとも、その目的といいますのは、意義ですね、意義というのは、これはもう雇用の場の創出、それから各種税収増、それからその自治体の中の事業者の活性化ということにあらうかと思えますけれど、その他の点も含めまして、誘致の目的は、そして理由は何なのかと、第2工場誘致ですね。これは町長が発表されましたので、第2工場は菊陽にということですね。その誘致の目的と理由は何であるのか、これをお答え願います。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、布田議員の質問にお答えいたします。

まずは第2工場の誘致は、私のほうでもしっかりとリーダーシップを持って進めていくということでございますけれども、まだ正式には決定をしていないというところでございます。

それでは、御質問にお答えをいたします。

9月議会におきまして、私自身が誘致する旨を発表させていただいたJASM第2工場につきましては、現在建設が進んでおります第1工場と同様に、半導体の国内生産という国の経済安全保障に貢献するだけではなく、大きな経済効果も期待されるものでございます。

また、町といたしましても第2工場を誘致する目的は、国の経済安全保障への貢献や数兆円と言われる経済効果だけではなく、従業員の皆様の日常生活における購買活動による町内事業者の活性化、人口増加による地域活性化、雇用の場の創出、半導体関連企業の集積によります企業立地の相乗効果、さらに税収の増加による将来のまちづくりに必要な財源の確保など、様々な効果により菊陽町が発展していくためだと考えているところでございます。

また、第2工場の立地は、シリコンアイランド九州の再興のきっかけとして、熊本県全体だけではなく、九州経済の活性化にもつながるものであり、その役割は極めて大きいものであるというふうに考えているところでございます。

さらには、本町における日本初めてのTSMCの立地をきっかけとした、この大きな動きを地域住民の皆様も町の成長につなげてほしいなど、様々な期待感を持っていると認識をしております、JASM第2工場の誘致はその期待に応えるためにも進める必要があるというふうに思います。

また、今後はJASM第2工場の誘致と並行して、このTSMC立地に伴う効果につきまして、住民の皆様が実感いただける施策にしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 町内事業者の活性化、それから雇用の場の創出ですね、さらに税収の増加ということでもあります。具体的には日常生活における購買活動などによる町内事業者の活

性化ということでありまして、まず菊陽町も個人、それから商工業において小規模の事業者は点在しております。大型店は光の森地域に集まっているということでありまして、第1工場、また来てもらえるなら第2工場ということで、そこで働かれる、そして生活、その従業員の人たちがまた町内で生活されるということで、その購買運動とか盛んになると思っておりますけれども、具体的に町としては現在のよう形での商工業者が、特に商いのほうですけれども、お店とか、そういったところでの飲食関係、販売関係も含めまして、どのようなニーズに応えられるのか、それからニーズを引き出すのか、その辺のところは何かちょっとまだ具体的にはっきりしないんですけど、何か町としてもお考えがあればお答えいただきたいと思っております。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、布田議員の質問にお答えします。

様々なニーズはあろうかというふうに思います。議員の皆様方も宝山郷のほうに、台湾のほうに行かれて、宝山郷のほうにも御挨拶に行かれたというふうにお聞きをしております。やはり私も急遽ちょっとお話をしましたところ、住民の方々のいろんなところでの喜びの声、そしてまた感謝の声を聞いているというところでお話をいただきました。多分皆様方も行かれて、あの雰囲気を味わっていただけたのかなというふうに思いますけれども、非常に町自体が、人口規模はあちらが1万3,000人ぐらいで若干違いますけれども、やはり町自体が非常に活気があったなというふうに私自身は感じたところでもございますので、当然道路、様々なインフラの事業は進めていて、非常に宝山郷のほうも苦勞はされているというお話をしましたけれども、それにも増して、やはり住民の方々が喜んでいただけるような政策というのを私どもがしっかりと町民の方々に伝えていく必要があるというふうに思いますし、伝えているだけではなくて、やはり実行していくところは早めに実行していかなければならないというふうには思っているところでもございます。

やはりこのTSMCに関連しまして、町民の方々の不安や、そしてまた不満が多少出てくるかもしれませんけれども、先ほどお話をさせていただきましたように、やはりその不満、不安を喜びに変えるような菊陽町にしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 菊陽町におきまして、「さんふれあ」等のスポーツ施設、それから娯楽施設もあります。温泉でありますけれども、総合体育館もできました。そこへの利用者も増えると思っておりますけど、現在のところ、町内における飲食店、それから販売業者、販売店などにおける対外国人向け、一番今から多く来られたり居住されたりする方は中国系の方が多いと思っております。現在も東南アジアを中心に、菊陽にはかなり多くの、同僚議員の質問では1,000人ぐらいだったですかね、外国人の方ですね、外国籍の方がおられるということで、ますますこれからは安心して安全に外国の方にも店、それから公共施設を利用していただけるような取組も必

要だと思います。多言語、中国語、韓国語、英語によるその店の案内とか利用の仕方とか、それが必要であると思いますけど、その辺のところは具体的に考えておられるようですが、再度確認のためお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎さん） それでは、外国人向けに関する店舗の対応についての御質問だと思いますので、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、熊本県さんや商工会を通じまして、台湾人の文化を知る研修とか、台湾人の接客に関するマナーの講座とかを行わせていただいております、そちらのほうには町内の事業所様も多く参加をいただいております。また、多言語化につきましては、現在便利なアプリ等もございますので、現在店舗のほうではそういったアプリを使いながら、メニューの台湾語化とかを進めているというふう聞いております。今御質問いただいたような店舗が何か支援を求めるようなことがあれば、そういった意見を商工会を通じまして確認できましたら、町としても何らかの支援策というのを考えていく必要があるかなと思っておりますが、現状につきましては各研修やアプリなんかを使いまして対応しているというよう状況になっております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 雇用の場の創出ということも期待されるわけではありますが、当初は1,500人規模の新規採用を見込めるということでありましたけど、これも増えて現在はもう2,000人近く、1,700名を越す雇用が、新規雇用が期待されるというふうに報道されておりますけれど、議会、これ何月議会だったですかね、菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校の生徒さんによる一日議会がありまして、その中で執行部への質問の中にこういうことがありました。こういう質問がありました。

菊陽で生まれ育ち、教育も受けて、そしてできることならここで、仕事も菊陽でできる、菊陽で仕事がしたい、そして菊陽で生活を、人生を送りたいというような、そういう質問、要望がありました。中学生はここまで考えてるんだなと、そのとき胸を打たれた思いがしました。やはり企業を誘致するその理由の一つとして、その生まれ育って教育を受けたところで生活もし、仕事も持ちたい、したいということが中学生の段階で考えてるんだなと思えました。

今回のJASMの進出によりまして、地元雇用も期待されると思いますけれど、何せ特殊な技術を要する企業でありますので、なかなか平たく、いろんな分野での雇用というのは、そうは大きく求められないんだろうなと思うわけであります。

TSMCも台湾のほうから関連企業と一緒に連れてきて、熊本、菊陽でその関連企業と一緒に作動させるというようなことが多いようであります。そういう中での地元、とりわけ菊陽における雇用というのをどのように考えておられるのか、どのようにJASMに求めていかれるのか、この点をお聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、布田議員の質問にお答えいたします。

J A S Mと菊陽町の若い方々の雇用という御質問だろうかというふうに思いますが、議員も御存じのとおり、やはりT S M C、J A S Mに入社できるのは非常にある程度というか、高いレベルでの知識がないと入社できないというところがございます。これは菊陽町の学力を底上げをしていくというところが重要になろうかというふうには思います。特に教育委員会でも一生懸命されていらっしゃる英語教育の問題、そしてまた国際社会に通用できるような人材をこの菊陽町で育てていくということが非常に重要になろうかというふうに思いますので、やはり教育の底上げ、そしてまた非常に世界でも活躍できるような外国語の教育というのが必要になろうかというふうに思います。

この熊本におきましては、Uターン率が非常に低いということも私自身も承知をしております。それはなぜかという、やはり布田議員がおっしゃったように、受皿ができる企業がないということがございますので、やはり一旦は熊本を出て、菊陽町を出ていかれて、そしてまたいろんな大学や、いろんな分野で勉強されてきて、熊本に、この菊陽町に帰ってきていただきたいというようなことをするためにも、やはりT S M Cやいろんな企業の誘致は必要です。それに伴って、冒頭お話ししましたように、やはり教育の底上げ、これまで以上に、今も当然菊陽町の教育のレベルは高いものと思っておりますが、それプラスでもう少し上げていって、そして多くの方々がこの菊陽町で、今後計画をされている企業様に入社をしていただける、そういった流れにしていくことが必要なのかなというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 菊陽町も10年後には恐らく自力で5万人の人口を突破して、市になっていると予想されます。そのような中でありますので、住民はもとより、子どもたちが夢を持って地元の企業に就職できるよう、それに向けての教育もできるように、教育委員会としても取り組んでいかれると思いますし、幸い1つ熊本県立技術短大もありますし、そこの4年制化とか熊本大学等への転入も今からますます幅が広げられると思いますので、そういったことも期待いたしまして、次の2番目の質問に入りたいと思います。

企業を誘致して立地される、こういうことは非常にその目的からして喜ばしいことではありますけど、片や道路や水、排水等のインフラ設備の充実というのも伴ってきます。現在、T S M C進出前までもセミコンテクノパークの企業立地ということで、町内の道路、それから小学生、中学生、それから地域住民の人たちのふだんの生活の安全が脅かされていたと思います。まだまだこれからそういった問題を解決するための熊本県、それから国の支援も仰いで、その整備は進められるようでありますけれど、まだ第2工場誘致というのがどれぐらいの、まだ第1工場も稼働しておりません。第2工場誘致ということになれば、ますますその辺の住民の生活、それから子どもたちの通学などにおけるふだんの生活の安全が非常に脅かされるものになるのではないかと思います。その点を町としてはどのように考えて対処していかれるのか、お

聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、布田議員の質問にお答えをいたします。

御質問の道路や下水道のハード整備につきましては、今後の半導体関連企業の集積も見据え  
た中で、国、熊本県と緊密な連携を取りながら対応をしております。

国では、このたびの補正予算におきまして、半導体拠点形成のため、道路、下水道、工業用  
水の各インフラ整備をパッケージで支援する地域産業構造転換インフラ整備推進交付金とい  
う、これまでになかった新たな交付金制度を設けられるなど、セミコン周辺地域で進められる  
各種整備事業を支援する姿勢を明確にされており、さらに中九州横断道路の整備も、これまで  
にないスピードで進められるとお聞きをしているところでございます。このようなことから、  
現在進められておりますJ A S M第1工場、そして今後誘致を進めるJ A S M第2工場は、日  
本の発展のための国策と位置づけられるビッグプロジェクトと考えております。

また、熊本県とは、下水道、道路整備において、それぞれ町と役割分担しながら、スピード  
感を持って進めることができいております。これらの整備事業については、御質問にあるよう  
な、追われているという認識は全くなく、今後の本町のまちづくりだけでなく、県、九州、国  
の発展に不可欠な投資という位置づけで、庁内一丸となって進めております。

また、町民の皆様の犠牲という御指摘でございますが、御心配をおかけしている渋滞による  
生活道路等への通勤車両通行における安全面の確保につきましては、当然対応が必要でござい  
ます。

対策といたしましては、先ほど申し上げました道路事業について、しっかりスピード感を持  
って進めるとともに、企業の時差出勤、セミコン通勤バスの輸送力強化、通勤者への注意喚起  
など、ソフト事業も展開しまして、生活道路への通勤車両の抑制を図り、住民の皆様の安全を  
確保していくことで、安心していただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） T S M Cの進出ということで、それまではセミコンテクノパークにお  
ける大企業といいますか、そういう多くの従業員が働き、それから通勤するということは、  
ソニーと東京エレクトロンほか、関連する附帯企業でありましたけれど、その時点でもかなり  
交通渋滞等の問題、それから水の問題も起きていたと思います。しかしながら、T S M Cの進  
出でその問題を一举にできるだけ早くスピード感を持ってというふうに言われます。それを解  
決しようということではいろんなソフト事業も考えられ、今着々と進んでおります。まず、道路  
の問題でありますけど、道路拡充とか新設なども進んでおります。これはある反面、やっぱり  
T S M C進出の効果で、その分のインフラ整備がスピードアップされるということ、その点は  
非常に私はよかったというふうに評価しております。

そのような中でありますけれど、今からもますますセミコンテクノパーク周辺は、いわゆる

シリコンバレーと、日本における一番大きなシリコンバレーになるんじゃないかと、それから県もそれを目指しているんじゃないかと思っております。

北海道の札幌市には、名称がラピダスという純国産企業が国の支援を受けて立ち上がりつつあります。国もそこに投資するというので、製造される半導体も菊陽におけるJ A S Mが生産する半導体よりも、もっと先端を行くナノ数の製品を作るということで、純粋な国の企業でありますけど、立地され、進んでおります。工場建設が進んでおります。

菊陽におきましても、T S M C進出までは、勇退を表明されました蒲島県知事は当初、空港周辺をシリコンアイランドというふうな想定でもって開発計画を考えられていたように思います。それがT S M C進出で菊陽のいわゆる原水台地、セミコンテクノパーク周辺にシフトしてきたと思いますけれど、用地も台湾の新竹市にありますT S M C本社周辺とは違いまして、非常に整備された農地もありますし、自然の残っている山林もあります。そこがシリコンテクノ、シリコンアイランドというふうな構想に変わってきつつありますけれど、菊陽だけではこれは当然インフラ整備も進まないわけでありまして、周辺の市町、菊池市、合志市、大津町、それから西原、益城も含んでくるようになると思います。それから、熊本市、こういった自治体との一緒になったシリコンバレー構想、もうこの地域が日本における最先端を行く、いわゆるシリコンバレーにするというような、そういったところでのこの周辺市町村での取組というのは何か進んでいますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 副町長。

○副町長（小牧裕明さん） お答えします。

昨年まで蒲島知事のそばにありましたので、少しその辺も含めまして答弁させていただきたいと思っております。

今申し上げますように、熊本地震からの創造的復興の一つの核として、シリコンバレー構想というのがございました。それは、もう一つ申し上げますと、先般構想が出ました新大空港構想、その中に十分位置づけられているものでございます。そのエリアでいきますと、当然この菊陽町はもとより、周辺の大津、合志、益城、西原、ひいては熊本市も含めたところのエリアの中で、今後50年、100年後の発展の礎をつくっていくというのが新熊本の大空港構想だと思っております。

その中で先ほどおっしゃられましたように、当然J A S Mというのは今回菊陽に進出しておりますけれども、その関連企業というものについては、広く、今言いましたようなエリアの中で、広域的な対応をしていくと、そういうことで、変に空港周辺のもののがセミコンのほうに移ったということではなくて、セミコンを核として広い意味で大空港構想のエリアの中で、今後のシリコンアイランド九州の復活というものが進んでいくということでございます。

その中で、今回先ほど御質問の中にも少し補足させていただきたいと思っておりますけれども、先ほど布田議員がおっしゃられたのと私も全く同感しているのが、渋滞問題でございます。これまでも渋滞というのはあったということですけども、ちょっと考え方を1つ変えてい

ただきますと、J A S Mが来る前からまさに渋滞はあったと。J A S Mが来なければ、多分今の菊陽空港線を少しずつ渋滞対策をやってきたんだと思います。

今回、先ほど答弁にもありました地域産業転換インフラ整備推進交付金というのが、これはラピダスの千歳市と、このJ A S Mがある菊陽町だけにできた交付金でございます。これは通常社会資本整備交付金というのがございますけれども、この交付金と外枠で熊本県に配分される、これが1,140億円ということでございます。通常だと、社会資本整備交付金の取り合いで菊陽周辺の事業がなされるものですから、なかなか進まない。それが完全な外枠で今回交付金が来ましたので、昨日の県議会で知事が答弁しましたように、多車線化も5年間でやってしまうというようなことにつながっていくわけですね。

実は、もう少し広げて言いますと、実はこの多車線化であったり、立体交差の部分については、実は6月に吉本町長と福島議長の要望によって、それが最終的には蒲島知事から岸田総理に要望して、今回実現したということでございます。何を言いたいかということ、当然50年、100年後の礎の事業が今異次元の世界でこの菊陽周辺で起こっているということでございます。

今後も歩みを止めることなく、しっかりと県、ひいては国に要望しながら、このビッグチャンスを実現していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） T S M Cの第2工場の誘致、それから第3工場も日本に来るであります。そういった中での菊陽町の住民、それからとりわけ子どもたちの生活、教育の安全が損なわれないような取組もこれからはされると思います。多文化共生の時代と言われておりますので、今副町長が異次元の世界が今から展開される、まさしくそうだと思います。10年後は、もうそこまでありますけれど、50年後、100年後の菊陽町、日本の在り方というのも考えて、一番その核になる自治体であります菊陽町の取組を期待するものであります。

2番目の質問事項に移りたいと思います。北朝鮮による日本人拉致被害者の問題についての町としての取組であります。

当町には熊本九州学院中学・高校出身の松木薫さんのお姉さんが居住されております。そういった意味もあり、菊陽町は過去、私も忘れましたが、10年ほど前に区長会からの要請だったかもしれませんが、住民挙げて拉致被害者を救おうと、支援しようという、経済的な支援をしようという動きもあったとっております。御家族の支援も必要でありますけれど、この拉致問題、先般11月15日には、拉致被害者のもうヒロイン的な存在になっております横田めぐみさんが中学1年生、13歳で拉致されてから46年、もう59歳になっておられるということであります。

そのような拉致被害者を救出する運動は各都道府県で行われておりますけれど、私も年に3回は熊本市内、主に下通で署名活動を行っておるわけでありまして。拉致被害者を一刻も早く救

出してもらいたいという政府への投げかけをする署名活動であります。大人の方が中心でありますけど、なかなかやっぱり振り返ってといいますか、とどまって署名をされる方は少ないです。まして高校生あたりになると、やはり学校教育の中で、それから家庭の中でもこの拉致問題がなかなか話題に上がらないということで、関心がないのか、素通りされる高校生が非常に多いというのが現状であります。

毎回1時間ほどで250人前後の署名をいただきますけれど、この拉致問題はいろんな人権問題があります。差別問題もあります。そういった中で、国家による人権侵害の最たるものであります、この北朝鮮による拉致被害の問題、これにつきまして、菊陽町における、小学校、中学校が主になりますけれど、どのような形でこの拉致問題を捉えて、児童・生徒の皆さんにこの問題を啓発し、認識させておられるのか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。菊陽町では広く町民に拉致問題による人権侵害問題についての関心と意識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスターの掲示や、町広報紙で取り上げるなどの取組を行っております。

学校教育におきましては、拉致問題に含まれる家族愛や命の大切さ、人権尊重の意識や態度を培うことを教育的な課題とし、児童・生徒にお互いの人権を大切にすることを育つように取組を進めております。そのため、教育委員会では教職員の研修が充実するように、県の人権同和教育課のホームページに掲載されております教職員向けデジタル研修資料、映像資料等を活用したり、拉致問題啓発DVDアニメ「めぐみ」の視聴や、拉致問題に関する研修会への参加を促したりするなど、教職員の基本的認識と理解を深める取組を進めております。

学校では、児童・生徒が人権学習の中でDVDアニメ「めぐみ」を視聴したり、外務省や拉致問題対策本部が作成した資料を用いて社会科で学習したりして、北朝鮮当局による日本人拉致問題が重大な人権侵害であるとの認識を深め、人権尊重の意識や態度を育てる指導を行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 12月3日の日に熊本県、それから熊本県議会の超党派によります拉致議連というのがあります。それから、熊本県教育委員会の共催によります令和5年度の北朝鮮拉致問題解決に向けた講演会が開催されました。私もそのコーナーの一つに参加させていただきました。

この大会というのは、拉致問題が解決するまで行われると思いますけど、ここ数年は中学生、高校生による拉致問題を考えた作文発表というのがされております。今回も県立宇土中学校の3年生2人による作文の発表がありました。これも日本語ではなく英語で書かれた作文を読み上げられました。当然会場には日本語に訳された作文が回ってきました。自分がもしめぐ

みさんの立場になったらどうなるかという題目の作文、それから私たちの解決策というものも作文であります。中学生がこのような内容で勉強をして、この拉致問題、人権問題を勉強して作文にするとすることは、ここは県立の宇土中学校でありますけれど、このような取組をしている中学校もあります。

そのような中で菊陽町におきましては、これ過去に私質問したと思いますけど、菊陽町におきましてもこの拉致問題を考えたいろんな内容の取組をされているというふうにお聞きしておりますけど、現段階での拉致問題を考える、啓発する具体的な教育内容ですね、どのような取組をされているかというのを、あればお聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 先ほども申し上げましたとおり、各学校の中では人権学習の中の取組や、教科の中にも拉致問題に関する取組を取り扱うことがありますので、そういう取組を含めて、子どもたちもしっかり学習を進めているということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） アニメ「めぐみ」というのもありますね。これも熊本県内では大体小・中学校で平均67%、小学校は超えておりますし、中学校でも52%を超えている、高校では50%ぐらいということでもあります。それから、教職員の皆様方の研修も、小学校では62%を超えている、中学校では55%、それから高校では42%を超えているということで、確率的には高いところでの学習状況があるということが分かりました。菊陽町でも大体その辺だったと思いますが、改めまして小学校、中学校でのアニメの上映についての視聴状況ですね、分かりましたらお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） DVDアニメ「めぐみ」の視聴につきましては、学習の中身の中で取り扱うようにということ、ぜひ工夫しながら子どもたちの心に響くような、そういう取組をしてほしいということで、校長会も含めてお願いをしているところでございまして、そのようなことが100%できるような形をお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 拉致問題というのは、これは政府も一刻も早く、それから国の政策の最重要課題というように時の政府、首相は言うておられますけれど、最優先課題としては扱われておりません。これが現状であります。しかしながら、岸田首相の取組というの、私先月の26日、東京での全国の国民大集会に参加してまいりましたけれど、もう目の前で、私が席がここならば、教育長のところあたりに岸田総理がおられました。吉本町長あたりのところに横田早紀江さんがおられました。

しっかりとそのやり取りといたしますか、見ておりましたが、岸田さんも顔色が青ざめたよ

うな感じで聞き、そして5分間にわたって拉致被害者の御家族に答えておられました。これは期待を込めてでもありますけれど、何かが動いているなど、もう動き出すなどというのを実感いたしました。あくまで私の感想でありますけど、そのような思いで、ここ一、二年が拉致被害者奪還の勝負の年になると思いますけど、全員の拉致被害者が帰ってくるのはもちろんでありますけど、この拉致問題というのは現在進行中であります。福岡県内でも、たしか中学生が行方不明になったまま帰ってこない、行方不明であるという報道がされているように思います。日本各地でもそのような行方不明の事例が起こっております。

この拉致問題は、北朝鮮が日本人を拉致するというのをもうやめた、諦めたということではありません。四方を海に囲まれた日本におきましては、北朝鮮に限らず、外国からの領土へ侵入というのは非常に簡単にできるような海岸線、領土になっております。島嶼、島における上陸も簡単にできるというような状況でありますので、そのような問題も社会的な問題、地理的な問題等も含めまして、小・中学校における拉致被害者の問題を観点を広めまして、視点を広めまして教育していただけたらと思っております。

期待して、最後の質問に移ります。

いわゆる国民保護法に基づく当町の取組についてということであります。国民保護法といいますのは、正式な法律名は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律ということで、2004年、平成16年に成立、公布されております。このいわゆる国民保護法に基づく、これは法律の中にもありますけど、有事の際の地方自治体の取組として、住民の避難措置や災害への対処などについて、国民保護の計画を立案、準備するということとなっております。当町における取組はどうでありましょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えをいたします。

国民保護における町の役割は、議員の質問にもありましたように、まず国民保護法に基づいて町の国民保護計画を策定すること、次に武力攻撃、テロ等事案認定時に国の指定により国民保護対策本部を設置し、町長が本部長となって、国民保護のための措置の実施に関する総合調整を行うこと、そして国民保護のための措置として、警報の通知、住民の避難誘導、安否確認、救援、武力攻撃災害への対処、住民生活の安定、復旧などを行うことでございます。本町では、今年6月に国民保護計画の見直しを行い、現在住民の避難誘導計画の作成に取りかかっております。

また、防災行政無線等を活用した全国瞬時情報伝達システム——いわゆるJアラートでございますけれども——による情報伝達訓練が毎年実施されておりますが、国から示された弾道ミサイルの落下時の避難行動については、緊急地震速報訓練と比べ、住民への周知が不足しておりますので、今後広報紙などへの記事掲載を行うとともに、自治会や学校、保育園などでの避難訓練も習慣化できるよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 仮想敵国というのは言い過ぎかもしれませんが、北朝鮮は先ほど言いましたように日本人を、これ特定失踪者と言われる人たちを含めても900名近くの方が拉致されていると言われております。いわゆる国民が他国、外国によってさらわれているということで、人質になっているわけでありまして。そういった国から日本目掛けて弾道ミサイルが飛んでくると、アメリカも含めてでありますけれど、アメリカに向けては大陸間弾道弾、日本に向けては普通の弾道ミサイルで届く距離にあります。その北朝鮮からの弾道ミサイルが飛んできた、九州に飛んできたという場合のその要する時間は約11、12分と言われております。この間に国民が、その該当地域における国民が避難しなければなりません。身を守らなければなりません。

そのことは、これは一斉にそういった事態を仮想した訓練といいますか、それをすることも必要でしょうけど、まず先ほど部長が答弁されたような形での、そのときはどうすると。とりわけ堅固な建物が存在しない菊陽町におきましては、まずは外に出ないと、Jアラートが鳴ったら外には出ないと、外に出てたら、最寄りの割と堅固であろうというようなところに逃げ込むというのがありますけれど、その辺のところの初動の身の処し方、身の安全を確保する仕方等を考えてもらいたいと思いますけど、そのような形での何か取組というのは考えておられますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 今議員が申されましたとおり、最近弾道ミサイルの発射が続いております。日本においても北海道、それから沖縄あたりにこのJアラートが発令されております。そういうことを考えますと、やはりこのJアラートが発令された場合にどう行動したらいいのか、その辺が今また、これまではなかなか町民の皆様にお伝えできない部分があったかと思っております。

今後、町民の皆様方に広報を通じたり、ホームページで、どうやって行動すべきかというあたりを周知を積極的に行ってまいりたいというふうに思いまして、先ほど申しましたとおり、学校、保育園等もございますので、どういった動きをすればいいのか、そのあたりも関係者と協議を行って、どういった形で伝えるか、その辺もしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 台湾有事ということが言われております。そのことも台湾は考えて、国外にこういった半導体工場を持ってきているということも一因じゃないかと思っております。

戦争などは決して起きないとか、日本においてはそういった危険はないかということ、ないことを言う人たちもおられますけれど、これはもしもということ、いろんな状況の中で

もいろんな世界でも起きております。これに備えるのがやはり国民保護法の狙いとするところ  
であります。

菊陽町における自治会、区においてのそれぞれの取組も必要であると思っておりますので、町から  
のいろんな情報誌を使つての国民保護のため、住民保護のための発信をしていただくのも必要  
でありますけど、各区、自治会への取組というのはいかが考えておられますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 議員申されたとおり、区、自治会にもその取組もしっかりと支援を  
してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 当初も申し上げましたように、住民、国民の命を守る、財産を守る、  
生活の安全を確保するというのは、地方自治体、市町村の一番重要な義務でもあります。町執  
行部、それから我々議員はこの活動という主目的は、やはり自分たちの子々孫々、後世に対し  
て何を残していくのかと、現状この安心して暮らせる、そういった地域であつてほしい、国で  
あつてほしいという、そのようなバトンを、そのような政策のバトンをつないでいくというの  
が、現在を生きる国民、住民、そしてとりわけ町行政、議員の主たる役目、義務であろうかと  
思っております。私たち議員はそのようなことを念頭に置きながら、この地域における子ども  
たちの教育の問題、住民の皆様方の生活の安全の問題を考えなければならないというふうに思  
っております。そのような形で今日は答弁も期待できる答弁もいただきました。そのような思  
いを共有しながら、これから取り組んでいかなければならないという思いをいたしまして、私  
の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時6分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 皆さんこんにちは。議席番号1番の鬼塚洋と申します。本日は議会傍聴  
にお越しいただき誠にありがとうございます。

前回の9月の定例会では、ここ最近で13名の議員が一般質問をさせていただきました。今回  
も12名の議員が一般質問いたします。

さて、今年もいつの間にか師走を迎え、町長はじめ職員、議員の皆様、そして傍聴席の皆様  
におかれましても大変お忙しくお過ごしのことかと存じます。前回の冒頭でも申し上げました

とおり、時間が過ぎるのは本当にあつという間です。

19世紀のフランスの哲学者ポール・ジャネ氏が提唱したジャネーの法則によれば、生涯のある時期における時間の心理的な長さは年齢に反比例する、すなわち年齢が上がっていくにつれ、時間が早く過ぎるように感じるのだそうです。皆様もそのように感じたことはないでしょうか。

そうした中、私たちは限られた時間で何をすべきかという選択を迫られますが、何かをするということは、その時間にできたはずの何かをしないという選択をすることにもなります。いわゆるトレードオフの関係にあります。

私自身、日々を過ごす中で、議員の職務のほか、弁護士の職務、地元の自治会や商店街、商工会を通じた地域活動に取り組みさせていただいておりますが、常にいかに効率よく無駄なくやるべきこと、やりたいことに時間を割けるか自問自答しております。正直、現時点では議員として100%のパフォーマンスには程遠い状況ではございますが、今後は諸先輩方や同僚議員を見習い、より多くの時間を議員、そして町のための活動に費やし、少しでも町民の皆様のお役に立てるように精進してまいります。

お手元の資料でございますとおり、今回私が質問させていただく事項は3つです。

以下、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 1つ目は、空き家等対策についてです。

まず質問の趣旨を申し上げます。御存じのとおり、全国では年々空き家や空き地が増加しております。近年の統計で、総務省統計局の平成30年住宅・土地統計調査の結果によれば、空き家の数は全国で約848万件と、これまでの最高値を示し、全国の住宅の13.6%もの住宅が空き家という結果になっております。

私の地元、三里木区においても、10年、20年前と比べ、草が生い茂り、シャッターが閉まったままの空き家と思われるような住宅をよく目にするようになりました。空き家が増えれば、景観の悪化に加え、建物の老朽化による倒壊や、空き家が不審者や野生動物のねぐらとなり、また放火や不審火が発生する危険が高まるなど、百害あって一利なしです。

そのため国も平成27年2月、空家等対策の推進に関する特別措置法を施行し、空き家対策に取り組んでおりますが、この法律は本年6月に一部改正され、来週の13日より改正法が施行されます。改正前は、空き家の所有者は周辺的生活環境を害さないよう、空き家などを適切に管理するよう努力すべき義務を負うのみでしたが、改正後は、そうした義務に加え、国や自治体が発行する空き家等に関する施策に協力する努力義務を負うこととなります。

簡単に言うと、空き家の所有者は、これまでは自己の判断で空き家を適切に管理すればよかったのですが、これからは自治体が定めた空き家対策にも協力しないといけないということです。そのため、今後はこれまで以上に自治体が決めた空き家対策が重要になってきます。

そうした中、本町においては2019年度に菊陽町空家等対策計画を5か年計画で策定しており

ますが、今年度をもってその計画は検証、見直しされ、来年度には計画の改定が行われます。

以上を踏まえ、本町の空き家対策について現状を把握し、今後、より実効性のある空き家対策について提言すべく質問をさせていただきます。

まず、(1)について、本町においては菊陽町空家等対策計画を策定し、空き家等に関する対策に取り組んでおりますが、計画期間の最終年度を迎える中、成果指標、具体的な目標値に照らし、以下の各方針の取組状況はどのようになっておられるか。まず、①空き家等の発生予防についてお答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

空き家等の発生予防についてですけれども、全国で深刻化する空き家の問題ですけれども、不動産が効率よく流通する仕組みが機能すれば、空き家の問題を未然に防ぐことができます。しかし、空き家が発生する要因としては、相続をきっかけとしたケースが多いことから、管理不全となる前に不動産会社につなぐなどの支援体制の構築が必要であると考えております。今後、支援体制の構築に向けて関係機関と協議を進めてまいります。

なお、町の空家等対策計画においては、成果指標を所有者等民間業者等との維持管理契約件数と定め、目標値を10件、年に2件としており、令和元年度は4件ほど家屋の維持管理について問合せをいただき、菊陽町商工会の住まいのことならお任せ隊などを所有者へ紹介をいたしました。令和2年度以降は相談がない状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今回の答弁をまとめさせていただきますと、現在の空家等対策計画で空き家等のうち年間2件、5年で10件は民間の事業者へ維持管理していただくよう所有者に契約を勧めるとされていたんですけれども、これまでの5年間においては、1年目に4件の相談があっただけで、それ以降は相談すらないという状況で間違いないでしょうか。

本町の空家等対策計画策定時における空き家の所有者のアンケート調査の結果によれば、今後の住宅の活用についてどのようにお考えですかという質問に対し、48件の回答中16件、割合にして33%の方が、その空き家等を売却または貸し出したいという回答をされております。そもそも、このアンケートの母数や回答率が少ないことを踏まえれば、空き家等を第三者に維持管理されたり、もしくは売却したいというニーズは、それなりに高いものと考えますが、先ほどの答弁でありましたとおり、町に5年間で4件の相談しかないというのは、実態とかなり乖離しているように感じております。

その点、町民のニーズが町に伝わっていないかと思うんですが、その点何か原因などはあるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

先ほど令和2年から問合せがゼロ件ということでお答えさせていただいております、また町民の方からそういった問合せがちょっとできにくいとか、相談窓口等についてちょっと分かりにくい部分があったのかもしれませんが、そちらにつきましては、今後ホームページ等で啓発等を行っていければと思っております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 先ほど答弁いただきました菊陽町商工会の住まいのことならお任せ隊ですが、建設業や内装業、電気、水道業など、私の先輩や後輩も多く所属しており、住まいに関する問題に真摯に対応いただいております。商工会のホームページからもチラシも印刷させていただきました。

ただ、個人的な感想かもしれないんですけど、住まいのことというと、何となく今住んでいる、今使っている自宅のことを想像してしまって、お任せ隊の存在や、こうしたチラシのみではこうした協力隊に空き家の相談ができるというイメージには、何か直結しないような気がします。例えばもっと大々的に町のホームページとか、例えばこのチラシの中で空き家対策にも取り組んでいますとか、そういうふうなアピールをすることについては、町としては考えられておられないでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、鬼塚議員の質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおりだと思います。やはり町として今後広報のやり方、そしてまたどのように周知をしていくかというのは、議員の御指摘のように、やはり幅広くやっていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ほかに本町では、社会福祉協議会において毎月ふれあい総合相談を実施して、行政書士や税理士、司法書士等による専門相談を行っております。私も弁護士として2か月に1回法律相談をお受けしております。

ただ、私が8年以上相談員として御相談をお受けする中で、空き家に関する相談というのを受けた記憶が正直なくて、もしかしたら税理士や司法書士の先生がお受けしているのかもしれないんですけども、この点についても広報等の相談項目の中に、例えば空き家などと、そういう相談を受けると大々的にアピールをしていただいてもいいような気がします。

ちなみに、東京都の八王子市においては、一昨年11月に空き家問題特集号として、広報の特集号を発刊しております。こちらが特集号の印刷です。空き家等問題特集号と書いてあります。中身を見ますと、空き家になる前に家族で話し合いをするべきことや、空き家を取り壊す際の支援制度の説明など、空き家問題に関する情報が簡潔に多く盛り込まれております。

正直言って、空き家の問題は当事者にとっては非常に面倒くさい問題だと思います。空き家

を相続しても、他の相続人に管理を任せれるのであれば任せたいし、一部の相続人と音信不通であった場合などには、所在が分からなければ、戸籍を取ったり、費用もかかりますし、空き家が老朽化している場合にはリフォームにもお金がかかるから、なおさら手をつけたくないということを考えることとなります。だからこそ、空き家の対策については、何よりも空き家にしないという空き家の予防ですね、それが大事であり、所有者の生前に家族でその対策を十分に練ってもらうこと、例えば遺言という方法でもいいかもしれません。そのために町が協力できる体制をつくっていただくことが必要であると考えます。

先ほどの御答弁に関してなんですけれども、支援体制の構築に向けて、関係機関との協議というふうに御答弁いただいたと思うんですけれども、関係機関とは主にどのようなところを考えられているのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） お答えいたします。

関係機関としては、まず不動産会社のほうに働きかけというか、まず御相談のほうに行ければと考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 私としてもやはり空き家の維持管理については不動産に精通している、何よりも不動産業者の方々を頼るべきだと思っております。

ただ、町が一定の不動産業者の方と結びつくと、あらぬ誤解を生んでしまう危険があります。一方で、不動産業者の方の多くは、不動産業を営む団体に所属しており、主には全日本不動産協会や全国宅地建物取引業協会連合会がこれに当たります。

後で話に上がるであろう空き家バンクも、こうした団体との協力によって成り立っているものではあります。現に愛知県の愛西市というところでは、市が全日本不動産協会の支部との間で空き家等対策に関する協定を締結し、相互に協力して空き家などの流通及び活用の促進や、空き家等の発生の抑制及び適切な管理、所有者などからの相談体制の整備、そうした取組に必要な情報の発信に取り組んでおります。ぜひ本町におかれましても、このような団体との連携についても御検討いただきますよう提言させていただきます。

では次に、②の空き家などの利活用の促進、支援について町の取組状況をお答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） それでは、空き家等の利活用の促進、支援についてお答えをいたします。

空き家の利活用については、空き家の所有者とそれを購入または賃借される方とのマッチングをどうしていくかが重要でございます。今後、町では空き家の売却情報や賃貸情報を町ホームページなどで提供し、移住希望者とのマッチングを図るための空き家バンク制度の創設に向けて準備を進めてまいります。

なお、計画においては、成果指標を空き家等が利活用された戸数と定め、目標値を10件、年2戸としておりますが、空き家バンク制度が創設に至っておらず、利活用の実績はない状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 空き家バンク、いわゆる空き家を売りたい人と買いたい人のマッチングサイトみたいなものなんですけれども、既に熊本県や熊本市、近隣では合志市や大津町がもう創設しております。

本町においては空き家バンクを創設していないため、5年間の空き家の利活用はゼロ件ということだったんですけれども、これまでそうした空き家バンクの創設に至らなかったのは、何か理由があるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） これは早急に設置すべきだということでしたけれど、なかなか申し訳ないけど、体制が整わず、まだ創設に至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今おっしゃられたとおり、やはり準備は大変だと思います。当然、人員も必要になると思います。今回はこの答弁は危機管理防災課より答弁いただいているところ、所管だと思うんですけれども、創設した場合に役場の職員のマンパワーというのは足りるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 今、職員の定数の増もしておりますし、また事務の効率化も併せてやっていく必要があると思っておりますけれども、そういう中でしっかりと体制は整えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 空き家バンクについては、その空き家の利活用にあたって補助金をひもづけている自治体も多くあります。例えば近隣の大津町では、空き家改修等事業補助金制度として、空き家バンクに登録した空き家を対象にその事業に要した経費、主に空き家のリフォーム代とかになると思うんですけれども、上限100万円の補助が受けられます。

例えば本町においても空き家バンクの創設にあたって、そうした補助制度をひもづけて創設いただくということは御検討いただけるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、お答えいたします。

やはりそういったところをしっかりと考えていく必要があるというふうに思います。今議員

からアドバイスいただいたような、そういった事業もあるということでございますので、そういったところもしっかりと町のほうでも把握をしながら、様々な事業に取り組んでいく必要があるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 空き家の問題については、先ほど申し上げたとおり、やっぱり時間もかかりますし、お金もかかります。できることなら問題に関わりたくないというのが本音だと思います。そのため、お金の問題だけでも少しでも住民の方の負担を軽減するために、空き家バンクの創設に当たってはぜひとも補助金の制度も併せて創設していただきますよう提言いたします。

では次に、③管理不全な空き家等の解消について、町の実組状況をお答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） それでは、管理不全な空き家等の解消についてお答えをいたします。

管理不全な空き家の影響で、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼし、地域住民から町へ相談や苦情があった場合には、現地確認を行い、状況に応じて所有者を特定し、文書により適正な管理を行うよう指導を行っております。なお、過去の取組事例としては、所有者による家屋の解体、ブロック塀の除去、樹木の伐採など、環境の改善につながっております。

本計画において、成果指標は特定空家等に該当する戸数と定め、目標値をゼロ戸としておりますが、昨年実施した空き家調査の結果においても、特定空家等に該当する建物はございませんでした。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今の答弁からしますと、空き家等のうちの特定空家等、すなわちすぐに倒壊したりとか、景観を著しく損なっている空き家は、現時点では本町にはないので、空き家の解消という成果はそもそも達成しようがないというか、達成する必要がないということでしょうか。その点は安心しております。引き続きそうした、そもそも空き家予防等に重点的に取り組んでいただいて、特定空家を生み出さないように、町として空き家予防や利活用に取り組んでいただきますようお願いいたします。

では、次に(2)の質問に移ります。

地域住民や事業者との連携、空家等対策協議会からの助言等を踏まえ、本町は現状の空き家等に関する課題についてどのように捉えておりますか、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えをいたします。

平成30年に実施された住宅・土地統計調査結果によりますと、本町の空き家率は3.4%で、

先ほど議員が申された全国の空き家率13.6%、熊本県の空き家率13.8%と比べ、かなり低い状況でございます。

しかし、本町の空き家対策の課題としては、空き家の適切な管理及び利活用ができるような民間事業者との連携体制が構築できていないことであり、課題を解決するためにも、先ほどお答えしましたように、管理不全となる前に不動産会社につなぐなどの支援体制の構築や、空き家を有効活用するための空き家バンク制度の創設を進めてまいります。また、町の空家等対策計画の見直し時期にあることから、今後空家等対策協議会を開催して計画を見直し、空き家に関する様々な課題の解決に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 空家等対策協議会については、空家等対策計画の資料をしてみると、現在8名の委員が選任され、空家等計画策定前の平成30年8月から31年3月にかけては4回の協議会が行われているようです。計画策定後なんですけど、ここ5年でどの程度協議会が行われているのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

計画策定後につきましては、令和元年度に2回、7月と12月に開催のほうを行っております。こちらの中で協議された内容といたしましては、住民より相談があった家屋、空き家について、特定家屋への認定についての協議、また特定家屋の対応方法について協議のほうが行われております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 既に計画策定の改定年度というか、年度末に迫っておりますけれども、今後の協議会の開催のスケジュールは、年度末にかけて予定はされているのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

今年度は計画策定の見直し時期になっておりますので、今年度中に協議会の開催のほうを考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 次に、地域住民との連携についてなんですけれども、本町はその空き家等の情報を収集するに当たって、地域住民、主には区や自治会になると思いますけれども、どの程度情報共有が行われていますか。

質問の内容を撤回して質問を言い換えます、どの程度地域住民の方と会って、そういう空き家等に対するお話を聞く機会が設けられておりますか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

住民、また区、区長さん、また自治会長様方からそういった空き家等のお話があった場合は、職員のほう、また現地のほうに行って現状確認をさせていただき、対応等の検討のほうを行っておるところでございます。ただ、件数については、ここ数年そういった件数が出てきてないような状況でございます。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 空き家等の状況をまず把握できるのは、その区や自治会にお住まいの住民の方々です。既にあまりまだ現状そういう相談がないということなんですけれども、今後はできることなら定期的にその区や自治会の方から空き家等に関する情報収集に積極的に努めていただければと思います。

本町の空き家の率が全国平均や県の平均と比べてかなり低い点については、先ほど御答弁いただいたとおりだと思います。ただ、冒頭申し上げたとおり、全国的に空き家率というのはやはり年々増加していて、日本経済新聞に取り上げられた野村総合研究所の推計によれば、今後空き家の取り壊しがうまく進まない場合には、全国の空き家は2038年度には総家屋の31.5%に達し、国内の3軒に1軒が空き家となると計算されております。この町の空き家率が、現状全国平均の4分の1程度であるとしても、先ほどの……。

○議長（福島知雄さん） 傍聴者の方に伝えます。私語は慎んでください。どうぞ。

○1番（鬼塚 洋さん） その予想値を参考に町の空き家率を予測しますと、15年後は本町においても13.6%、およそ8軒に1軒が空き家となる可能性があります。そうした予想を踏まえて、今後の対策について、改めて町長としてお考えのところはありますか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えします。

今議員がおっしゃったように、15年後には8軒に1軒がこの菊陽町においても空き家になるという試算データがあるということでございます。やはり菊陽町においても今はないかもしれませんが、そういったところにはしっかりと備えをしていかなければならないというふうに思います。お隣の熊本市におきましては、熊本市老朽危険空家等除却促進事業というのがあるようでございまして、上限60万円というところで解体をしていただくという、そのような事業があるようでございますので、ぜひとも菊陽町におきましても、そのような事業を今後しっかりと考えてやっていく、考えて推進をしていく必要があるというふうに思っております。いづれにしても備えていかなければいけない事業だというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 本町としましても空き家等の対策を重要な課題として捉えていただける

ということは、今の答弁からも理解させていただきました。引き続き、町におかれましては、今以上に実効性のある空き家対策に取り組んでいただきますことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、防犯カメラについてです。

まず、質問の趣旨を申し上げます。防犯カメラは、防犯という名のおり犯罪や事故を未然に防ぐために設置されるものですが、万が一犯罪や事件が起こった場合にも、その証拠を保全する上で極めて有効なツールと言えます。

近年では、カメラの性能や耐久力も飛躍的に向上しており、朝日新聞の記事によれば、全国の警察が2019年に検挙した刑法犯のうち、防犯カメラの画像が容疑者特定のきっかけになったのは10.2%に上り、その割合は年々増えているということです。

私自身も防犯カメラを見つけた場合には、防犯カメラがあるから、何か事件が起きても大丈夫だと安心する一方、やっぱりカメラがありますので、いつも以上にちゃんと振る舞わないといけないという思いにとられることもあります。今回も防犯カメラではないんですけど、今まさに議場のカメラがありますので、やっぱり映っているのを実感するとちょっと緊張してしまいます。これは自意識過剰かもしれないんですけども、元来日本人というのは、人の目を気にするような文化、傾向があり、その意味でも日本において防犯カメラの設置というのはなお有効的なものであると考えます。

この点、吉本町長の72の政策提言において、街頭防犯カメラの設置を掲げられている点については、本年6月の定例会においても坂本議員から質問させていただいております。

ところで、本町においては、町の人口は増加の一途をたどり、T SMC等の大企業の進出に伴い、道路網も拡充、新設しております。そうすると、当然人や車も増えることになりまして、犯罪や交通事故も相対的に増えることが予想されます。

そこで、(1)の質問ですが、近年の人口増加や道路新設等の状況を踏まえ、本町は防犯カメラの有用性をどのように認識されているのか、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

ここ3年間の本町内における犯罪の発生件数は、刑法犯認知件数で見ますと、令和2年が179件、令和3年が202件、令和4年が226件、本年の令和5年10月末までで228件となっており、年々増加傾向がございます。犯罪の内訳は、その多くが自転車盗難と万引きとなっております。

このような中で、お尋ねの防犯カメラは、犯罪行為そのものや犯罪後の逃走の様子、交通事故の瞬間などを撮影し、録画した情報を警察と共有することができることから、早期の事件解決や交通事故トラブル対策などに大きく貢献することが期待できます。また、防犯カメラを設置することで、犯行を思いとどまらせるなど犯罪の抑止効果が期待できることから、町民の安全・安心な暮らしの確保に極めて有効な防犯力向上のツールと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ただいま防犯カメラはやはり有用であると御答弁いただきましたが、本町自身で設置した防犯カメラや、後でお伺いする町の補助制度で設置された防犯カメラが、実際の事件や事故の問題解決に至った事例については、近年何か数字などは御存じでしょうか。もしくは何か具体的な印象に残った事件や事故、防犯カメラで解決に至った事件や事故などあれば教えていただけますか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 大きな事件等は聞いておりませんが、多くの犯罪の解決に至ったということは、警察のほうからはお伺いしているということでございます。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えします。

実は数年前、我が家につけていました防犯カメラをつけて1週間後ぐらいに、御近所の御自宅に空き巣が入りまして、その捜査をする段階で、うちの防犯カメラをチェックしたところ、犯人が映っていたというところではございました。私も警察同伴の下にその現場を見まして、防犯カメラの映像を見まして、やはりあの格好が一緒だということで、即逮捕になったというところではございますので、そういったところを考えると、やはり防犯カメラの重要性というのは身をもって体験をしていますので、そういったところはやはり重要ということで進めていかなければいけないと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 十分に有用性は御理解いただいているということで、次の質問に移らせていただきます。

(2)の近年の区や自治会、地域住民から本町に対する防犯カメラ設置の要望や申請状況はどのようなになっておりますか。

また、これと関連しますので、(3)の(2)を踏まえた本町の対応状況、防犯カメラの設置費用の補助と本町自身での防犯カメラの管理運用はどのようなになっているのか、よろしければ併せて答弁をお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

自治会や事業所などに対する防犯カメラ設置補助事業については、大津地区防犯協会連合会が事業主体となって行っております。令和4年度は20件の申請があり、10件に対して補助金の交付を行っております。本年度は42件の申請があっており、10件に対し補助金の交付をする予定となっております。

なお、この補助事業に申込みのあった申請の中から、大津地区防犯協会連合会において、警

察署の意見も伺いながら、児童の通学路、道路、住宅事情、人や車両の交通量及び犯罪発生状況等を総合的に勘案し、防犯カメラ設置箇所を審査した上で、補助対象の決定がされていると伺っております。

それから、3番目の質問ですけれども、本町の対応状況はどのようになっているのかということですが、防犯協会連合会の防犯カメラの設置費用の補助については、1件当たり50万円を上限とした補助が行われております。大津地区防犯協会連合会が補助した額については、同額を町が負担金として大津地区防犯協会連合会に支払うことにより、実質補助金の負担を町が行っております。

この事業で設置された防犯カメラの運用、維持管理費用等については設置者が全て行い、トラブルや苦情については、設置者から大津警察署及び防犯協会が引継ぎを受け対応することとなっております。

一方、町が直接設置している防犯カメラですが、JR豊肥本線の光の森駅、三里木駅、原水駅の3駅に合計10基を設置しております。この防犯カメラの管理は業者とクラウド型防犯カメラ賃貸契約を締結し、毎月、月額使用料を支払っており、機器や画像の管理、補修、修繕費用は業者の負担となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今の答弁と6月定例会での坂本議員と藤本議員の質問に対する答弁も踏まえますと、現状本町では防犯カメラを設置するに当たって、補助金の申請の窓口になっている、ただ実際に補助を決定するのは大津地区の防犯協会連合会であり、その連合会における本町の割当て分が年間10件、1件当たり限度額50万円の合計500万円なので、端的に申し上げると、どれだけ申請が多くても10件を超える補助は今できていないということですよね。

今回は42件の申請があって、10件だけ通ったということです。4分の3以上の方が何も補助を受けられなく、申請が蹴られたということだと思えるのですが、その結果について申請が通らなかった方々は、どのような意見を言われてたのでしょうか。その結果について十分納得はされていたのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

決定がなされなかった、今回通らなかった方等に対しても、大津地区の防犯協会連合会のほうから連絡のほうをされております。その際、どうしても通らなかったことに対する不満が出ているというのは、お聞きのほうはしておるところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今、住民の方からの不満があられたということなんですけれども、本町からもこうした不満がありましたよと、例えば何とかしてくださいと防犯協会連合会のほうに

申入れなどはされなかったのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

今回42件の申請に対して10件の決定ということで、件数に対して、もう少し10件以上、町の割当てのほういただけないかということで、大津地区の防犯協会連合会のほうにお願いは何度かしておるんですけども、どうしても業務のほうがかかなり煩雑になるということと、職員のほうで見ている業務量が多くなるということで、なかなかまだ件数の増加のところには至ってないような状況になっております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 当然、申請の許可件数を増やせば、業務負担も過重になるので、そこは分かるんですけども、やっぱりその防犯カメラ設置による住民の生活の安全等とてんびんにかければ、それは当然そちらのほうを優先するべきだと思います。

私としては、町がそうした500万円を最終的に拠出しているのであれば、例えばさらにもう500万円出して、倍の年間20件を許可していただくようにもできるような気がするんですけども、そうしたことについて、何かその法的なとか制度的な制約とかがあるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

制約等につきましてはございません。一応町の割当てが今のところ10件という形になっておるところでございます。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） いろいろ難しい点もあろうと思います。端的にはその補助をするというように形でなくて、町自身が防犯カメラを直接設置いただくのが一番手っ取り早いと思うんですけども、この点については6月の定例会で坂本議員が、通学路の危険箇所にも町が防犯カメラを設置すべきではないかと質問して、これに対して二殿教育長が、今年8月の通学路安全プログラムに基づき検討するみたいな答弁をいただいております。8月にその通学路安全プログラムはもう終了してると思うんですけども、そうした結果を踏まえて、改めて町独自の防犯カメラの設置について、何か検討はいただいたのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、質問にお答えをいたします。

議員も先ほど少し触れていただきましたが、私の政策の中にも防犯カメラというのは当然入っております。そういった中で防犯カメラの在り方、私の先ほどの自身からの体験、経験から申しまして、やはり防犯カメラというのは、今議員の御指摘のように非常に、非常にというか、若干少ないのかなというふうには思いますので、やはり町独自でやっていくようなという

ことを今実は、これはまだ検討というか、まだその協議の段階で、少しずつ始めております。どういったやり方でやっていけばいいのか、防犯協会に任せるのか、それとも町主体でやっていくのかというのは協議を始めているところでございます。いずれにしても、そういった協議を積み重ねていった中で、また皆様方に御提案させていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 6月定例会の藤本議員からの質問に対して、町より、本町の通学路には大津地区防犯協会連合会の補助制度を使った防犯カメラが28台設置してあると答弁いただきました。ただ、通学路全体で28台というのは、やはり私としては少ないように感じます。

先ほど町長のほうも前向きに設置についておっしゃっていただきましたけど、当然防犯カメラを設置いただく際に、データ管理したり運用したり個人情報の問題があったり、いろいろ大変なことはあると思うんですけども、やはり先ほど申しましたとおり、事件や事故を未然に防いで、その解決に資するというメリットを考えれば、本当に真剣に取り組むべき課題であると考えます。

現に、ほかの自治体、例えば千葉県の市川市や大阪府の箕面市など、他の自治体においては、自治体が独自に防犯カメラを設置しているところも多数ございます。本町におかれましては、よろしく願いいたします。恐らく設置いただけるまで、私や坂本議員や藤本議員とか、防犯に熱い中岡議員からも何度でも質問させていただくことになると思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

次に、(4)の質問ですけれども、現状の町の防犯カメラの設置状況について、本町ではどの程度区や自治会、地域住民に共有されているのか、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

自治会が大津地区防犯協会連合会の補助事業を活用して防犯カメラを設置する場合は、自治会の総会などで設置について地域住民から同意を得ることを条件としております。また、事業者などが大津地区防犯協会連合会の補助事業を活用して防犯カメラを設置する場合は、撮影対象範囲内の自治会の同意を得ることを条件としておりますので、自治会内の設置場所についての情報共有はできているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今の答弁では、その区や自治会においては補助事業を利用して防犯カメラを設置した場合には、その場所は把握できているということなんですけれども、例えばある区や自治会がほかのところの防犯カメラの設置箇所を把握とかはできるのでしょうか。端的に言えば住民が、住民じゃなくてもいいんですけれども、本町の防犯カメラの設置場所を全体的

に把握するという事はできるんですか。お答えください。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

今現在といたしましては、その自治会以外のところの防犯カメラにつきましては、場所の公表等は行っておりませんので、把握することはできない状況となっております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今はできないということですが、例えば本町ではインターネット上で町の防犯マップを閲覧できて、その防犯マップの中で防災無線とか緊急避難箇所がどこにあるかというのを確認できます。例えばそういうマップに、ここに防犯カメラあるよということを示すというのは、何かしら問題はあるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

防犯カメラを設置することで、犯行を思いとどまらせる等の犯罪の抑止効果が期待できる反面、設置場所を公表しますと、犯罪を起こそうとする人が防犯カメラの設置場所を事前に把握することができます。防犯カメラを、またそういったことで事前に把握することで、防犯カメラのないところを狙って犯行を起こす可能性も考えられますので、現状といたしましては公表のほうを行う予定はございません。

また、近隣の自治体等にも聞き取りのほうを行っておりますが、その結果、防犯カメラの設置場所を公表されている自治体はございませんでした。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 確におっしゃるとおり、そうしたプラスに合わせてマイナスの点もあると思います。ただ、防犯カメラというのはやはり防犯ですから、ここにカメラあるよということで、犯罪抑止の効果というのは十分に発揮できるものと考えます。例えば、具体的にここここにあるよというのはさすがに示せないにしても、この地区とか地域にはせめて最低何台ぐらい置いていますよとか、もしくはもっと大々的に菊陽町には何十台も防犯カメラ置いています、しっかり見守ってます、予防してますとか、そういうことを概括的にでも構いませんので、住民に情報提供していただければと思います。これによって住民の方も安心していただけるのではないかと思います。

また、仮にその全体的な設置状況を開示できないにしても、その設置の箇所においては、ここに防犯カメラがあるよという形で、そのステッカー貼るなど、その存在について強く示していくべきだと考えます。

この点、東京都では、ここにありますけれども、独自の防犯のステッカーを作って、ここに防犯カメラありますよ、見えますよということで、強く周知をしております。本町におかれま

しても、よろしければ検討していただければと思います。

ちょっとお時間も押しておりますので、3の地域おこしについて質問いたします。

まず、質問の趣旨ですが、(1)と(2)に関連して、総務省は都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域のブランドや地場産品の開発販売、PRなどの地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組として2009年より地域おこし協力隊の制度を設けております。令和4年度の隊員は全国で6,447人に上り、菊陽町においても昨年2名の隊員に委嘱をされております。

そこで、本町における地域おこし協力隊の現状と今後の取組の拡大について提言すべく、質問させていただきませんが、まず(1)の現在の地域おこし協力隊の活動状況がどうなっているのか、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、御質問にお答えします。

趣旨につきましては、議員おっしゃるとおりでございますので、もう一度おさらいのため御説明させていただきます。

地域おこし協力隊は、都市部の地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRなどの地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組でございます。隊員を任命するのは地方自治体であり、活動内容や条件、待遇は募集自治体により様々であり、任期はおおむね1年以上3年以内となっております。

本町におきましては、令和4年6月1日から2名の隊員に総合交流ターミナルのマーケティングに関する活動、農産物直売所の集荷等に関する業務、農産物イベントの企画、運営に関する業務、菊陽町の農畜産物を活用した新たな特産品の開発に関する業務を行い、菊陽町の農業の振興及び菊陽町総合交流ターミナルの活性化を目的として活動いただいております。

具体的には、ターミナル内の雰囲気を一新するため、掲示物の刷新、各種イベントのポスター作成、農産物直売所、さん彩出荷協議会会員の写真や、生産加工の作業風景を撮影するなど、地域の農産物の魅力と情報を施設利用者や消費者へ発信する活動を行っております。また、新規顧客獲得に向けた各種イベントの企画、運営、対外イベントへの出店企画及び出店なども精力的に活動されています。特に、3月の大得市では全体的な企画立案を担われ、台湾・屋久島ブースの設置や、SNSによる誘客プロモーションなどを展開されました。

2名の隊員は外部からの新鮮な目で観察され、率直な意見をいただくとともに、これまでの経験や知識、独創的な発想を持って、総合交流ターミナル施設の地域の活性化に向け、多岐にわたり活動いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今回の答弁からすると、かなり精力的に活動されておられるようなんです

けれども、活動時間については基本的に役場の一般職員の方と変わらない感じですか、もしくは土日や祝日も結構活動されているんですか。

○議長（福島知雄さん） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） 御質問にお答えいたします。

活動時間につきましては、月120時間程度という形でお願いしております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 現状は、本町の協力隊員は2名なんですけれども、近隣の市町村を見ますと、山鹿市が5名、菊池市、合志市、大津町がそれぞれ3名になっております。2名という人数はどのようにして決定いただいたんでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

当初は1名まず雇用でお願いして、運用していければというふうに思ってたんですけども、当時3名か4名か応募がございまして、非常にいい方だということと、センスにたけられた方、それと女性の感覚的な部分があつてということで、2名を採用させていただいております。また、同時に1名よりもやっぱり相談相手があつたほうがいいということで、2名ということで決定させていただいた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） その協力隊の人数については、特に何名以内じゃいけないという制限はないということよろしいですか。

じゃあ、(2)の質問なんですけれども、そうした制限がないことを踏まえ、やっぱり発展している町なので、今後協力隊員の増員や協力先の拡充を図っていくことはできないのか、町のお答えをお願いします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 私のほうからお答えをいたします。

今例えば現在農政課で委嘱をしております地域おこし協力隊員の増員が必要であるのであれば、増員は可能でございます。また、菊陽町地域おこし協力隊設置要綱に定義しております活動内容で、新たな活動を実施したい場合は、要綱に定められている条件を満たせば、新たな隊員を任命することも可能であります。

この制度の本来の趣旨は、隊員は単なる人手不足補填や一時的な支援をするものではなく、受入れ地域が主体性を持って長期的に行う地域おこし活動について、地域が必要とするスキルを持った隊員とマッチングさせ、共に地域おこしを行っていくという制度でございます。しかしながら、他の自治体では地域おこし協力隊を単に地域の人手不足や財源不足の解消を目的として受入れを行っている自治体も見受けられ、そのことが要因となり、自治体の期待と隊員の

希望に相違が生じ、委嘱期間よりも早く退任するケースが全国的に見受けられております。

そのため、新しい事業による隊員の拡充に当たっては、制度の趣旨を十分に踏まえ、地域が抱える課題や取り組んでもらう内容、課題解決のためには具体的にどのようなスキルを持った隊員が必要なのか、そういったものを調査整理し、明確にする必要がありますので、まずは町において新しい事業による隊員の拡充が必要なものがあるのか、しっかり検討し、必要と判断した場合は拡充を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 本町の地域おこし協力隊の設置要綱を見てみますと、協力隊は地域づくり団体及び地域コミュニティ組織に係る活動や地域資源の発掘及び情報発信に係る活動、移住及び定住の促進に係る活動、農林水産業の振興に係る活動などを行うとされ、その活動目的も多岐にわたっております。そうした中、昨日の矢野議員の質問で御答弁いただいたように、本町には既に900名を超える外国籍の方がお住まいになっております。多文化交流については、今後町として積極的に取り組むべき課題であり、例えば地域住民と外国籍の方との交流に基づく地域コミュニティを創設したり、もしくは外国籍の方が住みよいまちづくりの支援をしていくなど、本町の現状の特性を踏まえた活動も協力隊にお任せできるのではないかと考えております。

この点、本町では町長の就任後、菊陽町PR大使を積極的に任命しており、町長におかれましても、本町のPRをかなり重視されていると伺っております。

また、町長は72の政策提言において、各地域の特徴を生かした発展の推進を掲げておりますが、各区や自治会においては毎年地域の祭りを開催しているところもある一方で、マンパワーや、恐らくノウハウなどの点で実施できてないところもあり、協力隊員においてそうした区や自治会、そうした地域おこしにもお手伝いいただけるのではないかと考えております。

以上を踏まえ、改めて隊員の増員について町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、質問にお答えをいたします。

やはり私の政策の中でもいろんな地域でお祭り、イベントしてほしいという思いもございました。鬼塚議員もいろんなところで外国籍の方といろんなイベント活動をされているのも承知しているところでございます。今2名で地域おこし協力隊について活動していただいておりますが、やはり今後いろんなところで多岐にわたってそういった催物ですとか催し事ですとか、町がどのような催物をしていくとか、そういったところも考えてみますと、やはり2名というのでいいのか、増やすべきなのか、増やさないで2名でいくのかというのは今後しっかりと議論していく必要があるというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） もっともっと質問したいんですけど、時間が迫っておりますので、(3)と(4)の質問に移ります。趣旨も簡単に申し上げます。

商店街、皆様も御存じのとおり、全国に多数ありますけれども、最近は取り巻く環境が厳しさを増しております。組合員の年齢が高い人の割合が占めて、空き店舗の数も増加しており、衰退している、衰退のおそれがあるという、会員としてもそういう意見が増えてきております。

そうした中、町では三里木商工繁栄会と夢街光の森会という2つの任意団体があり、両団体とも様々な地域活動に取り組んでおります。両会の会員数は三里木商工繁栄会で40名、光の森会で60名と、ともに中規模な団体です。私自身も両会の会員ではございますが、現在町のほうからいろんな補助をいただいております。

そこで、(3)の質問なんですけれども、商店街の活性化に向けた町の支援状況について、簡単に構いませんので、御答弁いただければと思います。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、お答えをいたします。

コロナ禍で実施できないときもございましたが、やはり対象の団体といたしまして三里木商工繁栄会、そしてまた夢街光の森会、両団体ともに町の地域振興に熱心に協力いただいている、町内で重要な商店街と位置づけているところでございます。具体的に申しますと、上限50万円として補助金を設定しておりましたが、本年度はコロナ禍を経て、数年ぶり開催ということもございましたので、両団体ともに規模を拡大して実施する意向をお聞きしましたので、補助額を増額させていただいたところでございます。

本年度は、光の森会が10月8日に夢街光の森会秋祭り、三里木商工繁栄会が11月9日に三里木商工繁栄会秋のサンマ祭りとして開催をされました。2つのイベントともに天候の影響もございましたが、多くの方が参加されたというふうに思っているところでございます。支援制度の目的もしっかりと達成いただいたものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ただいまの御答弁では、2団体で約150万円の御支援をいただいたということなんですけども、これからもそれ同等もしくは、できればそれ以上の御支援をいただけるということについてはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それは、やはり各団体の規模によってこようかというふうに思います。

どれぐらいの規模で開催されて、そしてまたどれぐらいの予算でというようなことがあろうかと思っておりますので、そういったところに応じて、しっかりと充てていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今のは恐らくすみません。(4)の回答になられたと思いますけれども、ありがとうございます。

ところで、町の補助金の交付要綱を見ますと、その趣旨は、町内に店舗等が所在する商工業者等で構成する任意団体、以下商店街等として、必ずしも商店街のみを対象としているものではないように思います。例えば、町においては、そうした商店街以外にも商工会、その青年部や女性部など、地域活動に取り組んでいる団体は多数ございます。今後そうした補助金を、そうしたほかの団体、地域活動に取り組んでいる団体に対しても広く対象を広げていただけるよう、その点について町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎さん） それでは、今の御質問に対してお答えさせていただきます。

町長から答弁させていただいた事業につきましては、商店街的な団体を想定しております。比較的大きなイベントを考えております。今議員がおっしゃったような比較的小さいイベントに対しての助成ということですが、現時点ではそのような地域事業を行う団体や店舗について、町として把握できていないこともあります。今後商工会と連携しまして状況を確認した上で、地域活性化の活動を行う団体等のニーズがあれば、内容や規模次第ではございますが、考えてまいりたいと思っております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 時間が押しておりますよね。終わります。ユーチューブや議会広報でもやっておりますので、ぜひほかの方もよろしくお願いします。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さんの一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時7分

再開 午後1時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 今日は久しぶりの一般質問なんですけども、ここ3日ぐらいずっと考えて、夜中も考えて、ちょっと喉風邪を引いてしまいましたので、マスクをしたまま、そして時々せきが出るかもしれません。お聞き苦しいかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、今日の一般質問、地下水の保全、地下水貯水について、それから防災の取組につ

いて、町内施設のトイレの整備について一般質問をさせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） いよいよ来年度、TSMCの出資会社JASMの稼働が令和6年度から始まるということでした。企業がくみ上げる地下水について、住民の方、農業をされている方から御心配の声がありました。これに対して町がどのように考えているのか質問します。

先日、瀬田地区の涵養事業について代表の方に会いました。まず話されたことは、今は困っていないが、将来地下水がどうなるか心配だ、大津町内を見て回り、今行われている5月から9月までの夏季涵養だけでなく、1月から4月までの冬季涵養について新たに始めるということでした。これについては、県の立県推進課、地下水財団の指導により進められています。

菊陽町としては、地下水涵養事業を推進するために、おおきく土地改良区、水循環型営農推進協議会や菊池地域農業協同組合などと連携協力し、協議していくとのことでしたが、企業を迎えるのは菊陽町です。菊陽町が地下水保全のために水田湛水事業についてどう進めていくか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、御質問にお答えします。

水田湛水に関する新たな事業につきましては、水循環型営農推進協議会が実施する、従来の水田に水を張る水循環型営農事業に加え、令和6年度から実施を予定する冬季湛水、そして白川中流域の全地域で水稲作付の推進による地下水涵養を検討しているところでございます。

これまでの本町の取組としましては、令和4年4月のJASMとの立地協定締結調印式において、JASM堀田社長が、地下水採取量の同等以上の量を涵養するとの表明されたのを受けまして、令和4年7月に、おおきく土地改良区、水循環型営農推進協議会及び菊池地域農業協同組合へ地下水涵養に関する協力を要請しております。

同年10月には、白川中流域において、冬季湛水事業の実施が可能な地区や地域などを調査するため、水循環型営農推進業務をおおきく土地改良区に委託しております。おおきく土地改良区では、専任者を配置し業務に当たっていただき、冬季湛水の実施が可能な地区を特定していただいております。また、アンケート調査を実施し、令和6年度からの冬季湛水への取組に関する調査や検討を行ってきたところでございます。

おおきく土地改良区では、本年1月に白川中流域全体における慣行水利権を取得されたことから、新聞報道でもありましたように、令和5年10月24日に大津町の瀬田地区において、瀬田地区水田湛水協議会が設立され、くまもと地下水財団の事業に参加する形で、11月1日から約6.7ヘクタールの水田で冬季湛水が開始されております。

水稲作付の推進につきましては、米価格が下落する中、水稲作の作付面積の拡大を図るには、生産者が意欲を持って生産できる安定した所得確保が必要であるため、生産される米価格に一定の協力金を交付する必要があると考えており、本年6月に設置されました県北広域本部PT営農継続支援チーム会議の中で、協力金の原資を含め、仕組みづくりについて協議を重ね

ているところでございます。現在、詰めの段階に来ておりまして、協力農家への協力金の額や事業推進の仕組みについて、最終調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 答弁の中にありましたが、J A S M側が地下水採取量同等以上の量を涵養すると表明されたとのことですが、その後おおきく土地改良区、それから水循環営農推進協議会、菊池地域農業協同組合へ地下水涵養について要請を行ったと聞きましたが、それはJ A S Mの単独なのか、それとも水循環営農推進協議会に入り、ほかの企業と共に協力していくとのこと、どちらでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） すみません。協力につきましては、地下水涵養全体の件に関しまして個別に要請を行っております。まず、J A 菊池については、主に水稲作の推進について、これに関することを協力要請しております。おおきく土地改良区につきましては、水稲作、その水の供給に当たりますので、水稲作、そして冬季を含めた湛水事業の推進に関する、また水循環協議会は、冬季を含めた湛水事業に関する、それぞれ協力を要請しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 私は質問の中に、企業を迎え入れるのは菊陽町ですということを言いました。それを瀬田地域が先に涵養を始めたこと、菊陽町の計画が遅くなったということは何か理由があるのでしょうか。

それと、菊陽町に瀬田地域のような計画はあるのでしょうか。2つ一緒にお聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まず、菊陽町の計画が遅くなったためかということですね。それに対して、先ほどの答弁の中で、本町からの委託を受けていただいた、おおきく土地改良区では、専任者を配置されまして、冬季湛水の実施が可能な地区を特定いただいておりますというふうな答弁をさせていただきました。その地区が、実は大津町の瀬田地区でございます。瀬田地区の冬季湛水の実施につきましては、水稲作の推進や、瀬田地区以外の冬季湛水の推進の動きとは関係なく、独自の動きとされております。現在では、瀬田地区や熊本県、そしてくまもと地下水財団等の関係団体と進められており、10月1日からの冬季湛水は、試験的な取組というふうなところで伺っております。

それと、続きまして瀬田地区のような計画はあるのかという御質問でございますけれども、そもそも冬季の期間、ここにつきましては、上井手などの水路は冬の期間、冬季の期間、この期間は改修工事のために水止めを行います。この期間は、よって湛水ができないような期間とい

うふうになります。しかしながら、瀬田地区は上井手の最上流部に位置する、一番上のほうに位置しておりますので、冬季期間でも通水が可能であること、また当該地区では、冬季期間は休耕田が多いことから、そのまま何も作付されていない水田が多いということでございます。そういったことから、営農の影響が少ないこともあって、冬季湛水の実施が可能な地区ではないかということで特定をさせていただいた経緯がございます。

湛水事業は、あくまで営農の合間に行っていただく、湛水を優先することは好ましくないんじゃないかなというふうにちょっと思うところでもございますので、本町における冬季の営農体系は、御存じのとおりニンジンが最も多うございました。菊陽町において、冬季湛水が可能となる条件を具備するような地区や地域は、今のところ見当たらないような状況でございます。菊陽町における集団的な冬季湛水は、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに今考えているところで、そういった条件から考えているところでございます。

本町では、営農の合間の湛水事業を推進しながら、水稻作を推進していきたいというふうに考えているところでございます。できますれば、地域や農家の皆様方から協力が得られれば、水稻作を通じて、農村地域と企業との交流が深められるような活動へ展開していければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 今の答弁によりますと、菊陽町は水稻作を進めていくというほうで、貯水のほうを進めていくというふうにお聞きしました。

菊陽町でも大津町でも、農家の方の協力によって、夏季涵養を今までは進めてきたと思うんですけども、水循環型営農推進の助成は、20年変わってないと聞いております。協力団体にしても、熊本市をはじめ計6団体と聞いております。J A S M及び今後進出してくるであろう企業にも協力を要請すべきではないかと思いますが、2番の水循環型営農推進事業について、どのように見直していくか、お聞きします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 冒頭に、この事業につきましては水循環協議会の事業でございますので、その中で改定があらうかというふうに考えております。

現在、水循環型営農推進協議会において、地下水涵養につながる水田湛水事業をさらに推進するに当たり、実施要領の見直しが行われているところでございます。まず1つ目に、水張りの実施期間の拡大でございます。現在は5月1日から10月31日までとなっておりますが、このたび慣行水利権の取得によりまして、冬季湛水が可能となり、新たに11月1日から翌年2月末まで期間の間、湛水が実施できるよう検討されているというふうにお聞きしております。

2つ目に、助成金額の引上げでございますが、水循環型営農事業は、平成15年10月に水循環型営農推進協議会が設置されまして、平成16年度から実施がされております。事業開始から約20年、その前から助成金の単価が変わっておらず、現在の作業単価に見合うよう、助成単価の

見直しを検討されると伺っております。

3つ目に、水稻作の作付の前後の事業取組についてでございます。現在は、水稻作の前後の水張りに関しましては、事業対象外というふうにされております。国の減反政策や米の生産調整が廃止されているということもございまして、事業対象とすることを今現在検討されているということもございまして、3つの方策が今検討されているということもでございます。今後、この見直しを含んだ実施要綱改正案を協議会の理事会に提案されて、令和6年度から取り組めるよう準備が進められているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 今の答弁には、1つ目に水張りの実施期間の拡大、それから2つ目に助成金額の引上げ、3つ目に水稻作の作付前後の事業取組とおっしゃいましたが、令和6年度から始める予定ですか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） あくまでも今案が作成されつつあるということです。検討されているということもでございます。正式には、先ほど申しましたように、理事会に諮られて決定した後の実施というふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 気になるところは、この助成金額の引上げについて少しお聞きしたいんですけども、現在は15日以上25日未満が8,250円、それから25日以上40日未満が1万1,000円、それから最高が115日以上120日以下が2万7,500円になっております。これに対して少し金額でも分かれば教えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 大変申し訳ございません。推進協議会の中で決定されることとございますので、私のほうからは申し上げる立場にございませんので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 農家の方は少し6年というと4月1日からだと思うんですね。そのときにはしっかりと貯水してくださる農家の方たちに説明が行くようにしていただきたいなと思っております。

それでは、3番の質問に行きます。

鉄砲小路や花立地域では農業用水を井戸でくみ上げ、農業を営んでいらっしゃいます。先祖代々農業を営んできた農家の皆さんにとって、この水の問題は本当に不安だと思います。農業用水の井戸を120メートルくみ上げるとして、それより深いところから水をくみ上げる企業の

ことはどういうふうに調査されているのか、お聞きしたいと思います。

そして、3番の農業用水への影響はどのように考えているか質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まず、調査についてでございます。あれは一応予算を措置いただきまして、実施するような形を取っております。まだ実際的には調査の着手をしてないというのが実情でございますので、今後着手しまして、定期的な井戸観測を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

また、後ほどちょっと答弁させていただきますけども、一番は水道企業団さんが隣接地、菊陽町の幾つか井戸掘りでございます。こういった部分の、水道企業団におかれましては、毎日毎日観測されるということで、そういったところと連携をしながら、把握していきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、地下水、農業用水への影響にどう考えるかということで、お答えさせていただきますと存じます。

熊本地域の地下水は、第1帯水層と第2帯水層があると言われております。堀川地区の堀川第6号ポンプの水中ポンプは、標高91.2メートルの地表から、マイナス80メートルの位置に設置されております。近隣エリアの柳水地区に大津菊陽水道企業団の水源池がございますが、ここに設置されている水中ポンプは、標高134.5メートルの地表からマイナス121メートルの位置に設置されております。

このことから、ポンプ位置の深度は異なりますが、水位的には同じ位置にあり、第2帯水層域にある同じ水脈から採取されていると推定されます。大津菊陽水道企業団では、毎日地下水の調査を実施されており、JASMAが日量、試験的でございますけども、1万2,000トンを試験採取された際も含め、日々の水位の変化はあっていないということが確認されております。なお、水位データでは、季節により約10メートル程度の水位の変化が見られるということでございます。

以上の調査結果から、現時点での農業用水の影響は少ないものと考えているところであり、大津菊陽水道企業団から協力をいただきながら、水位の変化に注視するとともに、異常があれば熊本県をはじめ関係機関と連携し、対応していきたいというふうに考えております。なお、本町におきましては定期的な観測を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 一度、小林議員と馬場議員が先頭に立って、水道企業団、それからおおくの方たちと一緒に意見交換会をしたんですけども、そのときに第1水源ポンプ、それから第2水源ポンプ、第3水源ポンプについて、1日だけの揚水というか、水揚げをする数字をいただきました。やっぱりこれは1日だけでは分からないし、これから2日目、3日目、何日も毎日続くわけですから、ぜひ水道企業団と協力しながら、そちらのほうはしっかりと見て

いただきたいと思います。

では、3番の質問はそれで終わります。

11月20日のテレビや21日の熊日新聞の報道でも、県は企業の立地が進む菊陽町と合志市と連携して、半導体工場の排水対策に当たる協定を結びました。これは、工場から出る排水の処理がいかにか課題になっているかというあかしでもあります。熊日新聞の紙面によりますと、国際的な半導体メーカーの進出により、さらに企業の集積が加速することを期待している、既存の処理施設だけでは賄い切れない事態が想定されるという記事も掲載されていました。それに対してはもう県と一緒に対応されているのかなと、最近のニュースが入ってきております。

それから、11月21日の産経新聞では、近畿地方の約1,600万人の水がめと言われる琵琶湖の水位がマイナス61センチになったと、最近では67センチになったという報道がありました。平成14年以來の取水制限を実施する可能性もあるとのことでした。今年のように、菊陽町もちろん熊本も全国的に雨量が極端に少ないなあと、白川を見ても思います。こういうことも視野に入れて、これからやっていかなければいけないのかなと思っております。そのためには、計画的に水をどんどん治水することをしていかなければいけないのかなと思っております。

そして、今回の質問は、農業を営んでいらっしゃる農業の方に心配の言葉がありましたので、させていただきます。そして、私は菊陽町の第1産業は農業だと思います。守るべき農業について、町長の72の具体策の中で、TSMCや様々な会社が進出してきても菊陽町の環境は守りますと言われております。町長の菊陽町の農業についてどうお考えか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、質問にお答えします。

まず、農業ということですが、実は私自身も農業を営んでおりましたし、今も田んぼもつくっております。お話のようにやはり菊陽町はまだまだ1次産業が盛んな町にならなければいけないというふうに思います。そういったところからも皆様方に御提案をさせていただきました都市計画マスタープランも改めて作り直しますし、総合計画の中にもそういったところを盛り込んでいかなければいけないというふうに思います。

というのも、やはり佐々木議員も御存じだと思いますが、菊陽町は特に若い後継者の方々非常に元気でございます。非常にやりがいを感じて、この菊陽町の農業を今盛り上げようとされてる方々が多くいらっしゃいます。それと同時に、これまで営んでこられた、菊陽町の農業を支えていただいた方々もたくさんいらっしゃいますので、守るべき農地はしっかりと守っていきます。それと同じように、農家の皆様方もしっかりと守っていきたいというふうに思いますし、地下水のことが非常に皆様方御心配をされてるようでございますが、そのためにもやはり水田の涵養事業というのは必要になってこようかというふうに思います。やはりデータというのを皆様方にもできる範囲でお示しをしながら、可視化をしながら、この地下水の涵養も含めて、この事業には取り組んでいく必要があるというふうに思いますし、冒頭申しました

ように、菊陽町農業はこれからもしっかりと守ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 町長の守るべきものはしっかり守っていきますという言葉を書き聞きましたので、それをまたお伝えしたいと思います。

別の情報なんですけども、宅地への農転がすごく多くなっています。令和2年度は10件、それから4年度が12件、本年度は、令和5年度、今までの数字で、もう29件の農転がされています。農業をやっている方が少しずつ、主にやっていない方が少しずつ売られてるのかな、農家をやめられてるのかなという心配もあります。でも、何と言っていいかわからないんですけど、町長のおっしゃるとおり、守るべきものは守って、町民のためにぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、2番の質問に行きたいと思います。

2番の質問に行かせていただきます。防災の取組についてお聞きいたします。

熊本県は今まで九州北部豪雨、熊本地震、球磨川流域豪雨災害と、10年余りで大きな災害を経験しています。被害の規模が大きいほど、公的な支援の到着が遅れる現実であります。また、公助には限界があります。いざというときに地域で組織的に行動し、助け合う自主防災組織が非常に大事になってまいります。内閣府の今年3年版防災白書によりますと、令和2年4月1日現在、活動カバーは84.3%ということでした。

1番の菊陽町内の区単位で自主防災組織に取り組んでいるところはどこまで進んでいるのか、また活動状況はどのようになっているのか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

本町における自主防災組織の組織状況は、町内64の区、自治会のうち、52の区、自治会で組織されており、令和5年3月末時点の世帯数ベースの組織率は85.0%となっております。令和4年度の全国組織率84.7%と比較しても同程度の状況となっております。

自主防災組織の活動としましては、住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るため、主に住民の避難訓練や初期消火訓練、災害危険箇所の巡視などが行われております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 以前、同僚議員の質問に対して、本設立の地区は県の危機管理防災課から自主防災組織支援員を派遣していただき、設立のための規約作成や班編成に係る助言、指導、必要性、役割などに関する講演など、組織率向上に向けた取組を行っている、自主防災組織は大規模災害時を想定すると、自治会単位で設立したほうが最も機能を発揮すると考えており、光の森町民センターの完成に伴い、そこを拠点として、まずは合同で広域的な組織をつくることを一つの方策として考えており、広域的な組織から始め、各地区の組織が安定してき

たら、おのおので組織を立ち上げるといった段階を踏むことも提案してまいりたいと回答されていきました。

それでは、2番の取組の進んでいない区に対してはどのような働きかけを行っているのか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

町では区長会の防災研修会において、自主防災組織の現状、組織率の報告や自主防災組織の取組の事例発表、自主防災組織設立のお願いなどを行っております。

また、自治会から設立に向けての相談があった場合には、自治会長に活動事例紹介や設立に向けたスケジュール、補助金の説明などを行い、必要に応じて住民に対する説明会を実施しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） その実績はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

実績につきましては、今現在自主防災組織が64自治会のうち52自治会で設立しているところではありますが、最近の実績といたしましては、令和4年4月に鉄砲小路のほうで自主防災組織の発足のほうを行っております。また、あと残り12地区、まだ未設立の自治会がございますので、こちらにつきましては引き続き自治会と協力連携のほうして、一つでも多くの自治会に自主防災組織の立ち上げを行っていただくよう働きかけ等を行っていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 3番の防災士について少し聞こうかと思っております。防災士の会員数を自治区に2名ぐらいは必要との考えがありましたが、防災士連絡協議会の会員数及び活動状況はどのようになっているのか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

町の防災士連絡協議会の会員数は現在82名であります。ここ二、三年はコロナ禍で会の活動が制限されておりましたけれども、今年度は6月に馬場楠区の危険箇所点検への参加、7月に井口区においてAED救命講習、10月に開催したきくよう防災フェスタにおいてAED救命講習、11月に熊本県防災センター視察研修などが行われており、地域防災力の向上につながる積極的な活動に取り組まれております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 以前、同僚議員の質問に対して、消防団の分団長以上を経験された方で、防災士になっていただけるような方をリストアップして、防災士資格を取得していただけるよう進めてまいりますという答えでした。警察官や消防署職員の方々については、把握は難しいことかもしれませんが、情報収集に努めてまいりたいという回答でしたが、その後の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

まず、消防団の分団長以上を経験された方、こちらにつきましては、日本防災士機構のほうで防災士を資格取得するに当たって、防災士養成研修の履修の免除、また防災士資格取得試験の受験の免除、また救急救命講座の免除と3要件の免除の規定のほうがございます。

分団長以上OBの方に対しましては、いろいろな交流の場等でお会いしたときに、このような特例の御説明のほうさせていただいたところがございます。今現在、OBの方1名の方が実際防災士の資格を取っていただきまして、防災士連絡協議会のほうにも一度加盟のほうしていただいたところがございます。

また、今現在、現役の消防団につきましては、分団長以上の方に対して、幹部会議等ですっかりとこの特例制度の説明のほうはさせていただいております。また、警察とまた消防署職員に対しましては、各管轄の部署のほうで、現役の職員の方に対してパンフレット等で、この特例制度についての御説明のほうをされておるといふことで聞いております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 私が住む地区では、定期的に防災訓練、避難訓練を行っています。

これは、自主防災組織がメインとなって行っています。避難と防災がメインになっており、そこに防災士が加わることにより、地域の防災に対する点検と救命活動をプラスになり、総合的な訓練になると思っております。昨日の藤本議員の一般質問の中で、区長さんに防災訓練をするときに、地域の防災士を紹介していきますという話がありました。私としましてはその自主防災組織と防災士、それから区長さんを集めた会議をすべき、研修をすべきだと思っております。町はどのように考えているのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 4番目の質問ということで。

（9番佐々木理美子さん「はい」の声あり）

質問にお答えをいたします。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという地域住民の連帯感に基づき自主的に結成され、自発的な防災活動を行っている組織でございます。また、防災士は防災に関する専門的な知識を有することから、地域の自主防災組織の中で防災リーダーとなり、自治会長の相談役として機能してもらうことが必要であると考えております。

町としては、防災士の皆さんに地域に密着した活動を行ってもらい、地域の防災力の強化を図ってもらうよう、防災士と自主防災組織をつなげる活動を今後も行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 地域の中には防災士がいない地域もございます。実はうちの地区にはいないというのを危機管理のほうに聞いていたんですけど、どうぞどんどん進めて地域の防災力、それからそういう力をつけるような組織につくっていったくださいという気持ちでいっぱいです。

それでは、3番の町内のトイレの整備についてお聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さんにお聞きします。

(5)は削除ですか。割愛ですか。

佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） ごめんなさい。マイ・タイムラインの作成の啓発について質問させていただきます。

私の玄関にはハザードマップは貼ってあります。それは2019年のもので、多分町の避難場所であったりとか、変わってきてるんだろうと思いますが、更新はできていません。でも、情報は紙のもので、それどうしても古くなるのですが、今は皆さんがスマートフォンとか持っていらっやあって、気象庁のサイトからキキクルとか、無料でNHKの防災アプリとか、非常に有効に使えるものがありますので、そういったところの使用方法なども同時に啓発していく必要があると思います。

マイ・タイムラインというのは、皆さんも言葉が大分出てきていますが、御存じだと思いますが、自分で心構えをつくるものです。これについては、県が非常に推進をしていましたし、熊本県のバージョンをこの間ちょっと試してみたんですけども、パソコンがなくても、スマートフォンで簡単に入っていました。画面にはくまモンが楽しげに出てくる学習編ですので、学校の防災学習、家族で子どもさんたちと一緒に見て考えるといいと思いました。家族で共有する情報の量は多ければ多いほどいいと思います。このマイ・タイムラインの啓発についてどのようにお考えか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

マイ・タイムライン作成の周知啓発につきましては、町の広報紙や生活便利帳、ハザードマップにマイ・タイムライン作成の紹介記事を掲載し、その中で手軽にマイ・タイムラインを作成することができる、今佐々木議員も申された熊本県のサイト、くまもとマイタイムライン、それから国土交通省のサイト、Webでマイ・タイムラインの紹介も行っているところでございます。今後も周知に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） このマイ・タイムラインですけれども、家族で考えるには、自分たちが何か起きたときにどこに避難するとか、そういう内容のものでございます。私も京都に娘がいますが、いつも言います。お母さんは何かあったら前の小学校に行くよという話をしていますので、そこは熊本地震のときも娘も安心して、お母さん大丈夫ねという声もありましたが、ぜひ、それと今教育委員会で行っている親の学びとかクラスレクリエーションとかあると思うんですけれども、そういうところでも家族で考えるにはとてもよいプログラムだと思います。ぜひ活用していただきたいとお願いし、次の質問に移ります。

3番に入ります。町内の施設のトイレ整備について。

今回の質問は、運動会、保育園の運動会に参加された保護者の方から、小学校の体育館のトイレに洋式がなくて困ったという声をお聞きしました。実際、各小学校、町民センターの状況を把握させていただきましたが、菊陽町の公共施設等総合管理計画によると、町民センターは令和8年度から施設改修がなされています。小・中学校は校舎施設及び大規模改修が令和8年度までとなっておりますが、トイレの整備状況について答弁をお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 私のほうからは小・中学校トイレの整備計画について御質問にお答えいたします。

小・中学校のトイレの整備につきましては、平成17年度から3か年かけて整備いたしました武蔵ヶ丘小学校の校舎の耐震補強を含む大規模改造工事から、トイレの整備方針として便器の洋式化及びトイレの乾式化を計画的に実施しております。

令和2年度までに校舎内における便器の洋式化は全ての学校で整備しており、校舎内におけるトイレの乾式化が未整備となっているのは武蔵ヶ丘北小学校のみとなっております。

体育館につきましては、現在トイレの乾式化が未整備となっているのは、武蔵ヶ丘北小学校と菊陽西小学校の2校となっており、便器の洋式化が未整備となっているのは菊陽西小学校のみとなっております。

今後の整備計画につきましては、菊陽西小学校は、令和11年度から1棟ごとに4か年かけて整備を計画している大規模改修工事にて、体育館のトイレ整備を行う計画でございましたが、学校教育環境の改善を図ること、及び社会体育への開放などにより多くの町民が利用することに配慮いたしまして、先行工事として令和6年度に便器の洋式化を行う計画でございます。

武蔵ヶ丘北小学校は、令和7年度から1棟ごとに4か年かけて整備を計画している大規模改修工事にて、老朽化した給排水設備の改修と併せまして、校舎及び体育館にバリアフリートイレを新たに整備することで、教育環境の改善及び災害時の避難所としての機能強化を図る計画でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 町民センターのトイレの整備計画につきましては、私のほうからお

答えをいたします。

町民センターのトイレ整備につきましては、先ほど申された公共施設等総合管理計画において、令和6年度から令和8年度にかけて、武蔵ヶ丘コミュニティーセンター、東部町民センター、西部町民センターの施設改修を計画しておりますので、その中でトイレ整備も含めて実施する予定としております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 西小のトイレの整備については11年度以降の予定でしたが、来年度していただくということで安心して、やっぱり保育園の子どもたちの運動会で使ったりとか、これからは気候の変動で、小学校の子どもたちも体育館を使うことが多くなると思います。それから、高齢者の方が避難するときに、やっぱり和式トイレは座れないということをおっしゃりますので、本当に来年度整備していただけることにありがたく思っております。

それから、町民センターについてなんですけども、町民センター、先ほど施設整備、菊陽町公共施設等総合管理計画によって、それに沿って改修を計画してるということでしたが、この中にあった武蔵ヶ丘コミュニティーセンターは28年、建ってから、東部町民センターは41年、それから西部センターは37年たっております。武蔵ヶ丘コミュニティーセンターと東部センターは、令和6年から7年までの間に改修の計画を立てております。西部センターは、令和7年から8年とあります。西部センターはあまりにもひどいんですね。トイレの設備しか私見てませんが、2階のトイレはまず水が止まらない、だからもう大本から止めてある、1階のトイレも見て回ったんですけど、もうトイレの壁は剥がれて、ドアのベニヤ板も剥がれて、とても町民センターですよって言えるところではないなと私は感じております、建設からの年数も考えますと、私は西部センターを、より早く改修計画できないかどうか、お聞きしますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 西部町民センターにつきましては、住民生活部に属する町民課で管理しておりますので、私からお答えいたします。

西部町民センターは昭和60年2月に建築され、38年が経過しております。このような中、先ほど総務部長が答弁しましたとおり、施設改修を行うこととなっており、私と中村町民課長で施設の状況確認を行っております。御質問のありました西部町民センターのトイレの状況についてでございますが、トイレの壁やドア、給排水設備など様々なものの老朽化がかなり進んでいる状況にあります。

西部町民センターは、光の森町民センターと同様に西部地区の核となる場所であり、災害時の避難所にも指定されております。また、思わぬ危険やトラブルが起こることを未然に防ぐことから、早急に施設の改修を行う必要があると認識しておりますので、令和6年度にトイレ整備を含めた施設改修工事の設計業務を行い、令和7年度には改修工事を実施する予定で進め

てまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 町民センター、学校の体育館のトイレ全て見て回ったんですけども、やっぱりひどいなと思うところはひどいです。保護者の方が言ってこられたということで、一応教育長にもお伝えして、早急な改修計画を立ててくださったんですけども、これからは私はいろんな人のお話を聞いて、届けていきたいと思えます。

これで一般質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 佐々木理美子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時56分

再開 午後2時6分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 今年最後の一般質問になります。

私たち今年改選で議席を得まして、私も最初の頃は、一般質問は本当多くて4名ぐらいで、2名、3名というときがありましたので、本当に今回僚議員も含めて、今回12名ということですが、やはりこれだけいろんな方面から議員が提案や提言をして、そしてそれがまちづくりの推進に大きく役立つのではないかというふうに強く思っています。

また、町長の72の政策提言集も、これに沿ってどこまで進められているのかどうか、そういうのをしっかりチェック、検証する機会にもなるのではないかと思います。

今日私は主に福祉関係、給食の無償化などを取り上げていますが、申し訳ないんですけど、3番の介護保険制度を1番にしまして、次が重度心身障害者、そして給食の無償化という順番で進めさせていただきます。

また、ちょっとまだ足が不安定なので、すみません、座ったまま質問をしまするので、よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 許可します。

○16番（小林久美子さん） 引き続き議長よろしく申し上げます。

それでは、早速第3の介護保険制度を一番最初に持ってきてまして、町の第9期介護保険事業計画についてはどのように検討がされているかという質問なんですが、介護保険制度は、皆さんも御存じのように、もう始まって二十数年になるんですけど、介護を必要とする本人が申告をして、市町村が介護認定をして介護度を決めます。そして、ケアマネジャーと相談して、どのようなサービスを受けるかを定める制度です。

また、保険から支払う上限額は認定段階ごとに決められてまして、所得に応じて1割、2割などの利用料が請求されます。そして、高い保険料を支払ってきているので、利用する、多分私の場合は年間10万円ぐらいだと思うんですけど、利用することは私たち町民の権利だというふうに思っています。

介護保険につきましては、初日に、今の来年度からどのように次の9期介護事業計画をしていくかという説明がありましたが、このことについて、町の第9期介護保険事業計画については、今どのような検討がなされているのか、まずその点について答弁をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど小林議員が言われましたとおり、先日、12月5日の議会全員協議会において、第9期の介護保険料について説明をさせていただきましたが、第9期介護保険事業計画の検討状況についても同じ内容を要約し、説明をさせていただきます。

第8期の介護保険料基準額、月額5,700円は、第6期からの3期、9年連続で据え置いてきましたが、第9期は月額5,961円に引上げを行わざるを得ない見込みであります。

まず、介護保険料基準額引上げの概要を説明いたします。

介護サービス等の提供に必要な給付費の合計見込額は、第9期の3年間で約92億円、第8期から約11億円の増加になります。介護保険料の上昇を抑制するため、準備基金を2億8,000万円取り崩したとしても、第9期の3年間で必要な介護保険料は約20億8,000万円となり、第8期から約2億円の増加になります。

次に、介護保険料基準額の引上げの要因となる3つの背景を説明させていただきます。

1点目は、第9期計画期間中の推計で、介護サービスを必要とする85歳以上の高齢者が特に増える予測になっていること、2点目は、第9期計画期間中の推計で、介護サービスを利用する場合において、1か月に利用できる金額の上限が高い要介護3以上の重度者が多く増える予測になっていること、3点目は、第8期計画期間中の実績で、65歳以上被保険者1人当たりの費用額は、平成30年度から令和3年度までは4年間で1,000円上がる程度でしたが、令和4年度の1年間には2,000円と急激に増え、同じ時期に在宅サービスの費用額も1億円増加していること、こうした背景が第9期計画期間中に介護保険料基準額の引上げを行う要因になったと考えております。

なお、先日の議会全員協議会でお示ししました、第9期介護保険料の額が現時点での数値であり、今後詰め作業を行い、正式な介護保険料の額は令和6年3月議会において改めてお示しさせていただきます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 今、来年からの介護保険料を、正式には来年3月議会において保険料の額は決めるということでしたけれども、今の町の説明では値上げをするという答弁でし

た。介護保険については、家族によって担われてきた高齢者の介護を社会で支えるという目的を掲げてスタートしました。制度の創設に当たっては、非常に国民、町民の期待も大きく、賛成するという声も大きかったんですが、一方で、保険料は払うけれども、実際介護を受けようと思うときに、また利用料が高くて、本当にちゃんと受けられるだろうかという懸念も最初の頃からありました。40歳以上の国民から保険料を徴収する一方で、介護を必要とする人が要介護認定や利用者負担などサービスを利用する場合、またその負担をクリアして、必要な給付を受けられるかが不安視をされてきたものです。

私は選挙の改選のたびに、町民の皆さんに町政アンケートということで御意見をお聞きしているんですが、この中では、応援していただく方も高齢の方が多いいというのものもあるかもしれないんですけど、やはり介護保険料や利用料についての負担感が非常に大きいという声がたくさんあります。なぜかといいますと、やはり70代、80代になって、なかなか病気をしてしまう、そして認知症とかそういう病気も出てくるということで、介護費用の負担とともに、医療費の負担ものしかかるからです。

今、この9年間、3期介護保険料を上げてこなかった町の姿勢は、非常に町民の方にも分かっていると思いますが、今のこの物価高の中で、また介護保険料をこれ以上上げていくという今の答弁で、本当に町民の方の不安が大きくなるのではないかと思います。それで、介護給付費の準備基金は2億8,000万円、上昇を抑制するために次の期で2億8,000万円を取り崩すということでしたけれども、令和4年、5年の見通しも含めて、現在の準備基金と、それから全額を入れるのかどうか、この点について確認をしたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） お答えいたします。

まず、準備基金全体の額としては、今約3億4,000万円程度を持っております。そのうちの6,000万円については、令和5年度で繰入れを予定しておりますので、今自由になる基金額としては2億8,000万円になると、その残りの6,000万円については、今年度でどこまで繰り入れるかということもありますので、先ほど今後詰めの作業を行うと申し上げましたのは、その6,000万円のうち、まだある程度第9期に繰入れが可能かどうかということの判断をしていきたいということでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 介護給付費準備基金については、ぜひこれ令和5年度の推移も見ないといけないんですが、ぜひ基金を繰り入れていただきたいということと、介護保険は多分今まで全然赤字にはなっていない。制度を維持するためということもあるんですけども、スタート当初は恐らく介護保険、3,000円は行かなかったのではないかと思います。それで、今提案されている額は、ほぼ倍になっているのではないかというふうに思います。

それで、今介護保険については、後でまた介護保険料、利用料の負担軽減はできないかとい

うことで質問をさせていただきますが、やはり介護保険の運営そのものは国の方針がどうしても前提になっているということがあるんですけども、介護保険利用料の負担拡大をめぐって、厚生労働省は昨日の社会保障審議会の部会でいろんな反対論が出る中でも、議論を打ち切って、来年度予算編成の中で利用料の負担も決めるということを審議会で出されています。

ただ、このまま負担増となれば、保険料は一方で上がりながら、昨日の審議会で出された、利用するときの利用料の負担も上がるということになります。早くて25年8月から国は施行するという構えなんですけれども、そうなりますと、原則1割負担の利用料を2割負担とする対象者を拡大し、負担を押しつけるものになりかねません。そうなりますと、利用料が倍加する人が相次ぎ、利用控えが懸念をされると思います。

先日のプライムニュースでは、元厚労大臣の田村さんや山井さんなんかも議論されていましたが、今のまま利用料も上がっていけば、例えば老老介護してる人とか、そういう人たちが耐え切れないのではないかというような議論をされていました。部会の中では、今動いてる問題なので、2割負担に引き上げる対象者の所得基準が明確にされない状態で議論が打ち切られています。

今日の熊日にも、介護2割負担拡大、厚労省の試算で年90億円給付を抑制となります。ということは90億円、これは国ですけども、国民がそれだけの負担を負うということになると思います。話を聞いてると、保険料と利用料があるので、ちょっと聞いておられる方分かりづらいかもしれませんが、1つは町が来年保険料を上げると言っていること、2つ目に国は今介護の2割負担を拡大する、これは利用料ですね。介護サービスを受けるときの利用時の自己負担を2割とするという今動きをしています。

現場はなかなか大変だと思います。やはり今まで1割負担だったものが2割になる、私の結構身近な人でも、例えば母親が施設で入所している、十四、五万円かかる、そしてその中の四、五万円しか本人の年金では賄えない、あとは子どもが分担して、例えば2人の兄弟だったら毎月5万円ずつ出しているとか、そういう方もたくさんいます。

そういう中で、そういうふうにならされているんですけども、本当に保険料も2倍になったり、この間、給付は減って負担が増えてるので、介護保険サービス非常に分かりにくい、どんどん複雑になって、分かりづらくなっているということも問題だと思います。

それで、次の介護保険料、利用料の負担軽減は、町として考えられないのかということをお聞きしますが、この答弁をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

本町においては、国の政策に基づき、現在も所得段階が低い低所得者に対し、公費を投入した介護保険料の負担軽減策を行っておりますが、国においては現在同じ低所得者に対し、公費と高所得者の介護保険料を投入した、さらなる負担軽減策の検討が進められております。

第9期の介護保険料は引上げの方向であることは先ほど説明しましたが、国が現在検討中の

新たな負担軽減策を本町の低所得者の介護保険料に適用させた場合、第8期の介護保険料よりも下がる事例もあります。また、利用料の負担割合についても、先ほど小林議員説明されましたけども、国において見直しの協議が行われており、現在2割負担の人の範囲を拡大する方向で検討が進められております。

国では、市町村が単独で介護保険料の減免を行う場合の三原則を通知しておりまして、介護保険料減免分に対し、一般財源の投入を行わないというのが原則の一つであります。介護保険料等の負担軽減策を行う場合は、財源として介護保険料または一般財源を充てる必要がありますが、一般財源の投入は介護保険制度の被保険者以外である40歳未満の住民の税金も投入されているため、国ではこうした住民からの理解が得られにくいと指摘しております。

また、一般財源の投入を行い、介護保険料等の負担軽減策を行うと、国民健康保険制度など他の制度の運用に支障があると指摘しております。加えて、一般財源を一旦投入すると、一般財源の投入が常態化し、一般財源の圧迫等の問題が生じることも指摘しております。

本町では、こうした指摘を踏まえ、国が通知する介護保険料減免分に対し、一般財源の投入を行わないという原則を守る考えであり、介護保険料等の負担軽減策は、国が行う政策の範囲内で実施する方針であります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 介護保険料、利用料の負担軽減はできないかという質問をいたしました。今、東部長の答弁では、介護保険料、市町村が単独で介護保険料の減免を行う場合、介護保険料減免分に対して一般財源の投入を行わないというのが原則の一つということでしたが、それ以外にも一般財源の投入は、介護保険制度の被保険者以外の税金も投入されるため、こうした住民からの理解が得られにくい。これは40歳以上の方だと思いますが、それと答弁では、もう本当国が指摘してるので、もう国が行う政策の範囲以外は、もうできませんよというのが今の東部長の答弁だったと思うんですけども、それでは町民の負担感がやはり守れないと私は思います。

それで、ぜひ一般財源からの繰入れも否定されているし、菊陽町では介護保険料の負担軽減策は、国が行う政策の範囲内でしかできない、負担軽減策は取れない、保険料も値上げせざるを得ないという答弁でしたが、町長、これでは高齢者の、もちろん菊陽町発展はしていますが、やはり今まで若い町だったので、高齢者も増えるのも急にやっぱり増えるという事態もあると思うんですね。菊陽はやっぱり高齢化率も結構速度が速いといいますが、その準備をしておかないといけないというのは、私大分前に県の会議でもお聞きしてたと思いますが、そういう中で、やはり一般財源からの繰入れとか、国保なんかも一時期行ったことがあるんですけど、そういうのを考える考えはないか、町長の見解をお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、質問にお答えいたします。

この小林議員の質問の件に関しましては、やはり先ほど部長も答弁したように、国が行う政策の範囲内ということで実施する方針はないというところでございます。ただ、いろんな側面から、やはり高齢者の方々のサポートというのは考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 町長の72の政策提言集の中では、例えば15ページ、高齢者については経験、知識、技能を持ってシルバー世代の活躍の場を提供する、生涯現役をサポートするとかあります。ただ、今どちらかというと高齢者の方も70代でも、年金がこれだけ減らされている中で、働かざるを得ない、働いて少しでも将来のために僅かな収入でも得るということで、かなり頑張って、70代、80代でも働いておられる方が多いのではないかとこのように思っています。

それから、25ページに、ごめんなさい、25ページではなかったです。どちらかというと、高齢者の人たちの福祉もあったと思います。ちょっと今探せないの、後でまた触れたいと思います。

今の町長の答弁では、結果として、一般会計からの法定外の繰入れなどは行わず、国の方針のまま、保険料も値上げもやむを得ないということでしたが、もし分かれば、一般会計からの法定外繰入れを行っている自治体もあるかと思うんですが、分かるでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） 全国的に見ますと、議員が今おっしゃったとおり、一般財源だろうが、国の原則に従わないで、介護保険料の負担軽減等を行っているというところは実際あるということだけは把握しております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） やはり町民の暮らしを守る、コロナ禍、そして年金は下がる、そういう中で守るために、一般会計からの法定外の繰入れなども行っている自治体もあるかと思えます。私自身もまた調査をして、しっかり提案していきたいと思えます。

今日のところは、値上げも変わらない。利用料も国の範囲、負担軽減はできないということでしたが、これは来年3月に決まるということですので、私自身も町民の方にも本当にこれでいいんだろうかと、私たちの暮らしが守れるのかということも含めて訴えながら、また提案を引き続きしていきたいというふうに思っています。

それで、もう少し詳しく言いますと、利用料なんですけど、現在は単身世帯の場合は、年金収入などが年200万円以上の方は2割負担となります。例えば340万円以上であれば3割負担です。だから、私がもし介護サービスを受けたいと思ったときは、3割負担になるということなんです。これを政府は、今280万円以上といった基準をもっと引き下げようとしています。そうな

ると、例えば190万円とかなると、月に、そういうふうに引き下げようとしているんですけども、この負担増というのは、少子化対策の財源確保を口実に正当化しているという状況です。少子化対策を一方でするから、高齢者は負担増は我慢しなさいというのが今の政府が考えてる流れです。

ただ、この部会では、高齢者の暮らしは負担増に耐えられないと危惧する意見が相次いだそうです。それから、高齢者の生活を痛めつければ、少子化の改善どころか、高齢になった両親を養う現役世代の生活も苦しくなるということです。先ほどお話ししましたように、施設に入所している親の負担、それは年金がどうしても僅か、結構ある方もいらっしゃると思いますが、やはり例えば母親の場合は年金が僅か五、六万円というところでは、かなり子どもが支払いをしないといけないという、そういう状況もあるということをこの審議会でもしっかり訴えられているようです。国の動きも注視しながら、町としても来年3月までの状況、もう少し検討を進めていただきたいというふうに思います。

恐らく町長にお尋ねしても、今のところは国からの方針どおりということなので、それ以上の回答は得られないと思いますので、次に行きます。

次は、介護従事者の待遇改善です。町としてどう取り組んでいくのか、この点をお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

介護従事者の待遇改善に関しましては、第9期介護保険事業計画の策定委員会において、介護現場の委員の方々から多くの意見をいただきましたが、最も多かったのが介護人材が不足しているという問題でありました。

策定委員会のある委員からは、次の趣旨の発言がありました。

医療・介護関連職種の賃金は、国の統計調査によると、全産業平均賃金と比べ、2022年時点で5万円程度の開きがあること、本町の介護人材実態調査の結果では、介護職員で数が多い年齢層が40代から60代までに集中し、20代から30代までの年齢層が少数であること、20代から30代までの子育て世代は、子どもを育てる収入を得るため、賃金の低い介護業界には入ってくる見込みが少ないこと、介護人材の確保は、介護現場の力だけでは限界に達しており、本町と話し合い、何らかの支援の方策を事業化してほしいという趣旨の発言でございました。

こうした介護現場からの切実な要望を受け、本町では第9期介護保険事業計画において、多様な介護人材の確保、育成を重点取組事項に位置づけ、介護人材の確保に向け、関係機関との話し合いを行いながら、具体的な支援方策を今後検討していく方針でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 介護従事者の待遇改善については、今部長のほうから答弁していただきましたように、介護人材、特にホームヘルパーさんなど不足しているというのは周知の事

実といますか、もうやや手後れ感もあるかもしれないんですけども、今の厳しい現実があるのではないかというふうに思います。

それから、医療・介護関連職種の賃金が全産業平均賃金と比べて5万円程度の開きがある、そしてまた介護職員の年齢層も若い人が少ないという答弁でした。全国的にも、もう60代、そして70代の人でもヘルパーとして働いているという現実があるようです。今後、具体的な支援というところでは、まだこれから今後検討していくということなんですが、なかなかこれもスピード感を持って進めないと、将来的に、5年、10年スパンぐらいで対応が非常に厳しいのではないかと思います、町長どうでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えします。

私も社会福祉協議会の長をしております、やはり小林議員のおっしゃるような問題、課題があるというのは理解をしております。非常にやはり高齢化をしてきますと、介護のやり方、そしてまた介護に向かう姿勢ですとか、そういったところにいろんな支障があるというのは理解をしているところでございます。

先ほども答弁しましたように、関係機関、こちら大学ですとか専門学校ですとか、そういったところに呼びかけをして、やはり人材の確保というのは必要になってこようかと思えます。ただ、これが全国的に問題になっておりますので、ただ介護だけの問題ではなくて、いろんな分野での今人材が足りないということでございますので、そういったところを踏まえて、やはり関係機関との話し合いというところで、まずは私も先頭に立ってそういったところの問題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 町長も先頭に立って取り組んでいただくという力強い答弁でしたが、やはり第9期の介護保険計画で、利用料の引上げとか介護サービスの削減などが実施されれば、コロナ禍で疲弊し、物価高騰で今苦しんでいる高齢者や家族、さらに負担を強いられることとなります。必要な介護を受けられなくなる人が出ないように、町としてもこの介護保険は国が決めるんだだけではなくて、やっぱり現場の状況もしっかりと社会福祉協議会とかの会議等で聞いていただき、今国がどんどん負担増を出そうとしているときに、何とか私はやっぱり皆さんと一緒に押しとどめたいというふうに思っていますので、町長もぜひその辺は考えていただいて、3月保険料の提案も、ぜひ引き下げる方向で再度検討できないかということ考えていただきたいということを述べて、次の質問に移ります。

次は、重度心身障害者医療費助成制度についてです。

重度心身障害者医療制度につきましては、この制度は身体障害者手帳1級、2級に該当する人、療育手帳A1、A2に該当する人、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人、福祉手当受給相当者の重度の障がいをお持ちの方を対象に、診療を受けた1か月分の1医療機関などに

つきまして、通院の場合が1,020円を超える額、入院の場合が2,040円を超える額を助成する制度です。

しかし、今現在では償還払い方式になっていますので、例えば内科を通院した場合、1,020円以上の費用について、後日菊陽町に医療費の助成の申請をして返還されることとなります。障がいをお持ちの方も内科に行ったり眼科に行ったり耳鼻科に行ったり、いろいろあるんですけども、やはり負担感も大きいですし、障がいがあるということでもなかなか役場に来るのも厳しい方もいらっしゃいます。それで御家族の方が窓口で手続をしたりということもありますが、この償還払い方式を、ぜひ役場に来ないでも医療機関の窓口で支払いができる現物給付方式にしてほしいという要望がありました。現在の受給対象者や利用状況など、今の状況についてお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

重度心身障害者医療費助成制度について、本町の受給対象者は令和4年度末で610人、令和4年度の助成額は4,167万5,211円でした。本町では、現在受給対象者から領収書等を添えて申請いただき、内容を確認してから償還払いで助成を行っております。現物給付を実現するためには、健康保険等を取り扱っております国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金、後期高齢者医療広域連合の協力が必要でございます。そのため、各団体との協議を行い、重度心身障害者医療費助成受給者証の更新が行われる令和6年8月頃に実施できるよう準備を進めております。

なお、各団体のシステム上、現時点で現物給付の実施が難しい県外医療機関での受診分、後期高齢者医療分、あんま、はり、きゅう、柔道整復分などにつきましては、実現に向けて該当団体に対し現物給付が可能な環境の整備を引き続き要請してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） すごく前向きな答弁をいただいて、うれしく思います。重度心身、医療費助成の来年8月頃に受給者証の更新が行われる時期に、それに合うように準備をしているということで、これもやっぱり吉本町長が頑張っておられるからだと思いますが、前向きな答弁で、非常に家族の方や障がい者本人の方もやっぱり負担が軽減されるということで、喜ばれる内容だと思います。

ただ、後期高齢者広域連合の担当者の方ともお話をしましたが、なかなか今、後期高齢者医療の対象の方とかは、ちょっと今のシステム上は難しいという答弁でしたが、後期高齢者広域連合の担当者の方も、やっぱり各市町村からそういう意見が上がっていて、システムを今いろいろ検討しているということで、簡単にいかないところもあるけれども、今検討中だということでした。私は後期高齢者広域連合の議員でもありますので、また後期高齢者広域連合でもぜひ検討していただきたいというふうに思っています。

九州では、宮崎や福岡は後期高齢者広域連合でも現物給付を実施しているということですので、熊本でもできないはずはないのではないかとということで、それは取り上げていきたいと思えます。

今、でも答弁があったように、来年の8月頃から実施できるように準備をするということでしたので、スムーズに運営をしていただくようお願いをして、次の質問に移ります。

次は、給食費無償化に向けて、今年度から給食費への月1,000円の補助が実施をされているが、今後完全無償化に向けてどう進めていくのかという質問をしています。

これにつきましては、同僚議員の質問の中で、町長から学校給食費と副食費、令和7年度から完全無償化に取り組もうということで、次の日の熊日で報道されましたし、私の身近な、身近なというか、非常にそれに関心を持っておられるお母さん方も非常に喜ばれていました。やっぱり何とおっしゃったかな、その方は新しい菊陽へというこの提言書があるんですけど、やっぱり新しい菊陽ですねとおっしゃっていて、町長のスローガンのとおりですというふうに喜ばれていたんですが、私はこの給食費の完全無償化の中で、1つはセンター方式ではなくて自校方式を、そのままのまま、この無償化をするというところがやっぱりすごい、すごいというか、それを大事にしてほしいなというふうに1つは思いました。

それから、2つ目は、人口が非常にこれだけ4,300人ですかね、多いこの菊陽町でスタートするというのが、とても大事じゃないかと思えます。これは、国はこういうことしてないのに、町長は取り組まれるので、本当は介護保険も国はしてないのに取り組んでほしいなと思っていますが、今後どう進めていくのかということで、同僚議員のところでは令和6年度は今より重くしますということでしたが、2,000円にされるのか、半額にされるのか、それはまだ決まってないんでしょうか、お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） では、町長に代わりまして私のほうで御説明させていただきます。

まず、一昨日の吉村議員、西本議員のときのお答えとダブるところがございますが、確認というところも含めまして、現在町内の小・中学校における給食費は小学校が1人当たり月額4,300円、中学校が1人当たり月額5,000円と定めております。

今年度から1人当たり月額1,000円の補助と、物価高騰による給食食材の支援として、小・中学校で約500円程度の補助を行うことで、給食費を値上げすることなく現在の徴収額を保っており、保護者の実質的な負担は小学校で3,300円、中学校で4,000円となっております。

菊陽町学校・保育園給食委員会では、これまでと同様の給食を提供した場合、来年度の給食費は今年度よりもさらに値上がりする見込みであるとの試算を出しております。令和6年度の給食費の補助につきましては、先日の吉村議員の一般質問において町長が答弁しましたように、できる限り保護者の負担を軽減できるように、さらに物価が高騰した場合においても現在の保護者負担額を引き上げることなく、今年度よりも手厚い支援を検討してまいります。

また、一昨日、副町長から答弁のありました給食費の公会計化につきましては、先月県内で

既に公会計に取り組んでおります先進地域の取組事例について、もう既に情報収集を行い、どのようなやり方が菊陽町に見合った制度なのか、現在検討を進めているところです。そのため、準備期間となります令和6年度においては、給食食材の調達の仕組みの検討や、納入業者の登録に係る法整備など制度設計を行い、令和7年度からの給食費の完全無償化と併せ、公会計化を導入し、事業が円滑に進むよう取り組んでおります。

付け加えまして、先ほど議員からありました自校給食、8つの小・中学校全て自校給食です。また、地産地消にも取り組んでいます。逆に言うと、これが菊陽町の学校の売りだと私たちは自負しております。3時間目、4時間目になりますと、給食のおいしい匂いが、特におなかすいている中学生あたりはそこで感じています。それを含まれますと、食育につながっていくというところです。

議員お尋ねのどれだけの額をとということにつきましては、これから財政としっかり協議しながら、今年度よりも負担が増えることなく、手厚くなるように協議していきたいと考えます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 来年度、今年度よりも手厚くということで、給食のほうも物価、材料費とか上がっている中でのそれだけの手当てということで、非常に大変だと思いますが、よろしくをお願いします。

それで、町長にこれお聞きするんですけど、その財源ですね、以前ふるさと納税を給食の無償化に使うということでしたが、TSMCの稼働もありまして、TSMCがちまたでは30億円とかいろいろ言われていますが、ちょっと私はそこは分かりませんが、税収も考えてのことだと思いますが、そのふるさと納税での財源なのか、その辺は今の段階ではどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えします。

先日も答弁させていただきましたが、私、当初はそちらにあります72の政策の具体策というところで、ふるさと納税を使って給食費の無償化というのを御提案をさせていただきました。ただ、皆様御存じのように、総務省がふるさと納税の方針を転換というか、若干変えてきましたので、非常に我々地方自治体としても厳しい事業になってきたというのが事実でございます。ふるさと納税に関してはですね。そういうことを考えますと、やはりふるさと納税だけに頼っては、この3億円を超える事業は当然できませんので、そこは今議員がおっしゃったようないろいろな考えの下に、この政策については実施をしまいたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） ふるさと納税だけではなくて、やっぱり税収の全体を見ながらということで、菊陽町がそれだけ頑張れば、周りの市町村に与える影響も大きいのではないかとこのように思います。

それで、今日は質問の通告に上げていませんが、先ほど教育長からもありましたように、地産地消を今推進をされているということでした。それで、すみません、町長の政策提言をあまりにも紹介し過ぎかもしれないんですが、ページ25ページに、産業地産地消の推進ということで、これは食だけではなくて全体の地産地消というのと、それからページ29ページに、菊陽町の農業を守るための5つのアクションというところで、今が旬の食べ物を選びましょう、地元で取れる食材を日々の食事に生かしましょう、しっかり朝御飯を食べましょう、食べ残しを減らしましょうという、あと自給率の向上を図るための様々な取組を応援しましょうということ、これすごく大事だと思うんです。これから給食の無償化は、令和7年度に向けて準備をされると思うんですが、やはり今地産地消の問題や、有機野菜をどれだけ給食に取り入れるかというのが、全国的にもいろいろ取り組まれていますので、私は次の機会にそういう給食の今度は質の問題もありますから、そういう提案などもさせていただき、そして今の町がやっている給食への地産地消も教えてもらいながら、また提案等できたらいいなというふうに思っています。

今日は、介護の問題、それから重度心身障害者の医療制度の問題、また給食費の問題などを一般質問で取り上げてきました。菊陽町、大きな企業が来て今大きく変化しています。私は以前富永町長が町政を進められていたときに、県内で一番、それも10年ぐらいかもしれないけど、土木費が非常に県下で一番高くて、町長、土木費だけではなくて福祉や民生費や、そういうのにもっと力を入れてほしいというのをずっとやり取りした経験があるんですけども、そういう土台のまちづくりがあって、今TSMC、課題もありますけども、来て、そしてこの子どもの給食費、またこれから高齢者の問題、福祉の問題なども、私たちもしっかり取り組んだまちづくりが求められるのではないかとこのように非常に強く思っています。

そして、やっぱり農業と企業のバランス、開発のバランスと言われますが、そこもなかなか一概にはいかないかなと思いますので、そういうこともまた提案していけたらいいなと思いついて、今日の質問を終わります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さんの一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時57分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和5年12月12日（火）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和5年12月15日（金）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（5日目）

（令和5年第4回菊陽町議会12月定例会）

令和5年12月15日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第58号 菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第59号 菊陽町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第3 議案第60号 菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第61号 令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第5 議案第62号 令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第63号 令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 発議第10号 認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）
- 日程第8 発議第11号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書（案）
- 日程第9 議員派遣について
- 日程第10 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程
- 日程第1 報告第19号 専決処分の報告について（道路管理の瑕疵による損害賠償の額の決定及び和解）
- 日程第2 議案第64号 菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第65号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第66号 半導体関連産業の集積に伴う特定公共下水道の設置等に関する協議について
- 日程第5 議案第67号 公の施設の他の団体の利用に関する協議について

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | | |
|-----|------------|-----|-----------|
| 1番 | 鬼塚 洋 さん | 2番 | 吉村 恭輔 さん |
| 3番 | 藤本 昭文 さん | 4番 | 馬場 功世 さん |
| 5番 | 廣瀬 英二 さん | 6番 | 矢野 厚子 さん |
| 7番 | 大久保 輝 さん | 8番 | 西本 友春 さん |
| 9番 | 佐々木 理美子 さん | 10番 | 中岡 敏博 さん |
| 11番 | 布田 悟 さん | 12番 | 佐藤 竜巳 さん |
| 13番 | 甲斐 榮治 さん | 14番 | 岩下 和高 さん |
| 15番 | 上田 茂政 さん | 16番 | 小林 久美子 さん |

17番 坂本秀則さん

18番 福島知雄さん

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤優誠さん

書記 吉本香奈さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 吉本孝寿さん

副町長 小牧裕明さん

教育長 二殿一身さん

総務部長 板楠健次さん

住民生活部長 矢野和幸さん

健康福祉部長 東桂一郎さん

産業振興部長兼
農業委員会事務局長 山川和徳さん

都市整備部長 井芹渡さん

総務課長 梅原浩司さん

財政課長 澤田一臣さん

町民課長兼
光の森町民センター所長 中村康幸さん

税務課長 村上健司さん

介護保険課長 和田征さん

子育て支援課長 石原俊明さん

農政課長 阪本和彦さん

建設課長 矢野博則さん

都市計画課長 阿久津友宏さん

下水道課長 丸山直樹さん

総務課総務法制係長 高山智裕さん

教育部長 吉永公紀さん

学務課長 平征一郎さん

施設整備課長 荒牧栄治さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第58号 菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第1、議案第58号菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（梅原浩司さん） 議案第58号菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

世界最大級の半導体メーカーの本町への進出や近年の急激な人口増加などにより事務事業が増加しています。あわせて、複雑化及び多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に応えるため、職員定数の見直しを行うに当たり菊陽町職員の定数条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、第2条で定める職員の定数を現在の270人から300人へと改めるものです。本改正により、第2条第1項第1号の町長の事務部局の職員207人を227人とし、第2号の議会事務局の職員2人を3人とし、第3号の教育委員会の職員45人を52人とし、第7号の公営企業の職員10人を12人とするものでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、附則で、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第59号 菊陽町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第2、議案第59号菊陽町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次さん） それでは、議案第59号菊陽町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを御説明いたします。

まず、提案理由ですが、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てる基金を設置するに当たり、地方自治法第241条に基づき本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

条例の内容を説明させていただく前に、企業版ふるさと納税の制度について少し説明をいたします。

企業版ふるさと納税は、自治体のまち・ひと・しごと創生総合戦略に係る国が認定した地域再生計画に掲げた事業に対し企業が寄附を行った場合に寄附額の約3割が損金算入、約6割が税額控除、合わせて最大で寄附額の9割が税の軽減を受けられるというものでございます。

なお、個人ふるさと納税とは違い返礼品はなく、寄附の代償として経済的な利益供与を受けることは禁止されております。

それでは、条例の内容を説明いたします。

議案を1枚おめくりください。

第1条の設置では、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるためと基金の設置目的を定めております。

第2条の積立額では、基金に積み立てる額は一般会計歳入歳出予算において定める額としております。

第3条から第7条においては、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用、委任として本基金の管理に必要な事項として、金融機関における預金での保管や本基金は第1条にあるような目的に合った経費に充てる旨などを定めております。

最後に、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

なお、この基金を設置することにより寄附金の受入れ年度で対応する事業だけでなく、しかるべき時期での実施が望ましい事業にも基金を充てることといたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 賛成多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第60号 菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第3、議案第60号菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 皆様おはようございます。

議案第60号菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

提案理由は、国の放課後児童健全育成事業の実施に係る通知が改正されたことに伴い、菊陽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容について説明をいたします。

議案を1枚めくっていただき、参考資料として新旧対照表をつけておりますので、そちらで説明をさせていただきます。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

改正の内容は、国の放課後児童健全育成事業実施要綱に規定されている放課後児童支援員の資格要件が改正されたことに伴い、附則第2条の職員に関する経過措置を改めるものです。

放課後児童支援員は、原則として都道府県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者である必要がありますが、一定期間内にこの研修を修了することを予定している者も放課後児童支援員とみなすことができるとされております。この研修修了予定者の範囲が、令和5年3月31日までに終了することを予定している者とされておりますが、改正後は、放課後

児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者に変更されたものです。

以上が改正の内容の説明でございますが、1枚戻っていただき附則を御覧ください。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第61号 令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（福島知雄さん） 日程第4、議案第61号令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） おはようございます。

議案第61号令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

令和5年度一般会計予算において状況の変化等により歳入及び歳出予算に補正すべき事案が発生したため、お願いするものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に8億7,365万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億3,613万8,000円と定めるものです。

次に、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補

正をそれぞれ計上しているところです。

6ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正は、1の追加で、7件の事業について年度内に完了が見込めないため追加するものです。2の変更は、2件の事業について国の補正予算等の関連により金額を増額変更するものです。

下の7ページを御覧ください。第3表の債務負担行為補正は、1の追加で、4件の事業について令和5年度中に契約事務等を進める必要があるため追加するものです。2の変更は、1件の事業について事業の進捗により、限度額を増額する必要が生じたため変更するものです。

次の8ページをお開きください。第4表の地方債補正は、1の追加で、1件の事業について今回の補正予算に計上した予算の財源として追加するものです。2の変更は、4件の事業について国の補正予算等の関連により増額し、1件の事業について国庫支出金等の増等により減額するものです。

12ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

款の1町税、項の1町民税、目の1個人は、収入見込みにより5,800万5,000円増額しています。

項の2固定資産税、目の1固定資産税は収入見込みにより5,449万円増額しています。

下の13ページを御覧ください。款の17国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金、節区分の1社会福祉費負担金、説明欄の障害児支援給付費等負担金は、給付費の実績見込みの増に伴い、5,096万8,000円増額しています。

目の3教育費国庫負担金、説明欄の公立学校施設整備費負担金は、武蔵ヶ丘北小学校校舎増築に係るものとなりますが、この事業に対する国庫支出金の内容から予算を組み替えるもので、国庫負担金を1億4,082万4,000円増額しております。

14ページをお開きください。項の2国庫補助金、目の6土木費国庫補助金、節区分の3市町村道改良費交付金、説明欄の社会資本整備総合交付金は、道路の新設改良に係るもので11月に成立した国補正予算に関連したものなどで、1億1,177万5,000円増額しています。

目の7教育費国庫補助金、説明欄の公立学校施設整備費補助金は、先ほど説明しました武蔵ヶ丘北小学校校舎増築に係る予算で国庫負担金へ予算を組み替えるもので、1億4,082万4,000円減額しております。

16ページをお開きください。款の20寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金、節区分の2ふるさと寄附金は、年度末までの収入見込みにより1億6,000万円増額しています。

款の21繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、収入増により5,000万円減額しています。

下の17ページを御覧ください。款の24町債、項の7土木債、目の1土木債、説明欄の社会資本整備総合交付金事業（道路）は、国補正予算に関連した道路の新設改良に係るものなどで1億490万円、地方道路等整備事業は、国補正予算に関連して実施する道路新設改良の地方単独

事業分などで1億9,410万円それぞれ増額しています。

次からは3の歳出になります。補正額の大きいものを中心に御説明いたします。

21ページをお開きください。款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費、節区分の7報償費、説明欄の報償品は、ふるさと寄附金の返礼品に係る費用で6,552万5,000円増額しています。

22ページをお開きください。目の11電子計算費、節区分の12委託料、説明欄の総合行政情報システム変更業務委託料は、戸籍及び住民基本台帳などのシステム改修に係る費用で2,401万1,000円増額しています。

26ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費、節区分の19扶助費、説明欄の障害児通所支援サービス費は、対象者の増などにより1億193万7,000円増額しています。

28ページをお開きください。項の2児童福祉費、目の4保育園費、節区分の12委託料、説明欄の私立保育所保育委託料は、こども園に対する給付費について予算を組み替える必要が生じたため7,448万8,000円の減、節区分の19扶助費、説明欄の施設型給付費は、予算組替え及び実績見込みにより6,614万3,000円増額しています。

下の29ページを御覧ください。款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費、節区分の19扶助費、説明欄の子ども医療費助成は、インフルエンザの流行などにより2,877万2,000円増額しています。

32ページをお開きください。款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の3道路新設改良費、節区分の14工事請負費、説明欄の道路改良工事は、国補正予算に関連して実施する菊陽空港線延伸や南方大人足線交差点改良などで3億4,442万9,000円増額しています。

34ページをお開きください。項の3都市計画費、目の4公園管理費、節区分の12委託料、説明欄のスポーツ施設基本設計業務委託料は、スポーツ施設の整備に係る基本設計委託で5,000万円計上しています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） それでは、質問いたします。

31ページの農林水産費、目の17農業構造改善事業で、ここに委託料として総合交流ターミナル施設利活用検討業務委託というふうに入っておりますが、これは「さんふれあ」なんですけれども、「さんふれあ」は委託をもととしているんですけれども、3点ほど質問があります。

なぜこの時期に利活用というものが出てきたのか、その経緯が少し分からない、町はどのよ

うに考えているのかというのが1点目。

それから、2点目としましては、この業務委託となっておりますので委託する際に入札なのかプロポーザルでどのような形で考えているのかが2点目。

それから、3点目は、利活用を検討するとなれば、何かもの変わってくる可能性があると思ってるんですが、そうしますと「さんふれあ」さんそのものの人員配置等も含めて変わる可能性があるんで、この委託料の事業計画そのものは「さんふれあ」と共有されているかどうかというこの3点でございます。

○議長（福島知雄さん） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） それでは、今の質問にお答えいたします。

まず、この委託料の計上の経緯でございます。こちらは総合体育館建設に際し、総合交流ターミナルのにんじむと総合体育館のジム、スタジオとは、当面ソフト系とアスリート系ですみ分けをした運営を行うこととしております。一方で、隣接する総合体育館とにんじむとに類似する機能を持たせることで、利用者が分散する懸念もございます。また、同じような機能を持った施設が隣接地に複数あっていいのか、またにんじむを総合体育館に集約すべきではないのかとの意見があるのも事実でございます、大きな課題と考えております。

9月議会の全員協議会の議題、菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園の指定管理者の指定についてに際しての布田議員の質問に対し、一定の期間並行した運営を行い状況を見ながら集約について判断していきたい旨の回答をさせていただいております。総合交流ターミナルは、都市部と農村部の交流拠点などの目的達成のための機能を持った施設でございます。にんじむを集約する場合、町としてその跡地にどのような目的を持たせ、その目的達成のためどのような機能を持たせるのか調査検討する必要がございます。

また、農産物加工施設氷菓里につきましては、当初ジェラートアイスの製造を行ってまいりましたが、コロナ禍にあってアイスの製造機が故障、廃棄をした経緯がございまして、現在では利活用されていない状況でございます。この施設についてもにんじむの跡地利用と同様に目的と機能について調査検討する必要がございますので、今回の予算はそれらの提案をいただくための業務委託となっております。

2つ目の質問でございますが、入札なのかプロポーザルなのかという質問ですけれども、一応プロポーザルで検討しております。

3つ目に、事業計画の「さんふれあ」との融合ですけれども、一応「さんふれあ」とも十分話を進めながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質問はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 34ページの目の公園管理費の中の委託料でスポーツ施設基本設計業務委託料5,000万円計上されているんですが、これは杉並木公園の北側のところとかなのかな

というふうにと思いますが、この内容、かなり高額かなと思いますので、少し内容について説明をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） ただいまの御質問にお答えいたします。

さんさん公園を拡張して、現在、役場の西側にある町民グラウンドの移設及び新たなスポーツ施設などを整備し、将来的には町長の政策提言である町民が楽しめる総合運動公園としての整備を考えております。

基本設計につきましては、基本計画において定めた基本的な内容に基づいた設計条件との整合を図り、技術的及びデザインの、経済的な見地から設計の指針を明確にし、実施設計に向けて公園等の骨格となる施設の配置計画、基盤となる施設の形状、植栽等について概略の設計を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第62号 令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（福島知雄さん） 日程第5、議案第62号令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田 征さん） 議案第62号令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出の予算の総額に268万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億1,535万5,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。歳入について主なものを御説明します。

款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の4事業補助金102万3,000円は、令和6年度の介護保険制度の改正に備え介護報酬等に係るシステムの改修費用を国が助成するものです。

款の12諸収入、項の5予防給付費収入、目の1介護予防サービス計画費収入130万円は、町直営の地域包括支援センターを含む居宅介護支援事業所等の事務負担軽減のため、介護報酬の支払いを町の直接払いから国保連合会からの委託払いに変更します。このことに伴い、地域包括支援センターの介護報酬は、国保連合会からの収入と国保連合会の支払いの両方で予算の計上を行う必要があることから、歳入歳出を同額で計上するものです。

9ページを御覧ください。歳出について主なものを御説明いたします。

項の4地域支援事業費、項の1介護予防生活支援サービス事業費、目の2介護予防ケアマネジメント事業費、負担金130万円は、先ほど説明しました国保連合会に支払う地域包括支援センターの介護報酬の歳出部分になります。

款の8諸収入、項の3繰出金、目の1他会計繰出金、繰出金102万3,000円は、歳入で説明をしました介護報酬等のシステム改修費に係る国からの補助金を一般会計予算に繰り出すものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第63号 令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（福島知雄さん） 日程第6、議案第63号令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹さん） おはようございます。

議案第63号令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。詳細につきましては、この後補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、下段の支出の第1款事業費用を4,221万1,000円増額し、14億753万4,000円としております。

続いて、2ページをお開きください。第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款資本的収入を2,153万円増額し、7億5,123万8,000円としております。

また、下段の支出の第1款資本的支出を75万円増額し、11億4,131万6,000円としております。

御覧のように資本的収入額が資本的支出額に対し3億9,007万8,000円不足しておりますので、その補填財源についての内容を上段に記載しております。

次に、4ページの補正予算実施計画をお開きください。ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出で、次の5ページの支出を御覧ください。項の1営業費用、目の1管渠費につきましては、備考欄の熊本北部流域下水道維持管理負担金において、電気代や薬品代等の物価高騰により処理場の運営費が資金不足となることから、維持管理負担金が1立米当たり45円から50円に変更されたことにより3,791万7,000円増額し、4億5,955万6,000円とするものです。

また、下段の目の5総係費につきましては、備考欄の下水道事業受益者負担金一括納付報償金において後の資本的収入で説明いたしますが、受益者負担金の増額が見込まれるため、その一括納付に伴う報償金について429万4,000円増額し、7,406万7,000円とするものです。

次に、6ページをお開きください。資本的収入及び支出で収入の項の3負担金、目の1受益者負担金は、備考欄の下水道事業受益者負担金において、JASM進出に伴う宅地開発等により当初の予定額を大幅に上回る見込みであるため2,153万円増額し、8,826万円とするものです。

次に、7ページを御覧ください。資本的支出の項の1建設改良費、目の1施設費、備考欄の農業集落排水事業につきましては、住宅建設等に伴う公共ます設置工事費が当初の予定額では不足する見込みであるため75万円増額し、5億9,211万2,000円とするものです。

次の8ページから、補正後の令和5年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第10号 認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）

○議長（福島知雄さん） 日程第7、発議第10号認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春さん外3名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春さん、趣旨の説明をお願いします。

○8番（西本友春さん） 皆さんおはようございます。

発議第10号認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由について述べさせていただきます。

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための共生社会の実現を推進する認知症基本法が、さきの国会で成立いたしました。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも重症化を予防しつつ保てる力を生かしながら周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ自分らしく暮らし続けることができる社会である。よって、政府に対して認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を各地域で実現することを強く求めるものでございます。

なお、質疑においては自席にて行わせていただきます。各議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第11号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書（案）

○議長（福島知雄さん） 日程第8、発議第11号パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、大久保輝さん外2名の議員から提出されました。

提出者を代表して、大久保輝さん、趣旨の説明をお願いします。

○7番（大久保 輝さん） 皆さんおはようございます。

発議第11号パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書（案）について、議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をさせていただきます。

提案理由を申し上げます。

来年5月に、世界保健機関、WHOの総会でパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されています。

パンデミック条約とは、正式にはパンデミックの予防、備え及び対応に関するWHOの新たな法的文書で、これをいわゆるパンデミック条約と言っています。パンデミック条約は、新型コロナパンデミックを受けWHOの強化を図るため2021年WHO総会で新条約の議論を開始することが決まり、来年5月の総会での妥結を目指して政府間協議が進められているものです。

また、同時並行して改定作業が進められている国際保健規則とは、WHO憲章に基づきWHO加盟国に適用される国際規則です。このいわゆるパンデミック条約草案の内容が、加盟国をWHOの勧告によって拘束することにつながり、保健政策に関する国家主権が侵害され基本的な人権や国民生活に重大な影響を及ぼすのではないかという懸念の声があります。

しかしながら、日本においては、この草案等の内容及び交渉過程が住民に周知されているとは言いがたい状況にあるのではないかというふうに思っております。ですので、この意見書はパンデミック条約等に対して賛成とか反対とかということの前に、まずは情報開示をしっかりと

てほしいという趣旨であります。

現時点での情報が不十分ですので、政府及び国会に対し、現在WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響などを分かりやすく国民に周知すること、国民からの意見を広く集め協議することができるよう必要に応じてパブリックコメントなどを実施し、提出された意見を十分に考慮するよう強く要望し、意見書を提出させていただきます。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

質問は自席にて対応させていただきます。

○議長（福島知雄さん） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 今、大久保議員のほうから提案があったんですけども、このパンデミック条約はまだ確定した正文がないのではないかと思います。その段階で国民の人にどういうふうに知らせるかというのは、どんなふうにお考えなんでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 確定したものがない状態ですけど、今どういった交渉が行われているのかということ、あるいは今現在がどういった案があるのかということ、今の時点で周知していただきたいということで、今回この意見書を提出させていただいております。よろしいでしょうか。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 議席番号5番、廣瀬英二でございます。

まず、発議第11号に対して次の3点から反対の立場で討論をいたします。

まず、1点目の情報開示、今お話がございましたけれども、パンデミック条約の議論はまさに今進行中でございます。国民が接種する国内のワクチンの安全性を含めた承認課程については、まだ議論が尽くされていません。世界保健機関、WHOが開示したものでなければ、日本国で開示できるものではありません。

交渉自体は非公開であり、その詳細について説明することは難しいとされています。交渉の経緯や議論の概要等については、外務省においては特設ページを開設し情報提供が行われているやに聞いております。また、厚生労働省のホームページでも公開する予定になっているというふうに聞いております。

それから2点目に、パブリックコメント、これは来年5月のWHO総会で、先ほどもお話ししましたけども、パンデミック条約の草案及び同規則の改正案の提出が予定されています。国民の意見を広く聞くパブリックコメントを短い期間で処理できるのか、またその反映ができるのか、非常に私疑問を持っております。採択に当たっては、国民の代表である国会議員が日頃から国民の意見を聞きながら国会で議論をして結論を出すものと考えております。

それから3点目に、国の主権が必要か、全世界の一人一人の命が大切か、この点については、非常に私は疑問を持っております。この今日の反対討論の中では、この3点目が私はポイントであるというふうに思っております。

WHOの事務局長はパンデミック条約の目的として法的拘束力のある条約をつくり、現在のコロナ禍で多くの国々が利己的な行動を取った事態を繰り返さないようにするなどと言われております。世界で供給されている新型コロナウイルスワクチンのうち75%が僅か10か国で確保されていると、残りの138か国以上は1回目の接種も受けられない状態にあるようです。国連の事務総長も、そういう意味から指摘をしてワクチン格差の解消を何とかしないとイケないということと言われております。

具体的に言いますと、ある国では人口の約5倍のワクチンを確保し、貧しい国々では人口の3分の1程度しか確保できていないということでございます。今、私たちが考えなければならぬことは、貧しい国の人々の命や暮らしを守るためワクチン格差を是正し、世界全体に公平に行き渡るようにすることが、パンデミックを終わらせる新たな課題であるというふうに私は考えております。

付け加えますと、日本国内でのワクチン接種を望む人は約9割、ワクチン接種を望まない人は1割とされています。私も6回のワクチンを接種しました。しかし、新型コロナ感染をしました。自分も高齢であり非常に心配しました。私の友人も一緒に行動した関係で、基礎疾患を持ってる、年は私と変わらない人ですけれども、この方も感染したんですね。だから、そういう感染をしてもワクチンを打った関係で非常に軽く二人とも済んだという経緯がございます。そういうことで、このワクチンの大切さ、それからワクチンを世界に平等に広げていくということを感じております。

それで、以上のことで反対討論としました。

終わります。

○議長（福島知雄さん） 他に討論はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） この議案についてですが、今、パンデミック条約と国際保健規則の改正案は現在交渉中で文案が出されていまして、それを巡って各国政府と利害関係者の意見、主張を出し合っている最中です。先ほども質問したんですけど、そのように確定した正文がない段階で、私としてはなかなか評価を述べることはできないんですが、やはり私たちは新型コロナによって世界的な健康危機が起こり、多くの低所得国が置き去りにされた。この経験を踏

まえて、世界の人々が新たな最感染症と、最高の感染症といいますか、そういうのから守るために実効ある条約、規則が策定されることを望んでいます。

そういう点からしまして、まだはっきりした正文がない段階でのこの情報公開というところには賛成できないことを述べて反対討論とします。

○議長（福島知雄さん） ほかに討論はございませんか。

布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 私は、本件意見書に賛成の立場から討論いたします。

条約の場合は、本件パンデミックに関する条約ですけど、条約の場合はこれは国会の批准というのが必要になっております。この批准に当たりまして、まだ政府もこの条約の内容をよく把握してないと、その前提となるまず国会議員がおりますけど、国会議員の方々も、これはしっかり勉強してもらわないといけません。その国会議員を支える我々有権者、国民がおります。国民もこの条約がいかなるものかということをもまずは国民レベルで理解してもらいたいと、そのためのこの意見書でありますので、この先にまだ反対討論の方は正文的なものができてないということで、この意見書提出は早急じゃないだろうかということでもありますけれど、それをまずは国民が知るといことのための意見書ですので、これはぜひ必要であるということで賛成いたします。

○議長（福島知雄さん） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 他に討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立少数です。したがって、発議第11号は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議員派遣について

○議長（福島知雄さん） 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定された議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更については議長に一任をいただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認め、お諮りしたとおりと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（福島知雄さん） 日程第10、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（福島知雄さん） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案が5件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。以上5件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題とすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 議員の皆様方におかれましては、12月5日から本日の11日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、承認等いただき、厚く御礼を申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

報告第19号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、町道に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め、和解することについて、令和5年12月5日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

議案第64号は、菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、本籍地の市町村長以外の市町村長に対する戸籍証明書の交付など新たな証明が追加され、その手数料を徴収する必要があることから菊陽町手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第65号は、菊陽町町民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するもので、主な改正点は、国民健康保険の被保険者が出産する予定の場合または出産した場合に、当該被保険者に対して課する所得割額及び均等割額を減額するものであります。

議案第66号は、半導体関連産業の集積に伴う特定公共下水道の設置等に関する協議についてであります。

内容は、セミコンテクノパーク周辺の半導体関連産業の集積に伴う排水対策につきまして、熊本県が主体となり特定公共下水道事業として取り組むために、下水道法第3条第2項の規定に基づく協議について議決を求めるものであります。

議案第67号は、公の施設の他の団体の利用に関する協議についてであります。

内容は、半導体関連産業の集積に伴う排水対策について合志市からの流入を暫定的に熊本北部流域下水道で受け入れるために本町の下水道施設を利用することから、他の団体の利用に関する協議について、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議決を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 報告第19号 専決処分の報告について（道路管理の瑕疵による損害賠償の額の決定及び和解）

○議長（福島知雄さん） 追加日程第1、報告第19号専決処分の報告について（道路管理の瑕疵に

よる損害賠償の額の決定及び和解)を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長(矢野博則さん) 報告第19号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、道路管理瑕疵による破損事故の発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和5年12月5日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、内容について説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第21号。専決処分書。専決処分日は令和5年12月5日です。

1、事故発生日時、令和5年10月31日火曜日午後2時頃。2、事故発生場所、記載のとおりでございます。参考資料に当該事故発生箇所の位置図をつけております。3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。4、事故の概要ですが、相手方が町道古閑原上堀川線の車道を走行中、対向車が来たため左側に車両を寄せた際、道路側溝から露出していた鉄筋を踏んだため、車両左側のタイヤとホイールが2本損傷したものであります。5、損害賠償の額、8万円でございます。

この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後の一切の請求、異議の申立てはしないということが和解の内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(福島知雄さん) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(福島知雄さん) 質疑なしと認めます。

これで報告第19号専決処分の報告について(道路管理の瑕疵による損害賠償の額の決定及び和解)の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第64号 菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福島知雄さん) 追加日程第2、議案第64号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町民課長、説明を求めます。

○町民課長兼光の森町民センター所長(中村康幸さん) 議案第64号菊陽町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、菊陽町手数料条例の一部を改正する条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、改正の内容について説明をいたします。

7枚めくっていただき、8枚目をお開きください。参考資料として新旧対照表をつけておりますので、そちらで説明させていただきます。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。この表は、手数料の徴収する事項及び手数料を定めるもので、戸籍の部を記載しております。

初めに、右側の改正後（案）の1項目めについてでございますが、こちらは本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対する戸籍証明書の交付請求、いわゆる戸籍謄抄本の広域交付が始まることから改正を行うものであります。

また、同じ1ページ目の改正後（案）の下段になりますが、3項目めは戸籍情報を必要とする関係機関において、戸籍に関する情報を閲覧するために必要な情報となる符号である戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が始まることに伴い、項目を新たに追加するものであります。

次に、1枚めくっていただき、新旧対照表2ページ目になります。2ページ目の下段になりますが改正後（案）の4項目めについては、初めにいわゆる戸籍謄抄本の広域交付の改正がありましたが、この項目は除籍謄抄本に関する広域交付の規定が追加されることに伴い、改正するものであります。

続いて、新旧対照表の3ページをお願いします。3ページ目の改正後（案）の中段から始まります6項目めの規定は、先ほど戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円を追加する規定がありましたが、本項目は除籍の電子証明書提供用識別符号の規定になります。手数料は、除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円となります。

1枚めくっていただき、新旧対照表4ページ目になります。4ページ目の下段の8項目めについてですが、利害関係人による指定市町村長に対する届け書の閲覧請求が可能となったことにより、同項を改正し手数料を書類または届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円とするものであります。

それでは、議案の最初に戻っていただいで改めて6枚めくっていただき、7ページ目をお願いいたします。附則の項目になります。

この附則において、この条例は令和6年3月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 議案第65号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 追加日程第3、議案第65号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（村上健司さん） 議案第65号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

最初に、提案理由を御説明いたします。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律は令和5年5月19日に、同改正法に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分については令和6年1月1日から施行されることに伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の内容について御説明いたします。

改正の内容は、国民健康保険の被保険者の出産時における国民健康保険税の減額になります。国民健康保険税の世帯に属する出産する予定の国民健康保険の被保険者または出産した国民健康保険の被保険者につき算定した国民健康保険税に係る所得割額及び均等割額について、出産予定日または出産の日の属する月の前月——多胎妊娠の場合は三月前になります——から出産の予定月の翌々月までの期間のうち、当該年度に属する月数を乗じた額を減額するものです。

なお、この減額する額は、低所得者世帯に係る国民健康保険税の軽減賦課の所得基準等に従い7割、5割及び2割を減額するものとした場合にあっては、その減額後の均等割額から算出した額を減額するものであります。

これより後の説明におきましては、出産する予定の国民健康保険の被保険者または出産した国民健康保険の被保険者については出産被保険者、出産予定日または出産の日の属する月については出産予定月、出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は三月前）から出産予定月の翌々月までの期間については産前産後期間と読み替えて説明させていただきます。

それでは、お手元の議案を4枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明させてい

たきます。

新旧対照表の1ページをお開きください。右側が改正後になります。

第23条は、国民健康保険税の減額に関する規定になります。

第1項及び第2項が逆となっておりますが、第1項には7割減額、5割減額、2割減額について定められています。

第2項は、未就学児がある場合における未就学児の均等割額の減額する額について定められています。

第3項、こちらが今回の一部改正で追加されます産前産後期間の出産被保険者の所得割額及び均等割額の減額する額を定めるものになります。

第1号は、医療費保険分の出産被保険者に係る所得割額について定めるもので、出産被保険者につき算定した所得割額の12分の1の額に産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じた額を減額するとしています。多胎妊娠の場合は出産予定月の三月前から出産予定月の翌々月までの6か月のうち当該年度に属する月数を乗じた額を減額するとしています。

第2号は、医療費保険分の出産被保険者に係る均等割額の減額について定めるものです。減額する額の算定方法は、第1号と同様になります。

1枚めくっていただき、2ページの第3号は後期高齢者支援金等分の出産被保険者に係る所得割額の減額について、第4号は後期高齢者支援金等分の出産被保険者に係る均等割額の減額について、第5号は介護納付金分の出産被保険者に係る所得割額の減額について、第6号は介護納付金分の出産被保険者に係る均等割額の減額についてそれぞれ定めるものです。減額する額の算定方法は、第1号と同様になります。

3ページの第24条の3は、出産被保険者に係る届出に関するもので、今回の一部改正で追加される条文になります。

第1項で、国民健康保険税の納税義務者は出産被保険者が世帯に属する場合には、各号に掲げる事項を記載した届け書の提出をしなければならないとしています。第2項で、届け書の添付書類について。第3項で届け書の提出時期について。第4項では、第1項の規定に関わらず町長が当該出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届け書の提出を省略させることができるとしています。

最初に戻りいただきまして、3枚めくっていただき、改正分附則を御覧ください。

附則第1項で、この条例は令和6年1月1日から施行するとしております。

また、第2項で、この条例による改正後の菊陽町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に関わるもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に関わるもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第4 議案第66号 半導体関連産業の集積に伴う特定公共下水道の設置等に関する協議について

○議長（福島知雄さん） 追加日程第4、議案第66号半導体関連産業の集積に伴う特定公共下水道の設置等に関する協議についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹さん） それでは、議案第66号半導体関連産業の集積に伴う特定公共下水道の設置等に関する協議について御説明いたします。

菊陽町と合志市をまたぐセミコンテクノパーク周辺地域一帯につきましては、今後もさらなる半導体関連産業の集積が見込まれ、半導体産業基盤の強化や雇用拡大が期待される一方で、工場排水の増加への対応など受入れ環境の整備を迅速かつ確実に実施する必要があります。そのため、半導体関連産業の集積に伴う排水対策につきまして、11月6日に県に対し、熊本県が事業主体となり進めていただくための要望書を合志市と連名で提出し、この要望を引き受けていただき、11月20日に熊本県を事業主体とした県、合志市、本町の三者による基本協定を締結いたしました。この熊本県を事業主体とした特定公共下水道の施行について、下水道法第3条第2項の規定により御審議いただくものです。

次の参考資料を御覧ください。

令和5年11月21日に、熊本県より半導体関連産業の集積に伴う特定公共下水道の設置等について熊本県において行うことの協議書を受けました。

事業内容は、終末処理場及び管渠の設置、改築、修繕、維持その他の管理となっており、対

象地域はセミコンテクノパーク周辺地域となっております。

最初に戻っていただき、町の回答としては異議なく応じることにしておりますので、そのことにつきまして議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第5 議案第67号 公の施設の他の団体の利用に関する協議について

○議長（福島知雄さん） 追加日程第5、議案第67号公の施設の他の団体の利用に関する協議についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹さん） 議案第67号公の施設の他の団体の利用に関する協議について御説明いたします。

これは、先ほど議案第66号で説明いたしました半導体関連産業の排水対策を進める上で、特定公共下水道の整備が完了するまでの間、一時的に熊本北部流域下水道で受け入れる方針であるため、セミコンテクノパーク周辺の合志市24.4ヘクタールからの流入に対し本町の下水道施設を介することから、その利用において地方自治法第244条の3第2項の合志市との協議について、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次のページの協定書を御覧ください。

合志市との協議は、協定書の締結により行うものです。

まず、第1項の公の施設の名称は、菊陽町公共下水道施設で堀川第3汚水幹線及び堀川第4汚水幹線であります。

第2項の公の施設の場所は、別紙位置図1を御覧ください。

図上の赤線の部分となり、上流は県立技術短期大学西側の交差点から、下流は西部町民センター東側交差点までの約8キロ区間であります。

次に、協定書第3項の施設の利用目的は、セミコンテックノパーク周辺の半導体関連産業の集積に伴う排水対策のためであります。

次に、第4項の施設の利用関係につきましては、別紙位置図2を御覧ください。

対象となる排水区域は赤色の着色部分の24.4ヘクタールであり、その排水に当たっては菊陽町及び合志市の下水道条例規則に準じて設置、維持管理等を行います。

次に、第5項の経費の負担について、施設の建設及び改良、維持管理に関する経費を相互に負担するものとし、その額や納入方法等について合志市と協議し決定していくところであります。

次に、第6項の施設の利用期間は、特定公共下水道の供用開始日までとしております。

次に、第7項の施設利用の範囲は、利用に関して許容排水量を合志市と協議して定め、定期的の実績排水量の報告を求めるものです。

次に、第8項の施設の管理等は、利用時の維持管理や利用完了時に原状復旧等の必要が生じた場合は、その対応等について菊陽町と合志市が協議して定めるものとしております。

最後に、第9項のその他で、この協定の円滑な運営を図るため必要な事項は、菊陽町と合志市が協議して定めるものとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思っております。

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和5年第4回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時26分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福島 知 雄

菊陽町議会議員 布 田 悟

菊陽町議会議員 佐 藤 竜 巳

菊陽町議会会議録
令和5年第4回12月定例会

令和5年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 福島知雄
編集人 菊陽町議会事務局長 内藤優誠
印刷 株式会社 きょうせい九州支社
電話 (092) 831-0700 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代)(096) 232-2111  
議会事務局TEL(096) 232-4919